

令和4年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

令和4年2月21日（開会）

令和4年3月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和四年第一回定例会会議録

(令和四年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（2月21日）（月曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 森武一議員の議員辞職勧告決議案について 休憩、議運、説明、質疑、討論、表決	9
1. 報告第1号 上程 報告	15
1. 報告第2号・報告第3号 一括上程 報告、質疑、討論、表決	16
1. 議案第1号～議案第3号 一括上程 説明、質疑、総務文教委員会付託	18
1. 議案第4号 上程 説明、質疑、各常任委員会・庁舎整備検討特別委員会付託	22
1. 議案第5号～議案第11号 一括上程 説明、質疑、各常任委員会付託	25
1. 議案第12号～議案第22号 一括上程 説明	30
1. 請願第7号・陳情第13号 一括上程 請願第7号 産業厚生委員会付託 陳情第13号 庁舎整備検討特別委員会付託	33
1. 日程報告	34
1. 散 会	34

第2号（3月3日）（木曜日）

1. 開 議	36
1. 議案第4号～議案第11号 一括上程 委員長報告、質疑、討論、表決	36
1. 議案第23号 上程 説明、質疑、総務文教委員会付託	39

1. 令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	40
堀内 貴志 議員	40
1 コロナ感染防止対策の徹底について	
(1) コロナ感染の現状について	
(2) “コロナ差別”と人権侵害について	
(3) コロナ差別防止条例の制定について	
2 コンビニ交付事業について	
(1) 事業の内容と実施時期について	
(2) 事業のメリット、デメリットは	
前田 隆 議員	49
1 市職員の定員適正化について	
(1) 業務量調査報告から分かる勤務実態と改善について	
ア 業務量から17名不足とされているが現在の定員を235名としている根拠と経緯について伺う	
イ 業務改善は事務の効率化、外部委託、任用職員の活用で超過勤務に対応としているがどんな業務を効率化して取り組むのか伺う	
ウ 権限移譲等で業務負担増が続く中、現状の定員で非定型業務を遅延なく効果的に推進・対応できるか伺う	
エ 定員増で定員適正化を図るべきと思うが市長の見解を伺う	
2 小学校の教科担任制について	
(1) 導入の目的と意義について伺う	
(2) 本市の現状と導入予定や方法、教科担任制の確保について伺う	
(3) 複式学級制を取っている小規模校の教科担任制対応について伺う	
3 ふるさと応援寄付金について	
(1) 自主財源確保にはふるさと応援寄付金が重要、更なる寄付金増額に向けた取組について伺う	
ア 本市のふるさと納税のホームページを更に寄付者の視点に立った内容に改善して増額を	
イ 返礼品の開発とパソコンを持たない店等の参加取組について伺う	
ウ 企業版ふるさと納税に繋がるまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業計画について伺う	
4 市債発行計画について	
(1) 令和4年度の市債発行計画について当初予算は7億7千万円だが多くないか、最終発行額は財政改革プログラムの計画8億7千万円以	

	内で抑えられるのか見通しを伺う	
	(2) 令和4年度以降の市債発行額は財政改革プログラムを遵守し、計画8億7千万円以内の方針を堅持していくか副市長に伺う	
森 武一 議員	60
1	随意契約について	
	(1) ふるさと応援寄付業務委託は、公正な処理がされてきたのか	
	(2) 公正・公平な取扱いとなっているのか	
	(3) 市の契約は、一般競争入札が原則ではないのか	
	(4) 検証・再発防止について	
2	10年後の地域を見据えて	
	～共に支え合う地域づくりを推進するために～	
	(1) 持続的な地域活動の担い手育成について	
	(2) 地域の記録・記憶をつなぐためには	
	(3) 集落水道について	
	(4) 集落墓地の管理について	
池田みすず 議員	74
1	コロナ禍の中でのイベントについて	
	(1) 産業祭について	
	(2) 成人式について	
2	子育て支援について	
	(1) 来年度の取組について	
3	GIGAスクールについて	
	(1) 今年度の取組と課題	
	(2) 今年度の課題を踏まえた来年度の取組	
新原 勇 議員	84
1	垂水市のPRについて	
	(1) 第19回KKBFふるさとCM大賞について	
	ア 参加しなかった理由と予算付けは	
	イ 今後の参加予定と今後の方針は	
	ウ CM大賞の位置付けは	
	(2) マンホールカードの製作は	
2	森林伐採の計画的な管理について	
	(1) 垂水市の伐採届について	
	(2) 垂水市の年間伐採量は	

- (3) 伐採後の造林について
 - 3 ため池について
 - (1) 特定ため池と農業用のため池の維持管理の違い
 - (2) 高齢化と農業人口減少により管理をどうするのか
 - 4 消防団活動について
 - (1) 年額報酬と費用弁償について
 - ア 消防学校における出動報酬は
 - (2) 女性消防団員の活躍推進について
 - 5 感染症まん延防止地域への出張職員のPCR検査について
 - (1) 職員のPCR検査予算措置は
 - 6 垂水中央病院・コスモス苑について
 - (1) テレビ電話面会の拡充について
 - ア 利用状況
 - イ 日祭日1時間でも設けることはできないか
- 感王寺耕造 議員 93
- 1 消費生活相談 啓発と対策について
 - (1) 光ブロードバンド整備事業の終了により、NTTはもとより、代行業者等電話・訪問販売が激化しているが、相談の事例は。また、啓発と対策について
 - (2) その他、相談の傾向は
 - 2 森林環境譲与税事業について
 - (1) 課税と譲与の中身について
 - (2) 森林所有者と林業事業体のマッチングの具体的内容は
 - (3) 自伐林業（林家）の育成と収入増の対策は
 - (4) 所有権者の特定と隣接地との境界確定について
 - 3 住宅対策について
 - (1) 柘原団地建替事業について
 - ア 建て替えが必要なのか。他公営住宅への転居で解決できるのでは
 - (2) 未利用の教職員住宅を市営住宅として活用できないか
 - (3) 新設ではなく、空き家の有効活用は
 - 4 両支所の現状とこれからの方向性について
 - (1) 両支所の利用状況について
 - (2) これからの方向性について
 - (3) 日本郵政への事務包括受託の進捗はどうなっているのか

5	コンビニ交付事業について	
	(1) 事業費の内訳はどうなっているのか。また財源は	
	(2) 個人情報の安全性は、担保できるのか	
1.	日程報告	105
1.	散 会	105

第3号（3月4日）（金曜日）

1.	開 議	108
1.	令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	108
	篠原 静則 議員	108
1	マイナンバーカードについて	
	(1) マイナンバーカードの交付状況について	
	(2) マイナンバーカード取得のメリット及びデメリットについて	
	(3) マイナンバーカードの申請方法（高齢者支援）について	
2	相続未登録について	
	(1) 相続放棄地等の固定資産税賦課について	
	ア 所有者が亡くなり相続登記がなされない土地や家屋の本市における現状は	
	(2) 相続放棄する者への対応指導について	
	ア 本市の課題と取組は	
	(3) 相続放棄された土地等のその後について	
	ア 相続登記がなされない原因と解消のための取組は	
	(4) 事業推進に対する影響について	
3	農政について	
	(1) 農業委員会事務局長の専任について	
	北方 貞明 議員	115
1	コロナウイルスの感染対策について	
	(1) 感染者発表が遅れた理由。発表前の対策会議に市長が欠席した理由について	
2	ゴミステーションについて	
	(1) 借地料について9月、12月議会の答弁では各課と協議するとの事であったが、その結果は	
	梅木 勇 議員	121
1	農道等整備事業（環境整備班）について	

- (1) 環境整備班の体制は
 - (2) 事業の業務、計画は
 - (3) これまでの委託、工事請負への影響は
 - 2 新規就農者支援について
 - (1) これまでの支援事業の実績は
 - (2) 支援を受けた就農者の継続状況は
 - (3) 支援者数と今後の課題は
 - 3 要配慮者個別計画作成支援業務委託について
 - (1) 事業の目的と内容について
 - (2) どのように活用されるのか
 - 4 保育士等の処遇改善臨時特例事業について
 - (1) 改善の内容は
 - (2) 施設数・対象者は
 - (3) 今後の財源は
- 持留 良一 議員 1 2 8
- 1 予算の視点と財政の考え方及び対策は
 - (1) 自治体独自の取組に活用できる「地方単独事業分」の市町村交付限度額が自治体に示された。交付決定は3月中とされ、22年度へ繰り越しすることも認めているが、どのような目的をもって要求され、決定額はどうなったか
 - (2) 自治体のコロナ禍における住民要求実現のための財源は一定確保されていると認識するがどうか
 - (3) 予算編成方針では財政状況に陰りが見え始めしていると示している。コロナ危機を乗り切るために何が求められているか。乗り切るためには、感染防止と社会的弱者支援を優先し、福祉施策を優先し、地元中小零細企業・地場産業を中心として地域内経済循環の確立を目指すことが重要と考えるが認識を問う
 - 2 コロナ禍と「セーフティーネット」対策
 - ～市民の生活を守る視点と制度の利活用と改善と充実
 - (1) コロナ禍による生活困窮は、非正規雇用、女性、ひとり親、個人事業主など生活が不安定な人たちに集中しているという認識はあるか
 - (2) こうした生活困窮者に対する「セーフティーネット」は、コロナ禍以前から脆弱なものであるとの認識はあるか
 - (3) 来年度予算案では、施策は限られた予算で評価できる点はあるが、

対応できる「セーフティネット」の運用の改善は図られていない。
財政がなければ各種減免制度の運用・改善によって救済はできるが、
検討されたのか。検討されていないのであれば、なぜこのような時に
検討されなかったのか問う

3 行政のデジタル化の課題（標準化・共通化・行政手続きのオンライン化）
～個人情報保護条例を守り、さらに発展させることが住民サービスと住
民自治をまもる防波堤

(1) 「行政のデジタル化の問題点」について問う

ア 個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。個人情報保
護の規制緩和・撤廃は許されない。守れるのか。

～個人情報を、本人の同意なしに、第三者に提供する仕組みづく
り（匿名加工制度・情報連携～行政からの外部提供）になってい
く懸念があるがどう考えるか

イ 不当に収集・利用・提供された個人情報の消去を請求する権利を
明確に定める必要が求められているが、その後の検討は。「自己
情報コントロール権」の保障が必要では

ウ 住民サービスの後退につながらないか

～政府は地方自治体の基幹業務システムを、国が定める標準準拠
システム（「情報システムの共同化・集約」）へ移行することを
法律で義務付け、ガバメントクラウドの利用を努力義務付け、カ
スタマイズは原則禁止の方向。そうすると住民サービスをやめる
自治体が広がる恐れが出てくるのではないか。独自の住民サービ
スが実施できない場合、どのような対応が求められていくか。

～このような時、「地方自治法第2条第13項」は、どのような
役割を果たすのか

4 学びの保障・学びの多様性は整っているのか。ギガスクール、子どもた
ちの最善の利益が優先されているのか

(1) 「一人一台端末」制度は、子どもの心身にどのような影響をあたえ
ているのか。また、懸念があるのか

ア 文科省は、タブレットの使用は、教科書との比較で年間2分の1
以上使用してはいけないと、また、本市もその方針で取組んでい
るはずだが、どうなっているか。「手段」から「目的」になるの
ではないか

イ そのことによる子どもたちへの影響、危惧されることが健康面や

教育の面（手書き学習）で懸念されるがどうか。電磁波　ドライ アイ　ブルーライト等	
ウ　教職員の多忙化（長時間労働）は改善されたのか	
（２）財政面や維持管理面での問題や課題をどのように認識しているか	
ア　機器の更新（５年）に伴う課題（購入の財政問題・機器の処理） やランニングコストはどうなっていくのか	
イ　今後の取組について　国等への要請	
池山　節夫　議員	1 4 1
1　市政について	
（１）令和４年度、垂水市施政方針について	
ア　保育士等処遇改善について	
イ　G I G Aスクール関連予算について	
ウ　デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上予算について	
（２）新型コロナウイルス対策について	
ア　３回目ワクチンのスケジュールについて	
イ　潜伏期間について	
ウ　コロナ差別や偏見いじめ誹謗中傷対策について	
（３）地球温暖化対策について	
ア　脱炭素先行地域について	
2　教育行政について	
（１）給特法と教職員の働き方改革について	
ア　市内の教職員の労働実態について	
イ　働き方改革実行計画について	
1. 議案第 1 8 号～議案第 2 8 号	1 5 2
予算特別委員会設置、付託	
1. 予算特別委員会正・副委員長互選結果報告	1 5 3
1. 日程報告	1 5 3
1. 散　　会	1 5 3

第 4 号（3 月 1 8 日）（金曜日）

1. 開　　議	1 5 6
1. 諸般の報告	1 5 6
1. 議案第 1 号～議案第 3 号、議案第 1 2 号～議案第 2 3 号、請願第 7 号、陳情第 1 3 号　一括上程	1 5 6

委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第24号～議案第27号 一括上程	162
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第17号 上程	165
説明、質疑、討論、表決	
1. 決議案第2号 上程	167
説明、質疑、討論、表決	
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	167
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程.....	168
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	168
閉会中の継続調査	
1. 閉 会.....	168

令和4年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・21	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・22	火	休 会	委員会 庁舎整備検討特別委員会 (令和3年度補正予算審査)
2・23	水	〃	
2・24	木	〃	(質問通告期限：正午)
2・25	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (令和3年度補正予算審査)
2・26	土	〃	
2・27	日	〃	
2・28	月	〃	委員会 総務文教委員会 (令和3年度補正予算審査)
3・1	火	〃	
3・2	水	〃	
3・3	木	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、令和4年度施策方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・4	金	本会議	令和4年度施策方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・5	土	休 会	
3・6	日	〃	
3・7	月	〃	委員会 産業厚生委員会 (条例・その他議案等審査)
3・8	火	〃	委員会 総務文教委員会 (条例・その他議案等審査)
3・9	水	〃	委員会 庁舎整備検討特別委員会 (令和4年度各会計予算案審査)
			予算特別委員会 (令和4年度各会計予算案審査)
3・10	木	〃	委員会 予算特別委員会 (令和4年度各会計予算案審査)
3・11	金	〃	委員会 予算特別委員会 (令和4年度各会計予算案審査) 【予備日】
3・12	土	〃	
3・13	日	〃	
3・14	月	〃	委員会 予算特別委員会 (令和4年度各会計予算案総括質疑)
3・15	火	〃	
3・16	水	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
3 ・ 1 7	木	休 会 委員会	議会運営委員会
3 ・ 1 8	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第12号））
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第13号））
- 議案第 1 号 垂水市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 2 号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 3 号 垂水市消防団条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 4 号 令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号） 案
- 議案第 5 号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案
- 議案第 6 号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第 7 号 令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第 8 号 令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第 9 号 令和3年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号） 案
- 議案第10号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第11号 令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案
- 議案第12号 令和4年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第13号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第14号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第15号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第16号 令和4年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第17号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第18号 令和4年度垂水市病院事業会計予算 案
- 議案第19号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
- 議案第20号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
- 議案第21号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
- 議案第22号 令和4年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第23号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第24号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

案

議案第25号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第26号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第27号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

意見書案第17号 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入の延期・中止を求
める意見書 案

決議案第1号 森武一議員の議員辞職勧告決議案について

決議案第2号 ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時、無条件での
ロシア軍の完全撤退を強く求める決議 案

大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

請 願

請願第7号 補聴器購入費用の助成を求める請願

陳 情

陳情第13号 安心安全が担保され、将来負担の少ない庁舎等の耐震補強工事の実施についての
陳情

令和 4 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 4 年 2 月 2 1 日

本会議第1号（2月21日）（月曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年2月21日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において梅木勇議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月14日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月18日までの26日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月18日までの26日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和3年11月分及び12月分の出納検査結果報告、令和3年度定期監査の結果並びに令和3年度財政援助団体の監査結果報告

がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 先日開催されました、令和3年第4回定例会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス関連につきまして御報告をいたします。

まず、本市における発生状況についてでございます。

本市におきましては、1月4日に、131日ぶりとなる感染が確認されて以降、連日、市民の皆様への感染が続いているところでございます。21日現在、158名の感染が確認されております。感染された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。一日も早い御回復を祈念いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告をいたします。

3回目接種の状況でございます。

昨年12月、医療従事者への接種を皮切りに、先月31日から、国の通知に基づき、2回目接種の完了日から6か月以上経過した高齢者の皆様に対し、前倒しして接種を開始したところでございます。

また、5歳から11歳までの子供へのワクチン接種につきましては、法に定められた開始月である3月に、接種したい方が接種できるよう、現在、肝属郡医師会などの関係機関と調整を行っているところでございます。

現在、新たな変異株であるオミクロン株による感染が拡大をしております。今後も、市民の皆様に対しましては、正確な情報をお伝えいたしますとともに、速やかにワクチン接種ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、経済対策につきまして御報告いたします。

商工業者への支援対策として実施してまいり

ました「きばいやんせ」プレミアム付商品券事業につきましては、4,268世帯の市民の皆様から購入をしていただいたところでございます。本事業を通じまして、消費意欲の喚起が図られ、市内の資金循環による商工業の景気回復につながったものと考えております。

また、観光関連企業や特産品販売業者への支援対策といたしまして、大変好評を得ておりましたたるみずおもてなしキャンペーンの第2弾につきましては、12月25日から来月10日までの間、実施してまいります。

本事業は、本市の対象宿泊施設へ宿泊された方々へ、合計2,200個の特産品を贈呈するものであり、落ち込んでいる宿泊施設の売上高の増加並びに観光需要の喚起につながるものだと考えております。

次に、コロナ関連以外の事項につきまして御報告をいたします。

初めに、総務関係についてでございます。

高速光通信のための光ブロードバンド整備事業の進捗状況についてでございます。

これまで、光ファイバーが未整備であった牛根、柘原、新城地区につきましては、国の補助金を活用し、昨年2月に、NTT西日本様と協定を締結し、光ファイバーの整備を行っていただいたところであり、3月18日から、3地区一斉に高速光通信サービスが開始されることになりました。この開通により、今後、デジタル化社会の中で、大きな前進となる整備が前進することとなると考えているところでございます。

なお、サービス開始に際しまして、予定をしておりました住民説明会が、感染症拡大防止のため実施できなくなりましたことから、住民の皆様には、サービス事業者の方から、チラシ等により、申込み受付に関する周知がなされたところでございます。

次に、企画政策関係についてでございます。

去る12月22日、大塚製菓株式会社様と本市に

おきまして、包括連携協定の締結式を行ったところでございます。今後、この協定に基づきまして、健康の基本となる食生活や運動習慣の実践などを目的とした健康づくり教室等の実施や、スポーツ分野における熱中症等への対応、ライフステージに応じた健康づくりなどについて、これまで培われた知見や経験を活用させていただくことで、市民の皆様によりよい生活環境の充実につながりますことを期待しているところでございます。

また、先月19日には、第一生命保険株式会社様と包括連携協定の締結式を行ったところでございます。今後、この協定に基づきまして、疾病予防対策や各種検診等の受診啓発、本市の特産品や観光、イベントのPRなどによる地域経済、産業の活性化、教育分野やスポーツ分野における連携などを通じまして、市民の皆様がより充実したものとなることを期待しているところでございます。

次に、会計関係についてでございます。

市税、保険料などにつきましては、昨年4月より、コンビニ納付やキャッシュレス決済を導入しておりますが、今月1日から、市民課窓口におきまして、スマホアプリによる手数料納付が可能となったところでございます。

具体的には、住民票、税証明などの交付手数料がスマホアプリのPay Payにより納付できるようになるものであり、市民の皆様へのさらなる利便性の向上が図られることに加えまして、感染防止対策の面におきましても、その効果を期待しているところでございます。

次に、福祉関係についてでございます。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金につきましては、1回目の支給を先月20日に、また、2回目の支給を今月17日に行ったところでございます。

支給対象者の方々につきましては、順次、確認書を送付しており、相手方から確認書が返信

され次第、速やかに支給する予定でございます。

次に、農林関係についてでございます。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、今年度も県内で3件の発生が確認をされております。本市におきましては、100羽以上の養鶏農家への消石灰無償配布や飼養農場周辺道路の消毒を適切に実施したところでございます。

次に、サツマイモ基腐病についてでございます。

国の支援事業への申請につきましては、生産者に対しまして、本市職員がその手続等を支援いたしますとともに、生産者の皆様から、様々な相談に対しまして、個別に丁寧に対応したところでございます。

引き続き、大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームをはじめ、関係機関と連携し、有効とされる健全な苗の確保、圃場の排水性改善、サツマイモ残渣の適切処分、定期的な農薬散布といった基本的な対策を推進し、本病の感染拡大防止に努めてまいります。

次に、水産商工観光関係でございます。

スポーツ合宿につきましては、12月末から先月にかけて、県内外の中学生5チームが参加いたしましたFC KAJITSUフェスティバルや県内外の高校生7チームが参加いたしました第1回大隅半島U-17サッカー大会などが開催され、選手関係者や保護者など、多くの方々から本市においていただいたところでございます。

コロナ禍ではありましたが、合計13団体が来集され、滞在延べ人数は約1,100人を数えましたことから、本市にとりまして、大きな経済効果の1つになったと考えているところでございます。

また、第27回U-10サッカー大会につきましては、先月15日から16日にかけて、参加者並びに感染者の感染予防対策を講じた上で開催したところでございます。

市内外より46チームが参加し、たるみずスポーツランドをメイン会場として、熱戦が繰り広げられたところでございます。うち5チーム150名ほどの関係者が市内の施設に宿泊していただき、交流人口の増加や経済効果にも貢献していただいたものと考えているところでございます。

民泊型教育旅行につきましては、10月末から12月にかけて、国内5校、約660人の中高生をお迎えしたところであり、生徒と民泊家庭において、新たな出会いと思い出を育んでいただいたところでございます。

次に、学校教育関係でございます。

全国的に新型コロナウイルス感染者の低年齢化や学校関係、児童施設等での感染拡大が連日報道されており、本市や周辺市町においても、小・中学校での感染拡大が懸念されている状況となっております。

本市におきましては、出席停止等で、やむを得ず登校できない児童生徒に対しましては、全ての小・中学校が持ち帰ったタブレット端末を活用したオンライン授業や家庭学習を実施し、学びの保障を徹底しているところであり、保護者皆様方の安心につながっているものと考えているところでございます。

次に、社会教育関係でございます。

先月3日と5日、文化会館におきまして、令和3年と令和4年の成人式を開催いたしました。令和3年の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年越しの開催となりましたが、関係者を含め、130名の参加があったところでございます。

コロナ禍の影響による暗い世相を、新成人の自分たちが、明るい未来を切り開いていくという決意と、成人式をその第一歩にするという願いを込めて、飛躍、輝く未来への一歩をテーマに掲げて開催いたしました。

次に、令和4年の成人式につきましては、関

係者を含め、190名の参加があったところ
でございます。保護者、先生、友達など、様々
な方々への感謝の意を込め、感恩戴徳、心
からのありがとうをテーマに掲げて開催
いたしました。

両成人式とも、新成人で構成された
実行委員会を中心に企画されたもので
ございます。新成人の代表による二十歳
の主張や恩師の先生方が出演をした
ビデオメッセージの上映等があり、厳
粛な雰囲気の中に、すばらしい成人式
が開催されたところでございます。

廃棄対象となった図書を無償で市民に
提供する、いわゆるブックリサイクルに
つきましては、今月2日から12日まで
の間、市民館大ホールにおきまして開
催したところでございます。昨年10月
に1回目を開催したところ、市民の皆
様から大好評だったため、2回目を実
施したものでございます。

期間中は300人の利用があり、1,346
冊の図書がリサイクルされたところで
ございます。本事業を通じまして、市
民の方々が様々な本に触れる機会が
創出されるものと考えているところで
ございます。

また、ブックリサイクルと併せて、「第
六垂水丸の遭難を語り継ぐ会」の展
示も、同時に開催をいたしました。戦
争や戦争がもたらした悲劇について、
決して風化させることなく、後世に
語り継ぐために、定期的を開催して
いるものでございます。

また、第7回和田英作・香苗記念
絵画コンクールの一般部門とジュニア
部門の展示につきましては、先月16
日から23日までの間、市民館で実
施されたところでございます。

一般部門につきましては、県内はもと
より、遠くは北海道などから計115
点、未就学児、小学生・中学生から
なるジュニア部門につきましては、
計398点の応募があったところで
ございます。

今回のコンクールは新型コロナウイルス感
染

症防止対策を講じながらの開催では
ありましたが、昨年を上回る336名
の来場者があり、市民の皆様に直接、
芸術文化を鑑賞していただくことの
重要性を再認識したところでござい
ます。

今後も感染防止対策を講じながら、
市民の皆様の生きがいづくりや文化・
芸術・スポーツの振興と地域の活性
化に寄与できるような様々な取組を
進めてまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、諸般の
報告を終わります。

△森武一議員の議員辞職勧告決議案
について

○議長（川越信男） 先ほど、池山
節夫議員から、森武一議員の議員辞
職勧告を決議されたいとの動議が提
出をされました。堀内議員の賛同
がありますので、会議規則第14条の
規定により動議は成立いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会を開き
ますので、委員の皆様は、委員会室
へお集まりください。

午前10時20分休憩

午前10時45分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き
続き、議会を開きます。

議会運営委員会において、追加日
程第1として議題とすることといた
します。

地方自治法第117条の規定によ
って、森武一議員の退場を求めま
す。

[森 武一議員退場]

○議長（川越信男） 提案者の提
案理由の説明を求めます。

○池山節夫議員 それでは、森武
一議員に対する議員辞職勧告決議案
の提案理由を述べさせていただきます。

令和4年2月3日、大隅肝属広域
事務組合の議会が開催をされました
が、この大切な議会の

開催当日に不適切事案が発生いたしました。翌日、2月4日に、池田みすず議員より私に電話がありました。

その内容は、昨日、大隅肝属広域事務組合の議会が開催をされましたが、事務組合前の駐車場で森武一議員と会ったにもかかわらず、森議員は、所用のためという理由で欠席であったこと、そして、池田みすず議員によれば、議会が終わって出てきたときに、森議員の車は隣接する温泉施設、肝属地区環境ふれあい館駐車場にまだいたという証言でした。池田みすず議員は、こんなことが許されているのでしょうかと憤慨されておりました。

大隅肝属広域事務組合とは、肝属地区における広域行政として、平成21年4月に3つの一部事務組合を統合して発足した事務組合であり、同組合の議会は、組合に参加する2市5町の自治体から、それぞれの首長と2から3名の議員が選出されて構成され、定例議会が年2回、それと、必要に応じて臨時議会が開催され、議員報酬として、年額4万8,000円が支払われます。

同組合の議員は、参加している各自自治体を代表して、予算決議等の議論を交わしており、当然ながら、垂水市の利害、さらには垂水市民の利益や不利益に関係してくる重要な責務を担っております。垂水市議会では、総務文教委員会から池田みすず議員、産業厚生委員会から森武一議員を議会代表として選任しています。

今、鹿児島県でも、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が出るほど、オミクロン株感染が問題となっていますが、このような事態では、新型コロナウイルスに感染する危険性はだれにでもあります。そして、感染した人を誹謗中傷することは絶対にしてはいけないことです。

私は、2月14日の議会運営委員会において、森武一議員に2月3日の事実関係を確認しました。森議員は、1、副市長に感染が出た後、土曜日に少し、一緒に席をすることがあったから、

その影響で、うちの息子も妻も、また母親も仕事を休まざるを得なかった。

2、副市長に新型コロナウイルス感染が出た後、市長が感染をしているかどうか、総務課長に聞いたが、検査をして陰性だという話ではあるが、どういう検査をしたか分からない。

3、市長が何の検査を受けているか分からない状態で、大隅肝属広域事務組合の議会に出席し、市長と同じ並びに座るのはリスクが高いと思ひ、欠席届を出しました、という主張をされました。

衆議院議員森山ひろし先生が、1月29日土曜日、垂水市牛根松ヶ崎地区を現地視察されました。森議員が副市長と席を少し一緒にしたと言われるのは、このときのことのようにありますが、副市長は、森議員とは挨拶程度で、会話はほとんどされていません。この2日後の1月31日に副市長の感染が判明しましたが、尾脇市長は陰性が証明されています。森議員はこのことを確認した上で、まだ、尾脇市長の感染を疑っています。

森議員は、大隅肝属広域事務組合の議会当日、午前10時過ぎ、垂水市議会事務局への電話において、今から肝属清掃センターへ向かいますが、尾脇市長が大隅肝属広域事務組合の議会に出席されるなら欠席するつもりだと話しています。このときの議会事務局は、尾脇市長は陰性の結果が出ていることを伝えていますが、しかしながら、森議員は、尾脇市長の到着を待ち、出席を確認した上で、隣の温泉施設へ移動しています。

池田みすず議員とともに、垂水市議会を代表して出席し、市長とともに垂水市民の利益のために議論すべき責務のある議員でありながら、職務放棄は許されるものではありません。さらに、議会が開催されている時間に家族湯に入っていたのは事実と認めましたが、議会運営委員会での議論中、議事録として残されるのは困るとか、議事録の削除をしてくださいなどという

発言を執拗に繰り返し、議会運営委員会を紛糾させたことについては、もう言葉がありません。

我々議員は、選挙によって、市民の皆さんの負託を受けて、選良として、この議場に立たせていただいております。新人議員だとか、当選回数に関係なしに、同じ議員として活動しています。

私は、ここまでの事実を照らして、垂水市民の皆さんの気持ちになって考えました。1、森議員は選良たり得るだろうか。2、森議員に、このまま議員としての活動をさせて、市民の皆さんは納得されるだろうか。3、何もしないで、森議員以外の13名の議員を、市民の皆さんは許して下さるだろうか。私の答えはノーです。

市内だけでなく、市外に行つてまで、自分の思い込みによる市長の名誉を傷つける欠席理由や議会中の家族での温泉入浴行動は、垂水市議会議員全体の評価に影響を与えかねません。垂水市民の利益を守り、市民の幸福のために、その負託に応じて働くべき垂水市議会議員としては、著しく資質に欠け、不適格と判断し、森武一議員の議員辞職勧告決議案を提案いたしました。

以上です。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 今回の報告を聞きまして、確かに、2つの点で大きな問題を生じているというふうに思います。また、議会基本条例の第4条には、議員の行為規範というのがあります。

議員は、自ら市民の代表であることを深く自覚し、高い志の下、その活動に当たっては公正性及び透明性を重んじて行動し、その行為により市民に疑惑や不信を招くことがないようにしなければならないというふうに書いています。

もう1つ、政治倫理条例、いわゆる議員のがあるんですけども、議員の責務は、市民全体の代表として、市政に携わる権能と責務を深く自

覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならないと。

そして、基準というので、第4つ目のところに、市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことということを確認に、確かに、こういう点からも、今度の森議員の行動は、やはり問題があったと言わざるを得ないというふうに思います。まず、その点を指摘しておきたいと思

います。であるならば、果たして辞職勧告が、いわゆる法的効力を生じない。これが妥当なのかどうなのかという、私は問題点に、次は移りたいと思います。

そういう中で、2月3日にこの行為が発生しています。そして、本来であれば、私は本当に、このことに関して、地方自治法では、134条から137条、いわゆる、除名も含めた懲罰を求めているんですね。私はこっちのほうが、より効果的な形で、彼に対する対応ということは、非常に法的な面からも、そのことを指摘することができるのではないかと。

ただ、規則では、事態発生から3日以内という縛りがあることによって、こういう形で、全国でも辞職勧告決議ということが多くいんですけども、しかし、今提案された中身では、2月4日にそのことを知ってらっしゃる。そうすると、時間的な余裕はあったはずなんですね。

そして、なおかつやっぱり、効力ということを考えてとき、そういう意味では、懲罰を求める。その中には、公開の場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名等、これは成立要件が出てきますけども、そういう方法があったほうがもっと効果的で、効力を発する。そういう点からも、その対応をとるべきではなかったかと私は考えます。

辞職勧告というのは、先ほどやったとおり、

以前も、これも議論がありました。私はそのとき、反対いたしました。なぜかという、こういう問題があるから慎重にやらなきゃならないし、なおかつ、効果的な方法にならないと。議会としての対応、解釈、そういう視点も必要じゃないかということで、そのときも、その辞職勧告というものには反対いたしました。

やはり、今回もそういう立場で、私はやはり、この地方自治法の法律の立場に立っての懲罰を求める。このことが議員にとっても非常に効果的であって、社会的にもその制裁を受ける、そのことが言えるんじゃないかなというふうに思いますが、この点はどうだったのでしょうか。

○池山節夫議員 質問の趣旨を伺いますが、懲罰動議をなぜ出さなかったか、この議員辞職勧告を出したのかということでしょうか。

○持留良一議員 はい、いいですよ。

○池山節夫議員 あのですね、私が聞いたのは2月4日で、もう一日たっています。それで、懲罰動議を出す、そういう手法もあったでしょう。しかしながら、森議員の行った行動が事実かどうか、これは、私は池田みすず議員に聞いた範囲です。それを確認するのに、ではどういう確認の方法があるかということで検討しました。

私は、市長を送って運転していった市の職員にも確認をいたしました。それでもですね、もし懲罰動議を出す、あるいは、このことを出す。そのときに、本人にしっかり「はい。お風呂にも入っていました。私の理由はこうでした」そのことを確認しないで、安易にこういう懲罰動議なりを提案した場合に、どこかに不備があったり、欠陥があったりした場合、それは私の責任になりますから。ですから、議会運営委員会が2月14日に開催される。その時点で、森議員も議運の委員でありますから、御本人が、何らやましいこともないのであれば、私の質問に答えられるでしょうし、それが妥当であれば、私

はこういう議員辞職勧告決議案は出しませんし。したがって、そこで事実を確認するために、議運の開催される当日まで待って、御本人の事実確認の意見を聞いた上で、あっ、やはりこれは事実として間違いないんだと、不適格だということで、この議員辞職勧告決議案を提案いたしました。よろしいですか。

○議長（川越信男） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○感王寺耕造議員 私は、反対の立場で討論いたします。

確かに、森議員の今回の軽率な行動はいかなものかとは考えますが、根本的に、この問題につきましては、森さんの立場を考えると、コロナからの危険回避の問題という部分もあるとは思っております。

ちなみに、2月1日の南日本新聞の中映記者の記事であります。副市長がコロナに感染された。これは副市長の責任ではないと思えます。だれがかかってもしょうがない状態です。それは理解しますが、1日に副市長の感染が発表された後、接触した職員20名以上、22名だったと思えますが、PCR検査を受けたと。

中映記者の取材には、市長がPCR検査を受けたという部分は、総務課長もまた、企画政策課の課員も明言はなかったということであり。市長も感染しているのではとか、市民はもちろん、市役所内部や議会に疑念が広がったのは当然だろうと書かれております。市当局の情報提供がもっと早く分かりやすければ、混乱はなかったのではないかと結んでおられます。検証もしていただきたいという部分の意見も書いてあります。

私の言わんとするところは、この一連のコロ

ナの対応ですね。この部分の、きちっと説明責任を果たされておれば、森議員も危険回避をすることなく出席されたと信じております。

また、先ほど、冒頭で市長の諸般の報告がありました。1月25、26、27日の東京出張については、何らの言及がありません。公費を使って出張されたわけですから、この部分についても説明があるべきだと考えます。しかしながら、残念ながら、説明はありませんでした。こういう部分につきましては、問題があったということであり、きちっと説明責任を果たしておられれば、こういう問題はなかったのではないかと考えております。

確かに、森議員の行動は軽率であり、許されざるべきものではありませんが、ただ、一議員の前に、自分の身を守る、また、家族を守る、子供を守る、危険回避をするという部分については、理解は示すべきであります。

また、先ほど、持留議員から質疑がありましたが、議員辞職勧告ではなく、きちっと懲罰委員会を作りまして、その中で、きちっと実効的な罰といたしますか、そういう部分を踏るべきではなかったかと考えております。

以上の2点をもちまして、私はこの動議に反対いたします。同僚議員の御了解をよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ほかに討論はありませんか。

○北方貞明議員 私は、反対の立場で討論させていただきます。

2月3日、大隅広域事務組合の会議が開催されたわけなんです。この時点では、市長の陰性というものは発表されていないと思います。だから、こういう森議員の問題が発生したと思います。

私は、その後、総務課長のところに行きました。総務課長、この問題は怎么样了。分かりませんという返事でした。ええっ、市長

がどうか分からないとはどういうことかと。検査を受けられたのかどうか。分かりません。それから数日後、行ったとき、今度は、その結果はどうだった。受けられたらしいです。そして、抗原検査をされたのか、PCR検査をされたのか、どっちなんだ。それは分かりません。個人情報に値しますから言えません。本当に市長は個人情報で逃げられるのか、公僕という大切な仕事をされている。

市長はこれまで、いろんな場面で防災無線を使われ、市民に注意するようにやられていました。ところが、自分ではそれを回避しております。そして、その後、大分たってからですけども、副市長にも聞きました。副市長、どうだったんですか。なぜ発表されないんですか。個人情報と市長としての立場、その線引きが難しいと述べられました。だから、私が聞いた範囲では、その検査をしたとか、どうだったか、はっきりした返事はもらっておりません。

そういうことで、こういうことが、事案が発生したわけなんですけど、市長がはっきりと言われているならば、こういう問題にはならなかったと思います。検査されたんだしたら、正々堂々と陰性だったと証明していただきます。

以上で終わります。

○議長（川越信男） ほかに討論はありませんか。

○持留良一議員 先ほど質疑もいたしまして、問題点等は、私は十分解明されなかった。そうなったとき、やっぱり、原則、原点に立ち返って、こういう問題は、きちっと本来はやるべきではなかったのかということを訴えて、反対の討論をしたいと思います。

いわゆる、地方自治法134条等の除名の手続きができるということを、私たちは法律上は知っています。そして、本会議、委員会での問題行動だということになっています。

先ほど、冒頭で説明があったとおり、これは

明らかに問題行動だということです。そして、何よりも人権にかかわる問題も確かにあったと、私自身も認識できるというふうに思います。

であるならば、この辞職勧告とは、先ほど言いましたとおり、議会の事実上、意思を示す決議になる形になります。いわゆる、先ほど言った法的な効力は生じないと。私たちが大事なのは、法律や条例に基づいて、それに対応していく行動、その基本を持つことによって、その議員の資格等も含めて、適切な形になっているかどうかということを見ていかなければならないというふうに思います。

そうやってきたときに、やはり、私はこの地方自治法の134条から137条、ここを徹底して、本来はそのことを追及する、そういう立場で行動することが重要ではなかったかというふうに思います。

そのことの努力も、やはり重要であり、そのことによる効果、そのことによる政治的な大きな影響も当然、生まれてくると思います。私はそういう原理原則の立場に立った対応こそが議会に求められたということを思いますし、そのことにより、効果も一層発揮できるものというふうに思います。

そういう立場で、この辞職勧告決議に対しては反対をしたいと思います。

○議長（川越信男） ほかに討論はありませんか。

○堀内貴志議員 私は、池山議員から出された議員辞職勧告決議案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

まず最初に話しておきたいことは、我々議会は、執行部に対して、時には厳しく接し、仮に、職員による不正が行われたならば、しっかりと追及し、その責任を問わなければいけません。

そのことは我々議員も一緒です。議員に不正があるならば、議会として、その議員の責任を問う。そして、厳しく追及し、処分しなければ

ならないと思っています。

持留良一議員から質疑のときも、先ほどの討論のときも話がありましたけれども、懲罰もしくは除名に該当する行為だということの説明がありました。確かに、私もそう思います。

しかしながら、懲罰動議を出すには日にちの制限がある。3日間。事が行われてから3日間という制限がある。その3日間の間に事実の確認がとれなかった。仮に、事実の確認をとれないまま懲罰動議を出したときには、やはり、その議員個人の名誉を傷つけることになりますので、やはり、そこは事実を確認しなければならない。だから、今回は懲罰動議を出すことはできなかったということであります。

同僚議員に対して、議員辞職勧告決議を提出することは非常に忍び難いことではありますが、我々議会は、市民の代表として、市民の負託に応える議会として、公正に、公平にかつ厳正に対処しなければならないのではないのでしょうか。

まず冒頭、そのことをお伝えしておきます。

そして、この賛成の理由には、大きく分けて3つの理由があります。

まず1つ目は、垂水市政に対する信用失墜行為ということです。

森議員は、議会欠席の理由について、大隅肝属広域事務組合の事務局を尋ねて、事務職員に対して、副市長が新型コロナウイルスに感染した関係で、市長がPCR検査を含めて陰性だったと証明されていないから、垂水市長が出席するので、コロナに感染するのが怖いから欠席するなどとの理由で議会は欠席していますが、副市長の感染に関しては、そもそも、保健所の調査により、濃厚接触者は同居の奥さんのみと判断されており、市長は濃厚接触に該当せずに、PCR検査をする必要もなかったにもかかわらず、あたかも、市長がコロナに感染しているかのごとく、虚偽の事実を言いふらして議会は欠席したことが、正当な理由による欠席には該当

しないということであります。

また、そのことを大隅肝属広域事務組合の職員のみならず、不特定多数の市民に対しても言いふらしている行為が明らかとなっており、そのことが、垂水市長の名誉を著しく棄損したばかりか、市政に対する混乱と信用を著しく侵害した行為であり、地方議員として、あるまじき行動であると思うこと。

2つ目は、議員としての職務怠慢ということであります。

森議員は、大隅肝属広域事務組合の議会を欠席する際に、事務局において、欠席理由を体調不良と書面で記載しながら、その直後に、同施設内にある温泉施設「肝属地区環境ふれあい館」において、家族で家族風呂に入浴していること、このことは、垂水市議会を代表して議会に出席しなければならない責務があるにもかかわらず、議会開会中の時間帯に家族で温泉入浴を楽しんでいたという事実は、議員としての職務放棄であり、市民を代表する議会議員として、極めて市民を侮辱した問題行動であること。

3つ目は、コロナ感染で悩む方々に対する差別行為ということです。

コロナに感染した方々は、皆、感染したくて感染するわけではありません。日本赤十字社は、新型コロナウイルスには3つの感染症の顔があると訴えています。

第1の顔は病気そのものです。第2の顔は不安やおそれ、第3の顔は、陰悪、偏見、差別です。不安やおそれから、コロナ感染した周辺者に対して、一方的に感染者と決めつけてかかる偏見や差別が今回の問題です。

市長を感染者扱いにして、議会に出席すると感染するからなどと、不特定多数の市民に言いふらす行為自体が、まさに、不安、偏見から来るコロナ差別の典型的なものではないでしょうか。議員として適格性に欠ける極めて悪質な行為であると言わざるを得ません。

今回の対象議員の発言や行動は、垂水市議会議員の政治活動及び職務遂行において、連結かつ公正を確保するための基本となる事項を定めた垂水市議会議員政治倫理条例に反する行為と認め、議員辞職決議案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（川越信男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。決議案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議がありますので、起立により採決いたします。起立されない方は非とみなします。決議案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川越信男） 起立同数であります。可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において、本決議案に対する可否を採決いたします。

本決議案については、議長は可決と採決いたします。

ここで、森議員の除席につきましては、これを解除いたします。森議員の入場を求めます。

〔森 武一議員入場〕

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。次は、11時30分から再開いたします。

午前11時21分休憩

午前11時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△報告第1号上程

○議長（川越信男） 日程第4、報告第1号損

害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○**財政課長（濱 久志）** 報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和3年8月25日午前10時頃、農林課が所管する堆肥センターの堆肥散布車が、垂水市本城2016の1番地外2か所の堆肥散布のため、圃場への進入路に進入した際、垂水市土地改良区が所有する道路路肩に乗り上げ、路肩の一部を破損したものでございます。

本件は一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として、道路路肩の修理費23万1,415円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額、市で加入しております全国市有物件災害共済金の保険金で賄われております。所属長には車の後方確認を徹底し、運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

△報告第2号・報告第3号一括上程

○**議長（川越信男）** 日程第5、報告第2号及び日程第6、報告第3号の報告2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第12号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予

算（第13号））

○**議長（川越信男）** 報告を求めます。

○**財政課長（濱 久志）** 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給に急施を要したため、令和3年12月27日に、令和3年度垂水市一般会計補正予算（第12号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも2,040万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、124億6,273万8,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の扶助費は、12月議会において、国の示した算出方法に基づき、所用額の補正を行っておりましたが、支給作業に着手したところ、給付額に不足が生じることが判明したため、必要額を補正するものでございます。

これらに対する歳入は、戻りまして、6ページの歳入明細にありますとおり、全額、国庫支出金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付の支給に急施を要したため、令和4年1月11日に、令和3年度垂水市一般会計補正予算（第

13号)を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも4億1,912万3,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、128億8,186万1,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の職員手当等から扶助費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付の支給に要する経費でございます。これらに対する歳入は、戻りまして、6ページの歳入明細にありますとおり、全額国庫支出金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの報告に対し質疑ありませんか。

○持留良一議員 1つは、この専決処分ということについて、再度確認をしておきたいと思うんですけども。いわゆる、招集する暇がないということで、この間、結構運用がされてきているんですけども、この問題について、真に本当に急施を要する場合には、法第101条第2項の規定により、3日の告示期間を置かないで、前日告示して議会を開くこともできるのではないかということも、なるべく開いて、議会の意見を聞いて、それで決議をしていくという、いわゆる二元制という主張をされる点で、改めて、このことが問われているんじゃないかなと思

います。

そういう意味で、そういう点で、本当にこういう会期の必要性はなかったのか。私たちも、なるべくやはり、しっかり議論して、問題のないようにしていきたいと思うんですけども、そんな形での議会に付するということの重要性というのは、ここにもきちっと法的にも保障をされているんだということの中で、この急施等を要したということ、改めて問題がなかったのかということ、提起したいと思います。

もう1つは、不足が生じたということでしたね。先ほどね。提案理由としては、このことについて、詳しい詳細な理由は明らかにされていないんですけども、この中身について、なぜ不足が生じたのか、この点についてお聞かせください。

○財政課長(濱久志) 持留議員の専決処分の理由、なぜ、臨時議会を開催しなかったのかという御質問だと思いますが、今回の専決処分は、12月27日付と1月11日付で専決処分をさせていただきます。

先ほど、法でも、専決処分については、市長の権限として専決処分できるということになっておりますが、まずは、議会を開催する時間的余裕がなかったと。今、日程でもそうですが、12月27日、1月11日という、本当に年末、年明けという時期でございました。

今回の専決処分の予算につきましては、両件とも、国の特別給付金だということで、市の裁量によって金額が変わったり、対象者が変わったりするものではございません。ですので、1月11日に全員協議会を開催していただきまして、そこで、詳細について御説明をいたしました。それによって、議会の方々、先生の皆様も御理解いただけたらと思います、専決処分に至ったところでございます。

以上でございます。

○福祉課長(篠原彰治) 不足の詳細について

ということですが、先ほど、財政課長から説明がありましたように、実際に着手したところ、国において、計算方式が示されていたわけですが、実際、垂水市においては、国の基準と若干違ひまして、市全体の子供の数に占める割合が国の想定よりも高かったこと、また、市外に子供がいらっしゃる方が多かったことが、その不足が生じたことの原因だというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 専決処分の妥当性について、どうも、先ほど法的にも、101条第2項でも、3日の告示期間を置かないでも、前日告示しても議会を開くことができると。先ほどのスケジュールから言ったら、それも可能だったと思うんですよ。私が今、見るとですね。

そうするとやっぱり、客観性、妥当性を本当に認められる、そういうあれは当然、急施を要するからということで、私たちも理解するんですけども、やっぱりその部分が、果たして本当にどうだったのかと。そういう法的な関係においても開くことはできなかったのかどうか、その点について、再質疑いたします。

○財政課長（濱 久志） 先ほど、持留議員が言われたとおり、1日前でも招集をかけられるということですが、なかなか、1日前に招集をかけて、議員の皆様が集まれるのかというところもでございます。

先ほども申し上げましたとおり、年末の一番最終に、それと、年明けのまだ、なかなか招集をかけるのも難しい時期でありましたので、今回は専決処分の処理をするということで、全員協議会の開催をお願いしまして、説明をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第2号及び報告第3号の報告2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、報告第2号及び報告第3号の報告2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第2号及び報告第3号の報告2件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、報告第2号及び報告第3号の報告2件については、いずれも承認することに決定しました。

△議案第1号～議案第3号一括上程

○議長（川越信男） 日程第7、議案第1号から日程第9、議案第3号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市消防団条例の一部を改正する条例 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） 議案第1号垂水市固

定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案について、御説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、令和2年7月7日発出の総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の技術的助言により、地方公共団体においても、行政手続における押印等の廃止に向けた取組が求められる中で、行政手続の簡素化を図るため、関係条例の改正が必要となることから、その関連部分について、垂水市固定資産評価審査委員会条例、垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例、垂水市普通河川等管理条例、垂水市火入れに関する条例の4つの条例を一括で4条に条建てをし、改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条の垂水市固定資産評価審査委員会条例の第4条第4項を削除いたしましたのは、審査申出人が委員会に対して提出する審査申出書への押印を廃止するものでございます。

また、第8条第5項につきましては、審査申出人が委員会に対して提出することができる口述書への押印を廃止するものでございます。

次に、第2条の垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例は、第1号様式及び第2号様式中におきまして、新たに職員となった者が、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名及び押印を行うこととしておりますが、様式中の印を削除するものでございます。

次に、第3条の垂水市普通河川等管理条例は、第1号様式及び第2号様式中の印を削除するものでございます。

次に、第4条の垂水市火入れに関する条例は、第3条と同様に、別記第1号様式中の印を削除し、そのほか、文言整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（松尾智信） 議案第2号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

平成30年度から鹿児島県が財政の責任主体となり、県と市町村が共同して国民健康保険を運営する新制度に移行し、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として、鹿児島県国民健康保険運営方針が策定されました。

この運営方針の中には、保険税の算定方式の統一が盛り込まれており、令和5年度を目標に、県内全ての市町村において、算定方式を資産割、所得割、平等割、均等割の4方式から、固定資産に対して課税される資産割を廃止した3方式へ統一することとされていることから、現在、県内の43市町村中、30市町村で既に廃止されており、8市町村において廃止を進めている状況でございます。

本市におきましても、資産割廃止につきましては、令和元年度に検討を重ね、国保財政への影響を考慮し、資産割の廃止に伴う減収分を所得割、平等割、均等割の税率を引き上げることで補填すること、また、国保世帯における税負担の激変を緩和するために、段階的に、令和2年度及び令和4年度に改定し廃止することとしており、令和2年度に資産割税率の50%分を削除した税率改定を行っております。

今回はその2段階目としての資産割額の廃止に係る税率改正と、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置導入のため、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正

する条例案を上程するものでございます。

なお、今回の資産割廃止に係る税率改定においては、先般開催された垂水市国民健康保険運営協議会において承認されたものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。

下線を引いたところが改正部分でございます。

まず、本則中、同じ複数個所の文言を改正するため、第3条所得割額、第5条被保険者均等割額、第5条の2、世帯別平等割額の見出し及び第23条第1号等について、それぞれ文言の整理のため、「基礎課税額の」を追加する改正を行っております。

続いて、資産割額の廃止に伴う改正について、まとめて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いします。

第2条第2項から第4項までの資産割額の文言を削除しております。同様に、資産割額に関して規定しております第4条、2ページ第7条、同じく2ページ第9条を削除し、資産割額を廃止しております。

第5条は、基礎課税額の均等割額の引上げ改正でございます。

第5条の2は、基礎課税額の平等割額についての規定でございますが、第1号は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、第2号は特定世帯、第3号は特定継続世帯についての引上げ改正でございます。

また、今回の改正により、未就学児の均等割額減額措置の新設のため、第23条に第2項が追加され、項建てとなることから、引用先の改正を行うものです。

第6条は、不要となる文言の削除及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率の率の引上げ改正を行うものです。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の引上げ及び文言の整理のための改正でございます。

2ページから3ページにかけて、第13条は第23条の改正による定義付けの整理のための改正でございます。

第23条は、低所得世帯に対する保険税の軽減額に関する規定であり、これまで説明いたしました均等割額及び平等割額の改正に伴い、軽減額も引上げ改正を行うものでございます。

また、改正された法律に併せて、引用先を改正するものです。

第1号は、7割軽減世帯の軽減額についての規定でございますが、同号のアは、基礎課税額の均等割額の軽減額を引上げるものでございます。

4ページから5ページにかけて、同号のイは、基礎課税額に係る平等割額の軽減額の規定でございますが、(ア)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、次のページの(イ)は特定世帯について、(ウ)は特定継続世帯について、それぞれ軽減額を引上げるものでございます。

同号のウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の軽減額を引上げるものでございます。

同条第2号は、5割軽減世帯の軽減額についての規定でございますが、同条第1号の7割軽減の部分で説明いたしました内容と同様の改正を、5割軽減についても行うものでございます。

同条第3号は、2割軽減世帯の軽減額についての規定でございますが、同条第1号及び第2号と同様の改正を、2割軽減についても行うものでございます。

未就学児の均等割額減額措置の新設のため、第23条に第2項を追加するもので、第1号で基礎課税額の、第2号で後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、未就学児1人につき、軽減する額を規定するものです。

第23条の2は、第23条第2項の追加により、これまでの第23条が第23条第1項と改正されたことによる、文言の整理等を行うものでござい

ます。

同様に、6ページからの附則の改正は、第23条第2項の追加により、これまでの第23条が第23条第1項と改正されることによる文言の整理等を行うものでございます。

次に、条例案の最後のほうを御覧ください。

今回の一部改正条例の附則でございますが、附則第1項は、この条例を令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、改正後の規定の適用区分を定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第3号垂水市消防団条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は総務省消防庁からの通知により、全国的に消防団員数が減少し、特に、若年層の入団者数の減少が顕著であることや、災害が多様化、激甚化する中、消防団への負担も大きくなっており、その労苦に報いるため、処遇の改善を図ることを目的に、消防団員の報酬等の基準の策定等についてが発出され、その中で、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。

この基準の制定に併せ、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例例の一部を改正する条例例が示されたところでございます。

改正の主な内容につきましては、報酬の種類が出動回数によらず、年額により支払われる年額報酬と、これまでの出勤手当を見直し、出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類に定めることとされたこと。さらに、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、費用弁償については、別途必要額を措置することとされたこと。

報酬及び費用弁償の支給方法については、団員個人に直接支給することとされたことでございます。

また、年額報酬及び出勤報酬の標準額が示さ

れ、年額報酬が団員階級で3万6,500円、出勤報酬は、災害による出勤が8,000円、災害以外の出勤については、市町村において、出勤の対応や業務の負荷、活動時間を勘案して、均衡のとれた額となるよう定めることとされたところでございます。

それでは、改正の詳細につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第9条第1項の報酬を、年額報酬及び別表第2に定める出勤報酬として改めるものでございます。

さらに、同条第5項に報酬の個人支給を規定するものでございます。

第10条第1項中の水火災を災害に改め、警戒、訓練等の次に、会議、研修、広報等を加えるものでございます。

さらに、同条第4項に費用弁償の個人支給を規定するものでございます。

2ページから3ページの別表を御覧ください。

第9条に係る別表第1につきましては、報酬の額を年額報酬の額に改め、本市の団員階級の額は4万500円であり、国の示す3万6,500円を上回っていることから、これまでどおりの額とし、別表第2につきましては、出勤報酬の額と費用弁償の額を加え、支給単位を1回から1日の報酬額に改め、これまでの出勤を災害に改め、5,000円から8,000円に、費用弁償として500円が支給されるため、8,500円になるところでございます。

また、警戒、訓練等につきましては5,000円から4,500円に、会議、研修、広報等につきましては、4,500円から4,000円に改めるものでございますが、各区分に一律500円の費用弁償が支給されるため、これまでどおりの額面になるところでございます。

また、この改正に伴い、条文の修正並びに文言整理も行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。次は午後1時10分から再開します。

正 午 休憩

午後1時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第4号上程

○議長（川越信男） 日程第10、議案第4号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） 議案第4号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の補正は、新型コロナワクチン接種の前倒し等に伴う増額や特別会計への繰出金、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理等によるものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業についての債務負担行為の補正などを同時に行うものでございます。

今回、歳入歳出とも7,267万2,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、129億5,453万3,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

6ページをお開きください。第2表、繰越明許費について御説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお示しております。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化事業は、国より令和3年度補正予算で計上し、繰越しで対応することとされているもので、本補正予算に必要な予算を計上し、令和4年度へ繰り越すものでございます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の学校保健特別対策事業は、国の補正予算に係るもので、年度内の完了が見込めないことから、本補正予算に予算計上し、繰越しを行うものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、白山線の地すべり災害復旧工事の監理等業務委託及び工事請負費で、12月中旬に災害査定を完了し、その後工事発注となるため、工事の標準工期が不足していることから、監理業務委託、工事請負費について繰り越すものでございます。

同じく、2項公共土木施設災害復旧費は、8月の停滞前線により被災しました高峠線道路災害復旧工事に係るもので、11月に災害査定を受検し、災害復旧事業の認定を受け、12月中旬より発注準備をし、工事発注を行いましたが、標準工期を確保できていないことから繰り越すものでございます。

繰越明許費全体としまして4事業の総額1億7,318万4,000円でございます。繰越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

7ページの第3表、債務負担行為の補正を御覧ください。

債務負担行為の追加でございますが、農業近代化資金利子補給金から空き家バンク移住促進事業補助金まで、本年度に交付決定等したものにつきまして、最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、8ページからの第4表、地方債の補正を御覧ください。

変更でございますが、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の記載限度額を合計6億4,538万7,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細で主なものを御説明いたしますが、事務事業の決算見込みに伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、市有施設整備基金及び財政調整基金に積立てを行うものでございます。

10目企画費の委託料は、本庁舎及び別館の耐震診断業務委託の執行額確定に伴う事業費の減額でございます。

18ページをお開きください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の委託料は、先ほど繰越明許費で御説明いたしましたマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化事業に要する経費でございます。

少し飛びますが、21ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費13目介護老人保健施設費の繰出金は、今年度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれることから、財源

補填のために繰り出すものでございます。

次に、2項児童福祉費2目児童措置費の負担金、補助及び交付金中、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金、次のページの5目放課後児童健全育成事業費の負担金、補助及び交付金中、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるために要する経費でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の委託料は、新型コロナワクチン接種の3回目接種の前倒し等に伴う接種委託料、コールセンター業務委託料等の増額でございます。

少し飛びますが、24ページをお開きください。

3項病院費1目病院費の負担金、補助及び交付金は、病院事業会計への負担金でございます。

また少し飛びますが、26ページをお開きください。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金中、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金負担金は、昨年8月から9月の鹿児島県からの時短要請に基づき、営業時間の短縮に協力した飲食店に対する協力金で、県が飲食店に支払った協力金の1割を本市が負担するものでございます。

少し飛びますが、29ページをお開きください。

9款消防費1項消防費3目消防施設費の委託料は、消防庁舎の耐震診断業務委託に係るもので、事業費の確定に伴う減額でございます。

30ページをお開きください。

5目災害応急対策費の工事請負費は、垂水中央運動公園体育館に空調設備を整備するための経費で、入札執行等に伴う執行見込額の減額でございます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の

需用費中、消耗品と備品購入費は、先ほど繰越明許費で御説明いたしました学校保健特別対策事業に要する経費でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、10ページの事項別明細書の総括表及び12ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、市債などの特定財源と、市税、地方交付税等を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 民生費の介護保険施設整備、毎年返済と、それから利用者減とか含めて財源不足ということが出てくると思うんですけども、本年度はこの内訳的なので大きな要因というのはどういう中身なのか、それによって対応、対策、結果としてどう捉えたのかというのが一点あります。

それとあと、処遇改善の話が出てきましたですよね。民生費、児童措置費と、それから放課後育成事業費というのが出てきていると思うんですけども、約9,000円でしたかね、中身があったかというふうに思うんですが。この使途の関係でいくと直接公表してない関係もあるんでしょうけども、補助金ということで、結果としてどういう中身で対象者は何人、そしてそのことによって処遇改善図られるのかということと、あと22ページの放課後児童育成、この問題なんですけども88万円ということで、対象になる人ならない人いろいろあるかというふうなことちょっと聞いたりしたんですけども、本当にそういう意味で真の処遇改善になるのかどうか。この辺りにおいて、市として独自の対策の検討とか課題はなかったのか、その辺りについて質疑したいと思います。

○保健課長（草野浩一） 今年度の介護保険事業の特徴ということでございますが、やはり介護保険事業のほうの大きなこの減額の要因といいますが、新型コロナウイルスの影響を受けてまして、サービスの利用控えということで給付費が減少している関係で、今回減額補正という形になっております。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 処遇改善の件ですけれども、具体的な数値自体、申し訳ありません、こちらのほうちょっと手元に持ってないんですけども、対象者としてしましては、保育士、幼稚園に関しましては特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設に勤務する職員というふうになっております。それから、放課後児童クラブにおいては、対象者は放課後児童クラブに勤務する職員というふうになっております。大体対象者については予算計上はしっかりさせていただいているところで

○持留良一議員 そうすると、去年、今年とコロナの影響が老人保健施設は続いてきているということで、このことにおいて国の措置というか、県とか含めて支援の中身というのはあるんでしょうか。本来であれば、やっぱり経営という、単純に見てもこのままでいくと経営が大変厳しい状況になると、閉鎖も出てくるようになってきたときに、今のこういう状況だと事業所とか含めて非課税世帯は給付金があったりしてましたけども、運営していかなきゃならない。そして、下手したらこのままいっちゃうと、非常に厳しい状況の中で人をまた減らさなきゃならないと、その悪循環に陥る可能性がないとはいえないんですけども、そういう措置はあるのかどうか。

そして、あと、学童保育も含めて、保育もなんですけども、大体保育士の場合は平均で、昨日の国会の答弁だと40万なんだということで、

その差額の、実態は30万でそれに近づけるような中身になるんだということですけども、そういう、結果として処遇改善に結びついていくのかということと、学童はちょっと回答されてなかったんですけども、本市としてやっぱり処遇改善を、市としてもこれを機に学童保育の処遇改善というような方向性はこの支援を受けながら検討する課題はなかったのか、その点について聞きます。

○保健課長（草野浩一） 支援措置があるのかという御質問だと思いますが、この支援措置の部分につきましては、民間も含めて行政もそういった支援部分がない形でございます。そのことから、民間の融資とか、無利子の融資制度がございますので、という状態でございます。また、この老健部分につきましては、この後の補正の中でまたお話をしたいと思います。

併せて、またそれぞれの介護事業所からも御相談がございますので、今後どういった形ができるかという形でいろいろと相談していきたいと思います。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 学童ということですけども、学童については放課後児童クラブにまず勤務する職員ということで国のほうからは通知が来ているところです。

それから、金額についてなんですけれども、国のほうが3%で9,000円ということを示しているわけですけど、いろんな条件等を考えて、今担当のほうでもできるだけ数字を近づけるような形で努力はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかに質疑ありませんか。

○堀内貴志議員 一点だけちょっと気になったところがありましたので御質問します。私、総務文教委員会ですから、産業に関することなんですけど、24ページ、病院費の中で、病院費ということで負担金が今回発生してますよね。1

億7,444万円。この負担金の内容についてちょっと教えていただきたいなということと、これは毎年この時期に補正で組んでいた予算なのか、それとも今年限りなのか、その点をちょっと教えてください。

○保健課長（草野浩一） これは毎年この時期に補正を上げています医療的政策的交付金の、というふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○堀内貴志議員 医療的交付金、もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○財政課長（濱 久志） この交付金の内容は、普通交付税に算定されている部分と特別交付税で算定している部分を病院事業会計に繰り出すというか、負担金として出すという、そういう制度になっております。

以上です。

○堀内貴志議員 分かりました。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案中、耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会へ付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第4号中、耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会へ付託することとし、これ以外の予算については、所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第5号～議案第11号一括上程

○議長（川越信男） 日程第11、議案第5号から日程第17、議案第11号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第5号 令和3年度垂水市国民健康保険
特別会計補正予算(第3号) 案
議案第6号 令和3年度垂水市後期高齢者医
療特別会計補正予算(第2号) 案
議案第7号 令和3年度垂水市介護保険特別
会計補正予算(第2号) 案
議案第8号 令和3年度垂水市老人保健施設
特別会計補正予算(第2号) 案
議案第9号 令和3年度垂水市病院事業会計
補正予算(第2号) 案
議案第10号 令和3年度垂水市簡易水道事業
特別会計補正予算(第2号) 案
議案第11号 令和3年度垂水市水道事業会計
補正予算(第2号) 案

○議長(川越信男) 説明を求めます。

○市民課長(松尾智信) 議案第5号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ461万8,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を23億7,911万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、各種健診等の実績に基づく事業費の減額補正及び令和2年度特別交付金の保険者努力支援交付金並びに特別調整交付金分等の確定に伴う返還金の増額でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項5目審査支払手数料11節役務費の手数料は、各審査支払手数料に不足が見込まれましたので、増額するものでございます。

5款1項2目健康診査等事業費18節負担金、補助及び交付金の検診事業費負担金は、今後の

所要額見込みを勘案いたしまして減額するものでございます。

5款1項2目特定健康診査等事業費の若年者健診等医事業務委託料は、実績に基づきまして減額するものでございます。

3目健康ポイント事業費7節報償費は、健康ポイント事業の商品券代を減額するものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診等維持業務委託料及び特定保健指導業務委託は、受検者数等からの見込みに基づきまして減額するものでございます。

2目特定健診・特定保健指導未受診者等対策費12節委託料の行政事務委託は、実績に基づきまして減額するものでございます。

8款1項8目保険給付費等交付金償還金は、令和2年度特別交付金の確定に伴う返還金と、令和2年度保険者努力支援交付金及び令和2年度特別調整交付金の確定に伴い、特別交付金等の返還金の補正をするものでございます。

9目その他償還金は、療養給付費等負担金返還金及び令和2年度災害等臨時特別補助金の確定に伴う返還金の補正でございます。

これに対する歳入であります。6ページからありますとおり、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入などを充てておりますが、災害等臨時特例補助金の増額見込み等に伴い財源不足が減少する見込みであるため、法定外繰入金を減額補正しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第6号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ91万9,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を2億4,697万5,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の年間納付額を見込んだ補正等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料の増額分と保険基盤安定分担金が確定したことに伴う減額分の補正でございます。

2款2項繰出金は、一般会計繰出金の額が確定したことに伴う減額補正でございます。

これに対する歳入であります。6ページにありますとおり、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、前年度繰越金の補正をもって充てております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第7号令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の主な補正は、事業費の決算見込みにより事務費を整理し、介護給付費及び地域支援事業のサービス費等を増減するものでございます。

今回、歳入歳出それぞれ985万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額は23億4,615万5,000円となります。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の委託料は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る不用額を減額するものでございます。

2項要介護認定諸費1目認定調査等費の役務費は、要介護認定に必要な主治医意見書手数料について不用額を減額するものでございます。

2款保険給付費1項サービス等諸費から5項

特定入所者介護サービス等費までは、説明欄に記載してございますそれぞれのサービス費について決算見込みにより増減し、併せて財源の見直しを行うものでございます。

9ページを御覧ください。

3款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援事業費から、開けて10ページにかけての2項包括的支援事業費・任意事業費までは、不用額の整理が主なものでございますが、9ページの1項介護予防・日常生活支援事業費2目権利擁護事業費の負担金、補助及び交付金は、出向職員における困難事例対応や時間外勤務の増加に伴う人件費について、出向元のコスモス苑に負担金として支払うものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして6ページをお開きください。

1款保険料は、介護給付費及び地域支援事業費の財源の一部を賄っているところでございますが、この後の3款国庫支出金で御説明申し上げます国庫から交付されます保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は、保険者への財政的インセンティブとして地域支援事業費の財源に充当することができることから、保険料が賄っている財源のうち充当額分を減額するものでございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金は、本市の自立支援、重度化防止等に向けた様々な取組の達成状況の評価や、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価し、交付されるもので、今回国庫から内示があったことにより増額補正するものでございます。

そのほかの3款国庫支出金から、7ページの7款繰入金までは、本年度介護給付費の決算見込みにより、それぞれの負担割合に基づき増減するものでございます。

以上で説明終わりますが、御審議のほどよろ

しくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第8号令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護老人保健施設コスモス苑において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者のサービス利用控えなどにより、介護サービスの稼働は昨年秋において一時的に少しの回復傾向が見られましたが、コロナ発生前の一昨年と比べ大きく減少している状況にあります。そのことから、施設利用収入を減額するとともに、その減額した資金の補填として特別減収対策企業債の発行を行おうとするものでございます。

今回、歳入のみ増減を行うことから、歳入歳出予算総額は変更なく、6億4,497万1,000円となります。

3ページをお開きください。

先ほど申し上げました理由により、資金不足を解消するため、特別減収対策企業債の借入れを行うため、第2表で起債限度額を定めようとするものでございます。

次に、事項別明細書により歳入について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款1項療養費収入1目施設療養費収入は、事業収益の減収見込みにより減額するものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目施設使用料は、施設個室料の歳入見込みに伴い減額するものでございます。

5款諸収入2項雑入1目実費弁償金は、日用品費、食費、居住費等に係る利用者の実費負担分の減収見込みにより減額するものでございます。

6款繰入金2項1目一般会計繰入金は、コスモス苑建設時の起債借入分の元利償還金として、一般会計より繰り入れるものでございます。

8款1項市債1目老人保健施設事業債は、先ほど申し上げましたとおり、事業収益の減収に伴う資金不足解消のため、特別減収対策企業債を発行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第9号令和3年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、令和3年度の病院事業に係る交付税措置の確定に伴い、病院事業収益及び病院事業費用についてお示ししてあります金額をそれぞれ増額するものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画でございます。収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

収益的収入の1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金でございますが、1億3,482万3,000円を増額し、併せて支出の1款病院事業費用1項医業費用1目経費を1億7,266万3,000円増額するものでございます。

続きまして、内容について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

収益的収入の1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金の一般会計負担金は、令和3年度の病院事業に係る交付税措置額が確定したことに伴い、当初予算において計上した額との差額を病院事業収益に計上するものでございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目経費の政策的医療交付金は、令和3年度の病院事業に係る交付税措置額が確定したことに伴い、救急医療に要する経費や院内保育に要する経費など、指定管理者へ支払う政策的医療交付金を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○水道課長（森永公洋） 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、不用額の整理を行うものでございます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ207万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,949万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の12節委託料につきましても、漏水調査費用に不用が生じたため、減額補正するものでございます。14節工事請負費につきましても、配水支管切替え工事を行う必要がなかったため、減額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、6 ページを御覧ください。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料の1節簡易水道使用料は、年度中の使用料実績に基づく収入見込みにより減額補正するものでございます。

2 項 1 目手数料の1節簡易水道手数料についても、年度中の手数料実績に基づく収入見込みにより減額補正するものでございます。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出の減額に伴い減額補正いたしまして、収支の均衡を図っております。

引き続きまして、議案第11号令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、予算の整理を行うものでございます。

それでは詳細につきまして、参考資料により

御説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず、収益的支出から御説明いたします。

1 款水道事業費用 1 項営業費用の2目配水及び給水費の節の手当から、3目総係費の法定福利費までは、人事異動に伴う人件費を整理するものでございます。

2 項営業外費用 3 目雑支出については、令和3年度における消費税納税額の確定を受けて、令和2年度国庫補助金の消費税相当額分の返還が必要となったため、返還分を計上しております。

1 ページお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和3年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費を247万6,000円減額し、2億3,586万5,000円とするものでございます。

また、第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を297万6,000円減額し、4,070万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

ここで暫時休憩します。

次は、2時から再開します。

午後1時49分休憩

午後2時0分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第12号～議案第22号一括上程

○議長（川越信男） 日程第18、議案第12号から日程第28、議案第22号までの議案11件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第12号 令和4年度垂水市一般会計予算案

議案第13号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第14号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第15号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第16号 令和4年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第17号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第18号 令和4年度垂水市病院事業会計予算案

議案第19号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第20号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第21号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第22号 令和4年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） それでは、令和4年度施政方針を述べさせていただきます。

去る2月14日に、議会運営委員会が開催され、令和4年第1回垂水市議会定例会が21日から3月18日までの26日間の会期予定で開催されることとなりました。

議案等の一覧につきましては、配付しており

ます令和4年度垂水市施政方針基礎資料の2ページに掲載をしておりますのでお目通しください。

それでは、私から令和4年度当初予算における予算編成の考え方や主要施策等について述べさせていただきます。

初めに、令和4年度の予算案についての概要を申し上げます。配付資料を御覧ください。

6ページで予算編成の考え方を、8ページから主要施策等を掲載しております。

まず、国の動きをお話させていただきますと、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待されておりますが、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、変異株等の感染症による内外経済への影響や金融資本主義の変動等の影響を注視する必要があるとしております。

令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、直面する危機を乗り越え、成長と分配の好循環を実現するため、新しい資本主義を起動し、成長も分配も実現し、経済を自律的な成長軌道に乗せることで経済対策の暖かい風を全国津々浦々まで行き渡らせていくとされているところでございます。

そのような中、昨年12月に示された令和4年度の地方財政対策では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、行政サービスの安定的な提供、地域社会のデジタル化、公共施設の脱炭素化の取組などの推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税総額については令和3年度を上回る18.1兆円が確保される見通しでございます。

以上のような国の予算の状況やSDGsを踏まえ、各事業の成果に重点を置いて、予算の質を高めることで財政運営の健全化を図りつつ、

子育て支援や高齢者対策、市民の皆様の安心安全に関わるインフラ整備、アフターコロナに関する事業費を優先して予算編成をいたしました。

その結果、総予算規模は、一般会計と特別会計等を合わせ、合計で182億640万7,000円で、会計別に申し上げますと、一般会計は前年比5.7%増の115億2,200万円で、財政調整基金を取り崩すことなく編成できたほか、普通建設費等の投資的経費は地域の声を反映し25.6%の増額となりました。

そのほか、事業会計等は記載のとおりでございます。

続きまして、令和4年度の主要政策について、私の3つの公約並びに第5次垂水市総合計画に沿って掲載しております。その中から、新たな事業を中心に紹介をさせていただきます。

資料の8ページをお開きください。

1つ目、元気な垂水づくり未来への挑戦では、54の主要事業がございます。

まず、子育て支援関連事業でございます。

子育て支援につきましては、仕事と子育ての両立と子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策とし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に向けて取り組んでまいります。

令和4年度は、新たに3歳児の視力検査をこれまで以上に精度を上げるため、屈折検査を実施するほか、多胎児妊娠の妊婦健康診査費用の一部助成や不育症検査費用の助成、産後の母子に対する心身ケアを行うデイケア型事業などを創設いたしました。また、これまで継続して実施しております特別対策保育事業や子育て支援センター運営事業の充実、さらに保育料の負担軽減にも積極的に取り組んでまいります。

資料の11ページをお開きください。

保育士等処遇改善でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応等が続く教育・保育の最前線で従事されている幼稚園、

保育園、認定こども園及び放課後児童クラブに勤務する職員の方々の処遇改善のため、2つの処遇改善臨時特例事業を創設いたしました。職員の皆様の処遇改善に必要な費用の一部を補助いたします。

次に、GIGAスクール関連でございます。

全国の小・中学校において、令和3年度からGIGAスクール構想が本格的に実施されております。本市では、新しいことを創造し、課題解決しながら地域や世界に貢献できる人材の育成を目指し、さらなる充実した教育環境の整備、将来を担う児童生徒に求められる資質、能力を育成できる教育活動の工夫、改善に取り組んでまいります。

令和4年度は、持ち帰り前提で整備した1人1台端末を利活用しての学習のさらなる充実を実現するため、貸出用のモバイルWi-Fiルーターを増大し、コロナ禍のオンライン学習や、授業と家庭学習と連動させた活用をさらに進めてまいります。

また、各学校での研究授業等での指導助言者などの役割を担っていただく垂水市GIGAスクールアドバイザーを招聘し、ICT機器を効果的に活用し、質の高い授業を展開するなど、垂水らしいGIGAスクールをさらに前に進めてまいります。

次に、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上でございます。

令和3年度から、市税等の納付をコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ等を利用したキャッシュレス決済ができるよう支払い環境を整備してまいりましたが、令和4年度はさらなる利便性の向上を図るため、住民票発行手数料や各種使用料についてもスマートフォンアプリでのキャッシュレス決済を可能にし、さらに、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑証明等の取得が可能となるよう環境整備を行います。

次に、全日本フェンシング選手権大会開催事業でございます。

令和5年に開催される特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、令和4年度は全日本フェンシング選手権大会を開催し、団体戦をはじめ、様々な大会の開催やイベント等を通じて、国民体育大会に向けてさらなる機運の醸成に取り組みます。

2つ目の元気な垂水づくり安心への挑戦では、63の主要事業がございます。

まず、たるみず元気プロジェクトでございます。

全国でも先行して少子高齢化社会を迎えている本市では、全国平均に比べて社会保障費を支える世代と支えられる世代の人数に不均衡が生じているため、鹿児島大学心臓血管・高血圧内科学の大石充教授を垂水市スーパーバイザーに迎え、平成29年度から取り組んでいる事業でございます。

令和3年度は感染対策をしっかりと行った上で、市文化会館や市民館を会場として健康チェックを8回、501名の市民の皆様が参加をされました。参加された方のうち、手術を要する疾患が発見されるなど、早期発見・早期治療の機会も提供することができております。

令和4年度においても、引き続き感染対策を行いながら、時間の効率化などの運用面の改善を図り、多くの皆様に参加しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、柘原団地建て替え事業でございます。

昭和35年度に建築された柘原団地は、老朽化が進み、台風による雨漏りや飛散といった安全面での不安が生じてまいりました。令和4年度は、垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えのための基本設計に着手いたします。

農道等整備事業につきましては、これまで地域や農家の方々による奉仕作業で行われてきた

農道や水路の維持管理が、農業従事者の減少や高齢化により十分に管理が行き届かなくなり、また、農道等の路面補修や用排水路等の補修、除草、堆積土砂除去等、維持管理作業が増加していることから、新たに直営での環境整備班を創設し、多くの要望に対し迅速に対応できるよう体制を強化いたします。

続きまして、市役所庁舎耐震化事業でございます。

外部検討委員会の御意見、市議会の御要望を踏まえ、現庁舎と消防庁舎の耐震補強計画の策定、実施設計業務に関する予算を計上させていただいております。

3つ目、元気な垂水づくり経済への挑戦では、32の主要事業がございます。

まず、商工業活性化に向けた取組でございます。

商工業振興におきましては、地元商店街の活性化といたしまして、商工会と連携を図り、コロナ禍の影響で落ち込んでいる商店街の活性化に向けたプレミアム付商品券事業や、落ち込んだ宿泊観光業の活性化を図るための垂水おもてなしキャンペーン事業等への支援強化に努めてまいります。

次に、水産業経営安定化に向けた取組でございます。

水産業販路拡大支援事業につきましては、販路拡大につなげるイベント等の出店費用等の一部を補助し、販路開拓を支援するものでございます。

また、人工種苗購入助成事業は、カンパチ、ブリの安定的な供給及び持続可能な養殖業を維持するため、人工種苗の購入に係る経費の一部を補助するものでございます。

国内外のマーケットニーズを的確に捉えた、安全安心な養殖業の確立に向けたカンパチ、ブリにおける人工種苗の導入と技術向上に向けた支援を行ってまいります。

続きまして、森林環境譲与税事業でございます。

森林は、土砂災害防止や温暖化防止等様々な機能を有しており、それらの機能を発揮させるためには適切に森林整備を行う必要がございます。本市におきましては、森林環境譲与税を活用し、森林整備の推進、鹿児島県産木材利用の推進、林業の担い手確保・育成、松林保全対策等に取り組んでまいります。

続きまして、新規就農者支援でございます。

令和4年度も新規就農者の経営不安定な就農初期段階への生活給付金、施設・機械導入補助金や就農前研修制度などにより、新規就農者の確保と6次産業化に関わる設備等導入補助など、ソフト・ハード両面から営農定着を引き続き支援してまいりたいと考えております。

続きまして、畜産業支援でございます。

本市の畜産業は、農産物生産額において約86%を占める、本市の基幹産業です。

肉用牛経営者にとって、生産技術を競う5年に1度の全国和牛能力共進会が令和4年度に鹿児島県で開催される予定です。この全国和牛共進会の開催に際し、費用の一部を支援するほか、本市の畜産業を持続、発展することを目的として、新たに肉用牛経営に参入する新規就農者に対し、生産基盤である牛舎建築費の支援を拡充しております。

以上が令和4年度の主要施策となります。

結びに、今日でもコロナウイルス感染症の第6波が収束するに至りません。改めて、感染された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

3回目のワクチン接種も順調に進み、国産の経口薬も開発が進むなど、明るい情報も入るようになってまいりました。令和4年度もできる限り感染防止対策を講じながら、できるだけ多くの事業、イベントを実施できるようしっかりと取り組んでまいります。

以上で終わります。

○議長（川越信男） ただいま、令和4年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありました。これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を、3月3日及び4日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月24日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、御協力をお願いいたします。

△請願第7号・陳情第13号一括上程

○議長（川越信男） 日程第29、請願第7号補聴器購入費用の助成を求める請願及び日程第30、陳情第13号安心安全が担保され、将来負担の少ない庁舎等の耐震補強工事の実施についての陳情を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

請願第7号 補聴器購入費用の助成を求める請願

陳情第13号 安心安全が担保され、将来負担の少ない庁舎等の耐震補強工事の実施についての陳情

○議長（川越信男） 請願第7号については、産業厚生委員会に付託いたします。

陳情第13号については、庁舎整備検討特別委員会へ付託の上、審査することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号については、庁舎整備検討特別委員会へ付託することといたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明22日から3月2日まで
は、議事の都合により休会いたします。

次の本会議は、3月3日及び4日に開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後2時20分散会

令和 4 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 4 年 3 月 3 日

本会議第2号（3月3日）（木曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年3月3日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第4号～議案第11号一括上程

○議長（川越信男） 日程第1、議案第4号から日程第7、議案第11号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第4号 令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号） 案

議案第5号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第6号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 案

議案第7号 令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第8号 令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第9号 令和3年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号） 案

議案第10号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案

議案第11号 令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案

○議長（川越信男） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、庁舎整備検討特別委員長、感王寺議員。

[庁舎整備検討特別委員長感王寺耕造議員登壇]

○庁舎整備検討特別委員長（感王寺耕造） 皆さん、おはようございます。去る2月21日の本会議において、庁舎整備検討特別委員会付託となりました案件について、2月22日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案審査前に、令和3年12月17日に開催された本委員会中での森委員からの耐震補強工事におけるくいや基礎の補強が不可欠と回答したことについて、回答時点では本庁舎の基礎やくいの確認ができなかったため、平成29年3月に取りまとめられた新庁舎建設の検討結果報告書を抜粋し、引用したが、今回の耐震補強に際し、再度設計事務所に設計図の確認を依頼したところ設計図の一部が確認でき、その中に基礎や地中はりの構造図も含めて耐震判定委員会での審査を受け、指摘がなかったことから基礎等において補強の対象として検討していないとの報告がなされました。

また、地中くいのことについて質問がなされましたが、判定委員会へ報告していることから、考慮されているものと考えているとの答弁がなされました。

次に、議案第4号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案中の企画政策課の所管費目について説明があり、詳しい説明が求められ、委託費減額の大きな理由として、設計図が発見されたことにより耐震診断検査の一部を行う必要がなくなったために大きな減額となったとの答弁がなされました。

そのほか、入札方法や落札率についての質疑がなされました。

次に、消防本部の所管費目については特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、産業厚生委員長、

梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る2月21日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月25日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第4号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金は保育士等の賃金の上乗せに充てられるのか、あるいは事業所の経費にも使えるのかとの質疑に対し、賃金のみに限定され、対象者は保育所等が117人、放課後児童クラブが40人であるとの答弁がありました。

次に、保健課の所管費目については、地域緊急医療輪番制病院等運営事業補助金の全額減額の理由について質疑があり、補助金の取扱いを統一するため、肝属郡医師会と協議し、今後垂水中央病院へ病院事業会計のほうから政策的医療交付金として支出するため全額減額したとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、特段質疑はなく、その他で井川の水質検査について、現場で水質検査を行う際、地域の振興会長も同行させてほしいとの要望がありました。

次に、農業委員会の所管費目については、タブレットの購入により、それをどのように活用するのかとの質疑があり、地図情報が入っており、5台ではあるが農業委員、推進委員が現地調査をする際、紙の地図を広げることなく確認ができるとの答弁がありました。

関連して、農林課、他係でも使えるよう、互換性を持たせたタブレットの導入要望がありました。

次に、農林課の所管費目については、多面的機能支払交付金の減額の理由と事業の期間について質疑があり、事業費に対する交付額が例年

減額されており、今年度は60%程度となったことを受け、減額するものであり、事業の打切りについては示されていないとの答弁がありました。

その他で、環境整備班の人員の充足状況はどの質問に対し、新年度に向け、広く募集をしていくとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、輸出等対応施設整備事業の内容変更について質疑があり、当初魚を自動で瞬間冷凍し、運ぶこととしていたが、一部手動で行う部分が出てきたことに伴い、システムの変更が生じたものであるとの答弁がありました。

また、道の駅たるみずのレジ修繕は市が行うべきものかとの質疑に対し、法の変更に伴い、発生する経費は市が負担することとなっており、今回は新500円硬貨に対応するための経費であるとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、内ノ野線道路改良工事の進捗状況について質疑があり、7筆ほど相続の関係で用地買収ができない状況であり、県外まで直接用地交渉に出向く予定としていたが、現下の情勢でそれができていないとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和3年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について説明があり、居宅サービス給付費の執行残が大きい理由と今後の対応について質疑があり、コロナ禍での利用控えが主な理由であり、今後は外出自粛による認定の遅れや、介護スタッフ不足によるサービス低下が生じないよう、関係者、施設とも協議をしながら対応していきたいとの答弁がありました。

また、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は今年度初めて交付されたものかとの質疑があり、平成29年度創設の

事業であり、例年今年ほどの額ではないが交付を受けているとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について説明があり、一般会計繰入金の元利償還金の補正については毎年なのか、また当初予算に計上しなかった理由について質疑があり、今の介護報酬制度では7,000万の黒字を出すことは困難なことから毎年度繰入れを行っている。しかしながら、当初予算編成時は黒字額をできる限り積み上げることが目標とすることから、一般会計からの繰入れを行わない形での予算組みを行っているとの答弁がありました。

また、繰入れや市債の発行を少しでも減らす手立てについて質疑があり、施設利用者の減少もあり、最終的には定員の減も検討しているようであり、市と指定管理者と協議を行っていきたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和3年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について説明があり、特段質疑はありませんでした。

本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について説明があり、特段質疑はなく、その他で簡易水道と上水道との接続の是非について質問があり、簡易水道に係る経費と上水道を接続することの経費を見極める必要があるとの答弁がありました。

その後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について説明があり、

特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。去る2月21日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、2月28日に委員会を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第4号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第14号）案中の議会事務局の所管費目について、旅費の減額について質疑があり、各種研修の一部はリモートで実施されており、全国市議会議長会や九州議長会の総会などは書面開催されているとの回答がありました。

次に、総務課の所管費目については特段質疑はありませんでした。

次に、企画政策課の所管費目については、廃止路線代替バスの負担金に係る質疑が交わされたほか、結婚新生活支援事業補助金について質問があり、申請予定3件と申請見込み6件、計9件分を計上しているとの回答がありました。

次に、財政課の所管費目では、積立金の見込額について質問があり、市有施設整備基金が18億8,500万円、財政調整基金が13億7,900万円ほどになる見込みであるとの回答がありました。

次に、市民課の所管費目では、法定外操出金の減額理由について質問があり、当初予算の算定時に見込んでいたコロナによる国保税減収の影響をあまり受けなかったことや、災害等臨時特例補助金の増額により財源不足が減少したためであるとの回答がありました。

次に、消防本部の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、教育総務課の所管費目については、学校保管のマスクについて質疑が交わされたほか、

空調設備の保守等に関して質問があり、業者へ委託して点検しているが、学校にもお願いして定期的な点検をしたいとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目では、就学援助費の認定者数について質問があり、小学校が87名、中学校が59名、計146名であるとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目では、垂水島津家墓所災害復旧事業と裏手の治山工事について質問があり、治山工事は県の事業であり、同時並行の形で令和4年度に工事を行う予定であるとの回答がありました。

次に、地方債、歳入全款の審査に入り、税務課の所管費目では、補正額はコロナの減免も配慮して決定しているのかとの質疑があり、減免自体は調定等の部分で補正を計上しているとの回答がありました。

財政課の所管費目では、当初予算に対する地方交付税について質疑があり、12月の追加交付により前年比3億9,300万円の増であるとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について申し上げます。

審査の過程において、健康ポイント事業の約半額が減額となった要因はどの質問があり、新型コロナウイルスの影響により、健康チェックをはじめ、ポイント取得に係る健診等の実施が中止・縮小となり、商品券交換が減少したためであるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第6号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案については、普通徴収の収納率について質疑が交わさ

れました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号から議案第11号までの議案8件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの議案8件については各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第23号上程

○議長（川越信男） 日程第9、議案第23号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。議案第23号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援については、昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされており、このうち非常勤職員の育児休業、介護休

暇等の取得要件の緩和等に係る事項については、令和4年4月1日から施行されることとされています。

そこで、地方公務員法第24条第4項の規定により、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、今回非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を目的として、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第2条は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するために、第1項第3号アの（ア）を削除するものでございます。

次に、第21条は、第2条と同様、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するために、第1項第2号ア及びイの規定を削除するものでございます。

次に、第25条は、妊娠または出産等の申出があった職員に対する育児休業制度の個別の周知や、育児休業の意向確認のための面談など任命権者が講ずべき措置について規定を追加するものでございます。

次に、第26条は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する育児休業に係る研修の実施や、育児休業に関する相談体制の整備など任命権者が講ずべき勤務環境整備に関する措置について規定を追加するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第23号については、総務文教委員会に付託いたします。

△令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（川越信男） 日程第13、ただいまから令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質疑及び質問を許可いたします。

最初に、6番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

今回の質問、私にとりまして3期目43回目の一般質問になります。市長、副市長、そして関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、今世界の注目はロシアのウクライナへの軍事侵攻です。多くの国がロシアへの非難声明を出す中で、我が国も「欧州にとどまらずに、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態」などとこれまでにない強い言葉で非難をしています。こんな中に、ロシアは強力な核戦力を背景にした露骨な威嚇を繰り返しているという報道もあります。世界が最悪な事態にならないように、一刻も早く問題解決の糸口を見つけてほしいものです。

そして、もう一つ世界を混乱させているのは新型コロナウイルスの感染症です。

私は、12月議会の一般質問の冒頭で、「全国的に感染者が減少傾向を示していたにもかかわらず、第5波で猛威を振るったデルタ株よりもさらに感染力が強くなっている可能性があるというオミクロン株が国内3例目を確認した」などと危機感を持って話をしました。

その後、この3か月間で新型コロナウイルスは急激にオミクロン株に切り替わり、最近の全国の感染者数は日々1万人を超えています。また、我が垂水市においても毎日のように感染者を出しており、今後どうなっていくのだろうと心配する市民の方々も多くいらっしゃいます。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻、そして新型コロナウイルスの問題、一刻も早く収束することを祈るばかりです。

それでは、質問に入っていきますが、まずはこのコロナ禍における最近のコロナの現状と今後の見通しについてどのように考えているのかお聞きをいたします。

2つ目は、当初予算の中からコンビニ交付事業2,649万円の新規事業についてお尋ねをいたします。

マイナンバーカードを利用して住民票の写し等の各種証明書をコンビニで取得可能となるように整備する事業ということは理解をしています。先日ですが、タイムリーに知合いの人から、「住民票をコンビニで取ろうとしたら取れなかった。他の自治体の人には取れたのに、なぜ垂水市民は取れないのか。」という疑問点を突きつけられました。

そんな中で、令和4年度の当初予算案が届き、内容を見るとそのことが予算化されていましたので、まだ垂水市として制度化されていないことが分かりました。私自身もそうですが、市民の皆さんもこの制度は既にどの自治体も実施しているものと思っていたのですが、本市はまだ制

度化されていなかったということです。

改めて今回のコンビニ交付事業の内容についてお聞きをいたします。そして、実施時期と、なぜに他の自治体に遅れを取ったのか説明をしていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○保健課長（草野浩一） おはようございます。新型コロナ感染の現状と今後の見通しにつきましてお答えいたします。

初めに、鹿児島県におきましては、2月18日に決定したまん延防止等重点措置の延長に伴う県の記者会見資料によりますと、1週間当たりの新規感染者数が前の週と比べて減少傾向が見られるところですが、クラスターも続発し、高水準の感染状況が続いているところでございます。

感染機会等につきましては、飲食を伴う場面での感染は飲食店の営業時間短縮要請の効果もあり減少してきているとのことでございます。一方で、家族、親族、職場、学校、児童施設、高齢者・介護施設での感染は拡大しており、子供や高齢者の感染が増えてきているようでございます。また、医療機関での感染も増加傾向になってきているようでございます。

年代別の感染者数では、2月7日以降は10歳未満の感染者数が最多となる日が続いており、子供たちへの感染が広がっている状況でございます。そのような中、本市におきましては131日ぶりに感染が確認された本年1月14日から3月2日までの73名の感染状況を見てみますと、10歳未満が12.3%、10代が19.2%、20代が11.0%、30代が12.3%、40代が15.1%、50代が6.8%、60代が13.7%、70代以上が9.6%となっており、鹿児島県の状況と同様、児童生徒やその親世代である40代を中心に増加が見られるようでございます。

また、2月1日から3月2日までに感染された方を見てみますと、感染経路不明の方は全体

の39.7%となっており、垂水市内でも市中感染が広がってきている状況でございます。

次に、今後の見通しでございますが、厚生労働省の令和4年3月2日付の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料によりますと、「全国の新規感染者数は実効再生産数及び今週先週比が1以下と減少が続き、直近1週間の移動平均も1週間以上にわたり減少が継続しているが、先週の祭日の影響も考えられ、今後の推移を注視する必要がある。重点措置地域を含む多くの地域で減少が継続しているが、一部の地域で横ばいや増加が見られる。また、大都市部における感染レベルが依然として高く、地方の感染状況の改善傾向も弱い。新規感染者における10代以下の割合は依然として高く、また介護福祉施設における高齢者の感染が継続している。現在の状況は、ワクチン接種の加速に伴い、継続的な減少傾向が見られた昨年夏の感染拡大状況とは異なり、新規感染者数の減少は緩慢であり、少なくともしばらくの間新規感染者数が高いレベルで推移していくことが予想される。夜間滞留人口については、重点措置区域では一部の区域で増加していることに加え、沖縄をはじめ、重点措置区域の適用が解除された地域では急増しており、新規感染者数の増加傾向も見られる。今のところその兆候は見られないが、今後、俗にいうステルスオミクロン株、BA2系に置き換わることで再度増加に転じる可能性や、年度末を迎えることによる感染状況への影響に注意が必要である。全国の感染者数の減少が続いても、当面は多くの地域で軽症、中等症の医療提供体制等の逼迫と高齢の重症者による重症病床使用率の高止まり傾向が続く傾向がある。今回の感染拡大における死亡者は、高齢者の占める割合が高くなっている。高齢者の中には、投薬などの治療を希望されない場合や、基礎疾患の悪化などの影響で重症の定義を満たさずに死亡する方も含まれるとの指摘もあ

る。また、基礎疾患を有する陽性者で、コロナ感染による肺炎が見られなくても感染により基礎疾患が増悪することや、高齢の感染者が誤嚥性も含む肺炎を発症することで、入院を要する感染者の増加にも注意が必要。」と示されております。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。事業の内容と実施時期についての質問にお答えいたします。

令和4年度の新規事業としましてコンビニ交付事業を予算計上したところでございます。この事業は全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑証明等を取得できることで市民の利便性を図る目的でありまして、市役所、支所から遠い地域の方や市外に勤務している方にとっては、自宅、勤務地近くのコンビニエンスストアに設置された端末機器から、閉庁時間も含め、住民票の写しや印鑑証明等の交付が可能となります。ただし、マイナンバーカードを取得していることが条件でございます。

この事業は、令和4年2月1日時点で県内では43市町村中13市町、19市中11市が実施しておりまして、本市におきましても令和4年度から事業開始のため、予算計上させていただいたところでございます。

事業費でございますが、令和4年度は初期投資としまして2,649万円。翌年度の令和5年度からは、地方公共団体情報システム機構、J-LISへの運営負担金、システム保守料、コンビニ事業者への委託手数料1件につき117円が必要となりますが、令和4年度までに事業を開始した場合、事業開始までのシステム構築に関わる経費、運営負担金及び委託手数料が令和6年度までの特別交付税の対象となるようでございます。

また、事業開始につきましては、住基、戸籍システム事業者及び地方公共団体情報システム

機構との調整期間に最低10か月が必要でありますことから、事業開始は令和5年の3月を予定しているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、コロナ感染防止対策の徹底について、2回目の質問に入っていきたいと思っております。

まずは、保健課長から答弁ありましたけど、保健課長にお尋ねをいたします。

今回、感染状況を聞きますと、比較的若い世代の感染が増加しているようにも、特に児童生徒の中で感染が広がっているということであり、これは、多分ワクチン接種、12歳以上になっていた点が大きく影響しているのではないかなというふうに思っておりますけれども、このことからこのワクチン接種というのは大変重要なことだと感じています。

ワクチン接種、気になるのは3回目の接種と、併せて12歳未満の接種でありますけれども、まず3回目の接種について垂水市においては現在どこまで進んでいるのか。この点について、まず保健課長にお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） ワクチンの3回目接種状況につきましてお答えいたします。

3月1日時点で、3回目のワクチン接種をされた本市の接種者数は4,390人でございます。接種率を申し上げますと、2回目の接種者数1万1,820人の37.1%が3回目接種を終えられているところでございます。鹿児島県全体の接種率と比較いたしますと8ポイントほど先行しており、このことは市内医療機関が積極的に取り組んでいただいている現れで、順調に接種が進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 3回目の接種が順調に進んでいるということですので、その点は安心したいと思います。

ただ、最初の答弁の中で、先の見通しがつか

ないコロナ感染症。今後新たな株も発生すると思っております。まだまだ闘いは続きますので、継続して感染防止対策、徹底してほしいと思っております。

それと、5歳から11歳、おとといの新聞でしたかね、鹿児島市と霧島市で始まったということですので、本市でも希望者に対して接種ができるようにしてほしいなと思っておりますので、その点は要望に代えさせていただきます。

それでは、見出しのコロナ差別、2つ目のテーマですね。コロナ差別について、その関連で質問をいたします。

今議会の開会日、森議員に対する辞職勧告決議案が可決をされました。その際に、議員辞職勧告に反対する討論の中に、しきりに「副市長がコロナ感染した関係で市長がPCR検査の有無を明確にしなかったからだ」などと議会を欠席した理由を責任転嫁するような発言がありました。

また、森議員は2月14日に開会された議会運営委員会の中で、池山議員から議会を欠席した理由を尋ねた質問に対して、「副市長の感染が分かってから市長が感染しているかどうか総務課長に聞いたが、検査して陰性だとは聞いているがどういう検査をしていたのか分からない。大隅肝属事務組合の議会に出席して同じ並びに座るのはリスクが高い。」などと説明をしています。このことは、議事録にしっかりと載っております。

また、森議員はテレビ局の取材に対しても、「副市長の感染が確認されて、関わりのある市長がどのように検査をしているのか分からない。家族を守るという立場で欠席をさせてもらった。」などと話していますが、この言葉だけを聞けば、市長が感染していると完全に疑っているコメントではないかと思っております。

私個人の意見として、このことはコロナ感染を不安視する嫌悪や偏見から来る一つのコロナ差別の行為だと思っております。

さらに、森議員が議会を欠席したのは2月3日、それから6日後の2月9日に南日本新聞の記事には、これですけれども、「副市長の感染が確認されてから発表まで時間を要した。また、副市長の感染発表を受けて、市長も感染をしているのではと市長の感染を疑う。」という記事が掲載をされていました。まるで、誰かがマスクミにリークしたような、同じようなコメントであります。

このことから、副市長のコロナ感染に関しては様々な疑問点や憶測が伝わっていますが、その誤解を解消するためにも、この一般質問の中であえてお聞きをいたします。

まずは、「副市長のコロナ感染が確定してから発表までに時間を要した」というような記事がありました。副市長の感染判明から公表までについて時系列でお答え頂きたいと思えます。

次に、市長、2月9日付のこの記事を見ますと、「副市長の感染発表の日、1時間前の会議を欠席した」だとか、「市長が検査対象か」と聞くと「検査を受けたかどうか非公表」ということで、市長の感染を疑ったような記事が掲載をされております。また、この記事には、「副市長と接触のあった職員の皆さんが自主的にPCR検査を受けた」ということが載っていましたが、当然に市長も検査を受けられたと思えます。市長の行った検査方法とその方法を採用した理由、併せて検査結果についてまずお聞きしたいと思います。

○副市長（益山純徳） 今、堀内議員から質問がありました、私副市長の感染確認から公表までの経緯等につきまして御答弁申し上げます。

私につきましては、1月31日月曜日の午後4時頃に発熱したため、垂水中央病院の発熱外来に出向き、PCR検査を受けたところ、1時間後の午後5時頃病院から陽性との連絡があり、秘書広報係のほうにその旨を伝えております。

その後、自宅にて保健所の電話による調査を

経て、同日午後9時過ぎに保健所から濃厚接触者は妻のみとの連絡がございましたので、市長等に報告をいたしております。

療養後に担当者へ確認いたしましたところ、翌2月1日火曜日の午前中に、濃厚接触者ではなかったものの、前日に私と一定時間接触のあった職員22名が垂水中央病院で自主的な検査を受けております。全員の陰性を確認いたしましたのが午後3時過ぎとのことであり、午後4時に新型コロナウイルス感染症対策会議が開催され、その後私副市長の感染を報道機関に公表したとのことです。

職員の感染の公表につきましては、これまでも正確な情報により市民への問合せ等に対応できるようにするため、市の対策会議において幹部職員に周知を図ってから公表をしておりますので、今回の公表も通常の手順に沿って行われたものと思っております。

また、新聞記事にもあった対策会議に市長が出席しなかったことにつきましては、これまでも職員の新型コロナウイルス感染の幹部職員への周知につきましては、私副市長が対応しており、今回も副市長の感染に関する情報の幹部職員への報告と、副市長が不在時の事務的な代決に関することであったため、総務課長が対応したと聞いております。

対策会議におきまして市としての決定が必要な場合については、これまでも市長が出席しておりまして、鹿児島県のまん延防止等重点措置延長の決定を受け、開催いたしました2月19日土曜日朝8時からの対策会議につきましても市長は出席され、市の対応を判断・決定していただいたところでございます。

報道機関の対応につきましては、普段から取材対応について職員に助言等を行っております私が療養中だったため、相談を受けることができず、取材を受けた担当者がどのように対応していいか判断に迷い、結果相手方の印象を悪く

したのではないかと感じております。新聞記事を受けまして、市長より報道機関への対応につきましては、改めて丁寧に行うよう、私と担当者に指示があったところです。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 市長の検査につきましてお答えをいたします。

2月1日火曜日は、前日に副市長と一定時間以上接触のあった市の幹部職員の多くが検査を受け、結果判明までの間自宅待機を余儀なくされましたことから、この間市政の停滞があつてはならないとの観点から、各般の事案等に迅速に対応できるよう、他の職員とは接触を避けながら市長室で公務を行い、その合間に国も使用しているキットを用いて抗原検査を受けたものでございます。

なお、検査結果については保健師など複数の職員立会いの下確認が行われ、陰性でございました。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今副市長から、コロナ感染から発表まで時間を要したということで説明がありましたけれども、まあこれを聞いて皆さん納得するのではないかなと思います。

また、副市長の立場で申しますと、私も組織におりましたから分かりますけれども、副市長という立場、警察署でいけば副署長の立場、広報の責任者であります。そして、調整する立場でもある。副市長の答弁にもありましたけれども、その立場の人が感染した関係で、市としての発表の調整に少しのずれが生じたのではないかなというふうにも思っております。

今時系列で説明頂きましたので納得しましたが、今後は副市長の不在のときのことも考えて、その体制づくりを考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、今後の課題にしていきたいと思っております。

次の質問に入ります。

鹿児島県にまん延防止等重点措置が適用されて、県外にこのまん防の適用地域への出張が制限されるようになりました。そんな中でも出張に行かなければならなかったという事情もあるとは思いますが、当然、感染防止には十分に配慮して実施されたと思っております。

この垂水市役所において、市長や職員の県外出張の内容、そして出張の必要性、出張中の行動についてお伺いをいたします。また、特に市長に対しては厳しい目で見ている市民の方々も多くおられます。市長は国への要望、陳情も多いことも理解しておりますが、出張のたびに検査を受けていたのか否か。受けていなかったのであれば、その理由をお聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 東京出張の内容と必要性並びに感染対策につきましてお答えいたします。

1月26日から27日の東京出張につきましては、市長、企画政策課長と私の3人でJALとJALUXを訪問しております。今回の出張につきましては、JAL、JALUX本社において協議が行われたものであり、なかなかお会いできない方々に数か月前からアポイントの調整を行っていただき、ウィズコロナ、アフターコロナに向け、水産業などの需要回復に向けた意見交換が行われたものでございます。

先ほども申しましたが、コロナ禍の中ではありましたが、昨年7月の垂水市とJALとの連携協定に伴い、JALの常務執行役員、旅客営業本部長と市長の意見交換の場を初めて設けていただき、ウィズコロナ、アフターコロナへ向けてJALのネットワークを生かした新たな取組について本市の特産品、観光振興の現状などを踏まえた意見交換が行われました。

また、連結子会社であるJALUXの代表取締役社長と市長とのトップによる意見交換が行われ、物流に特化した企業でありますJALUXと、本市特産品をはじめ、新たにSDGsを

取り入れての事業展開についてなどの意見交換がなされました。

新年度のスタートダッシュに向けて、この時期に2社の大手事業社のトップと市長が意見交換を行うことにより、垂水市、JAL、JALUXの連携がさらに強化され、本市の魅力を最大限にPRすることが地域活性化につながるものであると考えられますことから、十分必要性があるものだと思います。

なお、出張前から出張後まで体調管理に十分注意し、出張中においても感染対策を徹底した行動を取るなど、必要な対策を十分講じた上で業務を遂行したところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 出張後にPCR検査を受けなかった理由についてお答えをいたします。

私といたしましては、かねてから基本的な感染対策を講じながら普段の生活、公務を行っております。1月の県外出張につきましても、出張前後の体調管理には十分気をつけており、また出張中、出張後においても特段の体調変化はなかったところでございます。

このようなことから、今回の出張では任意の検査は受けておりませんが、少しでも体調に変化、異常を感じた場合には検査を受けることとしております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 出張は、必要があつてどうしても行かなければいけない。その出張をして垂水市のために、効果になるような実績が残るのではないかなと思います。

このコロナ禍になって、やはり特に市長、そして職員の県外出張に対しては、市民の皆さんは厳しい視線で見ているのは事実だということは理解をしていただきたい。そして、このコロナ感染を恐れるあまりに敏感になっているのも事実であります。

今回の副市長の関係でも、様々な憶測が先走

ってしまった結果になった。その憶測が誤解を招き、市長が感染しているというように情報が走ってしまったというような気がします。

市長は、出張が多い分感染リスクも多いことになりますが、仮に市長が感染したならば隠すことなく自ら発表することは当然だと思いますので、そこはこの議会の議員も含めて信頼関係が必要になってくるのではないかと思います。議会と執行部との信頼関係がないと、市民の期待に応える垂水市のまちづくりはできないと思いますので、そのことはこの場を借りて強く訴えておきます。

最後になりますけれども、今回の質問の本題に入っていきます。

このコロナ禍になってきて、感染を避けたいとか、感染するのではないかという不安やおそれから人を疑ってかかること。このこともコロナ禍の大きな社会問題ではないでしょうか。

日本赤十字社は、新型コロナウイルスについて3つの感染症の顔があると訴えています。第1の顔は病気そのもの、第2の顔は不安やおそれ、第3の顔は嫌悪、偏見、差別です。不安やおそれはうまく機能したら感染防止につながりますが、度合いを越せば間違いなく差別や偏見につながります。コロナ差別のない社会を作らなければいけないと私は考えています。

このコロナ差別の定義と現状についてどのように考えているのかお尋ねをいたします。また、コロナ差別、偏見に対する市民への周知はどのようにしているのかお聞きをいたします。

○保健課長（草野浩一） コロナ差別や偏見に対する市民への周知につきましてお答えいたします。

本市における新型コロナウイルス感染者は、一昨年の令和2年の年末から令和3年の年始にかけて確認され始め、今日に至っているところでございます。その中、御承知のとおり、昨年1月にコスモス苑において集団感染が発生する

などしたことから、感染者やその御家族のみならず、その治療や介護に当たっておられる医療・介護従事者やその御家族等に対し、偏見や差別が一部見受けられるようになりました。

そこで、垂水市では、新型コロナウイルス感染症により感染者やその御家族、医療従事者等が差別を受けたり、偏見を持たれることがない社会を目指す活動として、全国に広がっているシトラスリボンプロジェクトに賛同し、令和3年2月10日から令和4年3月31日までをプロジェクト期間として、今日まで支援活動を展開してきております。

その活動の一つとして、市内の公共施設、福祉施設、医療機関等においてシトラスリボンの着用を広めることで、感染から回復された方が地域に温かく受け入れられるよう、そのまちづくりに取り組んできております。

これまでの取組としましては、広く市民への周知として広報誌への記事掲載、市内全戸へのチラシ配布、垂水市公式ウェブサイトの記事を掲載、市役所正面玄関や子育て支援センター等でのリボン配布、民間店舗でのPR活動等を行ってきており、また市役所、教育委員会には市職員にリボン着用を促すとともに、公共施設や小・中学校へリボン作成セットとポスターを配付し、周知を行っているところでございます。その後、学校においては、授業の中でシトラスリボンを作成すると同時に、偏見や差別について学習があったとの報告を受けているところでございます。

また、市内医療機関、福祉施設等に対し、プロジェクトへの賛同を呼びかけ、応じた事業所にリボン作成セットとパネルを配付することで、医療・介護・福祉の立場から感染者等への心の支援を行っていただいているところでございます。

感染が拡大している中、感染者、その家族、治療に当たっている医療機関とその関係者だけ

でなく、ワクチンの接種ができない方や接種しないことを選択された方等に対する不当な差別や偏見、いじめ等がないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動のお願いを教育委員会や学校、関係課と連携し、今後も引き続き周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 感染した人、誰一人として感染したくてする人はいないわけですよ。そのことをしっかり考えていただきたい。そして、感染された方々の中には体調が戻らない方も多くいらっしゃいます。また、不幸にも亡くなられた方も多くいらっしゃいます。感染した人を責めるのではなくて、温かい目で見守ってあげる姿勢が必要ではないかなというふうに思います。

感染もしていないのに感染者扱いにして、人に言いふらす行為はもつてのほか。最も慎まなければならない行為ではないかと思えます。保健課長の答弁でもありました。シトラスリボンの活動、このコロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛県の有志が作ったプロジェクト、私も今日つけてまいりました。このリボンですよ。この活動も、コロナの発生初期の段階から全国的に広がっています。我々は、もう一度この初心に戻ってみてはいかがかというふうに思えます。

そして、我々行政にできること。根拠を明確にすることではないかと思えます。全国では、コロナ差別禁止条例の制定について広がりを見せているように思えます。全国的な実施、実態と効果の検証についてお聞きをします。また、本市においてコロナ差別禁止防止条例の制定を検討できないのかお聞きをいたします。

○市民課長（松尾智信） コロナ差別条例の制定についての質問にお答えいたします。

コロナ差別条例の制定については、現在全国の29市町村が条例を制定しているようでございます。まずは、先進地の条例の内容や効果等に

について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今市民課長答えられましたけど、調査・研究していく。何か答弁として軽いなという。積極性がなく消極的な答弁だったような気がします。市長、副市長、どちらでもかまいません。このコロナ差別禁止防止条例の制定について、垂水市として制定するお考えはないのかお聞きをいたします。

○副市長（益山純徳） 今堀内議員から、このコロナ差別禁止防止条例の制定について、改めて御質問がございました。

今市民課長が申しましたとおり、まずは先進地の条例の内容、効果等について調査・研究をするのですが、調査・研究した上でどのような制定の方法があるのか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○堀内貴志議員 最初のほうでも話しました。このコロナ禍、まだまだ続きます。だからこそ、このコロナ差別禁止防止条例、早急に作るべきだと私は考えています。制定に向けて積極的に動いてもらうように要望をしておきます。

このコロナ禍になって、多くの人々が経済的な関係や精神的な関係で不安に包まれている現状が続いています。自分の発言や行動が差別や偏見につながっていないか、もう一度考えてみてください。誰かのことではなく、自分のこととしてということを強く強く訴え、次のテーマに入っていきます。

コンビニ交付事業について、2回目の質問をいたします。

本市では、令和5年3月から実施できるということで、現在19市中11市が実施をしているということであります。今回の事業として2,649万円の初期投資が必要であったと。令和4年度までの事業開始の場合、システムの構築に係る

経費が令和6年度まで委託手数料が特別交付税の対象になるということで、何とかこの交付税措置に間に合ったということであります。

そして、翌年度からは委託手数料として1件につき117円が必要になってくるということで、初期手数料は多くかかっていますけれども、継続費用としてはそんなにかからないのではないかと思います。その点でよろしいんですね。

なぜ本市は他の自治体に遅れを取ったのかということについては具体的な説明はありませんでしたけれども、特別交付税の措置に間に合ったということでありますので、これはよしとしましょう。

このコロナ禍になって、人と接触の少ないコンビニでの、要は必要な証明書が取れるということは、これは時代に合ったいい事業だと思います。一方で予算から見ると、少し高いのではないかと思います。この事業のメリット・デメリットについてお尋ねをいたします。

○市民課長（松尾智信） 事業のメリット・デメリットはについての質問にお答えいたします。

コンビニ交付のメリットにつきましても、日本全国のコンビニエンスストアで休日でも証明書等が取れるようになり、また市役所、支所から遠方であったり他市町村に勤務している方にとっては、自宅、勤務地近くのコンビニエンスストアで閉庁時間も含め、交付可能であるため、利便性が向上することとなります。

さらに、行政においては、郵送請求事務また消耗品、出力用紙の負担軽減により、若干ではありますがコスト削減も考えられるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策においても、市役所及び両支所への来庁を抑制し、行政手続を行う方々が庁舎内に集まらないようにする効果もでございます。

一方、デメリットにつきましても、維持経費が必要であること、コンビニエンスストア交付

により、現在の収入から手数料が引かれることが挙げられます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 予算から見ると費用対効果というすぐには算出できないものではないでしょうか。しかしながら、このコロナ禍においてやっぱりこの感染防止対策、そして市民の利便性を考えると素晴らしく便利になる事業ではないかと思います。そして、この利用が増えるということになりますと、将来的には職員の負担軽減にもつながるものではないかというふうにも思います。

このコンビニの交付事業ですけれども、私本当に垂水市でも既に実施できるというふうに思っておりましたが、実際には来年3月から利用できるということです。このことは広く市民にも広報をお願いしておきたいと思います。

そのことを最後に要望いたしまして、本日は少し早めですけれども、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。次は、10時50分から再開します。

午前10時38分休憩

午前10時50分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質疑及び質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 おはようございます。本日、2番手になります。

今日は、定員の適正化、小学校の教科担任制、ふるさと応援寄附金、市債発行計画の4問の質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入っていきます。

先般の垂水市業務量調査報告を受けて、第7次行政改革大綱が現在検討されております。今回は、このようなことから1番目に定員の適正化の問題、業務量調査報告から分かる勤務実態と改善について質問いたします。

まず、1点目の業務量から17名不足とされているが、現在の定員を235名としている経緯と根拠について伺います。

業務量、人件費、安全衛生管理など総合的に判断して、適正であれば納得しますが、そうであれば改定を求めたいと思います。

次に、2番目の小学校の教科担任制について質問に入ります。

文科省は、令和4年度から小学校5年、6年生の実務授業で、英語、理科、算数、体育の教科担任制を2025年度までに段階的に導入すると発表しました。教員不足や教員志望減少が問題になっている中、教科担任の確保など、学校現場の対応が気になります。

そこで1点目、教科担任制の導入の目的と意義について伺います。

次に、3番目のふるさと応援寄附金について質問に入ります。

本市の自主財源は、類似団体と比べても低い数値となっております。その中で大きなウェイトを占めるふるさと応援寄附金について、自主財源確保の観点から質問いたします。

令和4年度のふるさと応援寄附金の予算額は12億円と、ようやく実績に見合う予算設定となりました。しかし、寄附金額は近隣の市や町に大きく差をつけられております。

そこで、さらなる寄附金増額に向けた取組について、2点提案と質問をいたします。

1点目は、本市のふるさと納税のページについて、寄附しようと思う寄附者の視点に立った内容に改善して、増額について提案いたします。

寄附者はまず、寄附したい市町村のふるさと納税のページを必ず見ると思います。市の取組

事業、寄附の実績、寄附金の使い道など分かりやすく載せ、工夫をしている自治体のページもあります。そういう自治体は成果も上げております。本市のふるさと納税のページも、事業内容や実績に、写真やメッセージをもっとふんだんに取り入れて随時更新すれば、寄附者が興味を持ち、寄附につながるとは思います、見解を伺います。

2点目は、返礼品の開発とパソコンを持たない店等の参加取組について伺います。

返礼品の拡充には努力されているとは思いますが、温泉水に続く定番となるヒット商品の開発が望まれます。つらさげ芋などヒット商品もありますが、開発への取組を教えてください。

また、パソコン業務がネックで参加を諦めている店や提供者があると聞きました。何かいい方法で参加できる道はないか伺います。

最後に、4番目の令和4年度の市債発行計画について質問に入ります。

令和3年度の市債残高は、市債発行を6億5,000万円に抑えたこともあり、令和2年度の98億6,000万円から96億8,000万円に減少の見込みとなっております。

さらに、令和4年度の当初予算では、市債発行額を7億7,000万円に、元金償還見込額を10億5,000万円にして計上し、年度末の残高見込額を94億円としております。財政健全化は進展しつつありますが、令和4年度の市債発行額が最終幾らなのか気になります。

災害等の増額はやむを得ませんが、それを考慮すると、当初予算は多くないかと思えます。この点と最終発行額が財政改革プログラムの計画、8億7,000万円以内で抑えられるか、見通しを財政課長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（和泉洋一） 現在の職員定員を235名としている経緯と根拠につきましてお答えいたします。

本市は、平成16年3月に大隅中央法定合併協議会からの離脱を余儀なくされ、単独の市として行政運営を行うこととなりました。また、当時の国の改革に伴う地方交付税の削減や国庫補助の見直しなどが進められていたことから、厳しい市財政を改革するため、平成16年10月に新行政改革大綱、並びに財政改革プログラムを策定いたしました。この中で簡素かつ効率的な行政運営を行うためには、行政のスリム化を図ることが重要であり、中でも人件費の抑制策を講ずることが最も効果的な方策であるとして、新行政改革大綱に基づく新たな定員適正化計画を策定いたしました。

新定員適正化計画では、平成17年度から26年度までの10年間で職員を50人削減することを目標としており、平成17年度当初、285名おりました職員数は、平成26年度末で235名まで削減し、現在もその最終目標値である235名の職員数を基本としております。

平成17年度当時の人件費は約25億円余り、会計年度任用職員の人件費2億6,000万円余りが加わった令和2年度の決算では、人件費は19億3,000万円余りとなっており、人件費の抑制には大きな効果を上げていることも、現在235名の職員数を継続している要因の一つであります。

一方、地方自治体は、地方分権改革の流れを受け、業務が増加していることに加え、市民サービスの多様化等、高度化する行政サービスに加え、昨今は新型コロナウイルス感染症対策など、職員の業務量も増え、職員の負担も大きくなってきております。本市でも地方創生関連事業や子育て・高齢者支援対策、本市の重要施策の一つであるたるみず元気プロジェクト事業などにより業務量が増加しているところです。

業務量調査は、業務量に対する適切な人員配置や業務のスリム化に向けた検証を図るため、また、今後も増加する行政サービス需要に対応していくことを基本的な考え方として、現在の

職員上限数235名が適正かどうかを検証するため外部機関に委託したものです。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 小学校の教科担任制導入の目的と意義につきましてお答えいたします。

令和3年1月に出された中央教育審議会答申におきまして、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要があることが示されております。また、同答申を踏まえ、令和3年7月には国の義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議におきまして、教師の負担軽減を図りつつ、新学習指導要領に示された資質能力の育成に向けて、義務教育9年間を見通した指導体制を構築するため、小学校高学年からの教科担任制を推進する必要があると報告されております。

教科担任制導入の主な目的は、次の4点でございます。

1点目は、教科指導の専門性を持った教員が指導を行うことが可能となり、授業の質が向上し、児童が学習内容をより理解できるようになることでございます。

2点目は、小学校高学年から教科担任制に慣れることで、中学校進学後に、教科によって担当教員が替わることや、学習面での不安を少しでも軽減し、中学校への円滑な接続を図れること、いわゆる中1ギャップの解消につながるということでございます。

3点目は、複数の教員が指導することで多面的な児童理解ができ、情報共有を図りながら組織的な生徒指導ができることでございます。

4点目は、専門性を持つ教科の授業を担当することで授業準備が効率化され、教員の負担軽減を図る業務改善につながるということでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、本市

のふるさと納税のホームページを、さらに寄附者の視点に立った内容に改善して増額をにつきましてお答えいたします。

寄附者視点のホームページの充実は、寄附増額の有効な手段でありますことから、今年度、本市ウェブサイトのトップページからふるさと納税のトップページへ直接リンクできるようにさせていただきましたほか、人気返礼品ランキングの新設、令和2年度寄附金使途実績報告書の掲載など、改善を図ったところでございます。

今後は、返礼品のページの画像やキャッチフレーズの改善等を図り、寄附者の興味を引きつけるウェブサイトを構築し、より一層の寄附額向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、返礼品の開発とパソコンを持たない事業者等の参加取組につきましてお答えいたします。

返礼品の開発につきましては、返礼品事業者に対しまして、人気返礼品の内容や国の補助事業等の活用を案内しているところでございます。令和3年度は、本市と返礼品事業者が協同で新規開発した返礼品の人气が高まるなど、一定の効果があつたと認識しているところでございます。

また、パソコン等、機器を所有されない事業者の方々の新規参入等につきましては、本市から返礼品事業者の方々に対して使用権限を付与している返礼品出荷依頼管理システムの都合上、パソコンやタブレット等、電子機器でのメール等のやり取りが必須となっているところでございます。

このようなことから、今後は返礼品の出荷や配送管理を代行できる市内事業者等とパソコン等、機器を所有されない事業者の方々とのマッチングを行い、多くの事業者の方々に参加できる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 市債の最終発行額は

8億7,000万以内で抑えられるかにつきましてお答えいたします。

前田議員が申された借入れ計画8億7,000万円は、以前、財政シミュレーション作成の際に用いた数値であり、第2次財政改革プログラムにおける目標値は、災害復旧債や臨時財政対策債を除く通常債の発行を、5年間の平均で年間6億円とするもので、現在もその考え方を念頭に財政運営を行っているところでございます。

令和4年度当初予算においては、市債の予算計上額7億7,040万円のうち、災害復旧事業に係るものが1億1,490万円、臨時財政対策債が1億6,600万円ですので、災害復旧事業と臨時財政対策債を除いた通常債の金額は4億8,950万円となっております。6億円を下回っております。

市債の予算計上は、借入れ上限額を計上しており、最終的には入札結果等により減額を行いますので、現時点においては通常債の発行額が6億円を上回ることはないと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

まず、市職員の定員235名としている経緯と根拠は説明をいただきました。行財政改革の一環で、平成17年から10年間、定員削減の見直しを行い、最終年度の平成26年度当時の定員の上限を今日まで継続しているということのようでした。大幅に人員抑制し、人件費の削減も成し遂げておられるみたいですね。

また、当時の業務量を基本に設定されていると思いますが、7年経過した現在は監査法人の業務量調査報告書でも明らかのように、現状は不足しております。また、報告書では部署間の業務量に不均衡が指摘されております。また、特定の職員に業務負荷が集中していることや、部署でその人しか分からない属人化の問題も指摘されております。このような問題の改善は、今回の第7次行政改革の定員適正化でぜひ実現

してほしいと思います。現状にマッチした定員の適正化は急務です。

そこで、次の質問に入りますが、今度の行政改革素案では、さらなる業務効率化で対応し、業務改善に努めるとしておられます。業務改善の問題は、事務の効率化、外部委託、任用職員の登用等で超過勤務解消に対応するとされていますが、どんな業務を効率化して取り組むのか伺います。また、外部委託する事務事業の概要や予定も教えてください。

○総務課長(和泉洋一) 業務改善は、どんな業務を効率化して取り組むのかにつきましてお答えをいたします。

業務改善として、令和4年度に取り組む業務としては、議会や各種会議の会議録作成について、AIを活用した議事録作成支援システムの導入を予定しております。そのほか住民サービス向上のために、LINEアプリを活用した広報を行い、対象を絞ったプッシュ型通知、チャットボットによる問合せ対応の導入等を予定しております。

なお、キャッシュレス決済推進を目的とした窓口での各種手数料の支払いに、令和4年2月よりアプリ決済を導入しております。

外部委託としましては、環境センターや火葬場、運動公園等の社会教育施設などの民間への業務委託や、窓口業務等の外部委託を実施している自治体もあるところです。外部委託については、その受託先の有無や委託料に係る費用対効果の検討が重要と思われるので、今後検討していくということでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。業務改善としては、令和4年度はAIを活用した議事録作成支援システムや、LINEアプリを活用したプッシュ型通知、あるいはチャットボットの導入を予定されているということでした。また、外部委託については受託先の有無や委託

料の費用対効果などを検討していくとの答弁でした。

業務改善効率化についての内容と、AIを活用した内容と外部委託は具体的にいつ検討するのか伺います。

○総務課長（和泉洋一） 例えば、議事録作成支援システムについては、文字起こしの作業時間の短縮を行いまして、業務の効率化と職員の負担軽減を目指すということでございます。

外部委託としましては、来年度にも具体的な検討に入れたいか、関係各課内において現在考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。

事務の効率化、マイナンバーカードによるマイナポータルの活用とか、行政事務のワンストップ化、オンライン化など、まだまだあると思います。DX推進は待ったなし。

本市は、そのDX推進計画を立てているのか。立てていないならば、早急にDX推進計画を立てる必要が先決だと思いますが、その点について伺います。

○総務課長（和泉洋一） DX推進計画でございますが、現時点では計画を策定しておりません。

本市においては、総務省の自治体DX推進計画に基づき、自治体情報システムの標準化、共通化や行政手続のオンライン化、テレワークの推進を行っておりますが、議員御指摘のとおり、推進計画が必要ではないかと考えているところでございます。

DXや情報化推進、業務改革のほか、高齢者等のデジタルデバイドの解消といった重点事業を盛り込んだ推進計画を策定できないか、周辺市町の状況も踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。DXは、住民

にとって行政サービスが便利になり、職員の業務が効率的になり、楽になることにつながります。一刻も早く計画を立てて推進していただきますようお願いいたします。

また、DX推進で業務の効率化、迅速化は進むと思いますが、同時に基幹システムの標準化対応に一定期間の職員の労力も必要とされています。その点の配慮も必要であることを指摘いたしまして、定員の適正管理を要望しておきます。

次に、デジタル化や外部委託、任用職員の活用で業務改善しても、報告書では6名不足と指摘されております。そこで、3点目の権限委譲等で業務負担増が続く中、現状の定員で非定型業務を遅滞なく効果的に推進、対応できているのか伺います。

○総務課長（和泉洋一） 業務負担増が続く中、現状の定員で非定型業務を遅滞なく効果的に推進、対応できるかにつきましてお答えをいたします。

業務量調査におきまして、日々の業務の中で一定の経験、知識や専門的な技術が必要となり、主に判断が伴う業務や企画、計画の活動を、非定型業務として定義しております。これらの非定型業務については、各課において適正に対応をしているところではございますが、特定の職員への業務負荷の集中や、その担当者しか業務を判断できないという課題がございます。

今後につきましては、継続的に業務量調査を行うことで特定の職員への業務の偏りを明らかにしながら、所属及び組織全体で調整を行い、組織として非定型業務のノウハウを蓄積していくことで、業務を遅延なく効果的に推進、対応できるようにしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。適正に対応しているが、課題もあると。今後は継続

して課題を明らかにして、所属や組織で取り組まなければいけないというようなことでした。まさにそれは必要であります、重要であります。現状は、適正にできているのではなく、やむなくやっているというのが現実ではないでしょうか。国からは次々と施策や計画策定等の業務が下りてきます。計画立案などの担当をされる皆さんは大変です。御苦労さまでございます。

しかし、出来上がってくる計画案が我々議員に示されるのは遅れがちで、ぎりぎりでのものが多いです。これは現実問題であります。権限委譲が増加する中、業務負担の問題は業務の遅滞を招くだけでなく、超過勤務を強いて、安全衛生管理の面からも問題です。早急に改善に取り組む必要があります。そこで、最後に定員の適正化についてお伺いいたします。

市職員の定員増で、定員適正化、業務改善を図るべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

○総務課長（和泉洋一） 定員の増をというような御質問だと思いますが、まず、定年延長について述べさせていただきます。

定年延長は、令和5年度から施行され、現在の定年年齢、60歳を2年ごとに1歳ずつ引き上げ、最終的に65歳まで引き上げることとなっております。

定年年齢の引上げに伴います職員定数の考え方や退職者がいないことから新規採用者数の取扱いなど、様々な課題があることから、総務省において国としての見解が示されるというように言われておりますが、いまだ国からは示されていない状況でございます。

職員数については、今後示されるであろう国の考え方や、本市の現在の状況等を総合的に勘案して考え方を整理する必要があるというように認識しております。

以上でございます。

○前田 隆議員 市職員の定員増に関しては、

当分は現状のままだというようなことです。定年延長による定員や採用者数については、国の指針を受けて、精査して対応を考えるというようなことが素案には書いてありました。

しかし、それでは遅いです。現状は不足して困っているのです。早急に対応して適正化してほしいと思います。

定年延長の話が出ましたので伺いますが、定年延長と新規採用との関係についてですが、再任用職員の増加や定年延長で業務量の改善は担保されますが、定員を変えずに定年で減った分だけ補充する採用計画は、定員の適正化としてはいただけません。一定期間、新規採用を欠員以上に増やして、早期に不足を解消し、定員の適正化に取り組む考えはないか、再度市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 今、総務課長からこれまでの状況、現状、そして今後どうするかということで、前田議員のほうからも御提案がございました。

一つ、垂水市の特徴として、人口約1万4,000弱ですけれども、非常に縦長で行政運営としてはなかなか効率的ではないという現状もございます。そのことは御理解をいただいていると思いますが、その後、行財政改革を努力して、今年度の予算も一般、特別併せて約182億円を超える予算計上で今提案をさせていただいているわけでございます。うち市税というのは13億余りということでもありますから、そこら辺のところも相まって、今、まずはしっかりと、合併の頃の状況から比べますとかなり改善をされてきましたけれども、地方分権という流れの中で業務量が増えていることも事実であります。

しかしながら、数千名を超えるような職員数ではないので、ある程度限られた人員の中でどうやって効率的にやっていくのか。一つは定年延長ということでの方策もありますけれども、あとはテレワーク、あるいは外注等も考慮しな

から、さらにその上で定員をどうしていくのかというの重要なことですので、今その段階にあるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○前田 隆議員 なかなか、簡単に増やしますとは言ってもらえませんが、地方分権が進み、増大する自治体業務を円滑にするためには、デジタル化と同時に、やっぱり人員の確保が一定期間、何よりも必要と思ひます。定員の増員を重ねてお願いいたしまして、この件は終わります。

次に、2番目の教科担任制に答弁をいただきました。導入の目的や異議が分かりました。小学校高学年から教科担任制になじんでおれば、中学校での教科担任制にスムーズに移行できるメリットもあるようです。4教科とも実施される2025年頃には、学級担任の負担軽減と、授業も教科ごとに担任が替わり、学力の向上が図られていることを期待いたしたいと思ひます。

次に、2点目の本市の現状と導入予定や方法、教科担任制の確保について伺ひます。

本市では既に、英語や理科の専科教師がおり、小学校の授業の一部で行っているとお聞きしました。その点も含めてどのように進めるのかお伺ひいたします。

○学校教育課長(今井 誠) 本市の現状と導入予定や方法、教科担任の確保につきましてお答えいたします。

小学校における教科担任制には、幾つかの方法がございます。例えば、音楽や理科など特定教科を専科教師が指導する方法や、担当授業数が少ない教師が他の学年、学級を指導する方法、また、担任間で特定の教科を交換して指導する方法などがございます。

本市の小学校におきましては、教師の専門性や学級数など、それぞれの状況に応じて今挙げましたいずれかの方法で教科担任制を実施しております。また、外国語につきましては、より

専門的な知識、技能が求められることから、垂水中央中学校に専科教師が配置されており、新城小学校、垂水小学校、水之上小学校、柗原小学校、協和小学校の5校で5、6年生の外国語科授業を担当し、興味・関心を持たせながら分かる授業を展開しております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。既に英語の専科教師が中学校に在籍しており、協和小以南、5校についてはその教師が教科担当をするということでした。

牛根小とか、松ヶ崎小はどうするのか教えてください。

○学校教育課長(今井 誠) 現在、その中学校に配置されている教師につきましては、授業時数の関係で5校しか回ることができておりません。そこで本市では、外国語活動指導講師2人を市で採用しておりまして、その方々に学校に行つて指導していただいて、補充しているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。英語の補助講師が対応するということですか。教科担任の確保については、まだどうされるか回答がなかったのですが。

○学校教育課長(今井 誠) 教師の確保につきましてでございますが、既に専科教師として確保されているのは垂水小学校だけでございまして、ほかの小学校につきましてはまだ確保できていないところでございます。

先ほどの例で挙げましたが、やり方を工夫して、それぞれの学校が専門性を生かした指導を現時点ではしていかななくてはならないと考えています。国が今後、どのような形で教師を25年までに配置していくかは、まだはっきりしておりませんので、現時点で垂水市への導入がどうなっていくかまだ分かっていないところですが、今後その動向を注視しながら適切に対応を取

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 英語のほうは分かったのですが、その他のほうは教科担任の確保がまだついていないと、そういうことで学校内の先生方で授業を交代して対応していくというようなことですか。分かりました。

本市は、垂水小、水之上小学校以外は、複式学級を取っています。そこで、3点目の複式学級制を取っている小規模校の教科担任制対応はどうするのか伺います。

○学校教育課長（今井 誠） 複式学級制を取っている小規模校の教科担任制対応につきましてお答えいたします。

本市には、複式学級での指導を実施している小学校が6校ございます。どの小学校におきましてもそれぞれの状況に応じて教科担任制を実施しております。

複式小学校におきましては、教頭が理科の授業を担当したり、算数をはじめ他教科でも担任の授業の補助をしたりして、より分かりやすい実践に努めております。

外国語につきましては、垂水中央中学校に配置されている専科教員と市で雇用している外国語活動指導講師2人を全小学校に派遣しております。専門的な知識、技能を生かして担任をサポートしたり教材を作成したりすることで、外国語教育の充実を図っているところでございます。また、外国語を母国語とする外国語指導助手の派遣契約を結び、全小学校に派遣しております。本物の英語に触れながら、英語を聞く、発音する力の向上や、国際理解教育の充実を期待しているところでございます。

なお、来年度の配置計画につきましては、行事等を確認しながら、現在調整しているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。小規模校は6

校あるということで、小規模校ですと、やっぱり担任の先生を含めて少ないと思うのです。そういう中でやりくりをするというのは、当初の英語でしたら、1年目は中学校からの専科教師と外部講師で英語は何とかいけると思います。順次、理科、算数、体育といく中においたら、やっぱり問題が出てくるんじゃないかと思えます。そういう中で、最終、4教科する時点で、やっぱり教科担任を置いて対応しないと限界があると思います。

学級担任の負担軽減、あるいは教科の質的向上という趣旨を考えると、教科担任の確保は必要です。また、この点を県や国に強く要望されて、この問題が早期に解決するように望みます。

最後に教育長、小学校教科担任制についての教育長の思いや見解をお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。前田議員から御質問を受けて、課長のほうから今答弁させてもらいましたけれども、補足したり、あるいは自分の中の構想、新年度からの。それも含めて話をさせていただきます。

まず、国の動きでございますけれども、令和4年度、全国で950人の教科担任制のための教員を配置すると言っているのです。5年間で3,600人、これ多いと思われませんか、少ないと思われませんか。（発言する者あり）限りなく少ないですね。とすると、本市にはどれだけ教員確保できるのかということ、おのずと数字は分かっております。となると、やはり我々は自分たちで努力しなければいけない部分が出てくる。いわゆる地理的な条件だとか、学校の規模、それに応じた教科担任制を新たに構築していく必要があるなということをお自身は感じております。そこで、現在やっていること、そして今後こういう構想でやったらどうかということも含めまして話をさせていただきます。

まず、県内の動きを申し上げますと、鹿児島市を含めて8地区で2校ずつモデル校をつくっ

て、そこでいわゆる効果的な実施方法を研究実践していくと、それを県下に広げていくという手法を取るとしております。

本市は本市で、独自に教科担任制を考えていく必要があるかと、私自身は思っております。大きくは3つです。

1点目は、教頭先生方の、いかに出番をつくっていくかと。教頭というのは、まさに教員の要で、それぞれ小学校の教頭、持ち味、つまり小学校の中でもこの教科に秀でているという、そういう得意分野を持っております。そういうところをどううまく使っていくかということです。

2点目が小中連携。これをやっていくこと。これは小学校にとっても、中学校にとっても双方メリットがあります。そこはあとで申し上げます。

3点目は、本市と連携協定を結んでいる鹿屋体育大学、これの活用。こういうことも私は念頭に入れているところで、実際やっているところもあるのですが、少し具体的に申し上げます。

鍵を握るのは教頭という話を申し上げましたけれども、特に複式校においては、教頭の役割というのはかなり大きいです。そういう意味では、どう教頭先生方を、うまくその持ち味を発揮していくかということが大事なところで、例えば理科を教えて、そして確実に興味関心を高め、学力をつけている学校がございます。そういう学校が現にあります。英語で、かつて教諭時代、コアティーチャーとあって、英語活動を進めていくのに推進的な教員をしてきたという経験を持っている教頭がいます。こういう人たちを使わない手はないです。学校内だけでなく、学校外でも使う。ここで私は使い方があると思います。つまり授業をするのです、ハイブリッド型でやると。先生が移動しなくても、教頭先生、ただでさえ忙しいで

すから。自校で、例えば英語の終わりの時間、私、出るわよというような感じで、そこで大型カメラで投影されて、その中で授業の最後で締めをきちんとするとか、あるいは授業の始まりにその先生が出てきて、子供たちの興味関心をぐっと捉えて、そして担任に引き継ぐとか、いろんなやり方があると思います。そういうところをまた、今後検討していきたいなと思っております。

次に、小中連携のことを申し上げましたけれども、中学校の教員が小学校へ出向いていくということ、実は今年度も計画していたのです。コロナのためにできなかったのです。手を挙げる教員も何人かいたのです、ぜひ行きたいと。これはすばらしいことです。中学校を離れて小学校を見に行きたいと。これはなぜかという、中学校へ上がってくる子供たちを見たいわけです。しっかりと理解しておきたいわけです。そうすると、中学校に上がったからの授業効果、教育効果というのは高まるわけです。これは中学校から出向いた教員にもメリットがございます。もちろん小学校で授業を受ける子供たちにとっても、より専門的にその教科を学べる、あるいはスピード感を体感できる、実感できる、こういうところで魅力があります。

そして、垂水高校についても、実は連携をやっているのです。お隣同士の垂水小学校、生活デザイン科、家庭科、すばらしい教員がおります。その教諭は生徒を連れて合同で家庭科の授業をやると、そしたら子供も先生も一生懸命です。そういうところがまた、進路にもやがてはつながっていくのかなと思っています。

あと、鹿屋体大の取組ですけれども、実際、新城小に、今年度は走り方を変えてほしいという校長のニーズに応じて、大学の先生と学生さん3人、お見えになりました。直接、1時間指導していただいて、走り方が変わったということも私も聞いております。

というように、いろんなバリエーションを考えております。そして、先ほど申し上げたようにGIGAスクール、いわゆるテレビ会議システムを使って、つかみで、展開で、終わりだという使い方、これは随分効果的にできるんじゃないかなと、移動せずに教科担任制のような取組ができるというところで、今後、そういうところをしっかりとまた検討していきたいなと思います。本市において、質の高い授業をやって提供していくというところでは、今後、研究実践してまいりたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○前田 隆議員 ありがとうございます。教育長の思いをぜひ実現して、地域に、垂水で合ったやり方で取り組んでいかれて、小学校の教科担任制が順調に進んで、児童の学力向上と授業が楽しくなるようなことを期待いたします。

また、学級担任の先生の負担が減り、これが一番、働き方改革が進むことが、冒頭言いました、教員志望者が増えると、ここに繋がると思っていますので、ぜひそういうことにつながるような取組を期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

時間が、最後もう10分しかなくなりましたので、もう3番目で、あとの長いからコメントだけ、2番、3番、4番になってしまいますが、3番目のふるさと応援寄附金について答弁いただきました。提案いたして早速、寄附金使途実績報告書等は書いていただいたのは確認しました。ありがとうございます。また、寄附事業についてもふるさとチョイスのページのほうに写真が入ったということで、これも大変いいなと思っています。

今後も寄附者の興味を引きつけるウェブサイトを構築して、寄附金増額に努めるということだったので、ぜひよろしくお願いいたします。

2点目の返礼品の開発とパソコンの件に対し

ては、返礼品事業者と共同で開発した返礼品が、人気が高まって効果を上げているということでした。

今後とも、選ばれる商品、選ばれる返礼品の開発に関係者で努めていただきますように、よろしく願いいたします。

パソコンを持たない店等への取組参加については、検討していただくということだったので、ぜひよろしくお願いいたします。

郷土出身者には、あく巻きや竹の皮だんご、このような懐かしい商品を取り扱っている、参加したいという店もありますので、そういうことが実現できるようにひとつよろしくお願いいたします。

次に、3点目のふるさと、これ、ちょっと行きますか。企業版ふるさと納税につながる、まち・ひと・しごと総合戦略の事業の経過について質問いたします。

就地拡大プロジェクト、そのようなのに今まで取り組んでおられましたが、このような事業計画がないのかまず伺います。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、御質問にお答えします。

企業版ふるさと納税制度を活用した取組につきましては、平成28年度から3年間、地域若者就地拡大プロジェクト事業を垂水高校や大学等と連携して、地元企業にも参画していただいて、人材育成や地域企業への人材確保などの取組を行ったところでございます。当事業につきましては、令和元年度以降も市の単独事業として鹿児島国際大学の寄附講座や企業ガイドブックの作成などを行っております。

また、令和3年度からはフェンシングのまちづくり事業として、国体を契機にフェンシングを通じた地域活性化や市民の健康増進、交流人口や関係人口の創出を目的に各種大会の開催や合宿の受入れ、それに必要な備品の購入などの取組を始めたところでございます。今年度は、

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、大会の開催や合宿の受入れはできておりませんが、備品を購入し、受入れ環境の整備を行いたいと考えております。

現在までの寄附実績としましては、企業版ふるさと納税ポータルサイトに掲載し、3社から合計120万円の寄附をいただいております、令和5年度までの期間内での寄附企業の募集を行うところでございます。

今後も関係各課と連携し、企業版ふるさと納税制度を活用した取組の検討や、寄附企業の募集を行い、全庁的に財源の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。フェンシングのまちづくり事業を令和3年度から実施しているということでした。取り組んでおられたことを評価いたします。

今後もこのような事業、例えば桜島ジオパークエリア拡大に伴う猿ヶ城溪谷周辺の整備事業とか、文化的、歴史的価値のある島津墓所周辺にトイレとか駐車場を造る事業とか、そういう部分を企業版ふるさと納税基金等の事業にのせて取り組んでいただけるように期待いたします。よろしく申し上げます。

最後に、4番目の市債発行計画について答弁いただきました。通常債、6億円の中の4億9,000万という中では、範囲内に収まっているので当初予算は妥当だということでした。

しかし、現時点ではというのが少し怪しいなとは思いましたから、よろしく願いいたします。引き続き、市債発行額を8億7,000万円以下に維持できるかという部分も、発行できるかという部分も、一応計画が限度額で充てているので、実際は入札等の結果で多少減るということで、6億以下でやれるんじゃないかということでした。市債残高が減少するように、発行を抑えるように、ひとつよろしく願いいたしま

す。

2番目の、副市長に、あと5分弱もないのですが、令和4年度以降の市債発行額は、財政改革プログラムを遵守している。計画8億7,000万以内の方針を堅持していけるかということについて、市長に伺います。

私は毎年、通常債を6億円以下で抑えてやれとは言いません。先ほどの答弁で、財政改革プログラムを受ける目標値というのは、5年間平均を6億円としているということでした。通常債6億円を平均化した計画でいいのですが、私は3年間をワンセットにしたスパンで考えてほしいと思っております。スパンを短くして見える化し、市債発行の平均額が守られるようにすることが重要と考えております。今後、耐震化事業やDX事業等、新規事業も控えております。また、既存の公共施設の更新事業等も計画されております。これらを織り込んだ組み方、あるいは考え方とスパンの問題、そういうことを踏まえた市債発行計画について、この方針を市長、ひとつ手短にお聞かせください。

○副市長(益山純徳) 今の前田議員の質問に対しまして、私のほうからまず答弁させていただきます。

先ほどの財政課長の答弁にもありましたが、第2次財政改革プログラムにおける目標値は、災害復旧事業債及び臨時財政対策債を除く通常債の発行を5年平均で、年間6億円以内とするものでございますので、まずはその考え方を念頭に置いた財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○市長(尾脇雅弥) 財政問題、いろんな意味で大事なことだと思います。私が政治家になったとき、水迫市長が就任をされた頃でしたけども、大変財政が厳しい状況でした。ざっくり、貯金が4億円、借金が130億円、先ほど総務課長も言ったような形で、行財政改革から市民の皆さんの御理解、御協力をいただいて、今、貯

金も40億を超えて、借金も100億を切っております。そういった意味では大分改善をしたという数字的なものはあると思います。

しかしながら、今後ということに関していきますと、しっかりと計画を立てながらやっていかなければいけないと。先ほど説明があったような計画上はしっかりとっているのですが、災害とか、いろんな問題、変わってきますので、お金はあったにこしたことはないのですが、必要なときにはしっかりと出せるような形で、先ほど言った長期といってもなかなか難しいので、3年ぐらいのスパンで考えながら、そのときに必要ものにしっかりと支出をするということも大事な視点だと思いますので、また議員の皆様方と協議して進めてまいりたいと思います。

○前田 隆議員 ありがとうございます。人口減少が進む中、市債発行が後世に負担がかからないように。需要やニーズはありますが、方針を堅持していただきますように要望いたしまして、全ての質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時5分から再開いたします。

午前11時50分休憩

午後1時5分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、一般質問に入る前に、今般のロシアの行っているウクライナに対する侵略に対して、私は非難します。力による一方的な現状変更の

試みに対して反対します。そして、ウクライナに対する攻撃の即時停止を、そして撤退を強く求めます。

議長の許可をいただいて、参考資料を2部お手元に配らせていただいておりますので、それを御参照いただきながらお聞きください。

それでは、質問をいたします。

まず、随意契約について伺います。

ふるさと応援業務委託についてということで、ふるさと納税コールセンター業務委託についてお聞きします。

このコールセンター業務は、平成29年4月1日に初めて随意契約にて契約が結ばれて、本年度まで随意契約で業務委託が結ばれていたとホームページ上で明らかになっており、5か年分の随意契約結果調書が作成され、毎年度、当該企業と随意契約が結ばれているという体裁が取られています。

また、この5年間で合計1億3,663万円、本年度は3,652万円の随意契約が結ばれているとされています。

私が、このコールセンター業務に関して情報公開請求を行い、契約書を入手したところ疑問点がありますので、それらの点を中心にして質問いたします。

お手元にお配りしている参考資料1の2、契約書の第11条では自動更新条項が設けられています。

資料1の1を御覧ください。地方自治法第232条第3項では、予算の単年度主義を規定しており、このことから自動更新契約を設けることができないことになっています。このことから、まず平成29年度に結ばれた契約書は、例えば、自動更新条項があったとしても、平成29年度のみ有効であるといえ、平成30年度以降、毎年度、契約書を作成する必要があったと言えます。また、毎年度、随意契約を結ばれていたという体裁上、垂水市契約規則第28条の規定、契約担

当者は一般競争入札、または指名競争入札による落札者を決定したとき、または随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならないという規定に従い、やはり、毎年度、契約書を作成しなければなりません。

ここで、私が指摘したいことは、平成30年度以降、契約書を作成しなければならなかったにも関わらず契約書が作成されていないという点です。

次に、地方自治法第234条第5項では、民間同士の契約の場合には、通常、契約書がなくとも申入れと承諾によって契約が成立しますが、自治体の契約においては、自治体と契約者の双方が契約書に記名捺印しなければ契約は確定しないと規定されています。このことから、平成30年度以降、契約そのものが存在していなかったと思われま。

先ほど、紹介をした地方自治法第232条第3項には、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約と支出をするためには契約をしなければならないと規定しています。これらのことから、ふるさと納税コールセンター業務においては、4年間もの間、契約も契約書もなく公金が支出されていたという自治体としてはあってはならないことが起こっていると言えます。

そこで、法令を基にふるさと納税コールセンターの業務を見たときに、平成30年から令和3年までの間、契約書なく事業が実施され、またこの間の4年間で1億1,821万6,000円の公金が契約のないまま支出をされていたのではないかと考えられますが、この間の契約及び公金支出についてどのような整理をされているのか伺います。

次に、10年後の地域を見据えてということで、持続的な地域活動の担い手育成について伺います。

お手元資料の参考資料2の1を御覧ください。

そちらの資料は、第3期地域福祉計画から抜粋しております。現在、既に地域活動に参加している方は、よく参加している、ある程度参加している、あまり参加していない方で合計72%に上ります。問18では、あまり参加していない、ほとんど、もしくは全く参加していない方に参加しない理由を伺っています。複数回答ではありますが、49.2%の方が仕事で忙しいため参加していないと答えています。

めくっていただいた資料2の2の間問22では、地域の中でできることをお聞きしており、そこではボランティア活動はできない、したくないという方は11.9%しかおりません。このことから、本市においては、市民の72%は地域活動を行っており、活動を行っていない約半分の方は仕事が忙しく、地域活動に参加したくても参加できない状態であり、参加したくないと考えている方はごく僅かしかいないということが分かります。

資料2の3を御覧ください。これは、各地区の65歳以上の割合と75歳以上の割合を示しています。この資料によると、境地区では地区民の6割が65歳以上であり、75歳以上も30%であることが分かります。何も境地区が特別なのではなく、65歳以上の割合は垂水、水之上、大野地区以外は50%以上と言え、4人に1人が75歳以上であると言えます。

私が、地域を回っていると、振興会長のなり手がいないという話をよく聞きます。本市においては、振興会合併を進めていますが、先ほど、紹介したデータを基に考えると、振興会合併だけでは担い手不足の根本的な解決につながらないのではないかと考えます。振興会長の担い手が見つかりにくい理由としてお聞きするのが、役をやるとそれに合わせて様々な仕事がついてきて大変であるというお話をお聞きします。これは、役に仕事がひもづけられ、振興会長に仕事が集中することから発生する問題であり、今

後ますます担い手がなくなることを考えると、一度、現在の活動を見直し、課題を洗い出し、持続的な地域活動ができるような体制づくりが必要かと思えます。

そこで、私なりに考えた持続的な地域活動のためのポイントとして、これまで振興会の役をあまり担うことがなかった層へ広げてみる。

鹿児島市では、18歳の町内会長が誕生しているとお聞きしています。また、これまでの振興会活動を見直し、これまで役にひもづいていた役割の棚卸しをし、できる人ができることを行っていく体制にすることができれば、振興会長に集中していた役割が分散し、負担感が軽減するのではないのでしょうか。

また、そうすることによって、自分事として地域活動に取り組むことができるようになるのではないかと考えますが、担当課のお考えを伺い、1回目の質問といたします。

○企画政策課長（二川隆志） ふるさと納税コールセンター業務委託の随意契約についてどのように整理されているのかにつきましてお答えさせていただきます。

本業務委託につきましては、地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号の規定に基づきまして、平成29年以降、毎年度、株式会社垂水未来創造商社と随意契約を締結しているものでございます。

本契約は、平成29年4月1日付の契約締結以降、大きな業務内容の変更もなかったことから、契約書第11条の規定に基づき、契約期間を毎年度自動更新し、平成30年度以降も業務を委託してまいりました。

また、契約更新のタイミングでございますが、毎年度3月議会におきまして新年度予算の議決をいただいた後に実施してきたところでございます。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 持続的な地域活動の

担い手育成についての質問にお答えいたします。

振興会は一定の区域に住んでいる方や事業所等で構成され、お互いが協力し合って様々な地域の課題を解決していく組織団体でございます。

各振興会におきましては、近年、急速な少子高齢化に伴い、地域のコミュニティーが成り立たなくなることを大変危惧されておりまして、昨年度より振興会長連絡協議会理事会において振興会合併問題につきまして協議をさせていただいているところでございます。

しかしながら、振興会の様々な事情等により、合併問題はすぐに解決できるものでもなく、今後も協議を進めていかなければならないと考えているところです。

今回、議員より、若年者の会長導入、振興会活動の見直し、みんなで支え合える育成という3点の問題提起がございましたが、議員も御存じのとおり、振興会は任意の団体でありまして、行政が運営等に対して指導的なことはできないところでございますが、担当課といたしましては、振興会長のなり手不足問題や高齢化等に伴う地域活動の制限問題、また一部の方々に頼ってしまう任せきり問題という課題があることは、十分認識しているところであります。

このことにつきましては、振興会合併問題と同様、非常に重要な課題でありますことから、今後は振興会の代表の集まりでもあります振興会長連絡協議会理事会の中で、振興会合併問題とセットで協議していただきたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答方式でやらせていただきたいと思えます。

まず、先ほど、ふるさと応援寄附金業務委託は公正な処理がされてきたのかということで質問させていただきましたところ、自動更新契約をもとにして、ずっと、特に問題がなかったということで委託をされてきたという御解答だっ

たかと思えます。

私がお聞きしたいことは、これは、適切に処理をされてきたという認識でよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） その認識で我々としても契約を継続してきたというふうに考えています。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、契約、適切に処理をされてきたということでありましたら、これは、契約書また契約が成り立っていたという御認識なんでしょうか。

○副市長（益山純徳） 先ほどの二川課長の答弁に若干付け加えさせていただきたいと思えます。

今しがた、森議員からいろんなる資料を提出いただいて、御説明いただきまして、今回、森議員の御指摘を受けまして、この契約方法の検証を行いましたところ、事務手続上の取扱いに課題があることは認識しております。

以上でございます。

○森 武一議員 事務契約上の手続に課題があるということは、その今回のこれまで支出してきた1億1,000万円、4年間のものに関しては問題がなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○副市長（益山純徳） 今、森議員から質問がございました。この森議員からの質問を受けまして、私のほうも答弁調整をしながらいろんな情報収集をしてみました。そのときに、ある市のやはり監査委員から同様に自動更新条項の定めがある事例について指摘をされたことがあったのが発見されました。それによると、やはり、自動更新条項の定めがある事例につきましては、後年度予算の裏づけのない支出を約束する自動更新条項の定めは不適當であるということで、同市の監査委員は、契約内容を総合的に判断して、単年度契約、または長期継続契約

の見直しを行われたいということで指導を受けていますので、そういうことになろうかと考えています。

以上です。

○森 武一議員 ちょっと分かりづらいんですが、おっしゃりたいこととしては、今年度までの契約に関しては問題がないという認識をお持ちだという、その立ち位置に立たれるということによろしいのでしょうか。

○副市長（益山純徳） 私は、問題がないということはお話しておりません。今回、森議員から、このような御指摘を受けまして、契約方法の、今言った某市の監査委員のそういう指摘も見つかりましたので、契約方法については事務手続の取扱いに課題があるということは認識しましたということでございます。

○森 武一議員 課題があるというお話でしたので、それをどうしていくのかについては、また後ほどお話をさせていただければと思うんですが、課題があるというお話でしたら、今年の、令和3年分ですね、をどうされるのかお伺いしたいと思います。

令和3年度分の契約に関しては3,652万円、この契約を見る限りにおいては、4回に分けて支出をすることに、委託先に契約金を支払うことになっているかと思いますが、今年度の最後の期、3月期ですね、四半期の最後の期に関してまだ支払いはなされていないかと思えます。事務手続上の課題を認識されている上で、これはまたお支払いになられるのでしょうか。

○副市長（益山純徳） 今の森議員の質問に対してお答えいたします。

先ほど、契約方法に事務手続上の取扱いに課題があるということは認識していることは答弁申し上げました。当然ながら、課題があるということであれば、令和4年度から単年度ごとの契約を締結するように契約手続の見直しを行うこととしたいとは考えております。

以上です。

○森 武一議員 今の御答弁であれば、令和3年度までについての契約に関しては適切に問題がないという認識になってしまうかと思いますが、そうであれば、契約書があるのか教えていただければと思います、令和3年度の。

○副市長（益山純徳） 先ほど申しましたように、当市といたしましては、契約については自動更新契約ができるという認識の下に進めておりましたが、今回の御指摘を受け、契約方法に、事務契約法の検証を行いましたところ、事務手続上に問題、課題があるということを確認いたしましたので、適切に令和4年度から単年度ごとの契約に見直すと、単年度ごとの契約書を契約するように契約手続の見直しを行うということとしたいと考えているところです。

以上です。

○森 武一議員 課題があると認められた、令和3年度のものについても課題があるということで副市長は今、御答弁されたかと思いますが。その課題に関しては、私が指摘をさせていただいた自動更新契約に基づいてやるのが不適切であると。そうしたときに、契約書がない、契約がないまま今年度の3,600万円、四半期で分けていくので4分の1、3月で支払われるんですか。

○副市長（益山純徳） 先ほども何度も答弁していますように、市といたしましては、自動更新契約ができるという認識の下に事務を進めておりました。ただ、今回、この質問を受け、課題があるということが認識できましたので、4年度から単年度ごとの契約に見直すということで考えているところでございます。

以上です。

○森 武一議員 認識がなかったので支払ってきたので問題がないというお話だと思います。ただ、今の現状、副市長、ここにいらっしゃる方々、認識されましたよね、課題があると。契

約がない、契約書がない、これ認識されたんじゃないんですか。そのまま支払われるんですか。

○副市長（益山純徳） 先ほど、ほかの市の監査委員の事例も御紹介いたしました、ほかの市におきましても、自動更新の条項が不相当であるということで契約内容を総合的に判断して、単年度契約、または長期継続契約の見直しを行われたいということで、今後の話をしておりますので、当市といたしましても単年度契約を今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○森 武一議員 らちが明かないんで、ここでこの課題に関しては終わらせていただきたいと思いますが、私は、契約がないまま令和3年度、最後の四半期の公金を支出することに関しては問題があると思います。それだけはお伝えさせていただきます。

次の、公正な取扱いとなっているのかについて伺います。参考資料1の3を御覧ください。こちらは平成30年度の随意契約結果調書です。下段の予定価格は非公表となっております。非公表となっている理由を担当課に尋ねたところ、物品に関しては公開しておらず、競争性を維持するために非公表としていると説明されました。しかし、契約書第4条には次年度の契約金額は前年度ふるさと納税寄附金実績の3%と記載されており、1社だけ非公表となっているはずの予定価格が分かる状態となっており、その3%に合わせて見積りも出されています。

私は、公平な競争が害されていると考えますが、これは公平な取扱いと言えるのか、見解を伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 御質問に対してお答えします。

まず、予定価格でございますけれども、本市では工事契約を除く物品調達等に係る契約につきましては非公表とさせていただきます。

続きまして、随意契約等の理由でございますけれども、契約相手方の株式会社垂水未来創造商社は市内事業者や本市ゆかりの事業者が地域活性化を目的に設立した会社であり、国が進める地方創生事業における地域商社の機能を有しております。

地域商社とは地域産品のマーケティング販売開拓や他地域との連携、観光等異分野連携も含めたビジネスモデルのプロデュース、地域の事業の物流環境、人材育成、総合支援等などの役割を担うものであります。

同社は、平成29年度の契約以前には、地方創生関連事業等の実績を残しており、その後も本業務委託におきまして、寄附額の増額や返礼品事業者の増加など、本市内における経済循環の実績も有しております。

また、平成29年3月27日には、本市と同社との地域活性化包括連携協定を締結しており、その中におきまして、ふるさと納税の成果向上に関することを連携事項として明記しているところでございます。

このようなことから、本事業の委託が本市の利益増進に寄与しており、地方自治法施行令等の関係法令に基づきまして、公正公平な取扱いで事務執行をしているものであると考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 今、課長のほうで、3番目のところで、市の契約が一般競争入札が原則ではないかというところまでお答えいただいたので、そこに関しては、また後ほどさせていただければと思いますが、公正公平な取扱いとなっているのかについてということで、先ほどのお答えというのは、すみません、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 途中からになりますけれども、垂水未来創造商社におきまして、地域活性化包括連携協定を連結しており、その

中におきまして、ふるさと納税の成果向上に関することを連携事項として明記しているところでございまして、このようなことから、本事業委託は本市の利益増進に寄与しており、地方自治法施行令等の関係法令に基づきまして、公平公正な取扱いで事務執行をしているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、私がお伺いしたのは、結果調書のところで予定価格が未公表になっていますと。ただ、予定価格に関しては、当該企業のみは分かる状態になっていますと。これは、契約書の4条ですかね。前年度の実績の3%が価格になるということで、その予定価格に合わせて見積書も出てきています。

そこに関して、それは公平性が害されているんじゃないんですかというところをお伺いしているんです。それは公平な取扱いと言えるんでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） まずはその地方自治法施行令第167条の2項の規定に基づき、随意契約としているところでございますけれども、これに関しまして、この規定は、不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払い、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものとするときと定められております。

つまり、垂水市の利益増進等に寄与するために複数事業者による競争入札が適しないと判断したものであり、1社から見積徴収をした上で垂水市契約規則等に基づき契約締結を行っているというところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 それは、随意契約をした理由で、その随意契約をした理由としては適切なもので問題がないというお話だと思うんですが、そうではなくて、結果調書のところに未公表と

されているわけですね、予定価格を。それは1社しか知り得ないとなってきたときに、見積りを徴収する。今回1社見積りであったからよかったと思いますよ、まだそういう話だと思うんですが、2社見積りの場合ってというのは1社だけ見積金額が分かっている、予定価格が分かっているという状態は公正な競争ができるとは思えないんですが、財政課長、これでよろしいんでしょうか。

○財政課長（濱 久志） 予定価格につきましては、工事請負契約については公表しているところです。物品調達に係る契約については公表していないと。1社随契の有無に関わらず一律に非公表としているところでございます。

現在、この委託事業につきましては、予算書及び契約金額を公表しておりますので、特別に優位になるものではないと考えております。

以上です。

○森 武一議員 特別に有利になるものではないというお答えだったかと思いますが、要は公平な競争であったりとかというものが、この予定価格が1社分かっている、1社だけ分かっているという状態が公平な競争を確保するのに適切なのかというところが課題だと思うんです。

それは、適切な競争が確保されるんでしょうか。

○財政課長（濱 久志） 確保されると認識しております。

以上です。

○森 武一議員 すみません、そうすると、予定価格を非公表にするという理由というのは、私には分からなくなってくるんです。予定価格が公表されていて、1社だけ、1社が見積り、その予定価格と同じ金額で出してきたのでそこにしました。それなら、まだ筋としては通るんじゃないかと思うんですが、今回、非公表にしている1社だけしています。というところは、やっぱりおかしいんじゃないかと思うんですが、

どうなんでしょうか。

○財政課長（濱 久志） 先ほども答弁したんですが、1社随契の有無に関わらず一律に非公表としていると、そういう取扱いですので、非公表という取扱いをしております。

○森 武一議員 ほか、その他と同じような取扱いだから非公表としているのを、予定価格は1社だけしているということに課題はあると思うんです。私は、課題があると思います。担当課長として、これに課題があるとは思いませんか。

○財政課長（濱 久志） この3%は寄附額の3%という考えです。ですので、当契約者につきましては、予定価格というのは事前には分かっているということにはなると思います。ただ、3%は分かっている形にはなりません。

○森 武一議員 予定価格、市の予定価格ではないので問題はありませんというお話、今、御解答だと思うんですが、そうすると、平成29年度は見積りと結果調書の金額は違います。ただ、それ以降に関しては、3%の金額で合致していると思うんです。その今の説明だとおかしくありませんか。

○副市長（益山純徳） 今、予定価格については、財政課長が答弁したとおりなんですけど、基本的に今言った業務委託、寄附額実績の3%ということで寄附実績は分かっているのかもしれませんが、その実績に基づいて予定価格をどう立てているかというのは、業者には分からないことだと考えています。

以上です。

○森 武一議員 それでは、市の予定価格としては3%ではなかったと。それ以上ではあったけど、それ以下で出てきたからというお話になってしまいますが、それでよろしいんですね。

○副市長（益山純徳） 予定価格についてのその額について私は答弁したのではなく、その業務委託料と別に予定価格というのは考えるもの

であるという形で答弁したものでございます。

○森 武一議員 今の副市長の御答弁だと、別に考えるから同じ金額でも問題はないですよというお話になってしまうんですが、その金額自体も違うっていうことなんでしょうか、副市長。

○副市長（益山純徳） 私は、そのような答弁はしておりません。

以上です。

○森 武一議員 そうすると、予定価格の考え方と業者の3%というところが違うから問題がないというお話だと、そういうことではなく、どういうことなんでしょうか。すみません、ちょっと理解が私にはできないんです。

○副市長（益山純徳） 何度も申し上げますが、予定価格というのは、こちらの市のほうが一定の考え方をもとに決めるお金でありまして、この契約金額というのは、今言われたように、寄附実績からの3%ということで、契約金額自体はある程度、業者のほうに分かっていると思いますが、それと予定価格というのは別の考え、その額が合っているとか合っていないのではなくて、別の考えでつくっているものだ、予定価格とは別の考えでつくるものだというふうに考えております。

ですから、先ほど言いましたように、額が同じだから同じだとか、額が違うから違うんだということを私は述べているのではございません。

以上です。

○森 武一議員 先ほど、企画政策課長のほうで、これまで問題がなく、平成29年から問題がなくやってきたので、令和3年まで、契約が有効だと認識をしていた上でこのまま来ていましたという御答弁があったと思いますよ。契約書の第4条のところで、委託者は委託業務に係る業務委託料を受託者に支払うものとする、その金額については契約年度の毎年度3月31日時点での垂水市ふるさと納税寄附金実績額の3%とし、1,000円単位未満は切り捨てるものとする

とあるわけです。

それに合わせて見積りも出てきて、調書も同じような金額でされている、これ一緒ではないんですか。これ一緒としか見えないんですが。どうでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） すみません、ちょっとこれまでの年度ごとの、価格も含めてですけれども、こちらのほう、手元に資料がございませんので、こちらについて、また後ほど。

○森 武一議員 今、手元に資料がありますので、お渡ししましょうか。

○副市長（益山純徳） 反問権をちょっと使わせていただきたいと思います。

今、資料はそこにあるというんですが、ちょっと執行部として、この場ですぐに答弁ができるかどうか、ちょっと通告が事前になかったもんですから、正確な答弁に時間を要すると思ひまして、今回については、ここでお渡ししていただいても即答ができるかどうか、ちょっと判断がつかねるところでございます。

以上です。

○森 武一議員 副市長、それはおかしいですよ。通告外って、昨日、課長にもこの質問をするということでメールで送らせていただいています。しっかりと送らせていただきます。今御答弁ください。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩します。
午後1時39分休憩

午後1時50分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○森 武一議員 先ほど、副市長のほうから通告がなかったというお話でしたが、すみません、先ほど、企画政策課長に送ったという話だったんですけど間違いました。財政課長でした。申し訳ありません。ただ、送らせてはいただいております。

そのままの質問も財政課長の手元に存在しているかと思えます。ですので、改めてお聞きします。公平公正な取扱いとなっているのかについて伺います。

参考資料、ここはいいですね。平成30年度の随意契約結果調書の下段の予定価格は非公表となっています。非公表となっている理由を担当課に尋ねたところ、物品に関しては公開しておらず、競争性を維持するために非公表していると説明されました。しかし、契約書第4条には次年度の契約金額は前年度、ふるさと納税実績の3%と記載されており、1社だけ非公表となっているはずの予定価格が分かる状態となっており、その3%に合わせて見積りも出されています。

私は、公平な競争が害されていると考えますが、これは公平な取扱いと言えるのか見解を伺います。

○企画政策課長（二川隆志） まず、契約ですけども、まず、今回、契約になった分ですが、こちらにつきまして、まず、予定価格については、先ほど非公表という形で述べさせていただきました。ですので、今回、見積書を提出させていただいた分において契約させていただいた分につきましては、やはり、こちらが設定しています予定価格以内であったからこそ契約させていただいたという認識であります。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、最後のほうにちょっと質問をさせていただければと思うんですが、この関連として、では、予定価格が別にあったということでしたので、これまでのその5年間の落札率というんですか、何%で落札、この契約をされているんですか、予定価格の。

○企画政策課長（二川隆志） 今、その質問につきましては、通告を受けておりませんので、今この場においては数字を持ち合わせておりません。

以上です。

○森 武一議員 ここに関してはこんなに時間はとるつもりはなかった。もうすぐ終わる話なのかなと思ったんですが、残念ながらこんなに時間をとってしまった。また副市長のほうには通告していないと、しっかりしているにも関わらず言われてしまう。前日もそういう話があったんですが、今後、通告しているので、しっかりと答えていただくようにお願いします。

今回の、私としてはこの非公表されている、予定価格と見積り、同じ価格できている、その3%で同じ価格で契約をされているということは、公平な取扱いがされていないんじゃないかと考えます。それに関しては、また改めてしっかりと見直しをお願いいたします。

次、市の契約は競争入札が原則なのかということでお伺いする、原則ではないかということ、先ほど課長のほうからお答えをさきにいただいていますので、それを基にして話をさせていただければと思うんですが、先ほど、随意契約理由書、参考資料の1の5を基にして、こういう理由があるからで法律に基づいて地方自治法施行令第167条の2第2項に該当するので問題がなかったんだというお答えだったかと思うんですが、そういうお答えの認識でよろしいでしょうか。まずすみません、そこだけ確認をさせていただければと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 随意契約結果調書に書かれております随契理由も含めてですけども、今回、その内容につきまして議員からも御指摘をいただいたところでございます。

随意契約結果調書に記載された具体的な理由につきましては、随意契約理由書の抜粋でありますことから、端的な表現として真意が伝わりにくい部分も多々あったというふうに考えております。

今後におきましては、明確で真意が伝わる表現に、なるべく詳細を表現する形で努めてまい

りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、また課長がさきに答えをおっしゃってしまって、ちょっと質問、大変困るんですが、ちょっと戻します。この随意契約理由書を基にしてやってきたと。随意契約理由書に関しては、当該随意契約をしたいと、適用した具体的な理由としては、該当企業は地域活性化を目的に設立した会社であり、専門的な知識と性質を保有し、地域経済活動の司令塔としての役割を期待されていることから、随意契約としたと。

その詳しい理由としては、資料1の5の随意契約理由書であると。それに関しては、今後、また具体的な分かりやすいやつをやっていくという話だったかと思えます。

そこまでにしましては、ぜひしっかりと市民の方が分かるように、その随契結果調書を読んで納得できるように、合理的になるほどと思うようにしていただきたいと。

また、もう一つ、マニュアルに沿った、随契のマニュアルが垂水市にあるかと思えます。それに沿った形でやっているのかということも通告をさせて、打合せのときにさせていただいているかと思えます。それに関して、マニュアルのほうに施行令第167条の2項に第1項第6号は、見積相手が1社となる場合があり、同第2号と接近していると見受けられるが、同第2号はそのものしか履行できない場合であるのに対し、同項第6号は履行が極めて限定されるが予定価格以下という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとは言えない場合であるというふうに、マニュアルに書いてあります。マニュアルに書いてあります、9ページに書いてあります。

今回の契約をされた2号に関しては、そのものしか履行できない場合にこの2号を使って契約をしてくださいと書かれています。今回、結

果調書のところで、当該企業は地域活性化を目的に設立した会社であり、専門的な知識と性質を保有し、地域経済活動の司令塔としての役割を期待されていることから随意契約とした、これどのようにこの当該企業しかできないのか教えていただければと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 今お尋ねのこのうちの随契ガイドラインのことを言ってらっしゃると思うんですけども、今回のこの随意契約結果調書に基づく随意契約の理由の部分におきましては、大項目であります（2）の2項、経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通したものと契約するときという大項目に沿った形で随意契約をさせていただいたという認識でございます。

以上でございます。

○森 武一議員 もうこれは言わずもがなで、公共施設、自治体に関しては競争入札が原則であると、これは同意をいただけるころだと思います。その上で、例外として随契がありますと、その例外の2号、何個かある中の一つとして2号があります。2号に関しては、マニュアルに関してそのものしか履行できない場合と書いてあるんです。それであれば、この周りに沿って事務手続されていると思いますので、この当該企業しかできなかった理由、それが今回、結果調書、また理由書を読んでも、よく私には分からないので、もう一度、御説明をお願いいたします。

○企画政策課長（二川隆志） こちら契約過程での選定理由というところで、随意契約理由書、森議員がお配りしている参考資料1の5にございます。こちらのほうでる述べているところでございますけど、全文を読み込むという形で、またかなりの時間を要しますので、この契約相手方の選定理由という部分で、るる書いているこの分において、最終的にここしかないというところで、随意契約をさせていただいたところ

でございます。

また、こういったところが今回、今、森議員が言われる、公表されております随意契約結果調書、こちらのほうで判断しきれないというところでございますが、やはり、先ほども申し上げたとおり、こちらの部分の随契理由書において、こういったところが明確に、見た方々においても議員が納得していただけるような形で記載できるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 大分もう時間がなくなってしまうてきているので、ここに関しては、まずこの随契理由書、理由書の選定理由のところの上2段に関しては、本市の事情が書かれているわけですね。寄附件数が2万9,000件、寄附金額が6億円となっています。今後、その幅広い実務的な知識と組織体制を求めています。

その下に関して、実情として、当該企業が地域商社機能を要している。また、何て言うんですかね、その定款のところなんですかね。こういうふうな地域商社の定義があつて、その後、28年度に就地拡大事業をやっていると。就地拡大事業に関しても、これは随契でやられているので、これを実績だからっていうのもどうなのかなとは思いますが、そういうところで、じゃあここしかありませんというのは、やはり全くこの随契理由書を読んでも分からないんです。

ここに関して、やはり法令に基づいて、またマニュアルに沿った形で、しっかりとやっていくことが必要だと思います。それに関しては、今後、またしっかりとやっていただくよう、よろしくお願いします。

これに関してはすみません、課長でもいいですし、どなたでもいいんですが、お考えを。

○企画政策課長（二川隆志） また、そういったところで認識が不足するようなところでありましたら、我々としてもそういったところは改

めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、別なちょっと課題というところにはなるんですが、そもそもこの5年間で1億3,600万円もの事業を1社随契でするようなものだったのか。これは、競争入札に十分することができるのではないかと思うんですが、お考えをお伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 今後の話になるかもしれませんが、また、今現在、未来創造商社と随意契約を結ばせていただいておりますが、やはり、市内におきまして同等の機能を有する企業、そしてまた、新たなそういった提案をしてくださる企業様が現れた場合には、先々においてはプロポーザルでございましたが、競争入札、そういったところも検討した上で、業者選定を行っていかねばならないというふうな認識でいるところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 課長の今の御答弁だと、市内企業でそのようなものがあつた場合というお話だったかと思えます。市内企業に限ってしまうと、大分こう狭まってしまうとは思いますが。これだけ年間3,000万円、3,600万円、今年に関しては3,600万円だと思いますが、大きい事業、垂水市にとっては大きい事業を競争入札をせずに1社匿名でするところは、すごく大きい課題が出てくるんじゃないかと思えます。

財政課長でいいんですが、随契として様々な大きな随契、垂水市はやっていらっしゃると思うんですが、これやはり、もう一度原点に立ち返って、法令、またはマニュアルに沿ってやっていくべきだと思うんですが、課長のお考えを最後お伺いできればと思います。

○財政課長（濱 久志） ただいま森議員から指摘がありましたように、来年度以降の話にはなるんですが、そういうところも含めて検討が

必要だというふうに考えております。

以上です。

○森 武一議員 やっていただけると、しっかりと法令、またマニュアルに沿ってやっていただけたとお答えがあったと認識をさせていただきたいと思います。

次、再発防止で検証に関してということで、市長、今まで述べさせていただいた中で、やはり、契約がない、契約がないまま公金を支出してきている。で、今回また、最後の四半期のところ、契約がないままという認識がありながら、公金を支出しようとしている。これすごく大きい課題だと思うんです。問題だと思うんです。

改めて検証、なぜこういうことが起こったのか、また今後の再発防止についてしっかりやるべきだと思うんですが、市長のお考えを伺いさせていただきますと思います。

○市長（尾脇雅弥） この問題、事務的な詳細、いろいろあるわけですけれども、全体的なこととして、まちづくりの中で、6次産業化と観光振興、3つの拠点をつくってということから始まっていると思います。

その中で、必要に応じて、先ほど随契理由もありましたけれども、二元代表制の中で議会の皆さんの承認をいただきながら進めてきてまいりますので、課題があるとすれば、そこはもちろん検証していかなければならないというふうに思っております。

○森 武一議員 すみません、私がこういうことを言うのも何なんです、二元代表制の中、それはそれで進めるべきは進めるべき。ただ、今回の問題に関しては、法令に沿った形で適切に処理をされているかしていないか、ここが課題なんです。これが課題だから、今こういう議論をさせていただいているんです。それに関して、しっかりと見直す、検証していく、また再発を防止していく、その市長の意気込みをお聞

きしたいんです。

○市長（尾脇雅弥） それに関しては、必要に応じて検証していくということでございます。

○森 武一議員 その答えは、私としては大分残念です。必要に応じてではなくて、今、これまで議論させていただいたじゃないですか。で、課題があると、皆さん認められたわけですよ。そしたら、それに関して、検証していく、見直しを行っていく、そうお答えいただくのが市長の立場ではないんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） そのことについて検証していくということでございます。

○森 武一議員 また時間を使ってしまうので、今回、5年間で1億3,600万円、令和3年度3,652万円もの事業を、随契に、それも1社随契にする必要が私はなかったと思います。これまで議論させていただいたように、様々な課題があると思います。

市長、これ当初予算で予算計上されていますが、一度見直しを行って、競争入札するなりしたほうがいいのかと思います、市長のお考えをお伺いさせていただきたいと思います。

○副市長（益山純徳） 今、先ほどもちよつと答弁いたしました、今回の森議員の御指摘を受けまして、契約方法の検証を行いました、事務の手續上、課題があるということは、先ほど答弁したとおりです。

なので4年度からはその、まずは単年度ごとに契約を締結するように契約手續の見直しということをまずは行いたいと考えているところでございます。

以上です。

○森 武一議員 これ終わらせていただきたいと思いますが、本当に契約のないまま公金を支出するというのは、考えを改められたほうが、見直しをされたほうが良いとは思いますが、

最後、確認させていただければと思うんですが、このコールセンター業務、道の駅はまびら、

企画政策課長でお願いしたいと思うんですが、これ道の駅はまびらの運営補助、運営費で、補填の一環ということではないですね。その確認だけさせてください。

○企画政策課長（二川隆志） そのような目的で支出しているものではないというふうに考えております。

以上です。

○森 武一議員 ありがとうございます。それでは、すみません、時間がなくなってしまったので、先ほど、市民課長のほうでいろいろ取り組んでいただけたということでしたので、よろしくお願ひいたします。

あと数分あると思いますので、すみません、まとめてになってしまうんですが、お伺いさせていただければと思うんですが、地域の記録・記憶をつなぐためにはということについてなんですが、本市において、移住定住や人口減対策など様々な政策を行っていますが、先ほど、資料2の3で示しましたが、地域の高齢化も進んでおり、これを振興会ごとで考えた場合に、今後は自主的に消滅してしまう振興会もあるかもしれません。そうすると、地域ごとにまた振興会ごとに行われていた行事や人々が住むことによって生み出されていた風景、風俗などが消えてしまい、結果として風化していき、忘れ去られてしまうのではないかと危惧しております。

また、住民が少なくなることによって、地域の文化財も散逸することも考えられます。現に、境地区においては、隠れ念仏があると資料にあります。どこにあるかは地区でも分からなくなっています。

今後、残念ながら人が住まない地域が出てきたときに、人々の記憶の中にだけ人々が生きてきた歴史があるのではなく、しっかりと記録、記憶として後世に残していくことが必要だと思いますが、このことに関して、担当課にお伺ひします。

また、すみません、もう一つ、一緒にお伺ひさせていただければと思うんですが、集落水道について、集落墓地管理についてということで、集落水道については、課長も御存じのように、人口減少による担い手がおらず、大変厳しい状況におかれている地域があります。本市においては、集落水道施設改良に対して補助金を交付して支援していますが、世帯数が減ることによって、その負担金すら賄えなくなることも危惧されます。

水道法によると、水道の提供はまず自治体にあります。そのことを考えるときに、集落水道が立ち行かなくなり、全て行政が面倒を見ることになると、結果として行政コストが高くなるのではないかと危惧しています。

これは、集落墓地についても同じことが言えると思います。民有地であることから、難しいところがあるとは思いますが、無縁仏が増え、どうしようもなくなってから対応することは、やはり行政コストとして高くなってしまおうと思いますが、そこで今後、集落水道、集落墓地をどのように考えているのか、併せてお伺いさせていただきたいと思います。

○社会教育課長（米田昭嗣） それでは、地域の記録・記憶をつなぐためにはにつきましてお答えいたします。

市内9地区にある貴重な歴史や伝統芸能、重要な文化財の位置や情報などを知る地域の住民が高齢化により少なくなりつつあります。教育委員会としても、地域の貴重な歴史や伝統芸能、重要な文化財の位置や情報などが高齢化により希薄になっていくことが、地域にとっても本市にとっても重要な課題であると考えております。

市内には数多くの文化財があり、これらの文化財は本市の長い歴史の各時代の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産でもあります。

主な文化財や伝承、民話などについては、教

育委員会の垂水市史料集をはじめ、図書館などに所蔵しております。

森議員御指摘のとおり、無形の伝統文化や生活風俗は、一度失われてしまえば再び取り戻すことはできないと考えます。これまで社会教育課としても、伝統芸能について六月灯や各地区公民館行事の際に、動画撮影し、保存しております。

これらの保存したデータを活用し、地域の歴史や伝統芸能、文化財などは地域の方々にできる限り、伝承していけるように、後継者などの発掘や人材育成に取り組むとともに、垂水市文化財保護審議会委員や文化財コーディネーターを中心に、詳細な位置情報の把握に努め、データ化し、後世に引き継いでまいります。

また、記録・記憶につきましては、垂水市立図書館が地域の情報拠点としての役割もあることから、今後も引き続き、地域の郷土史の保管や、伝統芸能の記録などの保存に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 集落水道につきましてお答えいたします。

垂水市の水道事業は、公営の上水道、簡易水道事業のほかに、住民独自で飲料水などの生活用水を確保していただいている集落水道等の水道組合が22か所ございます。集落水道につきましては、各水道組合に運営、管理をお願いしているところで、議員からもございました、垂水市集落水道施設事業等に対する補助金交付要綱に基づき、災害復旧や施設設備の更新費の助成を行っているところでございます。

また、市において集落水道施設を定期的に巡回し、水源、配水池、取付道路などの施設外観の異常確認や、除草作業等を行い、水質に関する異常個所があった場合は、速やかに水道組合に報告を行うなどの維持管理委託の実施や水道法に定める浄水や原水の水質検査を実施するな

ど、安心、安全な水の供給や施設の確認などを行っているところでございます。

施設整備等の維持管理などにつきましては、各水道組合で行っていただいておりますが、集落の人口減少や維持管理を担ってきた方々の高齢化が進み、将来の維持管理体制が確保できなくなるおそれがあることなどからも懸念されます。

これらのことについて、各地区から要望等も出てきておりますことから、まずは要望の出ている地区の現状を把握し、集落水道を将来的にどのように運営していくのか、また維持管理体制をどのように持続させるのかなどについて、地域との協議を行ってまいりたいと思っております。

次に、集落墓地の管理につきましてお答えいたします。

本市には市営墓地3か所を含め、200数十か所の墓地が点在しており、市営墓地を除くそれぞれの集落墓地、いわゆる共同墓地につきましては、個人や地域が土地所有者となっているところでございます。

共同墓地の維持管理につきましては、地域住民や墓地所有者等において行っていただき、共同墓地内の墓石を集合管理する代表墓や、共同で納骨堂を設置することなどの整備統合や自然災害等で墓地敷地に被害を生じた場合は、垂水市共同墓地環境整備及び災害復旧に対する補助金交付要綱に基づき、当該費用に係る補助金を交付しているところでございます。

近年、市営墓地をはじめ共同墓地におきましては、人口減少や高齢化、地元に関係がないことなどから、遺骨をお寺の納骨堂や市外の墓地へ移転、いわゆる改葬が行われ、共同墓地の使用者の減少や高齢化により維持管理が難しくなっているようでございます。

共同墓地に当たっては、民有地であることから、市が直接維持管理をすることへの課題の整

理も必要であると考えております。まずは、近隣市町の状況を調査、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩します。次は、2時25分から再開します。

午後2時17分休憩

午後2時25分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、池田みすず議員の質疑及び質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 こんにちは。

先日、1通の封筒が届いておりました。その内容は、1月30日に開催される予定でした健康チェックの振り返り、3月27日の開催の案内でした。また、その後に開催される4月の報告会は今回は新型コロナの影響を考慮し、全体の規模を縮小して個別相談会の実施とのこと。しかしながら、報告会の参加特典のカンパチと健康ポイントは当初計画どおり個別相談会で頂けるとのことで、大変うれしく思っております。

また、皆様御存じかと思いますが、垂水市役所保健課の皆様が中心となって作成したYouTube動画「現役保健師が教える正しい血圧測定」が垂水市のホームページ等にアップされています。親しみやすい保健師さんが説明する映像を見て、私は今まで間違えて血圧測定をしていたことに気づきました。知っているようで知らなかった情報が分かりやすく解説されていますので、皆様もぜひ御視聴ください。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

まず、1問目は、コロナ禍の中でのイベントについてであります。

12月議会で産業祭・成人式についてお尋ねいたしましたので、その実施結果などについて質問します。

1つ目は、商工業者の活性化に加え、抽せん会や特産品の販売など市民の皆様が楽しみにしていた新旬産業祭ですが、コロナ感染拡大及びまん延防止等重点措置の影響により中止となりました原因についてお答えください。

次に、成人式についてであります。

延期となっていた令和3年の成人式を1月3日に、令和4年の成人式を1月5日に開催されましたが、コロナ禍の中でいろいろ工夫されたと思いますが、実施結果などについて伺います。

次に、子育て支援についてであります。

議会初日に表明されました、尾脇市長3期目の集大成の年となる令和4年の施政方針の中の子育て支援について質問をします。

尾脇市長はこれまで、子育て支援において子育て支援センターの開設や18歳までの医療費助成、乳幼児用品等の購入助成、保育料低額化、保育所等の副食費助成など多くの施策に取り組まれております。私自身も本市の子育て支援については他市と比べ引けを取らない取組を行っており、内容によっては先行して支援を行っているものもあり、子育て世代から多くの感謝の声を頂いているところです。今回施政方針の中で、子育て世代への支援として「仕事と子育ての両立、子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実に重きを置き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に向けて取り組む」と述べられました。そこで、令和4年度の子育て世代支援関連の新規事業のうち、GIGAスクール関連以外の新たな事業の内容について質問をします。

最後の質問は、GIGAスクールについてで

あります。

令和3年度から全国の小・中学校においてGIGAスクール構想が本格的に実施されておりますが、本市のGIGAスクールの取組は新聞報道等で取り上げられるなど県内でもいち早く利活用されておりますが、今年度の取組と見えてきた課題について質問いたします。

以上で、1回目の質問終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 産業祭の中止の経緯につきましてお答えいたします。

産業祭は商工業の活性化と地域振興につながるもので、市民の皆様には秋の一大イベントとして親しまれており、毎年秋11月初旬に開催しておりましたが、コロナ感染拡大の影響により延期して実施することとしておりました。昨年12月17日、実行委員会において2月13日に名称を新句産業祭として実施することに決定し、市民への周知・ステージイベント並びに出店業者の応募案内ポスターや抽せん券などの印刷物の発注準備をすることといたしました。年明けに出店業者の応募案内・ポスターや抽せん券などの印刷物、抽せん賞品について発注し、出展につきましては11事業者の出店応募がありましたことから、1月17日に出店者説明会を実施いたしました。出店説明会におきましては、コロナ感染拡大の影響により中止することも想定されましたことから、出店業者の負担を考慮し、1月末に最終判断を行うので、販売商品については2月になってから準備するようお願いしたところでございます。その後、1月21日より鹿児島市・霧島市・鹿屋市へ飲食店の時短要請が決定されましたことや、さらに近隣市へ拡大するおそれがあることから、1月20日に実行委員会において書面決議による中止を決定したところでございます。

昨年延期となり、さらに本年中止となり、楽しみにしていた市民の皆様や出店を予定されていた事業者の皆様、抽せん賞品を購入予定であ

りました事業者の方々へは大変御迷惑をお掛けいたしました。1月27日にはまん延防止等重点措置が本市へも適用されたことを踏まえ、早い中止の判断をしたことが事業者などへの負担軽減につながったものだと思います。

産業祭は市の一大イベントであり、経済対策の1つでもありますことから、来年度、収束後には、市民が喜ばれるようなイベントとして盛大に開催したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（米田昭嗣） 成人式につきましてお答えいたします。

成人式につきましては、市長から諸般報告の中で報告がございましたが、1月3日と1月5日に文化会館におきまして、令和3年と令和4年の成人式を開催しております。

開催に当たりましては、両成人式とも新型コロナウイルス感染症対策を徹底いたしました。対策につきましては、参加者等のマスク着用・手指消毒はもとより、健康チェックシートの提出をお願いし、会場である文化会館ではサーマルカメラによる検温・座席のソーシャルディスタンスの確保・御家族や関係者などの入場者制限・常時換気を行っております。

式典につきましても、時間短縮及び規模縮小を行って実施しております。

なお、成人式の実行委員会を通して、安全・安心を守るために全ての対象者に対して、新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び任意によるワクチン接種の呼びかけを行っております。

令和3年度成人式につきましては、関係者を含め130人の参加がありました。テーマを「飛躍～輝く希望（みらい）への一歩～」とし、コロナ禍の中、暗く落ち込んだ世の中を新成人の自分たちが明るい未来をつくり進んでいくという決意と、成人式をその第一歩にできるようにという願いをテーマに込められました。

令和3年の成人式は、新型コロナウイルス感染症の影響から2年越しの開催となりましたが、多くの新成人の参加があり、久しぶりに再会する旧友たちとの喜びと笑顔があふれておりました。

令和4年の成人式つきましては、関係者を含め190人の参加がありました。コロナ禍であり、成人式が開催できるか不安な中ではありましたが、成人式が無事開催でき、様々な方々への感謝の意を込め「感恩戴徳～心からのありがとう～」をテーマとし、保護者・先生・友達などへの感謝の思いを大事にしたいという願いをテーマに込められました。

両成人式ともに、新成人で構成された実行委員会を中心に企画立案し、成人式のプログラムでは新成人の堂々たる二十歳の主張に多くの方々が感銘を受け、中学時代の恩師の心温まるビデオレター上映に励まされるなど、コロナ禍で心に残るよい成人式ができましたなどの多くの感謝の言葉が聞かれたところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 令和4年度の新規事業の内容につきましてお答えいたします。

保健課においては、今回、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援として、5つの新規事業を考えております。

まず、1つ目は、妊娠を希望する女性と、その同居者を対象とした任意の風疹予防接種補助事業でございます。感染症である風疹は妊婦が罹患し、おなかの赤ちゃんにも感染すると死産や流産となることや、先天性風疹症候群と呼ばれる難聴や白内障・緑内障網膜症・心臓病などの病気を持って生まれることがあります。そのことから、国は妊娠前の予防接種を推奨していることや、鹿児島県においては風疹抗体検査を無料で実施していることから、妊娠を希望する女性が安心して出産できるよう、任意接種である風疹予防接種費用の一部を助成するものでござ

います。

2つ目は、不育症検査費用助成事業でございます。

この事業は2回以上の流産・死産の既往がある女性と配偶者、その同居者を対象に、不育症の原因を特定する検査及び治療に要する費用の一部を助成するものでございます。

不育症については、令和2年第4回定例会の一般質問で答弁させていただいたところでございますが、不育症検査は現在、研究段階にあり、1次スクリーニング検査については保険適用となっておりますが、有効性や安全性などが十分に確認できていない治療等につきましては自己負担となっており、その費用は1つの検査で数千円から数万円と異なり、また、子宮形態異常等で手術を必要とするものについては数十万円となることもあり、相当な経済的負担が生じるケースもあるところでございます。そのため、国においては不育症検査費用助成事業を令和3年度に創設し、鹿児島県において令和3年4月から県事業として始まっているところでございます。

しかし、県事業において対象となる検査は保険適用を見据えた先進医療として実施している流産検体の染色体検査のみとなっており、また、検査実施医療機関においては令和4年1月17日現在、鹿児島県内では2医療機関のみで、助成額は検査1回につき5万円が上限と限定されております。そのため、今回、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりとして、また、その経済的負担の軽減を図り少子化対策に努めるため、県事業とは別に市単独の助成事業として、対象となる検査及び治療について制限を設けず、医師が必要と認めた不育症の検査及び治療とし、1回の助成は上限10万円としたところでございます。

3つ目は、多胎児妊娠の妊婦健康診査支援事業でございます。

妊婦健康診査につきましては、国において安心・安全な出産に望ましい回数として14回程度と定められており、本市においても必要な費用を負担しているところでございます。その中、近年、双子や三つ子といった多胎妊娠における経済的負担等について全国的に問題視され、国において令和3年4月1日付で新たに多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常14回程度の妊婦健診に追加で受診する健診に係る費用のうち5回を限度とし、妊婦1人当たり1回5,000円を補助する多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業が創設されたところです。

本市においても多胎妊婦は毎年1人から2人ほどおられ、多胎妊婦は低出生体重児や早産のリスクが高まることから、今回、健診体制の環境を整備することで低出生体重児や早産の予想を早期に発見でき、安心して出産を迎えていただくことになるものと考えているところでございます。

4つ目は、ダイケア型の産後ケア事業でございます。

この事業は、御承知のとおり、昨年4月の「知事とのふれあい対話」や令和3年第2回定例会の一般質問で答弁させていただいたところでございますが、その後、乳幼児健診に来られた保護者の方に対し、アンケートを実施したところでございます。そのアンケートにおいて「産後ケアで新たにダイケア型を追加することは利用の選択肢が増える」、「行くまでに準備等が大変なときもあるが、気分転換になりよい」、「垂水の近場であれば利用したい」、「来てもらうより自分の都合で行けるほうがよい」などの声があったところでございます。

そのようなことから、現在のショートステイ型やアウトリーチ型に加え、令和4年度から新たにダイケア型を追加し、退院直後の母子に対し利用の選択肢を広げ、心身のケアや育児のサポート等を行い、子供を産み育てやすい環境を

整えるところでございます。

5つ目は、3歳児健康診査時屈折検査事業でございます。

現在、乳幼児健診において、弱視発見の貴重な機会として多くの自治体は3歳児健診に視力検査を組み込んでおり、本市においても同様に実施しているところでございます。弱視は、心身の成長過程の中でそのことが原因で視力の発達が途中で止まり、将来十分な視力を得ることができなくなるとされております。

現在、本市において、この視力検査については簡易検査で行っているところでございますが、国において令和4年度に母子保健対策強化事業が創設される予定となっており、健診に必要な備品の整備ができることとなったことから、新たに検査機器を購入し、より精度の高い屈折検査を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 今年度の取組と課題につきまして、お答えいたします。

令和2年度末に整備を完了し、令和3年度から本格稼働となりました本市のGIGAスクールの取組は、昨年4月23日の協和小学校のGIGA開きのテレビ放送をはじめに、4月から5月にかけて新城小学校や垂水中央中学校のGIGAスクールの取組が新聞報道で取り上げられるなど、県内でもいち早く端末の利活用をスタートさせることができました。

特に、生徒指導等での活用を見越して、県内で唯一導入しましたスクールライフノートの心の天気は低学年でも簡単に入力でき、各学校のスムーズな利活用につながったものと考えております。

さらに、早いところでは5月から日常的な端末持ち帰りを開始し、夏休みをはじめとした長期休業中も端末を持ち帰らせ、宿題や家庭学習に利活用するなど学校内外での積極的な端末の利活用が進んでいるところでございます。

この日常的な端末持ち帰りにつきましても、県内で行っている自治体はごく僅かであり、全国的にも25%程度しか平常時の持ち帰りを実施できていない状況でございます。この点につきましても、本市ではネット環境のない家庭の児童・生徒用の貸出し用モバイルWi-Fiルーターを整備したこと、さらに、県内では少数の自治体しか導入していない、AIドリル「navima」を家庭学習でも活用できたことなどが大きな要因であると考えているところでございます。

このように日常的に持ち帰りを実施できるようになっていたことから、コロナ禍の非常時におきましても、やむを得ず登校できない児童・生徒や学級閉鎖等におきましてもスムーズにオンライン授業の対応を全校で実施でき、学びの保障を実現できていることが大きな成果だと考えているところでございます。

なお、授業における端末活用も徐々に進んできており、日常的にロイロノートを活用して双方向の意見のやり取りのある授業が行われるようになったり、自分の英語表現の様子やマット運動での身体の動きを動画で撮影して確認をしながら試行錯誤したりするなど、授業改善につながってきている実践も増えてきております。

このように県内でもいち早く利活用が進み、県内ではGIGAスクールの先進地として認知され、他の自治体や学校からの視察も受け入れるなど順調に1年目の取組を進めることができましたが、まだまだ課題もございます。まず、学校間・学級間・教師間の格差でございます。この格差の問題につきましても全国的にも大きな課題となっており、児童・生徒の不利益となりますことから、市教委といたしましては、研修会の充実やオンライン研修会の実施、ICT支援員による支援等を行ってまいりました。また、管理職研修会等におきましても、管理職のリーダーシップの下、苦手な教職員を組織的に

支援する体制の整備や校内研修の充実を求め、徐々に取組が進んできているところでございます。

次に、端末の意味のある利活用の、さらなる充実でございます。

今年度は本格稼働1年目ということで、まずは使ってみる・慣れるが最優先であり、使いながら課題が見つかること自体が成果であると繰り返し指導しながら、各校、積極的に取組を進めてまいりました。しかしながら現時点では、授業の中で必要の少ない場面でのICT機器を使用したレベルの授業、従来型のICT活用のレベルから抜け出せておりません。現在、様々な分野でデジタルトランスフォーメーションが求められている中、教育分野におきましても教育DXが求められており、これまでの一斉授業・同一内容の学習から、個別最適な学び・協同的な学びの実現、さらには、学習者中心の学びの実現に向けた思い切った授業改善や、データを生かした科学的な指導などを今後追求していくことが大きな課題であると考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みずす議員 それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、新旬産業祭についてありますが、事務局の皆様はコロナ感染拡大の状況を十分に踏まえ、開催に向けて諸準備に真摯に取り組んでこられたものだと思います。

産業祭は市民の皆様が楽しみにしているイベントであり、事業者としても売上増加を呼び、経済対策としても必要なイベントとして考えており、中止の決心は苦渋の決断だったと考えます。この決心は事業者への負担軽減を考えられての早い決断であったと思われませんが、産業祭を開催する上で必要経費として計上した印刷代や、発注済みと思われる抽せん賞品などの最終的な決算内容についてお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 産業祭の決算内容につきましてお答えいたします。

まず、ポスター・抽せん券の印刷代につきましては、開催する上で必要でありましたことから、1月20日の最終決定以前に発注済みの印刷代13万5,850円並びに関係業者への抽せん賞品の案内などの切手代8,400円の合計14万4,250円を支払っております。

次に、抽せん賞品につきましては、発注しておりました全ての業者へ確認しましたところ、抽せん賞品のほとんどが定番商品であり、通常販売で対応できることや、現在、実施しております「おもてなしキャンペーン」の賞品に活用できるとのことから、発注していた賞品につきましては事業者への負担をかけずに対応できたところでございます。しかしながら、1事業者におきましては、定番商品は通常販売可能でありましたが、抽せん賞品用として発注しておりました2品、150個の商品につきましては購入の必要がありましたことから、市職員にお願いし、全て購入していただいたところでございます。

このようなことから、新旬産業祭の決算につきましては本年度の市補助金の活用はせずに、前回の繰越金であります34万6,971円より印刷代並びに切手代、合計14万4,250円を支払い、全ての事業者において負担はなく終了したところでございます。

以上でございます。

○池田みずず議員 事務局の対応により事業者ごと状況を把握し、購入せざるを得ない抽せん賞品については職員の皆さんが購入されるなど、関係する全ての事業者の負担がなく終えたことが重要なことだと思います。

水産商工観光課におかれましては、感染予防の徹底と商工業者の売上増加につながる経済対策など大変であると思いますが、担当主管課として先頭に立って取り組んでいただきたいと思います。

います。また、次年度、コロナ感染収束後に盛大に開催されることを期待しまして、この質問終わりたいと思います。

次に、成人式についてであります。両成人式、コロナ禍の中、感染症対策を徹底して開催され、次に、式に参加された新成人の皆様やその御家族の方々から「このような状況の中、成人式を開催していただき、本当にありがたかった」と言葉を頂いたほか、私の友人や知り合いの方もコロナ禍における開催を大変喜ばれておりました。

また、私ごとですが、ほかの市に住んでいる私の長男も昨年成人を迎えましたが、その市ではコロナ感染拡大の影響により楽しみにしていた成人式は中止となり、垂水市のように本年延期実施されることもなく、「非常に残念だった。垂水市は今年開催されてよいな」と申しておりました。

今後コロナ禍の中ではありますが、工夫されているいろいろなイベントをできるだけ実施していただきたいと思います。

次に、子育て支援についてであります。

先ほど、新たな取組の内容について答弁いただきました。

今回、保健課においては、これまでになく多くの新規事業がありますが、これだけの事業を創設するに当たって、どのように考え、検討を行ったのか伺います。

○保健課長（草野浩一） 新たな事業を創設するに当たって、どのような考え、検討を行ったのかにつきましてお答えいたします。

本市の子育て支援につきましては、これまで子育て世帯への支援を中心に行ってきたところでございます。

今回、新たな事業を考えるに当たり、どのような支援を望んでいるのか、どのような支援を必要としているのかなどについて、乳幼児健診などの子育て世代が集まる場を活用し、市長自

ら世代の声をお聞きするなどしたところでございます。

また、国の動きや今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済格差が広がり、生理の貧困問題など単に女性の問題だけでなく、子育て世代にも大きな影響が出てきているところでございます。

そのようなことから、市長から、将来を担う若者が経済的理由で結婚や妊娠を諦めたり、出産しても産み育てる余裕がないなどの負担感を少しでも軽減できるよう、妊娠を希望する世代や産前産後から子育て期までの切れ目のない支援に重点を置いて新規事業の検討・協議を行うよう、指示を頂いたところでございます。

今回、これらの新規事業についての予算案を上程させていただきましたが、事業財源については国・県の補助はないかなども併せて検討を行い、市の一般財源の削減も図ったところでございます。

この後、予算特別委員会にて御審議していただくことになろうかと思いますが、御承認していただけるならば支援を必要としている世代の方々に対し利用の選択肢が増え、これからにおいても少しでも垂水で産み育てたい、垂水に住みたいとなるよう多くの方に利用していただくため、あらゆる場面での情報発信に努めるとともに、子育て世代の声を今後もしっかりと聞きながら、魅力ある子育て支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 今回市長は、3期目の公約、元気な垂水づくりの3つの挑戦「安心・経済・未来」への挑戦について、未来への挑戦を1番目に掲げ、次の時代を担う子育て支援に対する強い意気込みを感じているところでございます。よろしければ市長の思いを頂けないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 子育て支援に関してということで、私の思いということでございますが、

2月17日に施政方針に対しての記者会見をさせていただきました。

中でも垂水市が抱えている人口減少、加えて、少子高齢化の課題というのは、今後日本が直面する大きな問題であるというふうにお話をさせていただきました。先日の新聞発表によりまして、垂水市高齢化率44.4%と大変高齢化が進んでおりますけれども、年少人口率が9.0%ということでございます。60万鹿児島市に近いということがメリットでもあり、デメリットでもあるというふうに考えておりますけれども、高齢者の対策に関しましては、鹿児島大学の石先生と連携をしながら「たるみず元気プロジェクト」、コロナ禍で中断のときもありましたけれども着実に実績を残して、データも残して大変市民の皆様喜んでいただいているというふうに思います。

一方で、子育て支援ということに関しましては、これまでも非常に近隣市町村から比べると遅れておりましたので、この10年間でかなり加率的にいろんな事業を展開してまいりましたけど、さらに抜き出で未来をつくるんだという思いで今回特化した形で、特に未来への挑戦というのを1番目に持ってきながら、まちづくりを進めていこうという考え方でございます。

いずれにしても、我々ができることと、我々ではできない——ある意味専門家の先生方をお願いをする部分もございますので、まだ発表はできませんけれども、こちらのほうに関しても市内あるいは市外の方々や連携をして、そういう市民の皆様、子育て世代の皆様方のニーズに資するような、今いろんな連携を深めているということでございますので、いずれにしても、未来ある子供たちが夢と希望を持って育っていく、あるいは、その子育て世代の皆さんが垂水でしっかりと子育てをしたいと思えるような環境整備をつくってまいりたいというふうに考えております。

○池田みすず議員 ありがとうございます。9月議会の一般質問でも述べましたが、コロナ禍において全国的な経済活動停滞の影響を受け、そのあおりで本市の子育て世代にも収入や生活様式など様々な格差が生じてきております。その中、今回の新たな取組は、これから妊娠を考えている女性や垂水市の将来を担う子供たち、子育て世代への支援として、垂水で産み育てたい・垂水で学ばせたいなど魅力ある垂水となるのではないかと考えております。今後も支援を必要としている方々へ情報が届くようしっかりと情報発信をし、引き続き子育て世代や若年層との対話を重ね、ニーズを的確に捉えた施策に積極的に取り組んでいかれますようお願いし、この質問を終わりたいと思います。

次に、GIGAスクールについてであります。

先日、垂水市内の小学校のお母様より「毎週ではありませんが、市が貸与しているタブレットを利用し、日曜日に担任の先生も交えてお友達と60分ぐらい雑談をするみたいです。うちの子はすっごい面白い楽しいと、毎回、前の夜から楽しみにしており、今まで寝坊していた日曜日が、すっかり早起きの日に変わりましたのでよかったです」と伺いました。

先ほど答弁をいただきましたが、ただいま紹介しました私の友人の成功例だけでなく、学教・教師間等の格差はあると思います。現状の課題を踏まえた来年度の取組について質問します。

○学校教育課長（今井 誠） 今年度の課題を踏まえた来年度の取組につきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました今年度の課題を踏まえ、来年度は本格導入2年目となることから端末の意味のある利活用元年と位置づけ、取組を進めてまいりたいと考えております。

授業等における1人1台端末等の本格的利活用、意味のある利活用を進めるためには端末を

使うことが目的ではなく、あくまでも手段・ツールとして教育の目的を最大限達成できるように利活用することが重要であると考えております。そこで、従来型の授業の流れの一部にICT機器を導入するレベルにとどまらず、ICT機器を使うことで時間短縮を図り、話し合いや習熟の時間を十分確保できるような授業改善につなげたり、AIドリル等のICTに任せられるところはICTに任せ、教師でなければ教えられないところに指導の重点化を図ったり、学習者中心の授業への思い切った転換を行ったりすること、さらには、学習ログやデータの蓄積からエビデンスに基づく学習指導や、生徒指導の充実につなげていきたいと考えているところでございます。

また、垂水らしいGIGAスクール構想の目指す子供像、将来像として掲げている読解力・思考力・表現力等の基礎学力を身につけ、適切にコミュニケーションを図り、多様な考え方の他者と協働し折り合いをつけながら合意形成できる子供、日常生活・学校生活の中でICTを上手に使いこなしながら新しいことを創造し、課題を見つけ、課題を解決でき、地域や世界に貢献できる人材の育成を目指し、次の3点の取組を推進してまいります。

1点目は、市の教職員研修の充実でございます。

本年度も大学教師等の専門家を招いた研修会等を行ってまいりましたが、来年度はGIGAスクールアドバイザーを鹿児島女子短期大学の渡邊光浩准教授にお願いし、端末の意味のある利活用に向けた管理職向けの研修や教職員向けの研修等を定期的実施してまいりたいと考えております。

また、本市GIGAスクール構想の柱の1つである生徒指導面での活用の充実のため導入しましたスクールライフノートの提唱者である岐阜聖徳学園大学の玉置教授をお招きして、心の

天気等の組織的な利活用によるエビデンスに基づく生徒指導の充実に向けた研修等も計画しているところでございます。

このような研修会を対面の研修会だけでなく、オンライン配信も併用するなどして、できるだけ多くの教職員に対し最新の動向に基づく研修の機会を提供して、教職員の意識改革も進めていければと考えております。

2点目は、各学校の校内研修の充実でございます。

先ほど申し上げましたGIGAスクールアドバイザーの渡邊准教授を各学校の研究授業等に招聘し、授業での活用場面等を見ていただく中で、今後求められているICT等の端末を活用した新しい授業につきまして、より具体的な方策や今後の方向性等を助言していただきたいと考えているところでございます。

3点目は、GIGAスクール関連の情報発信の充実でございます。

現在、本市ホームページにおきまして垂水らしいGIGAスクール構想の取組を紹介し、各学校からもホームページでの情報発信や新聞・テレビ等への取材依頼、市の広報誌への広報など進めてまいりました。来年度はその取組をさらに充実させ、広報誌でのGIGAスクール関連の連載記事による情報発信の検討や、各学校のホームページの充実等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

このような取組を通して、本市の課題である学校間格差等の是正や意味のある利活用のさらなる充実につなげ、本市の教育改革を進めるとともに、「GIGAスクールのまち垂水」を県内外にアピールできるよう取組の充実を努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。

最後に、教育長、「GIGAスクールのまち垂水」にかける思いをお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。ほぼ、今井課長のほうで話はしましたので、それほど私は言うことはないんですけども、しばらく時間を頂きたい。少し理念的な部分、あるいは課長が言わなかった部分も含めてちょっと発信させてください。

この1年、GIGAスクールに関わってまいりまして感じることは、間違いなく、このGIGAスクールで学校が、教育が、授業が変わるということです。つまり、大きな教育改革のツールの1つであるということを私は確信しております。この、いわゆる中央から離れたところでもまさにリアルタイムに最新情報が得られるとか、そして子供間の学習の成果が、それこそ大型電子黒板に瞬時に上がるとかです。これまでできなかったことが、できるようになるということの素晴らしさです。そういうことを実感した、また1年でございました。

それと、これはもう言わずもがなかもしれませんが、子供たちは大人の先に行くということ。これは何かというと、子供から学ぶという、このことも大事なんじゃないかなと思うんです。ある都城の先生と話をする機会ございました。その人は全くこの1人1台のタブレットを使い方も分からない、まさに素人です。で、子供に任せてやらせてみたそうです。えっ、こんな使い方できるのと、そこから授業づくりを始めたという、そういうふうなエピソードも聞いて、なるほどなど、子供から学ぶという、そういうスタイルもあるんだということです。ということは、そういう柔軟性を教師が持ち得ているかということもいえます。

3点目は、先ほど課長のほうが成果は課題である。何のことか思いませんでしたか。つまり、成果は次の改善目標なんです。だから、ごめんなさい。課題は次の改善目標なんです。だから成果なんです。これは、そうか、こういうところはうまくいかないんだ、だったら来年度こう

やろうと、こんなことしているよという、いわゆるそこに先生方の、あるいは子供たちも含めてチャレンジという精神が培われていくのかなと思っています。

まあ、2年目迎えて、さらにGIGAスクールを前に進めるためにというところで話をさせていただきますと、これは渡邊先生がおっしゃったことでもあるんですけども、GIGAスクールを前に進める力というのは何なのかということなんです。もう、紛れもなく一言で言うならば「校長の情熱だ」と、これおっしゃいました。「校長の情熱だ」と。新城小学校を見ておられる感王寺議員はよく分かると思います。あの突っ走る校長すばらしいです。とにかく自分の思いを熱く語ります。もう本当に、ちょっと、もうそれぐらいでいいんじゃないというぐらい、よくしゃべります。でも、それぐらいは、私はいいんじゃないかなと思います。走るためにはです。

加えて、教頭のほうが役割も大きいです。先ほど、扇の要ということを行いました。どう校長の思いをつないでいくかというのは、教頭の方、セカンドリーダーシップという言葉があるかどうか知りませんが、私はこの教頭の方でも非常に大事だと思っています。ですので、情熱だったり、思いだったり行動力です。こういったものをうまくマッチングした学校はどんどん先へ行くと、先ほど学校間格差というのが出ましたけど、しかしながら、学校間格差をなくすというのはなかなか難しいことだというのが、実態が違うわけですが、それぞれです。校長も違えば教頭も違う、職員も違う、子供も違う、保護者も違う、地域も違うとなると、それに応じた、あるいは足りない部分をどう補っていくかというところで私どもが考えたのが、そのプロ、いわゆる渡邊先生をアドバイザーとして迎えることができればなど。

そして、加えて言うならば、子供が、いわゆる

タブレットを使うことを理解してくれる。一番は担任だと思んですが、もっと私は身近にいると思うんです。保護者です。保護者がそのタブレットを使うことに意味とかよさとか、意義とかそういうものをしっかり理解してもらわないと、なかなかこれは長続きしないと思うんです。そういう意味では、この渡邊先生にお願いして、家庭保護者向けの講演会も私は何回かこれを行いたいなと思っています。そういうのを積み重ねていながら保護者を巻き込む、地域を巻き込む、そして、学校をしっかりとまた保護者、地域が見守ってもらえるということ、そういう体制づくりというのが大事なかなと思っています。ですので、とりわけ私は保護者に求めたいのは、このGIGAスクール、いわゆる1人1台のタブレットを使った授業、あるいは教育活動のよき理解者でまずあってほしい。そして、褒める、認める、励ます、そんな存在であってほしい。でも、そればかりじゃ駄目です。叱る、例えば、時間を守らない、ルールを守らない、こういうところで叱る、そんな存在であってほしい。

最後に、子供の伴走者であってほしいと思います。子供と一緒に、おい、たまには一緒にやってみようかと、こういう保護者をつくっていききたいのです。そうすると、もっといい関わりができると思います。

この4点を、ぜひ来年度はやっていきたいなと思っています。

あと、先ほど、岐阜聖徳大学の玉置崇先生の話が出ましたけれども、実はこの2月、オンラインで研修会をやっております。それで、垂水のこと非常にお気に入り「来たい」とおっしゃったんです。ところが、残念なことにコロナ禍。「いやあの先生、今は来るべきときではございません」というところで、また、コロナ禍が収束の後にはぜひ来ていただいて、これも先生方だけではもったいないと思っています。市民

の方々まで広げる前に、まずは保護者です。そういうところにもお話をしていただければありがたいなと思っております。

最後に、今後の大きな展開というところで考えていることを申し上げます。

毎年の研修というのは非常に大事だと思っております、学校でいうと学期ごとの研修というのが大事だと思います。それを重ねながら、私は大きく2つのことを考えています。

1つは、この垂水の取組を1冊の本にまとめるということです。それは、どういうことかという、我々はいっぱいそういうことをしながら、自分たちで足跡をしっかりと振り返るということも大事でしょうし、もう1つは、それを手元に置きながら羅針盤としての役割です。自分たちの、このGIGAの進め方、これでいいんだというような、確認できる、あるいは頼りとするGIGAを進めるためのパンフレットみたいな感じで厚めの。そういう感覚で市内の全ての先生方に持っていただくような、そういう書籍を作りたいということ。

そして、これはあんま関係があるお方がいらっしゃると思いますので、私の独断では決められないことでもあります。先ほど今井課長も申し上げましたけれども、先行して進んでいる以上は、それをどこかで広く問う場が必要だと思っております。その一例がサミットです。GIGAスクールサミットを垂水で開けないかなど。まあ、2年たって3年目ぐらいでしょうか。ここはまずは、企画課長です。あるいは、市長・副市長、協議の下でということになりますけれども、そういうことも私の構想の中にはございます。

そういうふうにながら、私どもも夢を持って、この事業に取り組みたい。そういう思いでいっぱいでございます。いい締めくくりをし、そしてまた、来年度いいスタートを切りたいと思っております。

以上でございます。

○池田みずず議員 ありがとうございます。教育長の強いお気持ちを頂きました。

教育の原点を忘れることなく、垂水らしいGIGAスクール構想をさらに取り組んでいただくことを要望し、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時20分から再開します。

午後3時15分休憩

午後3時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 まずは、ロシアの一方的なウクライナ侵攻により罪のない方々がお亡くなりになった方々に哀悼の意を捧げたいと思います。早く平和な日が来ることを一刻も願っております。

議会初日に同僚議員に辞職勧告決議が可決されました。この件に関しましては、市長が隠さず陰性であると表明していれば起こり得なかった事例であります。2月9日の南日本新聞の記者の目の記事の結びに、市当局の情報管理がもっと早く分かりやすければ混乱はなかったのではと思う。いま一度振り返り検証してほしいと書かれており、まさにそのとおりだと思います。その件に関しては、堀内議員の質疑の中で大まかなことが分かりました。

ただ、なぜ近くの薬局で今PCR検査が無料であるのに市長が簡易の検査キットを使ったことが少し疑問であります。辞職勧告決議が可決されたことは、我々議会議員がますます襟を正して行動しなければならないと思う所存です。

それでは、議長の許可を得て事前に通告しておりました質問に入ります。関係各課よろしく

お願いいたします。

垂水市のPRについて。

皆さんも御存じのとおりKKBふるさとコマース大賞というのが毎年恒例であり、テレビではコマースの意図、出来栄などを審査委員に講評されるわけですが、審査舞台上では各地域のぼり旗等を用い、県内の方にPRしています。垂水市は前回は努力賞をもらっており、グランプリをもらった経験もあり、毎年いい作品が提示され、市民の方も大いに興味があり、今年はどんなのができたかと楽しみにしている方もおられます。

たしか前回まで連続で参加されていたかと思いますが、今回参加されなかった理由と職員が作るので予算がついてない話なども聞きますが、材料代などの費用弁償ぐらゐの予算があってもしかるべきだと思いますが、どのようになっているか、現状をお聞かせください。

森林伐採の計画な管理について。

ウッドショックにより材木の高騰で全国のあちこちの森林伐採が行われています。ウッドショックをテレビで放映されてから垂水市内の伐採も多くなっているように見えます。また、反面、道を造るための無断伐採や区画を間違った伐採、気づいたらなくなっていた盗採等、紙面をにぎわうようになりました。

現在、垂水市でも海潟地区、牛根地区など伐採が進んでいます。特に、牛根地区は山が急傾斜のため大雨が降ったとき保水能力は大丈夫かと危惧される方もいます。そこで、現在の伐採届についてはどのようになっているか、お聞かせください。

ため池について。

特定農業ため池と農業ため池の管理の違いについてお伺いします。

中俣の住民の方が、是井川上流のため池の暖竹のやぶ払いだけでもと土地改良区にお願いしたら、今はできないと断られたそうです。そこ

で、私は、中俣川のため池の現状を見てきましたが、とても住民の草払い機でどうにかなるレベルではありません。飛岡川のため池は整備されていて、そこで市として各ため池の管理の違いがあるのか、お聞かせください。

消防団活動について。

消防団報酬と費用弁償については、今回、総務省からの通達により消防団員の処遇改善に予算を組み込んでもらい、ありがとうございます。私も昨年10月に消防団指揮幹部科分団指揮課程に8分団の分団長と入校し、県内いろんな消防団員と情報交換等させていただきました。

どこの分団も消防団員の入団数が減少しており、消防団員が入りやすいよう年末の夜警や出初め式の在り方など団員に寄り添った形になっています。また、寒い時期の講習でありましたから当然ジャンパーやかっぱ等をそろえている消防団も数あります。

そこで、せっかく報酬の改正が行われるので、消防学校の入校に対して団員のほうからも職員と同じ出張扱いでなく報酬として見直してほしいという意見が多数あるが、見解を伺いたい。

感染症まん延防止地域での出張職員のPCR検査についてです。

現在、オミクロン株の影響で鹿児島県も感染症まん延防止が3月6日まで延長となりましたが、現在、職員の県外への出張の際の規定はどのようになっているか、お聞かせください。

コロナ禍において、垂水中央病院では長い間一般の面会が禁止でした。一時期は最期のお別れも入れず、残された家族は非常に悲しい思いをされていました。確かに不特定多数の方がお見舞いに来られると入院患者や職員のコロナ感染に気を使い、クラスターなどを考えると外部の断絶がやりやすい方法でもあるが、やはり高齢者の入院が多く、家族の方になかなか会えない寂しさや自尊心が落ち込まれる方がいらっしゃると思います。

また、他県の老人ホームでは閉じ込める方法ではなく、本人の活力が失われるということで散歩の時間を面会される家族に知らせ、外で少しの間、偶然を装い面会させているところもあります。垂水もコスモス苑でのリハビリの様子をガラス越しに見る光景をほほ笑ましく見る機会があります。中央病院でも入院患者の家族の気持ちに寄り添い、テレビ電話を使用した面会サービスが始まっております。面会は予約制ですが、平日の午後2時から4時まで面会は10分以内できるようですが、利用状況についてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わりたいと思います。
○企画政策課長（二川隆志） 垂水市のPR、ふるさとCM大賞についてお答えいたします。

KKBふるさとCM大賞につきましては、広く視聴者に我がふるさとを告知することで地域の活性化に資すること等を目的に開催されるもので、本市におきましても平成14年度から令和元年度まで参加し、最高賞であるグランプリを1回受賞したほか多数の賞を受賞し、本市のPRという観点において一定の成果を達成したものと考えているところでございます。

しかしながら、昨今の情報機器の発達に伴い価値観が多様化した社会にあって、特定の媒体で高いPR効果を創出することは難しいこと、職員の負担が大きいこと等の理由により、令和2年度以降出場を見合わせているところでございます。

今後につきましては、令和3年度予算として今議会上に上程させていただきました市公式LINEやホームページのリニューアルと併せまして、またインターネットを活用した動画等の幅広い媒体を活用した総合的な情報発信について調査研究を行い、本市のPRについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 伐採の届出につきま

してお答えいたします。

森林所有者などが森林の立ち木を伐採する場合、森林法の規定に基づき事前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書、通称伐採届を提出することが義務づけられております。また、伐採後の造林が完了したときは、伐採及び伐採後の造林に係る状況の報告を行うことが義務づけられております。市は、伐採届の受理後、垂水市森林整備計画に定める伐採及び伐採後の造林の基準に適合しているか書類審査や現地調査を行い、適合していれば届出者に適合通知書を発行しております。

なお、適合していない場合は、届出者に伐採計画を見直すよう指導しているところでございます。

また、計画に基づき伐採が実施されているか、不定期ではございますが巡回も行っております。

続きまして、特定ため池と農業用ため池の維持管理の違いにつきましてお答えいたします。

近年の豪雨により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しておりますが、国は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し人的被害を与えるおそれがあるため池を防災重点ため池として定めております。

また、防災ため池のうち行政機関が所有する施設を除いたものが農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため令和元年7月に施行された農業用ため池の管理及び保全に関する法律により特定ため池として指定されております。

本市の農業用ため池10施設のうち感王寺下奥ため池、感王寺上奥ため池、三角ため池、飛岡新ため池、米山ため池の5施設が防災重点ため池に選定されております。そのうち感王寺下奥ため池、飛岡新ため池、米山ため池の3施設が個人所有も含んでいることから、鹿児島県知事が特定農業用ため池として指定しております。ハザードマップの作成など避難行動につなげる

ソフト対策とため池施設の維持、補強に向けたハード対策など、地域はもとより鹿児島県と連携し計画的な防災対策に努めているところでございます。

なお、維持管理に違いはございませんが、引き続き定期的な点検など防災・減災に努めてまいります。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） 消防学校における報酬はにつきましてお答えいたします。

現在、消防団員の学校入校につきましては、垂水市職員旅費支給条例を準用し費用弁償を支給しているところでございます。

議員御指摘の出動手当による支給につきましては、条例を準用していることもあり、現状においては困難であります。今後、他市町の状況を調査研究してまいります。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 出張時の行動指針につきましてお答えいたします。

現在、本市職員の出張等の取扱いにつきましては、令和4年1月26日に副市長名で通知をしており、県外への出張及び県外からの来庁については緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置地域への出張等は原則として行わないこと。また、その他の地域についても用務の緊急性、必要性及び代替手段を検討し、どうしても出張等が必要な場合は事前に副市長と協議することといたしております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 垂水中央病院、コスモス苑におけるテレビ電話面会の利用状況につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、垂水中央病院、コスモス苑の面会禁止期間は一年以上と長期間となっており、入院患者、入所者及びその御家族の皆様には精神的御負担をおかけしております。その精神的な御負担を少し

でも和らげることができればと、両施設ともテレビ電話による面会サービスを行っているところでございます。

まず、垂水中央病院の状況でございますが、令和2年7月からテレビ電話による面会サービスを開始しており、令和4年1月末までに284件の利用実績で、月平均に換算しますと約15件となっております。面会サービスの内容としましては、事前予約を行っていただいた上で、平日月曜日から金曜日までの14時から16時の間で10分以内のテレビ電話面会としております。御家族は1階眼科前の休憩室において、病院側が準備します通信機器を利用し、入院患者とのテレビ電話面会を行っていただくこととなります。

次に、コスモス苑の状況でございますが、令和2年9月からテレビ電話による面会サービスを開始しており、令和4年1月末までに15件の利用実績となっております。面会のサービスの内容は、こちらも事前予約を行っていただいた上で、平日月曜日から金曜日までの10時から11時までの間で10分以内のテレビ電話面会となります。御家族はコスモス苑応接室において、施設側が準備する通信機器を利用し、入所者とのテレビ電話面会を行っていただくこととなります。

なお、コスモス苑においては、テレビ電話面会に加え窓越しによる面会も行っており、入所者と御家族の負担軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 誠に申し訳ございません。先ほど答弁させていただいた内容の中において一部訂正をさせていただきたいと思っております。

令和4年度予算として今議会上程させていただきましたと申し上げなければならないところを、令和3年度予算として申し上げてしまいました。訂正してお詫びを申し上げたいと思

います。申し訳ございませんでした。

○新原 勇議員 一問一答方式で2回目の質問に入ります。

このCM大賞なんですけども、今まで長い間出てきて、PRとして県内しか流れていないので、あんまり最近は効果がないという判断をされた、打合せの中で言われたと思うんですけども。果たしてそうなんでしょうか。

新聞に季節の便りなどが載っていると、この場所はどこですかと市外の方が訪れたりいたします。やはり、こつこつと地道なPRが私は必要だと思っております。

今回、上位に入った市町は、地元のクリエイターや地元のボランティアを利用したり、また今回、串木野市は串木野の高校生に全てをお願いしたりして高校生ならではの視点で作られていました。

いろんなやり方があると思います。確かに職員の方が職員任せにするというのも分からない道理ではありますけども、やはりいろんな視点で見ればいろんなコマーシャルも作れるんじゃないかと思います。

また、コマーシャルを1本作ってテレビ放映するとすれば何十万円という経費もかかると思いますが、次回の参加予定と今後の方針についてお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） また、PRの仕方も媒体をどのような形で使っていくかという選択肢というのはいろいろあると思っております。その中において、先ほども申しあげましたこのふるさとCM大賞への参加を取りやめた件につきましても、やはり第一は業務に携わる部分について職員の負担を少しでも減らしたいというところ、そしてまたこのCM大賞において何がしらの賞を受けた場合において放映される時間帯そして放送回数そういったものも決められてまいります。そういったところも勘案したところで、やはり我々としても今回、令和2年

度からは一旦身を引いた形で参加を取りやめたというところがございます。

ですので、今、新原議員からもございました少なからずこのCM大賞を楽しみにしていらっしゃる市民の方々もいらっしゃるということもございますけれども、そういったところにつきましてやはり我々としても今後、様々な媒体を使った形のPRというところについては何がしらの形では検討していかなければならないというふうを考えているところがございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 確かに、業務量が多いというのは分かるんですけども、やはりPRをするチャンスのみすみす逃すというのはもったいないなと思っております。

先ほど言いましたようにボランティアでできる方がいらっしゃればそういう方をお願いしたり、今回、垂水高校にお願いして1本PRを作ってくれませんかという感じでも僕はいいと思います。

市長にお伺いします。我が市で今までこのコマーシャル大賞の位置づけとしてはどのように考えているか、一言お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 情報発信というのは大事なことですけれども、先ほど申し上げたような現状を分析して今そういう対応を取っていると。垂水高校に頼むにしても、本分があって、ほかにも必修があるとかもろもろありますので、なかなか、はいそうですかというふうな返事も頂けません。予算も伴いますから。だから、その辺のところも勘案しながら、時代に合った情報発信の仕方というのを再度検討するべきだというふうに思っております。

○新原 勇議員 今までずっとやっていたんですけど、継続は力なりと申しますので、ぜひ来年度はまた参加をお願いしたいと思います。

次に、マンホールカードの製作についてですが。

私もテレビで見て初めてそのカード自体を知り得たんですが、子供が持っているポケモンカードと同じなんです、マンホールの写真があり、図柄の由来を我がまちのPRが入っており、これがシリーズ累計、全国で607自治体837種のカードが発行されております。

鹿児島県でも10市町がカードを発行しており、マンホールカードの本、図鑑なども発売され、写真を収める愛好家もいます。目的は、下水道のPR広報ですけど、このカードの最大の魅力は、無料ですけどとにかく現場に行かないともらえないのが魅力です。このカードを目的に垂水に来てもらえる、何かわくわくする話だと思いますが、製作についてはいかがお考えか、お聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） マンホールカードの製作は考えていないのかにつきましてお答えいたします。

世界に誇れる文化物である日本全国のマンホール蓋は設置されている土地にゆかりのある名所や特産品、行事、キャラクターなどが描かれており、全国各地にいろいろなデザインがあります。そのようなマンホール蓋を路上を飾る御当地ものとして人々に楽しく伝えるとともに、下水道への理解や関心を深めてもらい、蓋の先にある下水道の大切さをより深く理解してもらうための一つのツールとしてマンホールカードが一部の自治体で発行されているところでございます。

マンホールカードの発行に当たっては、下水道広報プラットフォームという団体が地方公共団体の製作や発行を支援し、議員からもございましたが、現在837種607自治体が発行しております。マンホールカードの発行に際しては1ロット2,000枚、4万4,000円で販売会社から各自治体が購入し、またカードの配布場所は自治体の関連施設や観光案内所等で1人につき1枚を手渡しで配布されていることが多く、県内にお

いては9市町11種類のマンホールカードが発行されているところでございます。

本市のマンホール蓋につきましては、境の漁業集落排水施設の汚水蓋にブリが描かれ、ブリの街と記されたデザインの蓋が設置されておりますが、マンホールカードの登録申請に当たっては下水道事業で使用されていることが必要であることから、合併浄化槽事業や集落排水事業などに係るマンホールは登録できないこととなっており、このため本市の漁業集落排水施設の汚水蓋についてはマンホールカードの対象外となっているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 使用できるマンホールとないマンホールがあるというのはちょっと私も知り得ませんでしたけども、合併もというのであれば潮彩町のマンホールは使えないんですか。

○生活環境課長（紺屋昭男） 先ほど申し上げましたように、潮彩町は合併浄化槽でございますので、合併浄化槽事業についてもカードを作ることはできないということでございます。

○新原 勇議員 残念です。せっかく少しPRで。

独自に作るという考えでもよろしいということですね。マンホールカードを垂水市は独自に作ったと。1ロット2,200枚か、金額的にもそんなに大きな金額じゃないし、そのためにわざわざ垂水市に来てくれると、すばらしいことだと思うんですけども。大隅半島ではどこの市町も作ってないので、大隅半島で1番を目指してと思ったんですけども、いろんな制約がある中で、そのプラットフォームに入れなくても僕はいいいんじゃないかと思っております。また、そういうのを遊び心として、やはりこういう遊び心も観光についてはあってもいいんじゃないかと思っておりますので、またぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、森林伐採届については理解しました。

伐採に当たり、農林課の職員が打合せの中でこの辺りは切ってはいけないとか、切ってここまではいいですよというのが細かく災害のないように配慮されていることが打合せの中でよく理解しました。

それで、現在、たくさん切られているわけなんですけれども、垂水市の年間伐採量はどのようになっているか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 年間伐採量につきましてお答えいたします。

垂水市森林整備計画においては、年間の伐採計画面積の定めはございませんが、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌の自然条件及び下流域の人家等への影響などを考慮して連続した伐採面積を20ヘクタール以下とし、伐採箇所の分散に配慮するよう林野庁が作成した事務処理マニュアルに定められております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。連続20ヘクタール以下というのは相当広大な土地ですけども、狭い垂水市の造林をそうやってきめ細やかに見てもらってるということは非常にうれしいことだと思います。

やはり今度は伐採後の造林が気になるところです。造林してもあとの手入れもあります。自然林にするのか造林にするのか、判断もしくは今後の垂水の山をどのようにするか、伐採後の造林についてお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 伐採後の造林につきましてお答えいたします。

伐採後の造林方法につきましては、大きく2通りあり、伐採後新たに杉などの人工林の植栽を行う人工造林か、植栽を行わず広葉樹林等から自然に落下した種子から樹木を育成させる天然更新がございます。人工造林の場合は、伐採後の翌年度初日から起算して2年以内に植栽を行う必要があり、天然更新は伐採後の翌年度初日から起算して5年以内に広葉樹林等の育成が

天然更新の完了基準を満たしているかを確認し、天然更新が完了していなければ2年以内に人工造林を行うよう定められております。

このようなことから、定期的な巡回による情報収集や現地調査を行い、期限内に造林が完了していない場合は森林所有者に造林の指導を行い、造林が完了しているにもかかわらず状況報告書の提出がない場合は状況報告書の提出を求めるなど、適切な森林整備の推進に努めております。以上でございます。

○新原 勇議員 造林については6年以内ということで、やはり伐採するときはすぐもう1か月もたたないうちに、はげ山という言い方は悪いですけども、それがどんどん進んでいきます。それで、植えてまた大きくなるまで15年から20年かかります。そのためにも、やはり山が荒れないように、6年以内と決まっておりますけども、造林のほうは随時早めにしてもらったほうが、また地域住民も安心するんじゃないかと思えます。

次のため池についてですが、管理については変わりはないということでしたが、これからますます高齢化と農業人口の減少により、改良区の方々に管理をお願いしますだけではだんだん無理があると思います。これからの管理を行政のほうではどのように考えがあるのか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 管理をどのようにするかにつきましてお答えいたします。

農業用ため池は、営農に欠かせない水源として主に水田で利用されております。全国的な高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や日本人の食卓の欧米化が進行したことで米離れが加速し、余剰米が出るなど米価は下落し、本市においても水稲作付面積が減少するなど水田の荒廃農地化が懸念されております。

土地改良区や地元農家により多面的機能支交代付金を活用し維持管理されておりますが、農

業従事者の減少や高齢化により今後十分に管理が行き届かないことも想定されます。ため池には雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割がございますが、現在の利用実態や将来を見据えた整理も必要ではないかと考えておりますので、管理者でございます土地改良区と協議しながら適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 管理について改良区内の人間はおっても、もう本当に作業する農業人口が減っております。そこで改良区の方と早急に話をし、是井川・脇田川の上流のため池を早急に整備をしてもらいたいと思います。

次に、消防学校における出動報酬は、先ほど消防長が言われましたように他市町と比べ検討していただきたいと思います。

次に、現在、男性消防団員の入隊が少なくなり、各消防団に女性消防団員も増えてきました。火事の現場でも出動しなければなりません。これからの女性消防団員の活躍推進についてお聞かせください。

○消防長（後迫浩一郎） 女性消防団員の活躍推進についてお答えいたします。

消防団員の団員数は3月1日現在263名、うち21名が女性消防団員でございます。通常は、各地域のそれぞれの分団に所属しておりますが、女性消防団員自らが集まり任意ではございますが垂姫隊を結成しております。この垂姫隊の活動につきましては、垂姫隊のリーダーを中心に年間活動計画を策定し、2か月に1回のペースで各訓練や研修等を実施しているところでございます。訓練の内容につきましては、火災はもとより各災害に対応するための研修や実技、救命講習等を行っており、いずれは市民に対しての防火指導や応急手当て指導などを行っていただくよう訓練に励んでいただいているところでございます。

また、女性の持つソフトな面を生かし、火災予防週間やイベント等での住宅用火災警報器の普及促進や消防団員募集、火災予防の広報活動などを行っており、今後も各地域の防災の要の一員とし、地域に根差した消防団員として活躍していただけるものと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

現在、消防団員も消防学校や女性だけの訓練など貴重な戦力になりつつあります。現場においても、火元の家族に寄り添ってあげるのも仕事の一つと考えております。中央分団以外では団員も少ないので、ぜひ知り合いがいらっしゃいましたら消防団の加入促進をお願いします。

次に、職員の出張の際のPCR検査ですが、現在、感染症まん延防止の間PCR検査等は無料だが、まん延防止地域に行く際は、私の考えとして出張する際は相手を気遣い検査をしていき、また帰ってきたときは家族のことを思い検査をして帰るのが一番いいと思っております。飛行機の時間は決まっているので、それに合わせて予約をすれば入国検疫のレベルの抗原定量検査は30分で、またメールで分かりますし、時間があれば待機してPCR検査等も30分でできます。

1月の出張の際には、東京では初めてコロナ感染が1万人を超えてきました。無料検査等は口頭でこのような通知を職員に通達したか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 空港でのPCR検査につきましてお答えいたします。

業務の内容でどうしても対面での対応等が必要な場合などやむを得ず緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置地域へ出張する際は、感染予防対策を徹底した上で出張の行き帰りにつきましては県が空港等に設置している無料のPCR検査等を受検できないか、口頭をお願いしているところでございます。

○新原 勇議員 1月に2人職員が出張されましたけども、帰り、空港、PCR検査をしたというのではないですよ。職員は帰りの際は空港内のPCR検査センターを利用して帰ってきたということではないですよ。

○企画政策課長（二川隆志） 1月26、27で出張させていただきまされたけれども、その際において、帰り際、空港のほうでPCR検査を2名とも受検したところでございます。

○新原 勇議員 そのように、やはり無料の間PCR検査を受けて、家族の安心、同僚の安心はとても必要だと思っております。

いつまでも無料のPCR検査があるか分かりませんが、無料措置がなくなったとき、私は職員が感染防止地域にやむを得なく出張するときは空港内のPCR検査センターを利用して、証明書を提出し、後精算でできる予算措置をしてもいいと考えておりますが、担当課の考えを教えてください。

○総務課長（和泉洋一） 先ほどもお答えをいたしましたとおり、やむを得ず緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置地域へ出張する際は、県が空港等に設置している無料のPCR検査等を受検できないか口頭でお願いをしております。

今後、まん延防止等重点措置地域等へのお出張により有料のPCR検査等の受検をお願いする場合、その検査費用の公費負担については既存予算の中で対応ができないか検討をしたいと考えております。

○新原 勇議員 本人もしくは家族の安心のためにもぜひ検討してもらいたいと思います。せっかく垂水代表で出張されるわけですので、その辺りは考慮してください。

テレビ電話の面会については、仕事の都合で土日しか休みがない方もいらっしゃると思います。お孫さんの顔も見たいでしょう。そこで、日祭日、1時間でも設けることはできないか、お聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 垂水中央病院、コスモス苑における日祝日のテレビ電話面会につきましてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中において、感染対策を行いながらの医療、介護サービス提供を行うには、通常よりも多くの人手が必要となっており、両施設ともスタッフの勤務シフトに苦慮しながらも医療、介護の現場で懸命に従事していただいております。

その中において、テレビ電話面会を実施するに当たっては、入院患者、入所者側へのスタッフ配置を行うとともに、面会者の対応を行うスタッフも配置する必要があります。そのため、テレビ電話面会は両施設ともスタッフが多く出勤している平日に実施しているところでございます。両施設の指定管理者である公益社団法人肝属郡医師会に日祝日のテレビ電話面会の実施の可能性について確認いたしました。日祝日は休日シフトのスタッフ配置となり、平日よりもスタッフが少ない中で入院患者、入所者への対応を行うため、テレビ電話面会に対応するスタッフまで配置することは困難であるという状況でございます。

議員が申される御家族の事情も十分理解できるところでございますが、このような現状にありますことからテレビ面会を希望される場合は平日の面会時間帯で御都合のよい日時を伝えていただければ調整は可能でございますので、両施設の限られたスタッフで日夜入院患者や入所者を支えていることを御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○新原 勇議員 職員の方もコロナ禍で大変ギリギリしている中でテレビ面会をして、手の空いている時間をつくっていただいたりしてるので、土日開催という無理は言えませんが、利用者のほうも、今後お孫さんも春休みなどを利用

して顔見せで利用していただきたいと思っております。

以上で質問を終わりますが、最後に、今回、和泉課長をはじめ、園田、才原、瀬脇氏と4人の方が退職されます。垂水市を支えてもらい、本当ありがとうございます。第2スタートも幸多いことをお祈りして、以上で質問を終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。次は、4時10分から再開します。

午後4時3分休憩

午後4時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまです。

本日、多分最後の登壇になりました。1時間みっちり一生懸命努めますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、1点目、消費生活相談啓発と対策について、市民課長に伺います。

光ブロードバンド整備事業の終了により、NTTはもとより代行業者等、電話、訪問販売が激化しておりますが、相談の事例はなかったのか、また啓発と対策について御答弁ください。

また、市民説明会が2月4、5、6日、牛根、柗原、新城で予定されておりましたが、コロナの蔓延に伴い中止されております。今後の対応について、総務課長に伺います。

次に、森林環境譲与税事業について、農林課長に伺います。

新年度予算1,496万7,000円に拡充されております。この森林環境譲与税については非常に分

かりにくい制度でありまして、まず令和元年度に機構準備金活用により償還ということで、譲与税特別会計により繰入金が入っております。

それと、令和元年度から個人住民税均等割の部分が1,000円に値上げがされ、令和6年度から森林環境税として年額国民1人当たり1,000円の課税がされるわけでありまして。

また、市町村は都道府県の部分について、それぞれ年度の部分について市町村、県の取り分、これが全く違ってくるということで、非常に分かりにくい制度ですが、農林課長、その辺につきまして詳しく説明願えればと思っております。

3点目、住宅政策について土木課長に伺います。

新年度予算に柗原団地建替事業に係る基本設計業務委託費1,000万円が計上されております。現在、10戸中5戸に入居されておりますが、屋根はスレートで昭和35年に建設されております。私と同級生であります。老朽化は著しく建て替えは致し方ないと考えますが、しかしながら垂水市公営住宅等長寿命化計画の上位計画である垂水市公共施設等管理計画では、長く使う、減らす、増やさない、無駄を省くを基本方針としており、整合性が取れないと考えますが、見解を求めます。

建て替えが必要なのか、また公営住宅への転居で解決できるのではないかと考えますが、これについても併せて見解をお伺いいたします。

4点目、両支所の現状とこれからの方向性について総務課長に伺います。

この問題につきましては、私、令和2年12月議会で日本郵政窓口事務の包括受託はできないのかということを質問しておりますし、また私の質問以前には地域住民の総意という形で要望書も出されております。その後、新城郵便局、または新城の市民の皆さんとの話合いを持たれたのか、この点について明確に答弁ください。

また、市民課長には令和2年度の両支所の使

用状況、これについて答弁を求めます。

最後に5点目です。コンビニ交付事業について市民課長に伺います。

事業費の内訳と財源について、堀内議員の質問である程度は了解しましたが、これにつきましては導入事業の経費、また維持経費という部分に分かれると思います。導入経費としてはクラウドシステム構築事業、構築の作業ですね。この部分が大部分であります。

また、J-LISへの運営負担金ですね。この部分が維持経費として、またもう1点維持経費としてシステム事業者への年間の委託経費、この部分が出ると思うんですが、これについても明確に答弁ください。

市長、また担当課長の明確な答弁を求めます。

○市民課長（松尾智信） 光ブロードバンド整備事業により、NTTはもとより代行業者等電話・訪問販売が激化しているが、相談の事例は。また、啓発と対策についての質問にお答えいたします。

光回線に関する相談でございますが、大手通信事業者を名乗る電話があり、料金が安くなると勧誘されたが、どうすればいいのかとの相談が1件ございました。相談された市民の方には、事業者名、契約内容等を確認し、必要がないと思っただけの場合にはちゅうちょせず、きっぱり断るよう助言をさせていただいたところでございます。

また、啓発と対策についてでございますが、令和4年1月に新城、柘原、牛根地区に通信契約の注意喚起のチラシを全戸配布し、2月25日にはFM垂水の割り込み放送にて注意喚起を行ったところでございます。

さらに3月9日にも、FM垂水の割り込み放送にて注意喚起を予定しているところです。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 高速光通信サービス開始に伴う住民説明会の中止についてお答えを

いたします。

2月4日、5日、6日に予定をしておりました高速光通信サービス開始に伴う住民説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。

説明会では、NTT西日本様より高速光通信サービスの利便性や料金などについて説明を行う予定でありました。

今後の対応でございますが、対象地域においてNTT等のサービス提供事業者がサービス内容や利用料金等を記載したチラシを作成し、既に各家庭にポスティングを行っております。

不明な点等ございましたら、市役所へ電話等でお問い合わせいただければ個別に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 課税と譲与の中身につきましてお答えいたします。

森林の有する公益的な機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。

このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人当たり年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされております。

また、森林環境譲与税は喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別

会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところでございます。

なお、災害防止・国土安全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するため、令和2年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が改正され、令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しして増額することになっております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 柗原団地の建て替え計画につきまして、お答えいたします。

柗原団地は入居可能な市営住宅の中で最も古く、昭和35年に建築され、現在2棟10戸からなる住宅でございます。建築後61年が経過し、現在は新たな入居は受け付けられない政策空き家に位置づけており、老朽化が著しいため、垂水市公営住宅等長寿命化計画では、現地建て替えとされているところですが、柗原地区の地域づくり計画におきましても、子育て世帯向けの市営住宅建設の要望を受けているところがございます。

長寿命化計画の上位計画であります公共施設等総合管理計画との整合性につきましては、長く使う、無駄を省く、減らす、増やさないと基本方針として定められており、先ほども申しましたが、市営住宅につきましては老朽化した団地を政策空き家に位置づけ、入居が見込めない団地は廃止し、建て替えを行う場合は管理戸数を減らした上で建て替えを行うこととしております。

長寿命化計画策定後、第一弾として中之平住

宅の建て替えを実施いたしました。建て替え当時の38戸から20戸へ管理戸数を減らしており、柗原団地につきましても管理戸数を減らす計画でございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 日本郵政への事務包括受託への進捗はどうなっているかにつきましてお答えをいたします。

両支所の窓口業務の包括受託につきましては、日本郵便株式会社様より御提案をいただいているところでございます。日本郵便株式会社様からの提案を受けまして、窓口業務を郵便局へ包括委託を行った場合の課題等について、牛根支所、新城支所を所管する市民課を中心に関係各課と提案内容に基づいた協議を令和2年度に実施し、委託する業務の内容等についても郵便局側と意見交換を行っております。

支所業務の郵便局への包括委託につきましては、両地域の皆様の合意形成が図られることがまず必要であるとともに、今後の本庁舎の機能等を含めた在り方の検討も支所の方向性を決定することに少なからず影響があると考えております。

また、牛根、新城の両支所は単に各種証明書等の発行業務だけでなく、避難所開設時の役割や長い間地域のシンボリックな存在であり、市役所と地域の皆様とをつなぐ場でもありましたので、費用対効果だけでなく、住民サービスの維持、向上の面からも慎重な検討が必要と考えているところです。

なお、昨年、新城地区振興連絡協議会から要望書をいただいております。その後、住民との話し合いは設定していないところがございます。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 両支所の利用状況についての質問にお答えいたします。

両支所の利用状況につきましては、証明書等の発行業務が主なものでございまして、令和2

年度の取扱い件数が新城支所での有料証明の件数1,516件、無料証明書の件数553件、合計2,069件、牛根支所での有料証明の件数1,215件、無料証明書の件数96件、合計1,311件でございます。

その他、市税の徴収業務や国民健康保険に係る届出の受付、また各課が行う事業に関する協力も行っているところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、コンビニ交付事業につきまして、事業内容の内訳はどうなっているかとの質問にお答えいたします。

事業費でございますが、午前中の堀内議員の質問にも答弁させていただきましたが、令和4年度は初期投資としまして2,649万円、翌年度の令和5年度からは地方公共団体情報システム機構J-LISへの運営負担金、システム保守経費、コンビニ事業者への負担委託手数料、1件につき117円が必要となりますが、令和4年度までに事業を開始した場合は事業開始までのシステム構築に係る経費、それから委託手数料が令和6年度までの特別交付税の対象となるようでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 それでは、一問一答ですけど順を追ってやります。

まず、光ブロードバンドですけども、こういうチラシ、全戸配布はもう垂水市、皆さんのところも入っておると思いますね。これはNTTから。また鹿児島県の代行業者さん、ここの部分も夕方、また土日と祝祭日とか、もう夜遅くまで回って勧誘なさっている状況であります。

今、市民課長から説明があったとおり、私も資料をもらってきたんですけども、うちの消費生活相談員さんはいろんな免許も持っておられますし、このような形ですね。また見守り新鮮情報というような形で啓発していただいていると。

この部分については感謝を申し上げますが、ただ一番私が心配している部分がこの部分について、2024年以降固定電話のIP網への移行に伴う部分ですね。この部分について、電話会社のシステムの切替えが予定してあるわけですが、この移行というのが電話機や電話番号をそのまま使うことができるんですけども、この辺の知識を皆さん持っていらっしゃらないんですよ。私も知りませんでした。消費生活相談員の方に聞くまでね。だから、昔だったらいい話じゃないですけども、話はそれですけど、昔は消防団でも消火器を売っていたんですよ。業者さんも消防署のほうから来ましたということで、そういう部分もありました。

NTTさんという部分がもの凄い強い力を持っている有名な会社ですから、情報の通信の部分では一番の会社ですからね。そういった部分でNTTがこうなりますよという部分で、いろんな業者さんが悪さするんじゃないかなと心配なんです。この辺について、念を入れてやっていただきたいと。これはもう要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目ですね。この光ブロードバンドのほかに、今現在、どのような相談があるのか、その点について答弁を求めます。

○市民課長（松尾智信） その他、相談の傾向についての質問にお答えいたします。

住宅修繕の相談、ネットショッピングでのトラブルが増えているようでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 すいません。あっさりとは答えていただきましてありがとうございます。

私のほうでも、以前はサラ金関係ですね。借金の問題とかいろいろあったんですけど、ここ2年ぐらいは落ち着いているようです。ただ、聞くところによりますと住宅修繕ですね。壁の塗り替えとか、そういった部分が県内各地で起こっておりまして、また鹿児島、薩摩川内のほ

うの業者でしたかね。計画倒産して、そのまま一時金をもらった部分を工事もしないで逃げ回っているという業者もありますから、その辺についてもいろんな問題が出てくると思うんですよ。いろんな情報を発信していただきたいと思っておりますので、もうこれは要望で終わります。

次に、森林環境譲与税であります。

ちょっと待ってくださいね、資料を、今、見つけますからね。もうこんなばんばん進んだら、あと30分ぐらいで終わるんじゃないですかね。

課税等の譲与の中身については、課長の答弁で理解しましたし、私も資料をいただきまして分かる所なんですけど、ただ、この部分が年々譲与税の額は増えていきますね。令和2年から3年までは、資産額で1,149万8,000円、令和4年度から令和5年度までは1,496万7,000円と、令和6年度からは1,826万2,000円で固定化されていくような形であります。

要は何を言わんかとする、だんだん増えていくわけですね。こういう部分について、譲与税の中身について問題点がありまして、これは市長をお願いしますね、市長。

これ市、県の割合も段階的に全然変わってくるんですね。今、令和2年度は85対15です。市町村の取り分が85対15ですね。令和4年、令和5年につきましては、88対12と。令和6年度からは、この部分が540億円と60億円ということでだんだん増えていきますね。

ここで市長にお願いしたいことがあるんですよ。それは何かといいますと、この部分の割合ですね。この分、市町村分の取り分の部分が、50%が私有林の人工面積です。それで20%が林業従事者数、これもありますね。だから30%が人工ということなんです。だから交付税と一緒にですね。そういうような積算根拠があつて、だんだん積み上げられていくということ。

ここで問題が、人口割なんです。本市はも

う皆が御承知のとおり、山、山、山ばかりです。人口割の部分で計算すると少なくなるわけですよ。でも、うちはもう80%ぐらいが山なんです。そうなった場合、東京で人工林ですね。広葉樹も含めてそういう林がないとこは、逆にこれ上がってくるんですよ。

この部分はこの制度自体がもの凄い欠陥だと思うんですけども、この部分については県ですね。国のほうにも市等のほうから、優秀な市長ですから、これはおかしいですよという部分を問題提起していただきたい。そうでないと、きちっと対処をしないとまた災害を生むものになりますので、この点について市長の見解を。

○市長（尾脇雅弥） 今、交付税の話をされました。

そういう意味では全く同感です。交付税も普通交付税と特別交付税ということで一定程度、人口でありますとか、面積で普通交付税は決まっていますけども、それ以外の要素ということで特別交付税、さじ加減の部分がございます。

この森林環境譲与税に関しても、おっしゃる気持ち、立場としては同感でございますので、私も大隅代表の理事ですから、しっかりといろんな場面を通じてそのことを伝えて、少しでも条件がよくなるように頑張りたいと思います。

○感王寺耕造議員 精いっぱい頑張っていて、まず森林を守っていく、また育てていく、また災害がないような体制づくりといった部分で、大変に必要なことですので、重ねてお願いを申し上げます。

後は、農林課長をお願いしますかね。

森林所有者と林業事業体のマッチングの具体的な内容ですよ。この部分がやっぱり必要になってくると思っているんですよ。それでまた大型の伐採事業、先ほど20ヘクタール以上はもうだめだということ。それで分散して切りますという方向性は示されて安心したんですけど

も、一方、大きい事業体ですよ。例えば森林組合さんとか、あと事業でも大きいところがありますよね。あえて名前は上げないですけど。南薩のほうに行けば大きい事業者さんがいっぱいあります。

そういう部分と含めて、また一方で先ほど持留議員から教えていただいたんですけども、自伐型林業という部分がやっぱり必要になっているんだということで、日本共産党さんのほうですね、この部分はきちっと守っていくということをおっしゃっておりました。

具体的に申しますと、鹿児島では阿久根市ですね。また出水市でこの自伐型林業に取り組んでいくということでもあります。そのためにも自伐林業の育成と、また収入を増やすような民間の林家がそのようなマッチングのシステムも必要だと思んですが、その点についての見解を求めます。

○農林課長（森 秀和） 森林所有者と林業事業体のマッチングの具体的な内容につきまして、お答えいたします。

現在、国内の人工林の多くが伐採適期を迎えており、木を伐採し木材として活用し、また新たに植栽するという新たな時代に突入しております。

しかし、国内の森林所有者1人当たりの所有面積は、小規模で分散していることや世代交代により森林所有者自身が森林の所在が分からなくなっていること。また森林の所在する市町村に居住していない森林所有者も多くいることから、森林への関心が薄れ、手入れがされない森林が多く存在している状況となっております。

それらの状況を鑑み創設されたのが、森林経営管理制度でございます。市は森林所有者に対し、所有者として森林管理の責務を明確化した上で、今後自身が所有する森林をどのように管理していきたいか、意向調査を行います。

森林所有者が意向調査の結果、市に経営管理

委託を希望された場合、まず市と所有者で森林経営管理に関する契約を締結します。その後、市で該当する森林が経営に適するか、適さないかを判断し、経営に適する森林は意欲と能力のある林業経営者として、鹿児島県から認証登録を受けた林業事業体から企画提案書を徴取し、選定委員会で決定した事業体へ委託を行います。また、森林整備により収益が生じた場合には、所有者に還元することとなっております。

このように、森林経営管理制度では、経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と林業事業体をつなぐ仕組みが構築されております。

続きまして、自伐林業の育成と収入増の対策はにつきましてお答えします。

林業といえば、従来生産性を優先し、幅広い林道を切り開き、重機を入れ大規模に行うことが一般的でした。大型の機械で大量の木を一斉に切る皆伐ではなく、山の保水機能などを守りながら、一部の木を伐採する間伐を少人数で実施することで、環境への負荷を抑える。長期的な山林の保全を目的とする自伐林業が、県外の一部の地域で行われていることは承知しております。

本市におきましては、自伐林業による担い手育成の普及対策は行っておりませんが、林業の未来にとって重要な取組であることは承知しております。まずは、情報収集に努めたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 今の農林課長の答弁で大体分かったんですが、ただ、1か所だけ経営事業体との結びつきですね。この中に黄色になっている部分が選定委員会を聞いて、経営に適する部分については事業体と民間人とマッチングするということ。

逆には、経営に適さない部分については、この部分の問題はどうなるのよという話が出てき

ますよね。その後、そういうところについては、この森林環境事業税というものは全く使えないということですかね。その点、ちょっともう一度確認。

○農林課長（森 秀和） 人工林、主に杉、ヒノキでございますが、まず意向調査をしまして、市のほうに任せたいという方については、まず現場調査もいたします。そこが、経営が成り立っていくのかということ、まず市に意向があった場合には現地調査をし、収益性が見込めるのかなどを調査して、契約を結びます。それをもって、鹿児島県が認証しております事業体から企画提案書を徴取し、またその林業体は経営に適するということで私どもが提案した山でございますので、企画の提案書はあると思うんですけども、そこと契約ができれば所有者とほぼ林業事業体の契約を結んでいただくということになります。

ただし、その林業事業体のほうが委託をしてくれなかった場合には、原則というか、もう市の管理になっていきますので、今後、本市におきましては、林班図というのがございますが、76あるんですけども、今、7つしか終わっていませんので、今後たくさん市で管理しなければならぬ森林も出てくると思いますので、そのために、今、準備として基金のほうに積み立てているところでございます。

現在、市のほうに契約をしたいというので、契約をしている経営体は1戸でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 なかなか難しい問題があるようですね。事業体と結びつけられなかったら市のほうで管理していくしかないということで、この分についても大きい問題ですよ。

また、新原議員の話の部分でも出ましたとおり、切ってから2年以内に植栽しないといけないと。また造林もしないといけないということで、大変大きい問題であります。

ただ、ちょっとまた別の問題に移りたいんで、この問題はこれで、そうね……。大変な意向調査の部分で私も分かっています。垂水の場合は大きい林家さんがいないですからね。佐多とか向こうのほうに行けば、何百町と持っている、千町歩から持っている業者さんがいるんですよ。そういうとこだと成り立つけども、やっぱ個人でもう管理できないということですから、できるだけ事業体を結びつけるような方策、また市でどのような管理方法を取れるのか、森林組合の御協力もいるでしょうけども、そういうことについてこれから真摯に取り組んでいただきたいと、これはもう要望にいたします。

それと、皆伐という方向よりも、部分的な部分という部分はあります。この森林については、60年、70年の仕事であります。先代が植えて木になるのが3代、4代目ですね。お金になるのがね。それでまたウッドショック前のが、立米7,000円ぐらいしかしてなかった。それがウッドショックで立米2万五、六千円まで上がったからね。それが現在ちょっと落ち着いて、どっか立米1万六、七千円だという話も聞いております。

結局、何を言わんかとする、価格の部分で云々するんじゃなくて、国が主体になって県もカバーして、市がきちっと森林を守っていくという姿勢が必要でありますので、この点についてはお願いいたします。

最後に、この問題について所有権者の特定と隣接の境界についてということでもあります。

現在、本市につきましては、地籍調査が人家の部分ですね。その辺がやっと終わった状況で、あと当然、畑の部分に、今、入っていますかね、田んぼの部分ね。大体、あらで26%ぐらいだと思っておりますよ。

ただ、全体的な部分では山林の部分、この部分が独立行政法人ですね。鹿屋は大学の演習林が大野にありますから。この部分は独立行政法

人鹿児島大学の部分の外周だけであるから、それだけで済みますからね。隣接者との合意の部分でね。だからその部分があつて、どうにか40%なんですよね。そうなった場合に、この所有地権者の特定という部分が植栽からですね。

例えば、杉を何年前に植えた、ヒノキを植えたということで、植栽の部分であつたりとか、あとは昔は竹を植えたりとかそういう部分もありました。そういう部分ができるんですけども、実際の山の中に入るかということ、この分、実際無理ですよ。ドローンを飛ばして、記録してその部分から類推して、隣接権者の部分との利害関係を調整するという部分しかないと思うんですよ。

この部分についても、ドローンの部分についても、前回の部分であと2台ぐらい買いなさいよと。たった1台28万円だよということは言いましたが、市長、副市長も首を縦に振ってもらえなかったんだだけね。

担当課長として、ドローンの部分は絶対これは必要な部分だと思うんですけど、担当課長としてどう思いますか。これがなければ森林の仕事ができないでしょう。

○農林課長（森 秀和） 所有者の特定と隣接地との境界確定につきまして、いろいろと御質問がございましたところでございますが、現在、本市におきましては専門員を今年度より会計年度任用職員として働いてもらっています。

やはり専門員に聞きますと、現地に行つて林場、木の種類によって、現地を確認するのがいいと。その一つの方法として、ドローンも必要であるということは認識しております。

環境譲与税においては、そのようなドローンも活用できますので、今後検討したいと思っております。

○感王寺耕造議員 譲与税の部分でドローンの部分も対応できると、そういう答弁でありますので、よしとしましょう。もう市長、副市長に

お願いするのはもう疲れましたからやめます。

次に、住宅政策についてですね。土木課長から真摯な答弁をいただきましたが、確かに柘原については団地がここしかないんですよ。それも了解しておりますし、また子育て支援の村づくりですかね、地域づくりの部分で子育て世帯の部分も入居できるようなということでありますので、この部分についてはそういった生産年齢人口の方々が入れられるような部分の視点に立って、お願いいたします。

私がちょこっとこの柘原の部分については賛成いたしますけども、ただ気になっている部分が結構空き家率が多いんですよ。市営住宅については、政策空き家を含むところで13か所、ここは73%ですね。それで、政策空き家を含まない市営住宅は7戸で、これは82%ですよ。

ただ、定住促進住宅ですね。この分、第2二川、第2新城麓、第2海潟、錦江町定住、水之上定住ですね。この分が60%なんです。何を言うかとする、入居率が低いということなんです。しかも、柘原団地については了としましたけども、ただその後も建て替えの予定が出ていますね。柘原についてはいいですね。

下宮の簡易の平屋の部分ですね。この分についても、令和7年度4戸、令和8年度6戸、牛根二川と牛根麓につきましては、令和9年、令和10年で4戸、4戸建築するような計画になっているわけです。

そうした場合、先ほどあった入居率ですね。公営住宅の入居率が低いという部分で計画にあるんだけど、先ほど冒頭で言いましたように、この分を減らす、増やさないという部分にやればこれはおかしいんじゃないのという部分はありますけども、この柘原団地はいいですけども、ほかの部分の下宮、牛根二川、牛根麓については、今後の人口の推移という部分を見て、見直すという考え方もあるんですかね。その点だけ。

○土木課長（東 弘幸） 長寿命化計画でござ

いますけども、議員がおっしゃられるように、牛根二川、牛根麓、平成39年度ですので、令和で言いますと、令和9年度ですかね。建て替えという計画になっています。

ただ、この長寿命化計画は、5年ごとに一応見直すということになっておりますので、当然その際、人口がどういうふうにあるのかというのを考慮に入れて、また計画の見直しというのは、随時5年ごとに行うという計画で動いております。

○感王寺耕造議員 中之平団地でも、公共単価ということで、1棟当たり3,000万超でしたよね。何を言おうかとするのはね、計画を立てるのはいいんですよ。ただ計画を立てて入らなかった場合ですよ。はっきり言ってどうするんだという話になるんですよ。だから結局人口の推移を見て、また地元の方々の私邸も含めて、そういうのに必要性があるのか、またその地域の要望、その部分がぜひとも必要な部分なのかという部分も勘案しながら頑張っていたきたいと思っています。

次に、教職員住宅の問題であります。

教育長、お待たせしました。あそこですよ。資料どこやったかな。教育委員会の部分がどこやったかね。教育委員会の部分が、あそこが7戸でしたか。7戸、7戸でしたか。8戸、8戸でしたか。8戸、8戸、16戸で、それで7戸しか埋まっていないんですよ。比較的きれいな建物なんですよ。

教育長も、さきの議会で憲法違反すれすれじゃないけど、新任の先生にはお願いしていますということでした。強制はできないですから。それは努力は認めるんですけども、もし、今の部分で16戸あって、7戸しか埋まっていない部分であれば、片一方のほうは空いちやうわけですよ。そこら辺の利活用という部分も考えらえると思うんですけど、教育長の見解としてどうですか。

○教育長（坂元裕人） 実は、感王寺議員も御承知だと思うんですけども、今、この住宅25年も建ってから経過しているんですよ。24年、25年というところで、やはり手を入れる必要があるということで、ある程度お金をかけずに内装をリフォームして、いい環境の下で住んでいただきたいということで、実はこの空いている部分も来年度の新採用にというところで、当て込んでいるわけですね。

ちなみにこの方針というのは、県教委をまず。県教委を各市町で住宅を持っておられるところはそこを推薦される可能性があるから、自分勝手に動かないようにという、そういうふうな指導をまず初任者にいたします。

それを受けて、私どものほうへ初任者が連絡したときに、私のほうからできるだけ地元に住んでくれと、地元を知って大事だよねと、そしていろんな教育活動にまた地元で貢献してくれ、関わってほしいということは申し上げているわけですよ。

そういうこともあって、来年度も数は言えませんがある程度見込んでいるというところで、今後も計画的にそういうふうにして入れていくつもりでありますので、そのところは、また今後、児童生徒の数によってはその新採の数も減ってくる可能性もございますので、そういう推移を見守りながら、今後考えていく必要はあるのかなというふうに思っております。

○議長（川越信男） ここで申し上げます。本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○感王寺耕造議員 教職員住宅を活用する方向ということで、それはそれでいいと思います。

あと土木課長、企画政策課長もなんですけども、曾於市はもう公営住宅は新設しないという形で空き家の有効活用という部分を図られているということなんですよ。

この辺の部分も、今後の課題ですので勉強し

ていただいて、新設ではなく空き家を有効活用して、地域の人口を増やしていくという方策も必要ですので、この点については要望していきます。

両支所の現状の部分ですよね。利用状況についていただきましたけども、令和元年度と比較して、新城支所も牛根支所も減っているんですよ。当然そうですよ、人口も減っているから。

令和元年度での対比を見ますと、令和2年度の件数ですと、これは新城支所分が2,069件ということで、対前年度120件の利用の減ということ。そして、手数料については8万4,750円の減です。牛根支所に至っては、利用件数でこの部分で、総数で1,312件、173件減っております。有料の利用料が9万円減っていくということなんですよ。

総務課長から、その後の新城の住人たちとのやり取りはということで、ないということなんですよ。極めて残念であります。市長が住民の意向を聞いてということでしたね。

それで私も一般質問で問題提起をしました。やっぱり日本郵政が公的な機関というところで、法的な知識もいっぱい持っておられます。例えば、相続登記一つに取ってみても、この分についても何と何が必要なのかという部分分かるわけですよ。公務員の皆さんと一緒に、分かるわけですね。

それで、また今現在、両支所とも3名、3名の会計年度任用職員でやっていると。一方本庁のところは職員不足だということも問題提起されました。

それで、コロナ対策の部分で周辺機器もそろえられますということも申し上げました。年間の手数料が大体、新城だけで二百四、五十万程度だということも申し上げました。

また、新城の世帯が529戸あります。そのうち288戸の署名を集められて、振興連の協議会

の会長さんも口頭で説明があられたと思うんですよ。新城の住民合意というやつはできていると思うんですけども、この部分について何ら議論しないで、びっくりしたのが、後のコンビニ交付金事業ですね。

何でこのままほったらかしにしていたんですか。これ大事な問題ですから、市長お願いしますよ。

○市長（尾脇雅弥） 日本郵政さんと両支所との関係、もともとは牛根支所からの相談がございました。

牛根の郵便局が古くなっておりましたので、支所の中に入れないう御相談がスタートでございました。検討した結果、なかなか難しいということで、別途ということを、今、検討されているようでございます。

その後、新城のほうから相談がありまして、いろいろ先ほど総務課長が申し上げたように検討している段階でありますけれども、なかなか先ほど署名ということで半分ぐらいとおっしゃったんですけども、私も直接いただきましたが、回覧に近いようなものがかなりの割合でございましたし、中の皆さん方からもそんなつもりではなかったというようなお話もございましたので、ここはしっかりともう一度精査してやるべきだと思いますし、何より大事なことは、郵便局さんのお仕事が支所に入ってくるといいということも分かるんですけども、まずは垂水市として先ほど申し上げました本庁舎の機能をどうしていくかということが本分でありまして、それと同時に支所の機能をどうしていくのかということも総合的に判断をしていかなければいけませんので、先ほどおっしゃったような形で協議はしなければいけないと思いますので、これが、今、止まっている状況ということはよろしくないと思いますので、そのことからまたどんなお考えで、どういう状況なのかということのを協議はしている。何か相談はあるんですかね、

その後。(発言する者あり) 後はない。その辺のところから、再度始めたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 5時の鐘が鳴りましたけど、頑張ります。

いいでしょう。支所の問題についてはきちつとやっぱ総務課長、一応こういうお願いがあったわけですから、その辺の部分はしっかりと精査していただくべきだったと思うんですよね。

今年で終わられますけども、その辺のところをきちんと後任に伝えてお願いします。これはもう終わります。

コンビニ交付事業ですね。この部分がマイナンバーの活用率という部分がもの凄く低いですよ。うちで幾らでしたかね。資料どこやったかな。三十何%だったかな。何%でしたか。

○市民課長(松尾智信) 本市のマイナンバーカードの件数につきましては、令和4年2月9日現在で、交付率が36.77%、交付枚数が5,252枚でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 もう1回お願いします。

○市民課長(松尾智信) 交付率が36.77%、交付枚数が5,252枚です。

○感王寺耕造議員 そうですね。朝の質問の部分で、課長が利便性の向上、またコロナ対策とか、職員の負担軽減ということをおっしゃったんですよね。

私が一番危惧している分が、マイナンバーカードの部分が普及率が低いということなんです。全国的にもね。これは何でかというのと、私から言うと国の施策が悪いからですね。国民を丸裸にしようとしているからですね。多分、その部分の合意形成ができないから皆さん取っておられないと思うんです。公務員の皆さんは職員の皆さんは、義務的な形でみんな取っていらっしゃるでしょう。家族もね。

そういうマイナンバーカードを利用して交付

事業をするわけですから、一体幾らの活用があったのかという部分が、そこが私は疑問に思うわけです。

それで市民課長として、先行市の利用状況ですね。計画をするに当たって。コンビニ交付事業を使っているところを調べて、それで利用状況がどんだけであったのかという部分をやったのかという部分を1点だけ確認。

それであと時間がないので、財政課長この部分については特交のほうで2分の1返ってくるということで、クラウドシステムについては返ってきますね。

ただね、J-LISへの運営負担金、システム事業者の保守経費という部分が、今年度の予算では1か月分から見えていないわけですね。維持経費の部分が年間662万4,000円、これ毎年かかってくるんですよ。しかも、特交の2分の1が、これは確か令和6年度までだったね。令和7年度からまるまるこれだけかかるんですよ。こんなものが必要なかと思うんです。未実施市が少ないという部分は、今、計画しているという部分が肝属管内でもほとんどだと。あと残されたのが、垂水が今回取り組んだら取り組むでいいけど。東串良ね。もう私、町長と友達ですけど、電話かけたらうちはやりませんということです。そんな銭はうちにはないと。それだけ銭があればどれだけ道路を造れるかと言われました。

この部分について、特交を使わずに、財政課長として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この部分の三次の出動もあったでしょうが、何でこれ活用しなかったのか、簡潔明瞭に2名とも。

○市民課長(松尾智信) 他市の利用状況はどうだったのかということで調べたのかということでしたけれども、申し訳ございませんけれども、調べていないところです。

○財政課長(濱 久志) 感王寺議員の地方創

生臨時交付金をなぜ使わなかったのかということでございますが、今回、市民課長から説明がありましたように、特交の対象になると。令和6年度までの特別交付税の対象になると。費用の2分の1が特交で算定されると。

これはルール分という特交ですので、ルール分ですね。必ず算定されるルールにのっとった交付ですので、通常の交付の基準が分からない特交ではないということですので、特交を申請するという事で予算措置をしております。

しかし、この臨時交付金事業をこの事業に使った場合、特交の対象にはなりませんので、財政課としましては、これは一般財源で、特交をもらって事業をしたほうが有利であるという判断をいたしました。

臨時交付金事業については、ほかのコロナ対策に活用しようという考えで、今回、このコンビニ事業については一般財源を活用したところです。

以上です。

○感王寺耕造議員 市民課長をいじめるわけじゃないんですけど、どの担当課でもそうですね。真剣に事業を起こす場合は、実際やっている市を調査して、実際、年間いくら利用者がいるのかということですよ。私ね、これ本当、心配しているんですよ。利用率が年間で多分100件いくのかなと、もの凄い疑問に思うんですよ。その部分に今年度2,600万ですか。単年度で毎年620万もかけていいのかということですよ。新規事業を立ち上げると、市長、これスクラップ・アンド・ビルドと言いますけどね。簡単につくった部分は、簡単にスクラップできないんですよ。

最後になります。その点については、今後、全課長ともきちっとその辺の新規事業を立ち上げる部分においては、きちっと調査も研究もし、こういう部分が必要だからということを示していただきたいということをお願いして

おきます。

最後に、財政課長、答弁も残っていますよ。

じゃあ具体的に特交を一般財源から出してね、特交で2分の1戻してもらおうほうが、私が言った臨時交付金ですね。これは三次のその部分と比較して、一体幾ら有利だと判断したんですかね。数字で示してくださいよ。

○財政課長（濱 久志） 数字ではちょっと示すことはできないんですが、この本年度の予算、2,600万円を臨時交付金を活用した場合、その2,600万がコロナ対策の経費として使えないということになります。ですので、一般財源で事業をやれば、2分の1は特交で交付されるということですので、その分事業費が幅広く使えるという判断でございます。

以上です。

○感王寺耕造議員 財政課長、要はコロナの終息に向けてお金を使いたかったというのが最大の理由ですか。

○財政課長（濱 久志） はい。

○感王寺耕造議員 それだったら納得しましょう。はい、分かりました。

最後になりますが、先ほどの新原議員も締められましたけども、私も最後、御挨拶したいと思います。和泉総務課長、それと園田総括監、また才原消防署長、農林課長補佐の瀬脇さん、今年で御退職であります。それぞれ再任用の道、会計年度任用職員の道も歩かれると思いますし、また新たな道も歩かれると思っております。今まで本市の市政発展について、真摯に取り組んでこられたことに、誠心誠意感謝を申し上げますし、本当ありがとうございました。

また、私もまだ若かったもんですから、議場で机をたたいたり、どなったりしましたけども、それもいい思い出とお許しいただければと思っております。

最後に、4人の皆様の御健勝をお祈りしますとともに、今後ますます本市への御助力をいた

だければと思ひまして、お願いしましてお礼といたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

△発言の申出について

○議長（川越信男） ここで、市民課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

○市民課長（松尾智信） 午前中の堀内議員のコンビニ交付事業についての事業内容と実施時期の答弁の中で、令和4年度まで実施した場合、運営負担金も特交対象と答弁させていただきましたが、対象ではないようです。訂正してお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（川越信男） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（川越信男） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後5時11分散会

令和 4 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 4 年 3 月 4 日

本会議第3号(3月4日)(金曜)

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎
8番	感王寺 耕造		

欠席議員 1名

2番 森 武一

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年3月4日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、昨日に引き続き、令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、13番、篠原静則議員の質疑・質問を許可いたします。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 皆さん、おはようございます。昨日、今日とすばらしいこのお天気でございます。こういう天気、児童生徒、マスクを外して、元気いっぱい駆け回っていただきたいような気がしますけれども、そういう今までどおりの生活に早くなることを願っております。

議長のお許しを頂きまして、質問をさせていただきます。

昨日はまた、感王寺耕造議員におかれましては、柘原の住宅事情まで心配していただき、ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

そういうことでございますけれども、今、中央地区におきましては、民間の多くの集合住宅が建っているようでございます。しかしながら、どうしても民間は利益を追求するわけですので、入っていただけないと困るということで、中央地区以外は、新城から牛根、大野まで、全くそういう民間の集合住宅は建っておりません。

そういう意味からも、市営住宅、ぜひ地域の要望を聞いて、新城から牛根、大野のほうも要望があるようでございますが、そういう観点から、ぜひ市営住宅、地方のほうに整備していただきたいと思っております。今回は柘原のほうに建設をしていただくということでございます。ぜひ、希望者が殺到するような、すばらしい住宅を建設していただきたいとお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

「そろそろ、あなたもマイナンバーカード」というお知らせとございますか、案内が各家庭に2月初め、配布されていたようでございまして、この件について質問をさせていただきます。

国内に住所を持つ全ての人に12桁の番号を割り当て、行政の効率化や国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、マイナンバー制度が平成28年に発足しております。

このマイナンバーの活用は、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されておりましたが、コロナ対策の給付金申請やワクチン接種管理の活用、さらに公的給付金の受け取りや口座と個人番号のひもづけの検討がなされているようでございます。

令和3年12月にデジタル社会実現のための重点計画が閣議決定され、令和4年に3分野以外に利用範囲を広げる検討を進め、国民の理解が得られたものについては、令和5年に改正することになっているようでございます。このように、国は急速にデジタル社会を推進し、国民の利便性を高めようとしております。

また、国がデジタル社会を推進する一つに、少子高齢化に伴い、働き手が激減する日本社会において、人手に依存した行政サービスは限界があり、特に地方はサービス水準を将来にわたって維持することが非常に難しいとも言われており、人手不足に対して、今のうちからデジタル化を進めなければ、10年後は手遅れになって

しまうとの理由もあるようでございます。

そのような中、政府がデジタル化の要の位置づけとしているのが、マイナンバーカードの普及であるようでございます。このマイナンバーカードは、市民の申請により、今のところ、無料で国から交付され、氏名、住所、生年月日、性別に加え、個人番号が記載された顔写真つきのプラスチック製カードとなっているようでございます。

国は、マイナンバーカードを令和4年度末までにほぼ全ての国民に行き渡せることを目指しているようでございますが、そこで、国、県、本市のマイナンバーカードの交付率について教えていただきたいと思っております。

次に、相続未登記について質問をさせていただきます。

国内全ての市町村に言えることかと思っておりますけれども、空き家や廃屋となった宅地、耕作しない農地など、つとに増えてきている傾向にあるように思われます。その中には所有者が不明のものも多く存在し、固定資産税の賦課にも苦慮されるケースがあるかと思っております。

固定資産台帳上の所有者が死亡し相続権者ははっきりしないものや、相続権者自ら相続放棄し所有者が存在しない土地、家屋が本市においてどれくらいあるのか、教えていただきたいと思っております。

また、所有者の分からない土地、家屋についてはどのように賦課されているのか、教えていただきたいと思っております。

次に、農業委員会事務局長の併任解消について。

令和2年度まで、総務課長が監査事務局長を併任しておりましたが、令和3年4月に併任が解かれ、専任の監査事務局長が配置されたことにより、監査体制が強化されたと思っております。

これに対し、平成17年4月から、農業委員会

事務局長は農林課長の併任となっております。

そのため、令和3年度においては、農林課長は農政係、振興係、林務耕地係、加えて農業委員会事務局長を併任し、農業委員会の4係職員15名、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名を管理して、業務を課長補佐と管理している状況でございます。以前は、農林課長、耕地課長、農業委員会事務局長の3名の管理職で対応していた業務が、現在、補佐はいるものの管理職は1人、常に多忙を極めている状況ではないかと思っております。

農業委員会は、本来、独立した行政委員会であり、単独の事務局長を配置すべきであると思っております。担い手の育成、遊休農地対策、農地の集積等、農業委員会の重要性は以前にも増してきているようでございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を支え、本市の基幹産業である農業振興のために、農業委員会事務局体制を強化する必要があることから、農業委員会事務局長は専任の管理職を配置すべきであると考えますが、お考えをお示してください。

これで第1回目の質問を終わります。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。マイナンバーカードの交付状況についての質問にお答えいたします。

現在の国、県及び本市でのマイナンバーカードの交付率でございますが、令和4年2月6日現在で、国が交付率41.87%で交付枚数が5,302万5,489枚、県が交付率39.4%で交付枚数が63万7,379枚、本市では交付率が36.77%で交付枚数が5,252枚でございます。

以上でございます。

○税務課長（橋圭一郎） お願いします。相続放棄地等の固定資産税の賦課につきましての御質問にお答えいたします。

固定資産税賦課につきましては、1筆、1棟ごとの賦課でなく、所有者ごとに賦課いたして

おります。

その中で相続人が相続放棄した土地や家屋など、計上するのが困難でございますことから、令和3年度賦課において、相続人不明などにより送付できなかった納税通知書は175通に上り、土地の筆数として596筆、家屋棟数は255棟が対象となり、税額として223万円となっております。

この通知不能分の納税通知書につきましては、公示送達した上で課税保留としており、その後の調査等により相続人が判明した場合は課税保留を解除し、改めて賦課いたしております。

本課におきましては、引き続き相続人調査に努めるとともに、法務局と連携しながら、令和6年4月施行予定の相続登記義務化や令和5年4月施行予定の相続土地国庫帰属制度等を周知し、所有者不明の固定資産の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。農業委員会事務局長の専任についての御質問にお答えいたします。

本市においては、本格的な行財政改革に取り組んだ平成17年4月以降、農業委員会事務局長は農林課長が併任する状態が継続しております。

議員、御指摘のように、市のそれぞれの業務を円滑に進めるためには、行政委員会を含め、全ての職員を専任で配置することが望ましいとは考えておりますが、限られた人材を有効に活用するために、一部、併任辞令を発令しているところでございます。

平成28年に施行された農業委員会制度改正では、事務局体制の強化として、専任職員の確保、職員の在任期間の長期化等を行っていくことが課題とされておりますが、本市においては、事務局長以外の職員については専任職員を配置しているところです。

農地利用の最適化を主な使命とする農業委員

会の事務局長を農政部局の長である農林課長が併任することの農政推進上でのメリット、またデメリットや、職員定数管理の観点からそれぞれの業務量の状況なども見極める必要があることから、農業委員会事務局長の専任については、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○篠原静則議員 マイナンバーカードの、先ほど、国、県、市の交付率を教えてくださいましたけれども、国の目標である、令和4年度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを行き渡せる目標には、ほど遠い数字じゃないかと思っております。伸び悩んでいる原因について、取得することのメリットを市民が感じていないのではないかと思います。

そこで、このカードの具体的な取得に対してのメリット、またはデメリットがあれば、教えてくださいたいと思います。

○市民課長（松尾智信） マイナンバーカードの取得のメリット及びデメリットについての質問にお答えいたします。

カード取得のメリットにつきましては、主に本人確認の際の公的な身分証明としての利用、健康保険証としての利用、またコンビニでの住民票などの各種証明書の取得、オンラインでの確定申告に利用、さらにマイナポイントの取得もでございます。今後は、新型コロナワクチンの接種証明書としての活用、さらに令和7年3月までには運転免許証との一体化も可能となり、住所変更時にも、市町村へ住所変更届を提出すれば、警察での届出が不要となります。

一方で、デメリットにつきましては、カード発行自体にデメリットはありませんが、カードには有効期限がありますことから、有効期限到来までに更新の手続が必要となっております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

次は、マイナンバーカードの申請方法、特に高齢者の支援についてお尋ねをいたします。

マイナンバーカードについては、メリット、デメリットあるようでございますが、現在、コロナ禍の中で、生活支援金等の様々な支援がなされているようでございますが、申請等が煩雑であり、マイナンバーカードがあれば簡単に手続できるとのことで、現在、政府はマイナンバーの関連データのひもづけを進めており、カード取得について国民に大々的に宣伝しております。

しかし、当初はマイナンバーとひもづけがされていなかったこともあり、申請に時間を要し、また申請の遅れ、さらには交付金等の給付も大分遅れたようでございます。

実際、高齢者にとっては、専門的な用語はもちろん、カードの利便性や必要性すら理解できないことが多く、さらにデジタル的なものにアレルギー的な反応を示していらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。そのようなことから、カードを自力で申請することは至難の業とも言えますが、高齢者自体、カード申請の手続等に大変不安があるのではと思っております。

正直、私もカードは作っておりませんが、カードについて、今後、高齢者の加齢による衰えから生活を守る手段の一部としての活用が期待できるものと考えておりますので、高齢者の視点に立った支援、カード制作についての高齢者の申請手続について、市の取組はなされているのか、教えていただきたいと思っております。

○市民課長（松尾智信） マイナンバーカードの申請方法、高齢者支援についての質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの申請方法につきましては、本人が関係書類を添えて郵送で申請する方法、またインターネットで本人が申請する方法、さらに本人が確認書類、運転免許証等を持って市役所へ来庁し市民課で申請する3つの方法が

ございます。担当課といたしましては、高齢者に限らず、問合せ等がありましたら、市民課での申請を勧めているところでございます。

申請方法につきましては、市報やホームページ、チラシにより周知を行ったところです。また、税の申告会場においては、職員が申請のお手伝いをさせていただきました。

また、今年度、新たにマイナンバーカード申請に特化した土日の臨時開庁を行ったほか、6月に開催しました行政連絡会において、各振興会や様々な集会、行事等において、職員が会場に出向いて申請を行う出張申請サポートを実施する旨の御提案をさせていただきました。この結果、新城地区の4振興会から出張サポートの申請があり、22名の皆様に申請を頂いたところでございます。

しかしながら、高齢者の方々にとりましては、申請が煩雑であるように感じられ、抵抗がある方が多いようですので、市役所に来庁していただければ、写真撮影や申請を職員が手助けし、費用もかからず簡単にできますとチラシなどにより周知を行っているところです。市役所で申請された高齢者の方々には、短時間で簡単に申請手続が終了することから、「こんなに簡単にできるのだったら、早く来ればよかった。親戚や友人にも教えます」と言われ、帰っていかれる方が多いところです。

今後も、一人でも多くの高齢者の方々が手軽に申請していただけるよう周知を徹底いたしまして、普及率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、私もまだ作っておりませんが、生きていく上で不自由はしておりません。しかしながら、私の知り合いが、課長のところの係長にちょっと相談をして、勧められて、カードを作ったそうでございます。そして、昨日、申告に行ったそうでございます

けれども、便利だということでしたので、私もせっかく質問したことから、早速作りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に入ります。

相続未登記について、相続放棄の件について、2回目の質問をさせていただきます。

通常、固定資産の不動産の所有者が死亡により課税が困難な場合、相続権者が対応するものと思っておりますが、税務課において、それらの指導を行っているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○税務課長（橋圭一郎） 所有者死亡に伴う固定資産税の賦課につきましては、行政手続の際に、来庁された相続人に相続人代表届の提出を求めるとともに、登記における所有権移転を案内しております。また、相続人が不明な場合は、相続人調査により、対象となる相続人へ同様の手続を依頼しているところでございます。

なお、相続放棄につきましては、相続人の権利でありますことから指導することは困難でございますが、相続人全員が相続放棄するなどの条件によっては、民法第940条の規定により、相続放棄者に管理義務が及びますことから、他の相続人への引継ぎや相続財産管理人による相続財産の清算を案内しているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。近頃よく聞くわけですが、あの土地は相続を放棄したというような話をよく聞くわけですが、その後、所有者が死亡し、相続権者が相続を放棄した土地等については最終的にはどうなるのか、教えていただきたいと思えます。

○税務課長（橋圭一郎） 死亡された方が所有している不動産は、相続人が相続登記することにより、売却したり、担保として融資を受けたることができるほか、後々の代において、

遺産をめぐる関係が複雑化して手続が行えないという事態を未然に防ぐことができます。

その一方で、相続登記がなされない原因として、相続対象不動産や相続人の調査、必要書類の収集などに多大な手間や時間を要すること、相続人同士の遺産分割協議が不調となり手続が進まないことなどが考えられます。また、これまで、相続登記に期限や義務がなかったことも一因であると思われま。

相続登記に係る事務手続については、専門家である司法書士等に依頼することも可能ですが、報酬や必要書類取得の経費等の負担が必要となります。このため、特に資産価値や利用価値が低い不動産の相続人は、手間や費用をかけてまで相続登記を行わず、相続人全員が相続放棄に至ることもあります。この場合は、登記上の所有権が移転しないことから、管理不全の資産となることが懸念されます。

また、相続財産が担保設定されているなど、債権者が存在している場合は、相続人全員が相続放棄することが多く、相続人自身や債権者などの利害関係人、または検察官からの請求を受けて裁判所で相続財産管理人が選任され、この相続財産管理人により、債権者への弁済等の手続を図ることとなります。さらに、債権清算後に財産があれば、国に帰属させることとなります。

このように、様々な要因により相続登記がされない不動産が現存しますが、先ほどもお答えいたしますように、本課においては、法務局と連携しながら、令和6年4月施行予定の相続登記義務化や令和5年4月施行予定の相続土地国庫帰属制度等を周知しながら、相続登記がなされない不動産の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 相続放棄した土地については、相続人が複数いた場合、相続人を管理し、最後

に相続放棄した方が継続して管理しなければならないということですね。ありがとうございます。

そういうことで、相続放棄については、大変いろいろなお話を聞いているわけです、問題をですね。特に各課、事業を進める上でいろいろな影響があると思いますけれども、土木課長、代表して、何か影響があれば、教えていただきたいと思います。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。道路事業に及ぼす影響につきましてお答えいたします。

平成21年度より、内ノ野線の拡幅工事を実施しておりますが、計画延長1,780メートルのうち、改良済み延長が1,480メートル、改良率83%となっているところでございます。平成25年度は280メートル、平成27年度は177メートルと順調に改良延長が伸びておりましたが、平成28年度以降は100メートル程度の改良延長となっており、本年度は70メートルにとどまっております。

この原因につきましては、残りの土地がほぼ相続未登記の土地であり、現在、用地交渉を行っておりますが、なかなか同意を頂けない状況でございます。相続人が31人とかなり多い用地がございますが、相続者が多くなればなるほど、全員からの同意は難しくなる状況でございます。

国道220号につきましても、お気づきのこととは思いますが、改良済みであるにもかかわらず、一部未施工の土地がありますが、相続未登記の土地であり、未同意であるとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 そういうことで、いろんなところに影響があると思いますけれども、私、よく農家の相談事で土地改良区に寄らせてもらうんですけれども、そこでも相続未登記の件が出まして、何とかしてくださいよと言うんですけ

れども、俺には何もできんと言うんですが。

そこで、土地改良区としてはどんな問題があるかといいますと、相続人が複数いて、相続が決まらないため、賦課金が支払われないと、未収であると。親の代で売買しているが、登記変更が行われていないため、子や孫の代になったとき、自分の子孫の土地ではないと言われ、またこれも賦課金が未収であると。兄は相続放棄を行っているが、相続人が妻の兄弟へとなり、宅地については相続登記しているが、農地は相続未登記であると。また、相続調査を行い、相続人の所在が判明し賦課通知を行っているが、何の返答もないということでございます。また、全く相続人がいらっしやらないところもあるようでございます。

また、関係者ですね、相続人を含めた。そういう方が、値打ちのあるといいますか。宅地は相続しても、もう畑なんかは要らんというようなことで、相続をしていない方もいらっしやるようでございます。

そういう中で、土地改良区におきましては、賦課金の未収が年々膨れ上がっているようでございます。ぜひ、何とかしていただきたいと思いますが。

もう一件、私、知ってる土地、宅地1筆、畑2筆、相続放棄確定という土地があるんですよ。それを、誰か知ってる方がいらっしやいましたら、教えていただきたいと思います。

ということで、この相続放棄確定という土地は何なのか。国のものなのか。誰のものなのか。宙に浮いている形なんですよね。これがどうもやっかいなもので、宅地としては隣近所に迷惑をかけていると、畑にしても、また耕作放棄地で迷惑をかけているというようなことで大変困っております。

そういう中で、この南日本新聞の2月19日の記事、「不明土地解消へ自治体に補助金」というような記事がございました。ぜひ、また、国

が配る特別交付税も支援するというようなことでございますので、何かよか手だてをみんなで考えていただいて、解決していただきたいと思っております。

また、先ほど課長のほうから御答弁がございましたけれども、不動産登記の見直しとか、令和5年、6年、いろいろ改正されるようでございますので、ぜひそういうところも参考にしながら、こういう市民が困っている事柄を解決していただきたいと思います。

これで、相続未登記については終わります。

次に、農業委員会事務局長の専任についての2回目をお尋ねいたします。

農業委員会は、平成30年度、先ほども答弁ありましたとおり、法改正により、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名、合計20名、農業委員におかれましては市長が選任をされております。そういうことで、改正前の農業委員14名から、6名が増加しております。

また、令和元年から、農地転用の許可が県から市に権限委譲され、業務量も増加してるようでございます。今後も、国が進める非農地判断調査等、業務量が増加するのが明らかでございます。

農林課も、園芸、畜産、新規就農者、中間管理機構、農道管理、鳥獣被害対策等、大変忙しいんじゃないかろうかと思っております。そういうふうな中で、平成17年当時とは農業を取り巻く環境が著しく変化していると考えておりますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には先ほど総務課長が答弁をしたとおりでありますけれども、もともとのきっかけというのは、平成の大合併のときに、鹿屋を中心とした合併議論の中で単独を余儀なくされて以降、当時285名だった市の職員を235名に、行財政改革という形で減じたというところが大きな背景としてあります。

その後、今おっしゃったような農業を取り巻く環境あるいは全体的には、昨日も前田議員でしたかね、御質問がありました。地方分権という中で、地方に対して仕事が増えてくるということがございまして、職員1人当たりの仕事量が増えていくという現状がございまして。

段階的に、例えば水産課、商工課、観光課を水産商工観光課として、人数を増やせない分、効率的に働けるような環境整備ということでやってきたわけでありましてけれども、今後を考えたときに、まずは立ち返って業務量を把握しなければいけないということで、業務量調査を行いました。その結果、やはり通常業務よりも全体的に多いということが出ておりますので、デジタル化の中でそういった働き方の改革も含めてしっかりと対応するあるいは外注をするということもしながら、今後、協議をしていきたいと思っております。

現状におきましては、農業委員会の業務量というのは、他課に比べるとそこまでないというデータも出ておりますので、そのことも踏まえながら、もともと3つあったんだというお話がありますので、農業は垂水市にとっても重要な業界でありますから、篠原議員の御意見も参考にしながら、業務量調査を基に、今後、総務課を中心に、その辺のところを検討していきたいというふうに考えております。

○篠原静則議員 ありがとうございます。かねがね、市長は農業に力を入れていただいておりますけれども、そういう中で、補助事業に対しても、国、県、市の単独を含めると相当の数になるようございます。そういう補助事業を推進して、農家のために御協力していただいているわけですが、そのためにも、農家が相談しやすい職員体制を構築することは、農業に力を入れてくださっていることと思っておりますけれども、ぜひ、このようなことを検討していただきたいと思っております。

また、今回、その他の自治体についてですけれども、県内の自治体で10の自治体が兼務のようでございます。そのうち19市で申しますと、垂水市と阿久根市だけが兼務でございます。そういう中で、最後にならないように、ぜひ、市長、よろしくお願ひいたします。

また、今回、自民党は食料安保委を新設し、自給率向上の議論をするという会ができたようでございますが、その中で森山先生が委員長になっておられます。そういう意味からも、垂水から自給率アップを図っていくというためにも農業委員会を何とか頑張るように、農業委員会は頑張って、まず垂水から自給率を少しでも上げるんだという姿勢を示させるように頑張っていけたらなと思うところでございますので、よろしくお願ひをいたします。

私の質問は簡単で、これで終わりますけれども、市長もあと、議会が6月、9月、12月、3回でございます。限られた時間ではございますけれども、まちづくり、ひとつづくりに頑張っておられますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩します。

次は、10時20分から開会します。

午前10時10分休憩

午前10時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。コロナウイルス感染について。

コロナウイルスはいつ、どこで、誰もが感染するか分からない大変怖いウイルスです。感染予防の対策はマスク着用、手洗い、密閉密集密

接の3密を避けるのが基本であると思っております。特に、まん延防止等重点措置区域への往来は自粛を求められています。いつまで続くかは分かりませんが、誰もが一刻もコロナウイルスの終息を願っていると思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

2月9日に南日本新聞の記者の目の記事見送りの裏で読まれた方も多と思います。1月31日に庁舎内でコロナウイルス陽性者が判明したとして、丸1日経って、2月1日夕方発表との記事でした。なぜ発表が遅れたのか。また市長は対策会議を欠席されたことがなぜ欠席されたのか、その理由とどこでこの重大なときに何をされていたか教えてください。

ごみステーションについて。私はごみステーション振興会が支払っている借地料のことで、昨年9月議会12月議会でも質問してまいりました。9月議会では垂水市全振興会のうち30振興会が借地として借地料を払っていますとの答弁をいただきました。この30振興会はごみ出しは無料ではなく、有料であると私は認識しています。行政は市民に対しては公正公平のサービスを基本として運営されるべきだとも思っております。ごみ分別が始まって20年余り。このような状態を見逃してきたことは、行政にも大変大きな誤りがあったと思っています。

この借地料のことで、先ほど言いましたように、9月議会の答弁はどのような方法があるか、関係課と協議して検討したいとのことでありました。12月の答弁では、振興会の現地調査などをまだ行っていません。これまで関係者との協議までは至っていないということでもありました。早急に振興会における公有地の有無など現地調査を行いたいとの答弁でした。

最初に質問してから半年になろうとしています。9月議会で協議検討、12月では関係者との協議に至っていないとの答弁。行政の取組があまりにも生ぬるいと思います。12月議会以降、

関係課と協議されたのか。協議されたのであれば、協議の内容をお聞かせください。検討、検討の答弁は要りません。納得のいく答弁をお願いいたします。

○副市長（益山純徳） 北方議員の答弁に私のほうから答弁申し上げます。一昨日の堀内議員の御質問でも答弁いたしましたとおり、私は1月31日月曜日、午後4時頃発熱したため、垂水中央病院の発熱外来に出向き、PCR検査を受けたところ、1時間後の午後5時頃、病院から陽性との連絡があり、秘書広報係にその旨を伝えております。その後、自宅にて保健所の電話による調査を経て、同日午後9時過ぎに保健所から濃厚接触者は妻のみと連絡がありましたので、市長等に報告をしております。

療養後に担当者に確認をしたところ、翌2月1日火曜日の午前中に濃厚接触者ではなかったものの、前日に私と一定時間接触のあった職員22名が垂水中央病院で自主的な検査を受けております。全員陰性を確認いたしましたのが午後3時過ぎとのことであり、午後4時に新型コロナウイルス感染症対策会議が開かれ、その後私副市長の感染を報道機関に公表したところでございます。

なお、職員の感染の公表につきましては、これまでも正確な情報により市民への問合せ等に対応できるようにするため、市の対策会議におきまして幹部職員に周知を図ってから公表しておりますので、今回の公表も通常の手順に沿って行われたことと考えております。

これも昨日、堀内議員の質問で答弁しておりますが、対策会議に市長が出席しなかったことについては、これまでも職員の新型コロナウイルス感染の幹部職員への周知につきましては、私副市長が対応しており、今回も副市長の感染に関する情報の幹部職員への報告と副市長が不在時の事務的な代決に関することであったため、総務課長が対応したと聞いております。対策会

議におきまして、市としての決定が必要な場合については、これまでも市長が出席しており、鹿児島県のまん延防止等重点措置延長決定を受け開催いたしました2月19日土曜日、朝8時からの対策会議につきましても、市長は出席され、市の対応を判断、決定していただいたところでございます。

報道機関への対応につきましては、普段から取材対応について職員に助言を行っている私が療養中のため、相談を受けることができず取材を受けた担当者がどのように対応していいか判断に迷い、結果相手方の印象を悪くしたのではないかと感じております。新聞記事を受け、市長より報道機関への対応につきましては改めて丁寧な対応を私と担当者に指示があったところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 12月議会答弁後の関係課との協議につきましてお答えいたします。

ごみステーションの設置場所について、個人の土地を利用し、借地料を支払っている振興会内の公有地の有無等につきましては、前回議員から御指摘された後、すぐに現地の状況調査等を行っているところでございます。現在、全ての公有地等についての調査が終了しておりませんが、この調査終了後に公有地への移転の可能性等について関係課と協議することとしております。

以上でございます。（発言する者あり）

○市長（尾脇雅弥） 先ほど副市長が答弁したような概要でございますけれども、副市長がいらっしゃらなかったのも、私自身も出席をする必要があるかないかということでも確認をいたしましたけど、あくまでも副市長の業務の代行ということで出席が必要ないということございまして、私は市長室ではかの業務を行っているということでございます。

○北方貞明議員 記者対応ということではなくて市長室におられたと、庁舎内にはおられたということは分かりました。

それでは、2回目に入りますけれども、まず確認ですけど、昨日堀内議員の質問に対して記者発表、記者会見と記者発表は違うと思います。記者発表ということは記者クラブに文書等でFAXで送られると思っております。僕の解釈はそう思っておるところなんです、そのとき、昨日の答弁、堀内議員には市長の感染の状況は記者発表でしたというような答弁でしたけど、それで間違いないですかね。

○副市長（益山純徳） 昨日はそのような答弁はしておりません。

以上でございます。

○北方貞明議員 今日、朝方堀内議員に聞いたんですけども。（発言する者あり）まあ、市長は陰性だと、記者発表したというふうに僕もメモには書いていたんですけど、それは確認していないということですかね。

○副市長（益山純徳） 記者発表資料については、私の新型コロナウイルス感染のことが記載しておりました。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたら、していないということでこのような記者の目の記事が出たと思います。そして、この記者の目の記事はこのとおりなのか、訂正のところがあかないか、ちょっと教えてください。

○副市長（益山純徳） 今、記者の目の質問がありました。記者の目につきましては、先ほど堀内議員の質問でも答弁しておりまして、先ほど北方議員のところでも答弁しておるところですが、一部繰り返しになりますが、マスコミの対応、これにつきましては、担当課からの相談に対して必要に応じて助言していく私が療養中のため相談できず、結果取材へどのように対応してよいのか判断を担当者が迷い、その受け答

えなどについてマスコミの印象を悪くしたのではないかと感じております。新聞記事を受けて、市長よりマスコミの対応につきましては丁寧に行うよう、私及び担当者へ改めて指示がなされたところでございます。

以上です。

○北方貞明議員 そしたら、この記者の発表では、市長のことは陰性だったということは誰も言っていないということですね、陰性だったということは。

○副市長（益山純徳） 今の記者の目につきましては、私今答弁したとおりですが、私がコロナに罹患したことで、市長、議員の皆様、職員の皆様に大変御心配をおかけいたしました。また、いましがたこのような質問をいただきました。このような質問をいただくということは、一部の議員の皆様に対しまして、御心配のみならずお騒がせもさせているのではないかと感じておるところでございます。改めて新型コロナについては、罹患したという病気という一面に加えまして、いろいろな方面の方々に思わぬ影響を及ぼすものだというふうを感じているところでございます。

引き続きまして、初日に反対討論で北方議員がだいぶ経ったのち副市長にも質したところ、個人情報と市長としての立場、その線引きが難しいとのことであつたと、私が市長の検査の有無についてお答えしなかったように、北方議員はお話されておりますが、北方議員が尋ねてこられたときは、職員がなぜそのときに答えなかったのかという問いに対しまして、職員が即答できなかったのは個人としての情報と市長としての立場、その線引きが難しかったのではないかとお話ししたと記憶しております。繰り返しになりますが、私は市長の検査の有無を北方議員にお話したのではなく、そのときの職員の対応について私の見解をお話ししたところでございます。

○北方貞明議員 僕は2月2日に総務課長のところに行きました。そのときは、検査されたかなんか分かりませんと僕には言いました。その後日行ったら、検査されたみたいですが、それって抗原検査ですか、PCR検査かと聞いたら、どっちをされたか分かりませんというふうに私にはしました。その1日に市長は陰性というふうに、これは検査はどこでされたのか、市長室でされたのか。そして、確か保健師さんですかね、そういう方からしてもらったんですか。どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 昨日もお答えをいたしましたけれども、私自身まずは濃厚接触者ではないということでございます。ただし、幹部の皆さんを中心に二十数名、それぞれ自主的に検査をいたしました。私は昨日申し上げたような形で副市長が罹患をされておられましたので、市政のいろんな業務に停滞があってはならないという観点から、各課の職員とは接触を避けながら、市長室で公務の間で国の使用しているキットを用いて抗原検査を行いましたというお話をいたしました。検査結果につきましては、保健師など複数の職員が立ち会いのもと、確認が行われて陰性ということでございます。

○北方貞明議員 では、それは日にち的には1日ですよ。

○市長（尾脇雅弥） 副市長の感染の翌日から1日です。

○北方貞明議員 それであれば、なぜ私は総務課長に聞いたとき、その1日に陰性だったとなぜ教えていただけなかったのかな。そして、後日も先ほど言いましたように、受けたけども、何を受けたか分かりませんと。（発言する者あり）何でそれ、違う。総務課長に聞いている。

○副市長（益山純徳） すみません、先ほど私も私が答弁しております。職員が迷ったときの対応につきましては、担当課からの相談、当然総務課長も私に相談がくるときがございます。そ

の相談に対して、必要に応じて助言している私が療養中のため、相談ができず、結果北方議員に対して、どのように対応していいのか判断が迷ってしまい、その受け答えなどについて北方議員の印象を悪くしたのではないかと感じております。

以上です。

○北方貞明議員 だからはっきり言っていたら、この新聞内容もこういうふうな記事にはならなかったと思うんですよ。（発言する者あり）今何て言ったか。（発言する者あり）ちょっと、議長。議員から僕がリークしたというようなことを言っています。ちょっと注意をしてください。おかしいです。

市長室で陰性ということ職員の下でされた。それはそれでいいでしょう。抗原検査、そしてPCR検査、このように市長が市役所からこうして皆さんするように出ていましたよね。私もこれを利用して抗原検査もしました。PCR検査もしました。そして、PCR検査では、私もお客さんと皆さんと接触をするもんですから、やはり検査をして、証明書も発行していただきました。そして、証明書をスマホで撮って、お客さんが聞いたら、こうこうして僕は検査しましたよというようにいつも持ち歩いておるわけなんですけれども。やはり市長もこういう公共機関にちゃんとされて、市長は僕らより忙しいわけですから、ちゃんとこういうような市民が不安を抱かないようなことをしてもらいたいと私は思っております。そういうことで市長はそういう証明になることを、市民に証明されるような資料を持っておられますか。

○市長（尾脇雅弥） 検査自体はそのとき仮に陰性でも、次の日には陽性になる可能性もありますので、そこはやっぱり昨日も答弁申し上げましたように、最大限そのことに配慮しながら行動していくというのが常識であります。何よりも大事なことは今回副市長が罹患をされて、

先ほどいろいろ御心配をおかけしてという話もありましたけれども、悪いのはコロナであって、感染をされた方が悪いわけではないと。多くの世界中、あるいは日本国内、県内、市民の皆様、昨年のコスモス苑もそうですけど、苦しんでおられる。そのことによって、人権的な問題が浮上しておりますから。そのことのほうをしっかりと対応することが大事だというふうに思いますので、そのように理解をして、仮に感染された方が出られても、そこはしっかりと温かく見守っていただいて、1日も早い回復、それが垂水市のありようにつながっていくと思いますので、そのように私は考えております。

○北方貞明議員 分かりました。要望ですけれども、やはり市長は先ほども言ったように忙しい方ですから、ちゃんと検査をして。それで確かにさっき言われたように、そのときはよくても、後日どうなるか分からないということは私も理解しておるつもりです。私も検査した結果、そのような内容も書いてあります。ちょっと読んでみますけど。陰性の方へということ。陰性の方です。あなたが新型コロナウイルスに感染していないことが確認できました。ただし、感染している可能性を否定したわけではないですから、御注意くださいというような内容です。そういうことで、先ほど市長が言われたとおりであったとは、分かっております。先ほども言いましたように、早くこのコロナウイルスが終息するのを皆さん願っているのは一緒とは思いますが、これからも皆さん十分気を付けて行動していきたくらいと思っております。これはこれで終わります。

ごみステーションのことですけど、これが全然進んでいないわけなんですけど、その解決するに当たって、そのスケジュール的なのを組まれているのか、その辺を聞かせてください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 今後結論を出すまでどれくらいかかるのかにつきましてお答え

いたします。

現在借地料を支払っている振興会のごみステーションの設置場所の確認は終えておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、振興会内の公有地等の有無については、現在調査を行っているところでございます。ごみステーションについては、公有地への移転の可能性について、今後関係課と協議することとしておりますが、一方で、振興会内には空き地等も点在しているところもあります。そのような土地について、ごみステーションの移動や無償で借用できないかなどについても併せて振興会の現状を含めて、情報収集を行ってまいりたいと考えております。また、ごみステーションの借地に当たっては、無償でごみステーションとして借用させていただいている振興会もでございます。公有地への移転の可能性、振興会内の空き地の活用、無償で使用させていただいている状況等も勘案し、ごみステーションの対応につきましては総合的に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 先ほども言いましたように、半年になってもまだ調査調査ですよ。本当にこれはいつ解決するか見通しも立っていないでしょう。これは既に20年前からこういうのは発生しているんですよ。それで今からそう簡単にはできるとは私は思っておりません。20年経ってもこの状態ですから。思いませんか。そして、私が質問をしてからずっと、先ほども言った、半年経って、検討、協議、そういう言葉だけです。解決するとは思っておりませんが。そのスケジュール、もうちょっと早くする方法はないですか。

○副市長（益山純徳） 今、北方議員からごみステーションのスケジュールについて再質問がございました。先ほど課長も答弁いたしましたとおり、ごみステーションにつきましては公有地への移転の可能性、振興会内の空き地の活用、

無償で使用させていただいている状況等も勘案しつつ、それを踏まえた様々な課題等も行政として一定の整理を行う必要がございます。このようなことから、時期について今議会で答弁することは困難であります。いずれにせよごみステーションにつきましては、このような課題を1つ1つクリアしながら、総合的に検討する必要があると考えております。

以上です。

○北方貞明議員 何遍も言いますが、20年経って今の状態、公有地がその集落にあれば集落の人が1番知っていると思うんです。そこを貸してくださいと。ないからこそこういうふうになっていると思う。そんなに簡単に探されたらもう20年もかかっていないと思う。だから、今できることは何かと。今できることは何かをちょっと教えてください。

○副市長（益山純徳） 今、北方議員から再再度の質問がございました。

先ほど申しましたが、公有地の移転の可能性、今調査しております。この移転の可能性、振興会など空き地の活用、今現在空き地を無償で貸させていただいている方もいらっしゃいます。そういう空き地がどれだけあるのか。そういう活用の方法。そういう状況を勘案しつつ、先ほど言いましたように、行政として今まで長くできていなかったと北方議員おっしゃいますが、いろいろな課題があると思います。そのいろいろな課題を行政として一定の整理を行う必要がございます。

このようなことから、時期についてはなかなか今議会で答弁することは困難であります。

以上です。

○北方貞明議員 だから解決方法はまだ見出せないということで答弁は難しいと思っております。だけど、今できることだったら、その公有地あるいは無償で貸してくれる人はおられるまで、まずは補助をするべき。してあげていて、

それから探す方法。そういうことは考えられないのか。まず今困っているところに有料で借りているところにまず手助けをして、そのうち探しますからもうちょっと辛抱してくださいというような方法が1番いいと思うんですけど。その辺は考えないですか。

○副市長（益山純徳） 北方議員から再度質問ございました。

先ほど申しましたように、現在借地を無償でごみステーションとして使用させていただいている振興会がございます。その有償のところだけ補助金ということであれば、やはりその行政として一定のその考え方というものの整理が必要であると考えておりますので、慎重な対応が必要だと考えております。

以上です。

○北方貞明議員 あまりにも冷たい答えじゃないでしょうか。まず、助けられる人は助けてあげて、それから補っていく。そういう方法は市民サービスには1番いいと思うんですけどね。本当に行政は市民に対して公正公平な立場で、先ほども言いましたように、運営するのがモットーだと思います。それからして、何か冷たい気がするんですけど。そう思いませんか。困っておられるんですよ。それで、今、人口減によって、どこの集落も会費に対して、ましてや値上げをするところもあるんですよ、収入がないから。私のところも値上げをしようかと思っていたところなんですけど、コロナの影響でいろんな振興会内の行事がなくなったものですから、出費がなかった関係で今回は値上げをしなくて済むわけですけども、通常に行事等が行われておれば、来年度は会費を上げようと思っていた矢先なんですけど。そういう形で、どこの集落も今困っているんですよ。だから、今できることはまずこのごみステーションに対しては補助をしていただきたいと思います。

以上で、堂々巡りですから、この質問はちょ

と終わりますけど。

それで、ちょっと私は今さっきも言いましたように、検討しますというふうなことを言われました。先日の新聞記事に時言というところの欄にこういう言葉で、何を聞かれても検討しません、考えます、と答える。これを引き取り答弁と言うそうです。質問に直接答えないやり方がいいです。これは僕も前も言ったと思うんですけど、政治用語で検討するとは、実は検討したけどもしないというふうなことに結んであります。このようなことがないのに検討するなら検討して、まともな私たちが質問したときに納得いくような答弁をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩します。次は、11時5分から再開します。

午前10時54分休憩

午前11時5分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 お疲れさまです。

ロシアがウクライナに軍事侵攻をし、核施設等が破壊され、犠牲者が出ており、世界各地からロシアへの非難が叫ばれております。本日の南日本新聞によると、停戦交渉が再開されたりましたが、停戦が合意し、ウクライナに1日も早く平和が戻ることを願います。

鹿児島県では、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置を、6日の適用期限での解除を政府に要請し、県内全域の飲食店を対象とした営業時間短縮要請は6日までで終了するようになります。

本市でも、継続的に感染者の発生が続いており、3日現在で累計感染者数は176人となって

います。3回目のワクチン接種が進行され、3密回避の生活様式を続けなければなりません。

3月となり、梅や草花等の花が咲き始め、春の訪れが近づいております。3月1日の朝、NHKテレビおはよう九州沖縄のサキどりて、春を呼ぶ人形として、垂水人形が紹介されました。今年も大雨や台風等の災害がなく、平穏な年でありますように思うところです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、農道等整備事業、環境整備班について質問いたします。

少子高齢化社会となり、農村地域では、地域ごとや振興会単位での集落環境維持清掃作業等の継続が難しくなりつつありますが、農業の担い手も減少し、高齢化等により耕作を放棄された遊休農地や荒廃農地が拡大し、農道や側溝の適切な維持が地域では限界となりつつあり、通行もままならない箇所も増えてきております。

このような状況下において、農林課では、令和4年度から土木課と同様の環境整備班を設置するとなっていますが、創設される環境整備班の体制を伺います。

2問目に、新規就農支援について質問いたします。

1問目でも申しましたように、農家では、高齢化等により農業者の減少が続き、農地の遊休化や荒廃農地が拡大しています。農地が耕作されなくなった分だけ、農産物生産が減少することになり、食料自給率の低下にもつながっていきます。このことは、先ほど、篠原議員も申されております。農産物生産が継続的に持続していくためには、就農者の確保が望まれるところです。

本市では、新規就農者支援として、国の農業次世代人材投資資金事業を初め、市独自の新規

就農者支援給付金事業補助金、新規就農者農業生産対策事業補助金、新規就農者施設等整備事業補助金、就農前研修受入事業補助金など、5事業により新規就農者を支援していますが、これまでの事業実績を伺います。

3問目に、要配慮者個別計画作成支援業務委託について質問します。

災害という言葉を知ると、被害と避難を連想するところですが、被害については、事前に必要な備えをし、防災に努めることが必要で、避難は、避難所や指定された施設等に避難し、自分自身を守ることとなりますが、避難については、自力で避難が困難な高齢者や障害者、傷病者など、災害弱者には支援が必要となりますが、今回、令和4年度の予算に、新規事業として要配慮者個別計画作成支援業務委託費が計上されていますが、事業の目的と内容を伺います。

4問目に、保育士等の処遇改善臨時特例事業について質問します。

新型コロナウイルス感染症への対応などで、負担が増加している保育教育の最前線において、働く職員の処遇改善ということで、令和3年度一般会計補正予算（第14号）に続き、新年度でも保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を実施する保育所認定こども園に対する補助金として900万円、放課後児童支援員等の処遇改善を実施する放課後児童クラブに対する補助金として、300万円が計上されていますが、改善の内容を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 環境整備班の体制はにつきましてお答えいたします。

令和4年度から主任環境整備作業員1名、作業員2名の3名体制を計画しております。維持管理に当たりましては、土木課と調整、連携しながら行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、これまでの支援事業の実績はに

つきましてお答えいたします。

新規就農者の経営不安定な就農直後を支援することで、農業に専念し、営農意欲の向上を図り、次世代の担い手として農業への定着を図るため、生活支援金や機械等購入助成等を実施しております。

それでは、生活支援から御説明いたします。

平成24年度から開始しております国の農業次世代人材投資資金事業。就農日より5年間、年150万円につきましては、本年度までに21名の方が活用され、営農を開始されております。

また、平成28年度から市単独で事業を創設し、新規就農者支援事業、就農日より3年間、月3万円を、本年度までに7名の方が活用されております。市独自の生活支援金受給者が対象となる農業用機械購入の新規就農者農業生産対策事業補助金につきましても、本年度までに7名の方が事業を活用して、営農に必要な機械を購入されております。

そのほか、防災営農対策事業につきまして、ハウスを建設した場合に、事業費の10分の1を上乗せ補助する事業、上限200万円を2名の方が活用され、施設園芸を開始されております。

令和3年度より事業化した就農前研修受入事業につきましては、現時点において活用はないところでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 事業の目的と内容につきましてお答えいたします。

災害時における要配慮者の個別支援計画は、平成27年10月に策定をいたしました避難行動要支援者避難支援等プランにおいて、市が要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方で、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した方について、避難に関する個別支援計画を作成するよう努めるというものでございます。

目的としまして、災害時における迅速な避難

誘導及び安否確認等を行う前提となる個別支援計画の作成を、専門性を有する事業者に委託して、計画作成を加速しようとするものでございます。

内容としまして、地域での話し合い等を通じて、個別支援計画作成対象者の選定を行うことや、計画作成のために必要な調査を行うことなどを想定しております。

地域に入る際には、その地域の自主防災組織の御協力が必要ですので、趣旨等について御理解をいただいた上、より有効に機能する計画づくりに努めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の内容につきましてお答えいたします。

この事業は、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものです。

なお、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業につきましても、同様に、3%程度の賃金改善を行うために必要な費用を補助するものです。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答式でお願いいたします。

まず、1問目の農道等整備事業についてであります。答弁では、設置する環境整備班の体制は、主任作業員が1名、作業員が2名、合計3名の体制で業務を行っていくということでしたが、業務については、考えていきます。パトロールや作業等があるわけですが、体制はわかりましたけれども、この作業等をするための車両や重機などが必要となると思いますが、作業用具の設備についてお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 令和4年度におきまして、重機等の予算化はしておりませんが、当分の間は、土木課と調整、連携し、作業計画を立て、土木課環境整備班の指導をいただきながら、維持管理を行ってまいります。

また、維持管理に必要な機械等の予算化については、現状を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 当分の間は、土木課の重機等を併用しながら作業を行っていくというようなことではございませんか。

次に、業務の内容と計画をお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 事業の業務計画案につきましてお答えいたします。

農林課では、幅員4メートル未満の道路を含め、約路線延長170キロメートルの農道と二川線、海潟麓線、白山線など、林道9路線、路線延長34.9キロメートルのほか、治山施設、橋梁、農業用水路等の施設がございます。

市街地や住宅地を通る道路よりも、比較的、特定の利用者が通行する農道、林道も多いことから、パトロールは主に、農家や地域住民の日常生活に密着した幹線道路等を主体に行っております。

また、幅員4メートル未満の法定外道路等につきましても、舗装がなされていない路線も多く、パトロールの頻度も少ないことから、利用者から維持管理の要望が多く、現場を確認し、簡易なものについては、土木課環境整備班へお願いして、対応をしていただいております。

今後の計画でございますが、従来からの慣習として、地域住民・農家による維持補修、清掃が行われていますが、超少子高齢型の人口減少社会が急速に進む中で、これまでの地域主体の維持管理体制では災害の防止、復旧を初め、農道・林道等を適正に維持していくことはますます困難になることが予想されます。

このような現状を鑑み、限られた予算の中で、地域の皆様の要望に応えられるよう土木課環境整備班と連携した維持管理を行っていく計画でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 農道は市内総延長が約170キロ、林道が9路線の35キロメートル、そのほか、橋梁、農業用水路などの施設があり、これまで、主に農家や地域住民の日常に密着した幹線道路等を主体にパトロールし、地域利用者等からの簡易な要望には、土木課の環境整備班にお願いして対応してきたということでございました。

計画は、超少子高齢化型の人口減少社会が急速に進む中で、これまでの地域主体の維持管理体制では、災害の防止、復旧等をはじめ、農道、林道を適正に維持管理していくことが困難になることが予想されることから、今後も、土木課環境整備班と連携した維持管理を行っていくことですので、幹線道路等主体のパトロールが全体にまで拡大可能となり、行き届いていない箇所も整備されていくものと思われまます。農林課の環境整備の創設は、昨今の社会情勢を理解した適切な対応であります。

地域や農家が希望していた施策であり、農道・農業用施設等の維持管理に努められ、また、災害の復旧には迅速な対応をしていただき、環境整備班が維持、向上をしていくことを期待いたします。頑張っていたきたいと思います。

次に、これまでの委託、工事請負への影響についてお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） これまでの委託、工事請負への影響はにつきましてお答えいたします。

地域の日常生活に密着した道路等は、今までどおり、地域の皆様の御協力をお願いしたいと考えておりますが、新設する環境整備班は、パトロール、きめ細やかな維持管理の充実を図っていくために新設するもので、市内の業者への

影響は少ないものと考えております。市内の業者の皆様には、災害時の応急対応等これまでと同様の御協力を願いたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 これまでの委託や工事請負にはさほど影響はないというようなことで、本当の軽微的な作業をしていくんだというようなことであるようです。ありがとうございます。

次に、新規就農者支援について質問いたします。

1回目の支援実績では、平成24年度から始まった、原則50歳未満で、新たな就農者に、年最大150万円支給される。月に換算すると12万5,000円になるようです。

国の農業次世代・人材投資資金事業は、ちょうど10年となるようですが、これまで21名が活用している。平均すると、年2名となるようです。

28年度から始めた市独自の原則55歳未満で農業次世代人材投資資金の未受給者を対象とした就農月から月3万円3年間支援の新規就農者支援給付金事業補助金は7年で7名となっており、これも平均すると年1名となり、この2つの就農支援金からわかるのが、数字上の平均にすれば、毎年、3名の新規就農があったことになるようです。

また、市独自の新規就農者支援給付金の受給者を対象とした農業用機械購入農業生産対策事業補助金が7名、勾配対策事業の施設等整備事業補助金が2名ということですが、これまでの新規就農者の中に市外からの新規就農者はいなかったのか、伺います。

○農林課長（森 秀和） 市外からの新規就農者につきましてはお答えいたします。

国の支援事業でございます農業次世代人材投資資金事業、市の支援事業でございます4つの新規就農支援事業を活用された方は、合計で28名でございますが、うち、4名の方が市外より

転入して就農されております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 4名が市外から新規就農者として移住されてきたというようなことで、移住費用にもつながっているということで、ちょっと明るさを感じるところでございます。

次に、支援を受けた就農者の継続状況はについてでございますけれども、これまで28名が新規就農者支援事業を活用されたということですが、就農者の継続状況を伺います。

○農林課長（森 秀和） 支援を受けた就農者の継続状況はにつきましてお答えいたします。

生活支援金を受けられた方のうち、国の農業次世代人材投資資金事業の受給者1名の方が離農されております。それ以外の方につきましては営農を継続され、規模の違いはありますが、将来の担い手として頑張っておられます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 1名だけが離農されて、ほかの皆さんは頑張っておられると。非常に定着率の高さを感じました。頑張っていたきたいと思えます。

続いて、令和4年度の支援者数と今後の課題についてでございますけれども、令和4年度の支援事業の予算は、3年度と比較すると、減少していますが、4年度の支援者数を伺います。また、先ほどから言っております農業者が減少し、農地が遊休化、荒廃化してゆく。食料生産が減少し、食料自給率も低下していく現状を思うときに、農業者の増加が望まれるところです。

対象期間が令和6年度までの第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定素案では、安心して働ける環境の充実、(1)地域産業の担い手の確保、育成の項目では、本市の農業従事者は新規就農者や後継者が不足し、高齢化が進行しています。

本市農業の維持、発展のために、新規就農者の育成・確保に取り組み、営農定着に向けてサ

ポート体制の充実を図りますと記されています。このような課題に、どのように具体的対応をされていかれるのか、伺います。

○農林課長（森 秀和） 令和4年度の支援者数と今後の課題につきましてお答えいたします。

まず、梅木議員のほうからありました予算の減少でございますが、令和4年度の予算につきましては、減少している理由といたしまして、国の活用した150万円事業につきまして、国のほうから前払いということで許可が出ておりますので、今年度中に150万円の支払いをしております。そのことにより、今年度予算の支援のほうは150万円少なくなっております。

令和4年度の支援者数につきましては、国の農業次世代人材投資資金事業の継続者が5名、市の新規就農者支援事業の継続者が1名でございます。

なお現在、3名の就農相談を受けており、令和4年度の就農開始に向けて、支援していきたいと考えております。

今後の課題といたしましては、農家人口の減少に伴い、全国的に担い手が不足している中、都市部に近い地域や広い農地が確保できる地域などへ就農する傾向が強く、本市においては数件の相談はございますが、令和3年度においては、新規就農者の確保に至っていない状況でございます。

このようなことから、垂水市未来創生会議等で様々な方から意見を伺いながら、本市の就農支援情報や支援事業について、情報発信してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

先ほどの創生総合戦略改定素案では、認定新規就農者数の目標値を年に2人、5年間で10人となっているが、これまでの実績をもとに算積されたのではと推測いたしますが、もっと多くの人材確保につながる積極的な取組を望むとこ

ろです。

実績では、市外からの新規就農者もあることから、例えば、垂水市は大隅半島の玄関口にあり、主要都市の鹿児島市、鹿屋市、霧島市へのアクセスが40分ほどで便利な位置にあること、雄大な桜島を間近に見ながら、上野台地などから見る錦江湾は池のように見られ、超風光明媚であること、離島を除く、県内では一番の気候温暖なところと言われ、農業に取り組みやすいことなど、本市の特徴を記載し、5つの新規就農支援事業と移住促進などの双方を紹介、案内をし、ホームページでの発信はもちろん、リーフレットなどを作成し、農業高校、農業大学校への呼びかけや、道の駅などにも置いたり、市内外への参加イベントなどで配布するような積極的な取組も必要ではないかと思いますが、検討をいただきたいと思います。

次に、要配慮者個別計画作成支援事業委託についてですが、1回目で、目的と内容について聞きましたけれども、今回の事業については、先ほどの答弁で、専門業者に委託するというようなことでしたが、この専門業者について、お聞かせいただいたらと思っております。

○総務課長（和泉洋一） 専門業者につきましては、令和5年度に入りました段階で、早急に契約のほうを締結したいと思っておりますが、今、検討している業者さんにつきましては、市内において、NPO法人で、このような計画作成について、実績のあらわれるところがございますので、そちらのほうを念頭に置いているところではございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 市内にそういう業者がおられるということでありませう。

災害時の要支援者の避難支援等については、前田議員が、昨年9月議会の第3回定例会で質問をされておりますが、会議録では、本市の要支援者名簿の登録者数は、令和2年度末時点で

578人、また、個別計画に同意され、個別の避難支援生活をされた方は61名となっていて、個別計画作成者は、1割にとどまっているようでございます。

名簿情報の管理は総務課で行い、提出された計画書等は随時更新作業を行っていると思いますが、ワークショップでの絞り込みについてでございますけれども、この名簿に登載されている578人の名簿を基に行われるのか、全く白紙の状態から新たな絞り込みになるのか、お聞かせください。また、絞り込んだ方々への個別計画作成の同意はだれがかかわるのか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 名簿対象者につきましては、既に名簿はございますので、その全く新しい名簿をこれから作成するのではなく、現在ある名簿の方に対して、計画策定を進めていくということでございます。

その同意につきましては、当然、市もその中に入りまして、地域の中で、自主防災組織等の中で説明をしていく中で、その対象者の方に対しても、同意内容について説明をしていくということになるかというふうにも考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

同意がなかなか、直接、本人さんと面会などしたりして、そういうふうにご同意を求められていくと思うところですが、この同意がなかなか大変な作業になるのではないかなど、そういうふうにご思っておりますけれども、頑張ってくださいなと思っております。

そこで、作成されたこの支援計画書は、今後どのように活用されていくのか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） どのように活用されるかにつきましてお答えをいたします。

個別支援計画の目的は、災害時における迅速

な避難誘導及び安否確認等を行うものでございます。防災分によってたびたび取り上げられます自助・共助・公助の考え方のうち、この取組は共助に当たる部分を、自主防災組織を初めとする当事者間で検討いただく取組であると考えております。したがって、取組が行われる地域の中で、地区防災計画の作成など、併せて検討をされ、個別支援計画がより実効性を持つものとなると、計画の活用の程度も増すというふうに考えております。

一方、計画作成の条件としまして、名簿情報の提供に対し同意を得ることが必要でございますが、ここで課題としまして、プライバシーの問題があると認識をしております。

そこで、情報管理の観点からも、名簿情報については、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等関係者に限り提供をするなどの工夫を行い、情報提供への同意を得たいと考えております。

このようなことから、本事業により、一人でも多くの方の個別支援計画作成を推進し、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

今回の新規事業の取組が大きな成果となり、要配慮者の方々が一人でも多く、名簿情報の提供に同意され、個別支援計画の下に関係者の速やかな対応、支援の下に、安全安心な避難ができますよう願っております。

ありがとうございました。

次に、保育士等の処遇改善臨時特例事業についてでございますけれども、改善については、給与の3%程度を引き上げることですが、施設数と対象者をお聞かせください。

○福祉課長（篠原彰治） 施設数と対象者はにつきましてお答えいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業で対象となる施設数については、市内の保育所

及び幼稚園で合計7施設、対象者については、7施設で働く全職員117名となっております。放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業で対象となるのは、市内の児童クラブ5か所の6支援単位、対象者は40人となります。

なお、計算方法につきましては、国の示した基準に基づき算出しており、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、補助基準額×令和3年度年齢別平均利用児童数×事業実施月数となっており、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業は、補助基準額×賃金改善対象者数×事業実施月数となっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 対象者数は、保育士等が117名、児童クラブ支援員が40名、合計150名であるようです。

今回の新年度予算の財源はどこが支出するのか、また、3年度補正予算は2月と3月分の給与引上げ分であったが、新年度予算は1年分であるのか。これは先ほど、何か9月と言われたような気がしますけれども、9月までというような気がしますけれども、9月までであるとしても、臨時特例事業となっているようですが、引上げられた給与は一時的なものなのか。今後とも継続していくのか、お聞かせください。

○福祉課長（篠原彰治） 今後の財源はにつきましてお答えいたします。

先ほども答弁いたしました。保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業は、職員等に対して、3%程度の賃金改善を行うものであります。いずれの事業も、令和4年9月までの事業であり、全額国庫補助となっております。また、それ以後については、措置費というような形で、国のほうは考えているようでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 継続については、ちょっと聞こえづかったんで、もう一回聞かせていただ

けませんか。

○福祉課長（篠原彰治） 9月以降ということ
で御質問があったわけですが、保育園な
どに関する措置費について、今回はこの事業で
対応しているところですが、保育園に対
する措置費の中に上乘せするような形で、国の
ほうは考えているようでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

今後も継続されるようございますが、保育
士等の給与については、これまで、仕事の大変
さに比べ、給与水準が低い状況と言われたり、
仕事内容に比べて、報酬が十分でないとの声が
聞かれてきましたが、今回の改善が継続され、
今後も他業種と比較検討されながら、適切な改
善が図られ、保育士等や児童クラブ支援員の
方々が仕事のやりがい、誇りを持って頑張っ
ていただきますようお願いいたします。

これで私の質問を終わりますが、最後に、先
日から質問された方々が3月末で定年退職され
る和泉総務課長、園田総括監、瀬脇農林課課長
補佐、才原消防署長に謝意を述べられましたが、
私からも、長年の市政への御尽力に感謝を申し
上げます。御苦労さまでした。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたし
ます。次は、1時10分から再開します。

午前11時45分休憩

午後1時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

次に、9番、持留良一議員の質疑及び質問を
許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、総括質疑、質問に
入っていききたいと思います。

その前に、先ほど、昼のニュースでウクライ

ナの原子力施設が攻撃されたというニュースが
流れていました。本当にここまでやるのかと、
憤り、怒りが込み上げてきました。私は皆さん
とともに、ロシアプーチン政権によるウクライ
ナ侵略に対して、深い憤りを持って糾弾し、ロ
シアの軍事行動を直ちに中止することを強く求
めたいと思います。

侵略を抑える力は世界の世論の結集だと思
います。ともに声を上げていきましょう。今後、
議会でもそういう行動をしたいということで、
提案もしていきたいというふうに思います。

それでは、最初は来年度予算案の視点と財政
の考え方について質疑をいたします。

来年度の国の予算は、施政方針でも示された
ように、当初予算と21年度補正予算、さらに、
地方創生臨時交付金などを加えると、自治体で
のコロナ禍における住民要求の実現のための財
源は、一定程度確保されたと考えています。ま
た、そのことも示されました。こうした点を踏
まえて、予算についての質疑をいたします。

1点目は、自治体の独自の取組に活用できる
地方単独事業分の市町村交付限度額が自治体に
示されました。交付決定は3月中とされ、22年
度へ繰り越すことも認めています。どのよう
な目的を持って要求され、決定額はどうか
なのか、伺います。

2点目は、自治体のコロナ禍における住民要
求実現のための財源は一定確保されたと認識し
ていますが、間違いはないでしょうか。見解を伺
います。

3点目、予算編成方針では、経常収支比率が
若干悪化し、財政状況に陰りが見え始めると示
されていました。

コロナ禍の下で、財政の困難を乗り越えるた
めには何が求められているか、見解を伺います。

私は、乗り切るためには、市民の暮らしと命
を守る施策、新型コロナ対策と支援、感染防止
と社会的弱者支援を優先し、施設を充実させる

地元中小零細企業、地場産業を中心とした地域内経済循環の確立を目指すことが重要だと考えます。

2点目は、コロナ禍におけるセーフティーネット対策について、市民の生活を守る視点に立った対策、特に、救済制度の利活用と改善・充実、どうだったのか、質疑をいたします。

国は2020年に特別定額給付金という国民に対する直接給付を実施しましたが、困窮する人々に対する直接給付は少なく、多くは貸付制度に頼るものばかりでした。従来の制度では、生活は守れないという点が明らかになったのではないのでしょうか。私は自助・共助を前提としない公的責任としての生存権、生活保障を改めて検討すべきと考えます。

そこで、以下の点について質疑をいたします。

コロナ禍における生活困窮は非正規雇用、女性、独り親、個人事業主など、生活不安定な人たちに集中しているという認識はおありですか。

2点目、こうした生活困窮に対するセーフティーネットは、コロナ禍以前から脆弱なものであるとの認識はおありでしょうか。

3点目、来年度予算では、政策は限られた財源で取り組まれたことは評価できる点がありますが、対応できるセーフティーネット運用の改善は図られていません。財源がなければ、各種減免制度の運用改善によって救済はできると考えます。検討されたのか。検討されていないのなら、なぜこのようにときに検討されなかったのか、伺います。

次に、一般質問として、最初は、自治体デジタル施策の課題について、改めて伺います。

デジタル技術は人類が生み出した最新の技術です。地方自治体においてもこの技術を有効に活用し、住民の福祉の増進を図ることは求められています。しかし、デジタルの技術は未完成であり、セキュリティも万全ではありません。誤った使い方をすれば、住民に重大な被害をもた

らします。

総務省は、自治体デジタルトランスインフォメーションDX推進計画と計画を推進するための手順書を策定し、国のデジタル化戦略を自治体を実施させようとしています。そのためのシステム関連経費も予算化し、国と地方が共同利用するシステムの統一標準化が計画をされています。

デジタルの技術はだれが、何の目的でどのように使うのかが問われています。そこで、以下の点について質問いたします。

1つは個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないし、個人情報の保護の規制緩和、撤廃は許されません。どのように守っていくのか、伺います。

個人情報を本人の同意なしに第三者に提供する仕組みづくり、匿名加工制度、幼保連携、行政からの外部提供を担っていく懸念があると考えますが、見解を求めます。

2番目は、不当に収集、利用、提供された個人情報の消却を請求する権利を明確に定める必要が求められています。自己情報コントロール権の処理が必要だということです。不当に使用されないためにも、自己情報をコントロール、情報の決定権、いわゆる訂正を求める権利、個人情報の消却、除外を請求する権利を明確にする必要があります。その後、どのように検討されたのか、伺います。

3点目は、事務員サービスの後退につながらないかという問題です。

政府は、地方自治体の機関業務システムを国が定める標準準拠システム、いわゆる情報システムの共同化、集約化へ移行することを法律で義務づけ、ガバメントクラウドの利用を努力義務づけ、カスタマイズは原則禁止の方向です。

そうになると、住民サービスをやめる自治体が広がるおそれが出てくるのではないかと。独自の住民サービスが実施できない場合、どのように

対応が求められていくのか、伺います。このようなときに、地方自治法第2条第3項は、どのような役割を果たすのか、伺います。

最後の一般質問として、2つ目はGIGAスクールの問題で、学びの保障、学びの多様性が整っているのか。子供たちの最善の利益が優先されているのかについて質問をいたします。

1つは、1人1台端末制度は、子供たちの心身にどのような影響を与えるのか、また、どのような懸念があるのか、伺います。

文科省は、タブレットの使用は教科書との比較で、年間2分の1以上使用してはいけない。また、本市もその方針で取り組んでいることを確認もしています。その後、変化があったかどうか、伺います。また、使うことが手段から目的になってきているのではないのでしょうか。そのことによる子供たちへの影響が危惧されることが、健康面や教育面で懸念されますが、どうなのか伺います。例として、電磁波、ドライアイ、ブルーライト等への対策です。また、教職員の多忙化、長時間労働は改善されたのか、伺います。

2点目は、財政面や維持管理面での問題や課題が予想される中、対策が今から必要と考えます。保護者等の負担にならないように、どのように取り組まれていくのか、伺います。

機器の更新（5年）に伴う問題、購入の財政問題、機器の処理、ランニングコストはどうなっていくのか、今後の取組について、機器等の要請はどのように考えているのか、以上、伺います。

以上質問して、不十分な点については、再質問をさせていただきます。

○財政課長（濱 久志） 地方創生臨時交付金につきまして、どのような目的をもって要求され、決定額はどうなったかにつきましてお答えいたします。

国の令和3年度補正予算（第1号）に係る新

型新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活、暮らしへの支援、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開等により、地方創生を図るため、地方公共団体が、地域の実情に応じて、必要な事業を実施できるよう、増額されたものでございます。

交付限度額につきましては、人口、事業所数、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施日数、財政力指数、年少者及び高齢者人口割合、人口密度等を基に、国により算定されたものでございます。

なお、国の令和3年度補正予算に係る本市の交付限度額は1億6,068万1,000円で、全額、令和4年度予算での事業実施を考えております。当初予算において、一部の事業を予算計上しておりますが、今後、必要な事業につきましては、状況を見ながら、補正予算にて計上してまいります。

以上でございます。

続きまして、財源は一定確保されていると認識するかどうかにつきましてお答えいたします。

地方公共団体が、地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるように創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度に5億1,977万4,000円、令和3年度に1億9,346万5,000円、令和3年度の国の補正予算分が1億6,068万1,000円となっており、本市におけるこれまでの交付限度額の総額は8億7,392万円となっております。

本市においては、地方創生臨時交付金を活用し、これまで感染防止策の徹底に向けた対応、感染症の影響により、厳しい状況にある方々への事業や生活、暮らしの支援に向けた対応、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた対応などの事業を実施しており、また、国・県においても、様々な支援事業が実施されており

ます。

令和4年度につきましても、本財源を活用し、状況に応じた事業を実施することができますことから、必要な財源は一定程度確保されているのではないかと考えております。

以上でございます。

続きまして、地域内経済循環の確立を目指すことが重要と考えるが、認識を問うにつきましてお答えいたします。

地域内経済循環の確立は非常に重要であると考えており、これまでも、持続化給付金事業やプレミアム付商品券事業、おもてなしキャンペーン等、様々な事業を実施しております。

令和4年度当初予算におきましても、プレミアム付商品券事業、おもてなしキャンペーンを予算計上しておりますが、今後につきましても、関係課と連携し、事業者や市民の声をお聞きしながら、感染防止や社会的弱者支援及び地域内経済の循環に必要な事業について、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） コロナ禍による生活困窮は非正規雇用、女性、独り親、個人事業主など、生活が不安定な人たちに集中しているという認識はあるかにつきましてお答えいたします。

令和3年11月19日に閣議決定された国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、我が国経済の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるとあります。

このコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の中で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、困難に直面している人の支援や子育て世帯に対する支援が必要なことから、国の対策に呼応し、本市においても、いろいろな施策を講じているところです。

具体的には、生活困窮者対策として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を、子育て世帯対策として子育て世帯への臨時特別給付金、独り親対策として低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を住民の方々に行き届くよう、速やかに実施しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、生活困窮者に対するセーフティーネットは、コロナ禍以前から脆弱なものであるとの認識はあるかにつきましてお答えいたします。

コロナ禍以前ということですが、近年の経済停滞、雇用悪化、とりわけ、リーマンショックによる日本経済への打撃によって、国民、住民の間で失業される方が増えてきているところです。

本市におきましては、国の制度を活用し、生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員やハローワークの求人情報を提供するなど、生活困窮者への就労支援等を行うとともに、併せて、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付も行っているところでございます。

国においては、最後のセーフティーネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティーネットを構成しており、第一のセーフティーネットとして、社会保険制度、労働保険制度が、第二のセーフティーネットとして求職者支援制度、生活困窮者自立支援制度が、第三のセーフティーネットとして、生活保護制度が設けられており、これにより、最低生活の保障や自立の助長がなされているものと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員のセーフティーネットについて、先ほど、福祉課長が答弁をい

たしましたけれども、国において、第1のセーフティーネットとして社会保障制度、労働保険制度がございます。第2のセーフティーネットとして、求職者支援制度、生活困窮者自立支援制度がございます。第3のセーフティーネットとして、生活保護制度が設けられておりまして、これにより、最低生活の保障や自立の助長がなされているものと考えます。

私は、令和4年度の予算編成に当たりましては、元気な垂水づくり、未来・安心・経済の3つの挑戦を重点施策として取り組むこととして、国の予算の状況やSDGsを踏まえて、各事業の成果に重点を置いて、予算の質を高めることで、財政運営の合理化を図りつつ、子育て支援や高齢者対策、市民の安心安全に係るインフラ整備、アフタコロナに関連する事業費を優先して計上したところであります。

元気な垂水づくり、未来への挑戦といたしましては、子育て支援関連事業、GIGAスクール関連事業、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上などを中心に、また、元気な垂水づくり、安心への挑戦といたしましては、垂水元気プロジェクト、柘原団地建替え事業、市役所庁舎耐震化事業などを中心に、さらに、元気な垂水づくり、経済への挑戦といたしましては、商工業活性化、水産業経営安定化、新規就農者の支援や畜産業支援などに取り組むこととしております。

今後も引き続き、安心安全で、住んでよかったと思えるまちづくりを市民の皆様実感していただけるように、市政の発展に全力で邁進する決意でございます。

○総務課長（和泉洋一） 個人情報を本人の同意なしに第三者に提供する仕組みづくりになっていく懸念があるが、どう考えるかにつきましてお答えをいたします。

令和3年第3回定例会におきましてお答えしておりますが、個人情報に係る三法が個人情報

の保護に関する法律に統合されまして、地方公共団体の個人情報保護制度についても、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなっております。

個人情報の利用及び提供の制限につきましては、個人情報の保護に関する法律第69条に規定されておりまして、原則としまして、利用目的以外の利用・提供が禁止されております。しかしながら、例外としまして、行政機関の保有する個人情報については、個人の権利、利益を不当に損なわない範囲で市民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の業務の遂行のために有効利用を図ることも必要でございます。

また、本人の利益や社会公共の利益のために、利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もございます。このような場合は、本人の同意があるときなど、例外的に利用目的以外の利用・提供が可能とされております。

また、個人情報の保護に関する法律第2条第6項におきまして、匿名加工情報とは、個人情報の区分に応じて必要な措置を講じて、特定の個人を識別することができないような個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものと規定をされておりまして、匿名加工情報には、個人情報該当性が認められないこととなります。

これによりまして、個人情報の保護に関する法律第69条に規定されております利用及び提供の制限の適用対象外となりまして、行政機関の所掌事務の遂行に必要な範囲内で、任意に利用することができることとされております。

国におきましては、暫定版ではございますが、個人情報保護法改正のガイドラインが示されておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、不当に収集、利用、提供された個人情報

報の消去を請求する権利を明確に定める必要が求められているが、その後の検討はにつきましてお答えをいたします。

個人情報の保護に関する法律第98条におきまして、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために、利用停止請求権について規定されており、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている場合、所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的での利用、または提供されているときは、当該保有個人情報の利用停止をすることができることとされております。

次に、情報システムの標準化、共通化により、住民サービスの後退につながらないかについてお答えします。

情報システムの標準化、共通化は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、情報システムにより、処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することで、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的としております。

国は、サーバー等のハードウェアやソフトウェアを共同で利用することにより、コスト削減につなげることや、現在、地方自治体の職員にとって大きな負担になっているシステムの調達を簡素化すること、データの標準化により、移行や情報連携を容易にすること等により、地方自治体の業務の効率化を図ると説明をしております。

令和4年夏までに、標準化システムの仕様書を国が示す予定で、これを基に、各システム事業者が標準準拠システムを開発し、各自治体は、その中から利用システムを選定し、令和7年度末までに新システムへ移行するスケジュールとなっております。

議員が御指摘のとおり、標準化システムは、

基本的にこれまで、住民の利便性のために改良してきた帳票なども統一化されることとなります。今後、地方自治体においては、標準化システムと、現在利用しているシステムとの違いを確認した上で、必要に応じて、業務プロセスの見直しなどを行い、住民サービスの維持及び利便性向上を図る必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 1人1台端末制度は、子供の心身にどのような影響を与えているのか、また、懸念があるのかにつきましてお答えいたします。

学校教育法第34条第2項に規定する教科用図書代替教材、学習者用デジタル教科書の使用を、各教科等の授業実数の2分の1に満たないこととする基準を見直すため、この教材の使用について定める件の一部を改正する件が、令和3年3月26日付で交付され、同年4月1日に施行されました。

その結果、時数の制限が解かれ、教科用図書に変えて、教科用図書代替教材を使用する場合は、児童または生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いることと改められたところでございます。

本市の各学校ではこれまでも、1人1台のタブレット端末があれば、便利な特別な道具ではなく、調べたいこと、記録したいこと、表現したいこと等があるときに、いつでも自由自在に使える問題解決のための必須の文房具となると考え、使用すべきときに利活用しております。使用することは、目的ではなく手段でございます。

次に、学校や家庭においてICT機器の使用環境が急速に整備されていく中、危惧される健康面、特に、児童生徒の目の健康状態につきましても、十分留意する必要があります。

そこで、学校教育課では、昨年1月にG I G

Aスクール構想の周知リーフレットを、5月には垂水市「持ち帰り時のタブレット端末活用のきまり」を、今年2月には、垂水市学校保健会が「けんこうだより」を作成し、児童生徒、教職員並びに保護者に配布しております。

その中で、視力低下防止をはじめとした健康面も含めたタブレット端末の使い方等、児童生徒の学校や家庭における端末使用状況の指導及び見守りについて、お願いをしているところでございます。

具体的に申し上げますと、端末を使用する際により姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を30センチ以上離すようにすること、長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上、画面から目を離して遠くを見るなどして目を休めること、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、目が乾かないよう、意識的に時々まばたきをするなど、リテラシーとして習得するようにすることなどでございます。

また、リーフレットには、タブレット端末を活用した1日の流れを掲載しており、授業での利活用を中心としながら、その中で、給食時間や昼休みは、端末を電源保管庫に入れて充電を行うことを明記しております。給食時間や昼休みは児童生徒がタブレット端末を使うことなく、目を休めることができるようにするというねらいもございます。

なお、今回垂水市が整備したタブレット端末はWindowsの端末であり、この端末には、目に有害とされるブルーライトを和らげる画面設定もなされております。

さらに先般、市のPTA連絡協議会でも、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等の利用に関する家庭でのルールづくりを行っており、その成果も報告されているところでございます。

学校教育課としましても、学校や家庭と連携を図りながら、望ましいタブレット端末の利活

用をお願いするとともに、これまで以上に、心身の健康への予防対策を適切に講じてまいりたいと考えております。

次に、1人1台の端末が導入されたことにより、教職員の多忙化が改善されたのかについては、1人1台のタブレット端末については、これまで行ってきた活用方法に加え、主体的、対話的で、深い学びの視点からの授業改善に向けた新たな機能が備えられております。

具体的に申し上げますと、まず、個別学習におきましては、児童生徒一人一人の学習状況に応じた課題の配布や個別の学習状況をリアルタイムで把握するなど、学習の個別最適化が実現できております。

一斉学習におきましては、学習に必要な資料を瞬時に児童生徒の端末に送信したり、児童生徒の課題に対する反応を瞬時に回収、一覧表示したりするなど、双方向型の学習が展開されております。

グループ学習においては、いつでも、何度でも修正可能な形で、同一のファイルを同時進行的に共同編集、制作したり、互いに修正可能な形で、それぞれの考えを即時に共有したりするなど、全員参加型で役割分担できる共同学習が充実してきております。

このような機能を使いこなすことに最初は抵抗を感じ、戸惑っていた教師も、授業展開や操作方法を学び、研修を積み重ねたことによって、個人差はございますが、今では、抵抗なく使用できるようになってきております。1人1台のタブレット端末を使った効果的、効率的な授業の充実は働き方改革の1つであり、業務改善につながっております。

以上でございます。

続きまして、財政面や維持管理面での問題や課題をどのように認識しているかにつきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年度末に導入したG

I G Aスクールの1人1台タブレット端末につきましては、5年間の使用ライセンスとなっております、4年後には機器等の更新時期を迎えることになるものでございます。その際、今回の端末整備のように、更新費用を国庫等で補助されるかどうかにつきましては、国がいまだに明確に示しておりませんので、現段階ではわかりません。

現在、高等学校における1人1台端末整備におきまして、自治体によっては、BYOD方式という保護者負担での端末購入による整備の考え方もございますが、義務教育段階でそのような方式が妥当なのか、保護者の理解が得られるのかなど、問題点も多いと考えているところでございます。

なお、市教育委員会といたしましては、これからのソサイエティ5.0時代を見据え、未来を生きる子供たちに必要な力をつける教育を進めるために、4年後以降も、授業においてタブレット端末を利活用することは不可欠であると考えております。

そこで、これまでも県の教育長会等におきまして、今後の機器更新の費用への国庫補助が受けられるよう、国に対して要望しているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 デジタルのところで、地方自治法第2条第13項、これはどのように役に立つのかということの回答がなかったのです。

○総務課長（和泉洋一） 地方自治法第2条第13項におきまして、法律またはこれに基づく政令により、地方公共団体が処理することとされている事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて、当該事務を処理することができるよう、特に配慮しなければならないとございます。

今回のデジタルの標準化におきまして、今後、仕様書等が示されるわけでございますが、その

ことがすなわち、この地方自治法第2条の第13項に抵触するということについて、現段階で、仮定の話は控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、予算の問題なんですけども、ここで重要なのは、先ほど、いろいろ提案されたとおり、この予算はどんな形で使われていくのかという点では、非常に重要な点だと思うんですね。市民の暮らしをしっかりと支えていく、支援していく、そういうための単独事業の費用ですので、そのためのやっぱり、では今、どういう取組をしていくのかということが重要だと思うんですよ。その点の、今のこの時点での視点を私は持つべきだというふうに思いますが、そういう視点はあるのか、お聞きをしたいと思います。

○財政課長（濱久志） 今回の地方創生臨時交付金につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、1億6,000万円ほどの財源がございます。令和4年度で、この1億6,000万円を活用した事業をするということで考えておりますが、当初予算につきましてはプレミアム付商品券、これが5,000万円程度ですね。それとおもてなしキャンペーン、これが750万円になります。合計で5,800万円ほど当初予算で予算計上しております。残りが1億円の財源があるということになります。

先ほど、答弁したとおり、今、何に使うかという方向性は出ておりません。ただ、先ほど答弁したとおり、関係課と協議しながら、連携をしながら、事業者や市民の御意見を伺いながら、必要なものを計上していこうと。財源が1億円ですが、これで不足がある場合も想定されますので、一般財源等も投入しながら、これらの対策には予算化をしていこうと考えております。

以上です。

○持留良一議員 この視点というのは、非常に住民との関係でも重要だと思うんですね。というのは、このお金は、やっぱり基本的には、住民のために活用できるお金ということ。ではそのとき、今どういう状況であり、だから、そこにおける対策はどんなふうな何がいいのかという有効活用していかなければいけない部分で、それはやっぱり、生活を支える、事業者を支える、地域の農業も含めた支える中身でなくては。それと、国の様々な事業ともドッキングさせながら、やはり横出しとか含めてやっていかなければならないと思うんですね。

そうしたときに、ではどういう形でその部分を、ニーズをつかんでいくのかと。先ほど、プレミアム付商品券等出しましたけれども、そうなってくると、非常に短絡的な方向にいきやすいという考え方も出てくると思うんですね。

というのはやっぱり、ニーズを調べるためには、根気よく住民との関係で把握していかなければいけない作業が出てくると思うんです。そうするためには、今の時点でやっぱり準備をしながら、一体どこに問題があって、どこにその支援策が必要なのかというのが出てくると思うんですね。そういう取組の視点ということは、今の時点でしっかり持っていかなければいけないというふうに思うんですが、市長はそういうところはお持ちでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） コロナの状況というのは日々変化をしていきます。主には、その感染防止対策と経済対策ということになるかと思えます。

今、代表的なものを2つほど挙げられましたけれども、それ以外の市民の皆様の声、基本的には、それぞれ約20の課がございますので、その現場の職員の皆さんのヒアリングを基に、いろんな政策的な立案をされていきますので、そういった意味では、特会合わせて182億円という形で予算を組んで、基本的なこと、当初予

算では、先ほど申し上げたことですがけれども、コロナの状況、そのことによる影響というのを適宜見極めながら、必要な支援をしていくということだというふうに思っております。

○持留良一議員 ぜひ、そういう視点を持ちながら、ぜひ、現場のそれぞれの課の課長なんかも、その辺りをきっちり把握していただいて、そして、だれもが納得できるような施策を、対策をぜひ提案していただきたいというふうに思います。

この点は、そういう形で、若干気になるのが、経常収支比率が若干悪化しているということですが、そんな大きな問題にはならないと思うんですが、公債費とか市税の税収が厳しくなるという中でやっぱり、ここはこうして悪化していくと、そういう対策も限られてきますので、ぜひ、そのところにおいては、財政運営しっかりとっていただきたいというふうに思います。

それと、セーフティーネットの問題なんですけれども、先ほど、市長は、私が問いただした中身とちょっと違う回答がされたんですけども、財源がなければ、各種減免制度の運用を、改定によって救済はできるように検討されたのかということを行ったんですよ。

要するにお金がない、厳しいとなったらやっぱり、それを救済できるセーフティーネットの一部でもある減免制度、そこをきちっと運用し、もしくは改善し、充実を図って、そういう生活困窮者等を含めた形での対策を取る必要があるんだろう。それが、私はセーフティーネットをさらに構築していく中身なんだということをお問いただしたんですけども、その点について、再度お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 詳しくは担当課長のほうで説明をいたしますけれども、基本的には、先ほど申し上げたようないろんな支援、国も含めて、独自の政策もございます。持留議員が言わ

れた、困っているところにしっかりと手当てをしていくというのは基本だと思いますので、そのようなことで対応していきたいというふうに思います。

○持留良一議員 その中で、子供の生活実態調査、それから国民負担率、これを一読お願いしたいということを提案してはいたけれども、読まれたり、もしくは担当課から、アドバイスか何かあったでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 常に、いろんな情報を提供していただいておりますことには感謝を申し上げます。ただ、目は通しましたけれども、詳細までというところでは至っておりませんので、そういった意味合い、持留議員が言わんとしていることはよく理解しておりますから、そのことは、今お話ししましたけれども、私自身も社会福祉の出身でありますから、同じような気持ちの中でまちづくりを進めておりますので、ルールに従って、担当課と協議をしながら、できることは進めていきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 この中で重要なことが、また、政府もこのことを認めているんですけども、例えば、独り親世帯の50.23%が貧困ライン以下というような結果になっています。

この冒頭のところにも出てくるんですけども、特に、等価世帯収入が中央値の2分の1未満で、最も収入が低い水準の世帯や独り親世帯が、親子とも、多くの困難に直面している。ただし、等価世帯収入が中央値の2分の1以上だが2分の1未満の、いわゆる、いわば収入が中くらいの水準の世帯でも多様な課題があると。

収入の水準が低い世帯や独り親世帯では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活状況はさらに厳しくなっている可能性があるということを、ここに初めて政府が、日本で全体の、そういう調査を行ったという中身なんです。この中から、さっき言ったみたいな問題点が浮

かび上がってくるということですね。特に独り親世帯、こういうところに大きな問題が生まれてきているということです。

そして、何よりも重要なのは、このことで政府自身もそういう実態で、対策の必要性が出てきているということは認めているわけですよね。だから今後、その政策をとられていけば、私たちも大変うれしいんですけども、こういう状況の中で、では自治体として何ができるのかということが一方であったわけなんです。そういう人たちを救済するために。

国の施策を待つまでもなく、自治体としてできることは何かと言ったら、先ほどみたいなそれぞれの減免制度を使ったその改善、充実、そういうことによって救済ができるのではないかと、これを提案をさせていただいたんです。

それから、負担率の問題ですね。高齢者も含めた負担率の問題ですけども、近年の国民負担率の上昇には、2014年4月、2019年2月の消費税引上げや高齢化に伴う医療、介護などの社会保障負担の増大という背景があると。まさに、子供たちも高齢者の皆さんもそういう状況の中で生活をしているという、様々なこういう問題があるということなんです。

そうしますとやっぱり、施策として何が自治体は取り組むべきなのかということはおのずと見えてくるというふうに思うんです。そうなってきたときに、先ほど言いました、できるようなお金がないというのであれば、そういう制度の改善、充実でできるのではないかと、ということですけども、そういう点で市長の見解を。

○市長（尾脇雅弥） 具体個別は、後ほど副市長のほうでお話しさせていただきますけれども、今、実態調査の中でやはり、高齢者の皆さんあるいは子供たち、独り親制度も含めて、非常に困窮しておられる方が、このコロナによってさらに困窮しているのではないかと、私もそういうふうに思います。

いわゆる、声なき声というのをしっかりとどう確認をして対応していくかというのが大事でございます。特に、垂水市におきましては、高齢化率44.4%、減少人口率9%という数字も出ておりますから、そういう方々の割合が高い中で、声なき声を拾ってそこに的確に光を当てていく政策ということ、今後、補正も含めてしっかり対応していきたいというふうに思っております。

○副市長（益山純徳） 持留議員の質問に対してお答えします。

独り親世帯に関しましては、これまでも国・県により様々な事業が実施されております。私も子ども家庭課というところにいまして独り親家庭のそういう業務をしておりまして、その際も県単独で独り親に対して資金が厳しいところに無利子・無担保・無保証でお金を貸すというような事業も創設したところでございます。

このような国・県の事業、こういうものを今後も注視しながら、周辺市町の状況そういうものを踏まえながら、各課長がそういう、いろんな事業を検討すべきものだと考えております。

以上です。

○持留良一議員 若干、視点が違ったと思うんです。

私は制度の改善・充実を図るべきじゃないかと。でも、先ほど副市長が言ったのは、結局借りなければならない、返さなければならないという仕組みになってしまうんですよ。そうしてあと、そういう人たちにとったら二重にも三重にもまた負担が増えるという結果になっている。

そうであるならば、制度の減免制度も含めた形の、そっちのほうのお金をかけない制度の運用によって負担を減らしていく。そういう方法ができるんじゃないかということをご提案したんですよ。これはもう提案にして、今後またしっかり取り組んでいただければと思いますけど、視点はそこなんです。だから履き違えると、全

然また論点が違ってきますので、その点は御理解いただきたいと思います。反論があればどうぞ。

○副市長（益山純徳） 今、持留議員からそういう福祉に対してのお考え、頂きました。

やはり行政といたしまして国・県、やはり現在の独り親の状況、こういうコロナ禍による状況というのを分析されていると思います。そういう国・県のそういう事業を見ながら、市町村としてどういうことをやるべきかというのを、やはり検討すべきものだと考えております。

以上です。

○持留良一議員 提案にとどめますけども、例えば福祉関係では生活困窮者への光熱費の補助、生活保護の冬季加算額の増額、それから市民課でも国保で一部負担金のこの減免の問題、それから保健課においては、例えば介護保険料の独自の減免制度の充実、それから水道課には負担の軽減とか減免、こういうのが、教育委員会でも就学援助の今は1.3ですかね、これを1.5倍にするとかいうことで、様々な救済措置ができるんですよ。現在の制度の運用を使ってでも。だからこのことを私は指摘したんですけども、その点で議論がかみ合わないというよりも、ちょっと視点が違った形で、論点が違った形で回答されましたので、ちょっと残念ですけども、そういう点であったということを確認をしてください。

それでは次の、自治体デジタルの問題にいきたいと思います。

この中で国は個人情報保護上、これは一旦リセットすると言いますが、この意味はどういうことでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） 反問権でございますが、そのリセットというところの内容について、お教えいただければというふうに。

○持留良一議員 はい。一旦、それぞれの自治体の個人情報保護条例のいわゆるフラット化、

リセットしてそういうことによって自治体の条例について、今後国が提案をしていくということを提案しているわけなんですよ。

これはなぜかという、各自治体の個人情報保護条例に基づく運用は、円滑なデータ流通の妨げになると、統一ルールを定め国の保護委員会に一元化したいと、そのことについて標準化・共通化、行政手段の手續のオンライン化をやりたいということなんです。

当然、そういう形でやっていかないと国のほうは、それが実際ばらばらだと困るわけじゃないですか。だからそのことをやるんだと言っているわけなんです。この点について。

○総務課長（和泉洋一） ただいまの御質問にお答えする前に、先ほど地方自治法第2条との関係性において、仕様書が示される前においては答弁を控えたいというような主旨のことを申しましたが、これまでも基幹システムに附則する場合サブシステム等を用いまして業務を遂行しているところでもございます。

今回の標準システムの導入につきまして、このことが必ずしも地方自治法の第2条に影響するということではないというふうに考えております、に訂正をさせていただきます。

それでは、ただいまの御質問でございますが、今回、国において個人情報の保護を行いながら、その個人情報の有効活用についても利用促進を図るといった趣旨にて法改正がなされております。

その中で、各地方自治体の条例におきましても、その法の施行のスケジュールに合わせて、今後条例についても所要の見直しということが行われていくというふうに考えておりますので、国においてその条例をリセットというような表現につきましては、やはり法の趣旨に沿った形で条例の整備と、改正というものが一部必要になってくるということの、そのような意味であるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○持留良一議員 そうすると、自治体が独自にやる上では、さっき言われた国の様々な仕様書も含めた形での縛りがかかってくるということですよ。

そうすると住民自治、団体自治というのはどんな形で保障されていくんでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） 法律の性格上と申しますか、やはり上位法が優先していくということでございます、原則といたしまして。

各自治体が定める条例につきましては、法が定めていることに対して改めて記載をしたりとか、それを超える条例の規定というのはできないのではないかとこのように考えております。

そういう中で団体事務においても、その法の趣旨をよく理解した上で運用について適正にそれぞれが行っていくということが大事であるというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 結果としてそれは保障されるものがどこにあるんですか。

一元化されていく、国がそういうことをやりなさいと、そうすると国は困りますよとなってきたときに、自治体としたら抵抗できるんですか。今の話では抵抗はできませんよというような受け取りになりますけど、それでいいんですか。

○総務課長（和泉洋一） 改正法の審議の段階で、国会のほうでどのような議論がなされたかということについて、残念ながら私は不勉強であまり理解をいたしておりません。

地方自治体としては、あくまで法律の範囲内の業務ということになるかと思っておりますので、その辺りは今年4月以降にまたガイドラインのほうでも今後示されていくだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 ぜひ、自治体の意見が反映で

きるような形も、たしか法律の中で保障されていると思うんです。ぜひ、主張等含めた形で、その部分の住民自治、団体自治を守るんだという視点に立って、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

この意見を反映する法的仕組みもあります。地方自治法公共団体システムの標準化に関する法律、自治体から意見徴収を行うということになっています。

今後、またガバメントクラウドの問題もあります。様々、今後ありますけども、最後にお聞きしますけども、もし本人のプライバシーが侵害されたり、漏洩したときは自治体は責任を取れますか、どうやって責任を取るおつもりですか。

○総務課長（和泉洋一） あくまで法の範囲内において情報の利活用ということをされるというふうに認識をしておりますので、その範囲内において行われる限り、そのような事態というのは想定をしていないということでございます。

○持留良一議員 今後の推移をしっかりと見ていながら適宜、質問をしていきたいというふうに思います。

最後は、GIGAスクールの学びの保障の問題ですけども、私はこの間、デジタルの問題と聞いたのは、2分の1以上は使用しないということを教育長は言明されました。

私はそのことを子供たちを守る、大事だと。体の問題、教育の問題含めて、そういう認識だったんですけども、その点は変わったということは、さらにそこが私は深刻になる懸念があるなど思っておりますけども、その点について、再度お聞きします。

○教育長（坂元裕人） 今回、この規定が変わったということは、結局教科、あるいは内容によっては2分の1を超える場合もあるということ想定してのものだと思います。よくその背景は分かりませんが、そのことについて

は、やはり学習効果から考えるとあるだろうということも含めて、ただし、目のいわゆる健康という観点から申し上げますと、それは好ましいことではないというふうに思っております。

ですので、そういうことは避けつつ従前に既定のありました、そういう2分の1ということは意識しながら、活用は進めていくべきであろうというふうには考えております。

○持留良一議員 そうですか。そういう形に変わったんですね。教育長を信頼してましたけどね、そういう点では。（笑声）国の方針が変わったのかどうなのか。

例えば、このイスラエルがあるんですけど、電磁波の干渉への問題も含めて、小学校では教室でインターネットが利用できるのは1日1時間。1週間に3日以内、パソコンを使った学習は、1年から3年生は全授業の20%以下、4年生、6年生は30%以下に制限していると。これは母親たちが、保護者の人たちがそんな電磁波の中で勉強させるなど、そして目に悪い影響を与えるから授業時間を制限しろということで、運動として国が決めたんです。

それだけやっている国もあるんだということをもっと認識をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

それで、子供たちとの関係では想像力という点で手書きの重要性が教育長は主張されていたと思うんですけども、この点について変わらなにか。

○教育長（坂元裕人） 従前から申し上げておりますように、これまでの日本、伝統的な教育です、いわゆる手書きというものについては非常に大事だと思っております。

ですので、そこはタブレットをうまく使いつつも、しっかり最後は自分の手で書いて確認。特に漢字なんかはそうですよね、どこではらう、どこで止める、どこではねるなど、最後はやはり実際に書くことによってそれは育まれていくも

のだと思っております。そこは従来と変わっておりません。

○持留良一議員 ところが、25年からデジタル教科書が本格導入されていきますよね。僕らも想像が、どんなふうになっていくのか分かりませんが、どんなふうになっていくのか分かりませんが、大変、私たちも危惧される点があるんじゃないかなというふうに思います。

例えば前の萩生田大臣は、デジタル教材の活用は教員の裁量、専門性を基本にすべきだということを書かれたんです。いわゆる子供たちの実態に合った形で教員がきちっと選べるようにしていきたいと。ところがそうじゃないですよ、今後は。大変厳しい状況の中で、もうデジタル教科書中心にしないということ、本格導入ということになってきたら、先ほどの様々な健康の問題から子供たちのそういう手書き、本来の教育の在り方、それさえも否定されていく状況に大きく変わっていくんじゃないかなと、それだけは私なんかは危惧してんです。

先ほど言いました、当初2分の1だと言いますが、それが3分の2含めて返ってくると、そして本格的なデジタル教科書が入ってくると。そうなってくると教員の多忙化、多忙化の問題はいけません詳しくやられると思いますので、その部分にどンドンどンドンし寄せがいくということがあります。

そういう点で、あと1分ですね。健康の問題も含めてぜひガイドライン、これは2014年に国がつくったガイドラインです。これに基づいてやってらっしゃる部分もあるかと思いますが、これは札幌市がつくったやつです。電磁波の問題も含めて書いてあります。こういう、やはりガイドラインをしっかりと作りながら、子供たちを守っていくという立場に立ったGIGAスクール上での在り方が問われていると思うんです。

本当に今、そういうことが皆さんの中にあるんだとしたら、ここに作っていただきたいし、そ

ういう考え方がないのか最後お伺いして私の質問を終わります。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。

目の健康、このことについては非常に我々も一方では懸念材料もございます。ですので、先ほど課長からも答弁でございましたけれども市Pでも動いて、家庭の中におけるルール、そういったものをつくりながらタブレットをうまく活用していくということを学校と家庭、行政が一体となって今取り組んでいるところでございます。

もちろん、札幌市が先行的につくっているそういうガイドライン、そういうことの必要性も感じております。ですので、またいろんなものを参考にしながら本市は本市でGIGAスクールを進めていくと明言しましたので、そのガイドラインもぜひ今年度内にたたき台でも作って、また新年度からそれを活用しながら子供の目を含めた健康を守っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時20分から再開します。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可を頂きましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。市長、副市長、教育長並びに各関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

市政について。

令和4年度垂水市施政方針について。尾脇市

長は、元気な垂水づくりの実現のために、未来・安心・経済の3つの挑戦に取り組むことを掲げておられます。施政方針を見ますと、子育て支援関連として3歳児健康診査時屈折検査事業、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業、不育症検査費用助成事業、産後ケア事業、風疹予防接種補助事業などの新規事業が盛り込まれており、未来への挑戦、次世代の担い手を育成・支援するまに力点が置かれております。私としては、大変評価するものであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応などで負担が増加している教育・保育の最前線で働く職員の方たちへの処遇改善として、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業として900万円が予算化されておりますが、この事業の内容について伺います。

次に、GIGAスクール関連予算687万9,000円のICT関連事業とGIGAスクールアドバイザー招聘事業について教えてください。

デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上の予算については、理解をいたしましたので割愛をいたします。

新型コロナウイルス対策について。

3回目ワクチン接種のスケジュールについて伺います。

次に、新型コロナウイルスに感染してからの潜伏期間についてと濃厚接触の捉え方について、教えてください。

コロナウイルスに感染した人に対する差別や偏見、いじめ等が見受けられますが、どのようなものがあるか、それらの誹謗中傷対策について、保健課長と学校教育課長に伺います。

地球温暖化対策について。

環境省は脱炭素先行地域の1回目の募集を1月25日から開始、2月21日で締め切りました。全国から102自治体の申込みがあり、このうち20から30の自治体をまず選定するようであります。今後も2030年までに100か所以上の脱炭素

先行地域を創出するために、年2回程度募集・選定し、自治体からの計画提案を募るようですが、垂水市の対応について伺います。

次に、教育行政です。

給特法と教職員の働き方改革について。

先生が足りない。教育に投資しない国は亡びる。教育への投資は日本の未来への投資だという校長先生の悲痛な訴えを、岸田首相や財務省はどう思うだろうかという南日本新聞の記事がありました。

団塊世代の一斉退職で補充すべき教員数が増えているのに、厳しい財政の自治体ほど正規教員の比率が下がり、今では小・中学校の担任の1割が非正規職員だといえます。パソコン端末を活用した事業の実践や、小学校での英語教育、新型コロナウイルス対策の消毒作業、中学校では、部活動指導も重い負担となっているようです。市内の教職員の労働実態について教えてください。

文科省も学校の働き方改革に着手し、外部人材の活用や事務職員の配置、タイムカード導入による労働時間管理などの改善を模索し、部活動指導についても地域の人たちに任せる仕組みを検討しているようですが、教職員の働き方改革実行計画は作成されているのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○福祉課長（篠原彰治） 保育士等処遇改善についての内容につきましてお答えいたします。

この事業は令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改定を行う教育・保育施設等に対して当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するものでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） GIGAスクール関連予算につきましてお答えいたします。

新年度予算におけるGIGAスクール関連の予算といたしましては、大きく3つのものが含まれております。

1つ目は、来年度から新たに導入いたしましたGIGAスクールアドバイザー招聘事業でございます。本市GIGAスクール構想のさらなる発展のため、教育の情報化や情報活用能力の育成、教育工学の分野で全国的な活躍をされている鹿児島女子短期大学の渡邊光浩教授を本市のGIGAスクールアドバイザーとして、年10回程度招聘しようとするものでございます。

市の教職員研修会だけでなく、各学校の研修会等で積極的に活用し、授業での活用場面を見ていただく中で、従来のICT活用レベルから脱却し、教育DXを目指した個別・最適な学びや協働的な学び、学習者中心の授業の実現に向けたより具体的な助言や方向性を示していただけるものと期待しているところでございます。

さらには、保護者向けの講演会等も計画し、その講師としてこれからの教育の方向性や家庭での端末持ち帰り時の注意点、家庭でのルールづくり、タブレット端末等を含めた情報モラル、情報端末との向き合い方などをお話ししていただきたいと考えているところでございます。

2つ目は、今年度から取り組んでおります家庭ネット学習支援事業でございます。

こちらはネット環境のない家庭の児童生徒に必要なに応じてモバイルWi-Fiルーターを貸し出すために、各学校に必要な台数を配備するための費用でございます。来年度は新城小学校と柘原小学校の2校に新たに光回線が整備され、これまでのモバイルWi-Fi接続から校内Wi-Fi接続に切り替わることでございます。

そこで、この2校も含めて、来年度も非常時に1学年同時に端末持ち帰りによるオンライン対応ができる環境を保障できるように、ネット環境のない家庭数を改めて調査し、学年別で一番多いネット環境のない家庭数を参考にモバイルWi-Fiルーターの配備数を決め、小学校は8台増の35台、中学校は7台増の20台分の通

信料等を予算として計上しているものでございます。

なお、本市では、必要最低限度の数ではありますが、タブレット端末導入当初から市の予算でモバイルWi-Fiルーターを整備し、いつでも貸し出せる準備を整えていた関係で、平常時は学校でローテーションを組み合わせながら貸出しを行い、県内ではごく一部の自治体しか行っていない日常的な端末持ち帰りが実現できました。

また、普段からの端末持ち帰りにより、非常時でもスムーズにオンライン授業等が実施でき、コロナ禍の学級閉鎖等の対応もスムーズに行うことができたところでございます。

3つ目は、ICT支援員業務委託でございます。

こちらは昨年度の本格稼働時から導入したもので、各学校に週1回の頻度でICT支援員が巡回し、授業でのサポートや端末の管理等について教職員や児童生徒を支援しております。

学校からもオンライン授業の準備や端末故障時の対応等で大変助かっていると好評を得ております。

なお、本市のGIGAスクール関連のタブレット端末購入や高速大容量ネットワーク等の環境整備、大型モニター等の周辺機器の整備等につきましては、全て令和2年度末までに完了しており、ロイロノートやAIドリル、スクールライフノート等の各種クラウドサービスにつきましても、端末購入時に5年分の使用料を含めて購入していることから、新年度予算にはこれらの経費は含まれていないところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 3回目のワクチン接種スケジュールにつきましてお答えいたします。

昨日の堀内議員への答弁と重なるところがございますが、3回目接種につきましては、本市では昨年12月13日から医療従事者への接種を皮切りに、その後、国の通知に基づき2回目接種

の完了日から6か月以上経過した施設入所者、介護従事者、保育所等・学校等の職員と順次接種されているところでございます。

また、一般高齢者につきましては、2回目接種を終えられた順に1月14日から接種券を発行し、接種券がお手元に届いた方は御予約の上、1月31日から市内各医療機関等で接種を受けていただいているところでございます。

次に、接種者数及び接種率でございます。

3月1日時点で3回目のワクチン接種をされた本市の接種者数は4,390人となっており、接種率は2回目の接種者数1万1,820人の37.1%となっております。

接種券の発行につきましては、高齢者・若年者ともに2回目接種から6か月経過した方に対し、随時接種券の発行を行っているところでございます。

現在、全国的に感染が拡大していることから、市内の医療機関のみならず、集団接種や県による鹿屋市の大規模接種会場を御案内するなど、3回目接種を希望される方が早めの接種ができるよう体制を図っているところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、潜伏期間につきましてお答えいたします。

厚生労働省が発行している新型コロナウイルス感染症診療の手引きにおいては、オミクロン株は潜伏期が2日から3日であるとされております。

また、濃厚接触者につきましては、国立感染症研究所が発行している新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領において定義がなされており、垂水市を管轄している鹿屋保健所においても、その定義に基づいて対応が行われているところでございます。

その実施要領によりますと、濃厚接触者とは、患者の感染可能期間において、当該患者が入院・宿泊療養または自宅療養を開始するまでに

接触した者のうち、患者と同居するなど、長時間の接触があった者。手で触れることのできる距離、目安として1メートルで、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者のうち、周辺の環境や接触の状況等、個々の状況から患者の感染性を総合的に判断された者などとされております。

以上でございます。

引き続きまして、コロナ差別や偏見、いじめ、誹謗中傷対策につきましてお答えいたします。

昨日、堀内議員への答弁と重なるところでございますが、初めに、不当な差別や偏見、いじめ等を受けた声につきましては、一昨年のコスモス苑のクラスター発生後に、感染者、医療・介護従事者やその御家族等に対し、偏見や差別が一部あったと聞いております。

そこで垂水市では、新型コロナウイルス感染症により感染者やその御家族、医療従事者等が差別を受けたり偏見を持たれることがない社会を目指す活動として全国に広がっているシトラスリボンプロジェクトに賛同し、令和3年2月10日から令和4年3月31日までをプロジェクト期間として、今日まで支援活動を展開してきております。

その活動の一つとして、市内の公共施設、福祉施設、医療機関等においてシトラスリボンの着用を広めることで、感染から回復された方が地域に温かく受け入れられるよう、そのまちづくりに取り組んできております。

これまでの取組としましては、広く市民への周知として、広報誌への記事掲載、市内全戸へのチラシ配布、垂水市公式ウェブサイトの記事を掲載、市役所正面玄関や子育て支援センター等でのリボン配布、民間店舗でのPR活動等を行ってきております。

また、市役所、教育委員会には、市職員にリボン着用を促すとともに、公共施設や小・中学校へリボン作成セットとポスターを配布し、周

知を図ったところでございます。

その後、学校においては授業の中でシトラスリボンを作成すると同時に、偏見や差別について学習があったとの報告を受けているところでございます。

また、市内医療機関、福祉施設等に対しプロジェクトへの賛同を呼びかけ、応じた事業所にリボン作成セットとパネルを配布することで、医療、介護、福祉の現場から感染者等への心の支援を行っていただいているところでございます。

感染が拡大している中、感染者、その御家族、治療に当たっている医療機関とその関係者だけでなく、ワクチンの接種ができない方や接種しないことを選択された方等に対する不当な差別や偏見、いじめ等がないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動のお願いを、教育委員会や学校、関係課と連携し、今後も引き続き周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） コロナ差別や偏見、いじめ、誹謗中傷対策につきましてお答えいたします。

各学校におきましては、これまで道徳科の授業で児童生徒がいじめに関わる問題場面において、自分だったらどうするかと、自分のこととして考え、それぞれの考えを出し合い、いじめを生まないためのよりよい考え方、行動の仕方について議論し、自分なりに納得できる考えを持つことを目指す授業づくりに取り組んできました。

また、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力、感受性を身につけ、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする態度を養う授業づくりにも努めているところでございます。

そして、人権教育におきましては、生命は最も重く、かけがえのないものであるという理解

の上に立ち、自分の生命を大切にするとともに、他の生命も尊重し、お互いに支え合いながら力強く生きていこうとする態度を養う参加型学習などを実施しているところでございます。

また、県の人権同和教育課が昨年度作成したリーフレット「新型コロナウイルス感染症に負けないために」等の資料を活用しながら、新型コロナウイルスなどの感染症がなぜ差別や偏見につながるのかについて深く学ぶとともに、不安やストレスからいじめや差別が生まれないようにするための対応方法について、機会を捉えて繰り返し指導し、児童生徒に啓発を続けております。

このように、いじめや偏見、差別等の未然防止のために、各学校においてこれらの取組を日常的に実施しているところでございます。

なお、本市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校におきましてもこれまで複数の児童生徒や教職員に感染が確認されておりますが、その都度、感染確認と学校の対応等を保護者にお知らせする文書の中に、新型コロナウイルス感染症による差別や偏見を防止するため、感染者等に対する憶測やうわさを絶対に広めないよう、冷静で思いやりのある対応をお願いする文言を必ず入れて文書等を出すよう、徹底しているところでございます。

さらに、その児童生徒や教職員が学校に復帰する際にも、全職員でいじめや差別につながるような言動がないか注意するとともに、そのような事案を確認した場合には毅然とした態度で指導し、市教委にも報告するよう指導しているところでございます。このような取組により、本市におきましては新型コロナウイルス感染症に係る差別やいじめ、誹謗中傷等の報告は受けていないところでございます。

今後も市教委としましても、児童生徒・保護者が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう、

学校と連携を図りながら引き続き指導・啓発してまいります。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 脱炭素先行地域の選定につきましてお答えいたします。

国と地方が協働・共創して、2050年までのカーボンニュートラルを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、令和2年12月25日より国・地方脱炭素実現会議が開催され、令和3年6月9日の第3回会議において、地域脱炭素ロードマップが決定されたところでございます。

地域脱炭素ロードマップの対策や施策の全体像につきましては、2020年から2025年の5年間に政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定することなど、国においても人材、技術、情報、資金を積極支援していくことのようにございます。

脱炭素先行地域とは、地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業、金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性に応じ、再生可能エネルギーポテンシャルの最大限活用による追加導入や、住宅建築物の省エネ及び再生可能エネルギー導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、民生部門、いわゆる家庭部門及び業務、その他部門の電力消費に伴うCO₂排出については、実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ、脱炭素を達成する地域と、国が示しているところでございます。

今回の脱炭素先行地域の第1回募集に当たっては、先ほど議員からもございましたが、102の自治体から79か所の応募があったとの報道が2月22日にございましたが、先行地域の選定要

件につきましては、都道府県及び政令指定都市、中核市に義務づけられております地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定などが選定要件となっていることから、脱炭素先行地域への応募までに至らなかったところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 市内の教職員の労働実態についてお答えいたします。

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実が求められております。

こうした中、教育職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供の学びを支える教職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ文部科学省は、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定しました。

本市教育委員会におきましては、文科省のガイドラインと鹿児島県教育委員会の指針を参考に、教師の勤務時間の上限に関する方針を令和元年9月に策定し、垂水市立学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めているところでございます。

方針では、勤務時間の上限の目安を、1か月の在校等時間、出勤時から退勤時の総時間から、鹿児島県学校職員の勤務時間・休暇等に関する条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること。1年間の在校等時間の総時間から、条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすることと定めております。

各学校がこれらの上限の目安を守るべく、管理職を中心に全教職員が週1回の定時退庁日を定めたり、業務の見直し、総量を削減したりし

ながら時間を生み出し、教材研究に取り組むなど、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど、教育活動を充実することにより、これまでの教育の質を維持・向上することを目的として、業務改善を推進しているところでございます。

また、昨年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市の行事や学校行事が中止になったり、時間を短縮しての実施となったことから、業務量も軽減された部分もございますが、月によっては業務量が増え、上限の目安を超えてしまう教職員もいるところでございます。

特に、本市におきましても教頭の職にある者の勤務時間が超過する傾向が見られます。

以上でございます。

続きまして、働き方改革実行計画につきましてお答えいたします。

本市教育におきましても、国や県の動向を踏まえ教師の勤務時間の上限に関する方針を策定するとともに、本市の実情に即した垂水市立学校における業務改善アクションプランを取りまとめ、改善に向けた重点取組事項を設定し、学校における業務の削減を進めているところでございます。

各学校では、教職員の業務改善の意識改革を図るために、職員全員で取り組むワンアクション、例えば時間を意識した会議等の設定・運営、1日のスケジュールの確認と目標、退庁時刻の設定など。教職員一人一人がそれぞれ取り組むワントライ、例えば、今日しなければならないことを付箋に書き出し、終わったものは消す。仕事の優先順位を明確にし、しっかりゴールまでの見通しを持つなど、目標を設定し、主体的・積極的に業務改善に努めております。

また、一部の教職員に業務が偏ることがないように、校務分掌の分担を見直したり、校務データの共有化や文書整理を行ったりするな

どして、執務環境の改善を図っております。

市教委しましては、ICTを活用した働き方改革を一層推進するため、昨年1月に各学校に校務支援システムと校務共有システムの導入を完了し、本年度4月から本格的な運用を開始しております。

具体的には、校務支援システムにより名簿情報の一元管理や、小・中学校間の引継ぎ、日々の出席状況等から出席簿作成、成績処理や保健管理のデータ処理、それらが全てリンクした通知表や指導要録の電子化等が一体として実現できており、校務処理のICT化が一気に進み、教師の負担軽減につながっております。

さらに、教育委員会と各学校をつなぐ校務共有システムにより、教育委員会と学校との間の文書配布や提出等の情報交換が円滑に進むだけでなく、校内の連絡事項やスケジュール管理の電子化が進むことで、各学校での情報共有のスピード化やペーパーレス化が進んでおります。

また、このシステムを利用して教職員の出勤管理の自動化が実現できており、管理職はその記録データを働き方改革の具体的な指導に役立てております。

このような取組を通して、本市におきましても学校と市教委が一体となって地域学校協働活動会議等の関連機関との協力・連携を図りながら、学校におけるさらなる業務改善を推進してまいります。

以上でございます。

○池山節夫議員 一問一答でお願いします。

まず市長、施政方針、私はこの子育て世代に力を入れていただいた。このことに関しては方向は非常に正しいんじゃないかなと思っています。このことについては、施政方針のこの3つについては、もうその方向で頑張っていたいただきたいということで理解いたしました。

次に、この新型コロナウイルス対策について、もう入りますけど、潜伏期間、さっき保健課長

から説明がありました。私も調べたら、37度を発熱とすれば3日から4日、38度を発熱とすれば5日から6日と。ただオミクロン株は二、三日で潜伏期間が短いというもあります。で、7日以内に発症するというようなことです。

濃厚接触者は、先ほど保健課長からありました。大体そういうことです。

まず、質問に入っていく前に、私、基本的人権、これを調べてみましたよ。日本国憲法ですよ。日本国憲法では「侵すことのできない永久の権利」として保障しております。いいですか。人間が人間らしい生活をする上で、生まれながらにして持っている権利、これを基本的人権という。基本的人権の内容には、自由権、平等権、社会権、で参政権などまだあるんです。環境権とかあるんですけどね。

学校教育課長、大体基本的人権の理解はこれでいいですか。

○学校教育課長（今井 誠） 議員のおっしゃるとおりだと思っております。

○池山節夫議員 ですよ。あと、公民で今教えていると言うんですけど、公民というのは中学生からですか。中学校のこの基本的人権というのは中学校1年で教えるのだろうか。分かりますか、どこで教えるか。分からなければ、まあいいです。

○学校教育課長（今井 誠） 公民につきましては3年が中心となります。3年です。

○池山節夫議員 公民と。我々は、昔は道徳という教科で教えてもらってたんです。だから、公民というのはちょっとあれなんですけど、まあ道徳ですよ。

それで、先ほど言いましたよ。平等権は差別的な扱いを受けない権利で、日本国憲法が保障する法の下での平等の権利なんです。まずここが1点あります。当然ながら、市長にもありますよ、基本的人権。このことをまず踏まえていただきたい。

さっきもありましたよ。保健課長からは、正確な情報でほかの人に対処しようと。いじめはいけませんよ。学校教育課長は、学校で教えている。他者の痛みを分かるように、他者の生命を尊重する。これ子供に教えているんですよ。子供はこれをしっかり受け止めて、いじめないように、そういう教育を受けている。ここをちゃんと把握してもらいたいです。

それで、何回も持ち出してあれですけど、副市長が感染をされました。これは、発熱されたのが1月31日午後です。それで、堀内議員の質問、今日の北方議員の質問に答弁されたのを、私メモをしましたよ、ここの裏に。それは、答弁の内容は、午後4時頃発熱して、1月31ですよ。午後4時頃に発熱をして、垂水中央病院でPCR検査を受けたと。午後4時ですよ、1月31日。で、午後5時頃病院から陽性と連絡を受けて、秘書広報係にその旨を伝えられる。それで、1月31日は終わっていますよ、午後ね。

その後、自宅におられたのかな。その後、保健所の電話による調査を経て、午後9時過ぎに保健所から濃厚接触者は奥様のみと連絡があって、それを市長に連絡をされた。これが1月31日だ。

翌日の2月1日火曜日、副市長と接触のあった職員22名が濃厚接触者ではなかったが、垂水中央病院で自主的にPCR検査を受けられた。全員の陽性を確認できたのが午後3時過ぎ。午後4時に新型コロナウイルス感染対策会議が開催をされて、副市長の感染を、その後報道機関に公表された。だから、もう2月1日の4時ぐらいになってたから新聞も、南日本新聞さんの報道では、ちょっと遅いんじゃないかという報道があったんです。

あの報道の冒頭では、南日本新聞さんは「新型コロナウイルスの感染情報の取扱いには注意を払う。意図せぬ差別を招き、混乱を引き起こす怖さを承知しているからだ」なんです。こ

ういうふうに書かれているんですね。意図せぬ差別を招いたりするから、本当に念を入れる。そういうふうに書かれているわけです。

今、2月1日、ここで公表されて、大体分かったと。で、議員の皆さんも分かった、知ったと。森議員が今日いらっしゃらないんです。森議員が副市長の感染を知るのは2月1日の午後です。これ時系列をちゃんと追っておかないと。先日の2月21日の議員辞職勧告のあそこを見ただけでは、今、ユーチューブを見ていらっしゃる垂水市民の皆さん、よく理解できないと思うから、ここを時系列でちゃんと説明しているんです。

森議員が副市長の感染を御存じになるのは2月1日の午後です。それで、その感染を知ってから、私が議運で質問をしましたのに答えられたのは、息子、妻、母親に仕事を休むよう言うわけですから、奥様やお母さんが仕事を休まれるのは当然翌日、2月の2日以降ですよ。ここまではいいですね。事実、2月3日に鹿屋の環境何とか、あそこの温泉施設で、お風呂に家族で入っているわけだから、2月3日は息子さんも奥様も休んでいらっしゃる。で、家族で風呂に入っている。ここまではいいですよ。2月2日以降にしか休めないわけだから。

家族に休むよう言う。議運の議事録で、私は1月29日土曜日に、副市長と少し席をともにした。だから、家族を休ませざるを得なかったとおっしゃっているんですよ。だから、この2月2日、3日が休ませられるわけだ。

こういうことを言うということは、御本人は感染したという認識なわけですよ、当然ね。そうでないとおかしいですよ。当然感染してるかもしれない。潜伏期間にあるかもしれないという認識でないと、奥様、息子さん、お母さんを仕事を休めよと言うことはないんですから、そういうふうにおっしゃっているんですよ。そういうことになりましたと、議事録に載ってる。

ここまでは時系列です。

で、私がどうしても分からないのが、ところで、こう言って何だと思うのは、自分が感染しているかもしれない。家族に休めと言っている人間が、なぜ2月3日に鹿屋に行くんだということですよ。おかしい。おかしいと思うのは私だけなのかな。どう考えてもおかしいんですよ。普通は、市議会議員ですから、特に自宅で待機、そうされるはずなんです。だから、大隅広域事務組合にも自宅から電話で、私はちょっとあれですから欠席させてください。電話でされるのが普通だと思います。それをわざわざ御家族で行かれたんですよ。それで行って、鹿屋のその大隅広域の事務組合の職員に、近くまで行って、休むと。実はこうこうこういうわけで、で、お風呂へ入ると。そこまではね。

だけど、ここに何で市長が出てくるんだということですよ、私が分からないのは。どこに市長が出てくるんだと思うんですよ。さっきから副市長の答弁を見たり、どうしても分からんのですよ、私。森議員が「尾脇市長のそばに、並びに座るリスクは」とか言われているんです。なぜ、そこで急に尾脇市長が出てくるのか。で、自分は感染しているかもしれないのに、何でそんなことをおっしゃるのか、分からないんですよ。

市長も何で自分が出てきたのか分からないと思うけど、ちょっとだけ、分からないなら分からないでもいいです。なぜ自分が出てきたか分からないはずですけどね。

○市長（尾脇雅弥） 一連の流れに関しては、昨日から質問で皆さんお答えしているとおりですけれども、2月3日、広域の関係に関しては、垂水の代表して、首長として私、そして池田議員と森議員が出席予定でございましたので、1時半からの会議でございましたから、1時10分ほどの時間に行きました。そのときに森議員の車もありましたので、ああ、来られているなど

いう認識はございます。で、池田議員も来られて、1時半の開会のときには欠席だということでございましたので、どうしたのかなというふうには思いましたけれども、後日、理由みたいな話を聞いて、私としては驚いたところでございます。

その後、会議が終了してその場を離れる際にも近くに車がございましたので、いらっしゃったんだなという認識でございます。

○池山節夫議員 どこからどう考えたって、何で市長が出てくるんだと思いますよ、私はね。で、森議員は現にそうおっしゃっているわけです。御自分は1月29日に副市長とちょっと接触した。それが2月1日に副市長の感染が分かりました。あっ、ちょっと僕はと思われた。潜伏期間にあるかもしれない。家族に休めと言った。それで、じっとしているかと思うと、鹿屋に行った。風呂に入った。これも理解できないんですよ。ただ電話で大隅広域事務組合は欠席ですと言えはいいのに、市長のそばに座ると危険だと言うんですよ。私は、ずっと考えても、これが分からないんです。どう考えても。本当に誰か教えてほしいぐらいですよ。

それで、先日、議員辞職勧告決議案を提出いたしました。提案理由を述べました。そしたら、御三方から反対討論を受けました。私は、自分の提案理由に対して、池山さんの提案理由はここがおかしいですよという反対討論が来ると思ったんです。違うんですよ、今度。感王寺議員は、私はユーチューブで本会議の放送を何回か聞きましたよ。感王寺議員は、根本的に森さんのお立場を考えると、コロナからの感染回避の問題があると言われてるんです。分からんなあ。

コロナの対応をきちんと説明責任が果たされていれば、森議員も危険回避をすることなく出席されたと思ってる。危険回避、危険回避。一議員の前、これ森議員ですよ。一議員の前に

自分の身を守る、家族を守る、子供を守る、危険回避をするという部分については理解を示すべきとおっしゃっているんです。ほとんど間違いないですよ。私何回も聞いている。

以上の2点で懲罰動議を出すべきであると。議員辞職勧告ではなくて、懲罰動議を出すべきであったという。この危険回避、何からか。何から、誰から危険回避が分からない。反対討論だから、議事録にも出てくるんだから。

2番目に、北方議員がまた反対討論をされましたよ。2月3日の時点では、市長の陰性は発表されていないと思う。だから、こういう森議員の問題が発生したと。何でそうなるか分からないんです、私。分からないなあ。ここは事実誤認があると思いますよ、どう考えても。昨日から副市長の答弁を聞いていて、北方議員の質問のその答弁を聞いていて、どう考えても事実誤認があつて、何というのかな、自分で思い込みがあると私は思います。

3番目に、持留議員も反対討論をされた。それで、私に質疑されましたよ。なぜ懲罰動議じゃなくて議員辞職勧告決議案を出したのかと。質疑されましたから、こうこういう理由ですと答えました。1回でしたよ。質疑は3回できるんだ、普通。1回で終わられたから、まあ納得されたのかなと思ったら、壇上に行ってしっかり解明されなかったと。じゃあ3回聞いてくださいよ、お願いだから。

で、地方自治法第134条と除名の手続ができるというのはみんな知っている。それは知っていますよね。その後、本会議、委員会での問題行動となっているから、懲罰でよかったと、除名もできたみたいなことを言われています。

でも、本会議は大隅肝属広域事務組合の本会議ですよ。ここの本会議じゃない。ここの本会議のところで欠席で、すぐ隣に風呂があつて、そこに入ったら、懲罰動議を出したら除名まで行くかもしれませんよ。除名というのはハード

ルが高いんだから。出席議員の4分の3かな、それが賛成しないと除名まで行きませんから、相当ハードルが高い。だから、私は議員辞職勧告決議案を出しているわけです。

向こうの議員は池田みすず議員ですから、向こうの議会で議員辞職勧告決議案を出されたら除名まで行くかもしれません。ぜひそう願いますよ、もう。

だから、事実で、保健課長が言いましたよね、正確な情報で。正確な情報で市長がどうのこうのと言ってもらわないと、少なくとも議員ですからね、ということですよ。

それで、持留議員ははっきり言われているんです。何より人権に関わる問題である認識はしていると言われている。私は、持留議員に人権に関わるという認識があまりなかったら何よりも、私は懲罰動議じゃ駄目だ。議員辞職勧告決議案じゃなくて、懲罰動議を出すべきだったという手法の問題で反対されたんですよ。

だけど、人権を一番大切にされる党の公認候補だと私は思っているんです。だったら、そういう手法論を言わないで、まず人権を大事にして賛否をさせていただきたかったと申し上げておきます。

ここまでしゃべって、市長、あの後、森議員はKKBのテレビのインタビューに答えておられます。それで、私の軽率な行動でという謝罪はされているんですけど、市長が、副市長が感染が判明した後、字幕が出ましたから、市長がどのような検査をされているか分からないということで、欠席の判断をしたと、また市長が出てくるんです。またそれが分からないんだ。市長は出てこないでしょう。どこからどう考えたって、昨日からのあの答弁を考えたって、どこで市長が出てくるんですか。

私は重大な問題だと思っていますよ。市長、伺いますよ。森議員からは、軽率な行動でしたと謝られた、テレビで。でも、この言い方をさ

れると、まだ市長を疑って欠席の判断をしたとなるんですよ。そこまでは、私はおかしいと思って、謝るべきだと思っていますけど、市長にその謝罪がありましたか、森議員から。

○市長（尾脇雅弥） 今、お話しがあったような経緯と認識をしております。議員辞職勧告の採決、御判断、御本人の出处進退というのは政治家自ら決めるものでありますから、そのことに対してどうこう申し上げる立場ではございませんけれども、KKBの放送は私も見ておりました。その中で、先ほど池山議員が申されたようなコメントはありましたが、副市長が感染をされて、私のことにも触れて、家族を守るためにということでございましたけれども、私にも守るべき家族がありますし、私の人権をはじめ、周りの人から大変そこは御心配をされて、事実なら構わないんですけども、事実に基づかないことよっての今回の一連の行動だというふうに思いますから、その点は残念だなというふうに思っているところです。

○池山節夫議員 もっと聞きたいんですよ、本当は。でも時間がなくなっちゃってごめんなさいね。20分からでしたかね。

では、教育行政に移って教育長にちょっとだけ、5分ぐらい残ってますから。

学校教育課長がいろいろ言われました。この先生の労働時間の大変さというのは、もう分かっているんです。で、教育長も本当に大変でしょう。それで非正規が増えている。これから先の先生について、教育長は先生の仕事とか、これから先生になる人たちについて教育長の思いがあれば、残りの時間でお話してください。

○教育長（坂元裕人） 時間までということですが、3分ぐらいですね。分かりました。せっかくGIGAスクールのことを言っていたいただきましたので、これと絡めて働き方改革です。これを進めていきたいというふうに思っています。

大きくは2点、詳細は学校教育課長が申し上

げたんですけれども、まず授業改善というところがございました。そして、もう一つは教師のいわゆる日々の業務です。そういう中で、GIGAスクールはどうなっていくかという一例を申し上げます。

例えば、管理職は1日の中で必ず各学級を回ってきます。それは子供の様子を見たり、どういう授業がなされているのかというのを見る、そういう職務があるわけです。

そういうときに、例えばある授業のある場面を切り取って、ここで先生もタブレットを使った場面がよかった。使い方がよかった。写真と同時に送ってあげる。このことで教師は非常に喜び自信を持って、これは非常に私は大事なことだと思っております。

特に若手の教員にはそういうふうな接し方をしている校長もいます。これは、いわゆる教師を育てると、あるいは、教育の魅力を伝えるという意味でも非常に大事な視点、業務改善につながると思います。

そして、今度は小学校でいいますと、ある複式の学校でこういう場面を見ました。授業を見たときに、オンラインで授業をやっているわけです。電子黒板の中で子供が授業を受けているんです。ああ、この子供はひよっとすると欠席。そうですと。その子供はさもそこにいるような感じで授業に参加しているんです。で、僕の考えはどう思うって。そうすると、実際に、教室にいる子供たちからその方向でやり取りが始まるんです。

そういうのを見たときに、わあ、垂水市は思い切って大きな予算を使ったけれども、いい設備をそろえてもらってよかったなど、議員の皆様方に改めて感謝申し上げたいなというふうに思っております。

それがなぜ業務改善につながるかというと、その授業を受けることによって、1点目、学びの保障ができます。そして、欠席児童ですので、

本来であれば担任はいろいろ対応しなくてはならないわけです。様子を見るとか、あるいはその日にこういうことをしたよということのを伝えるとか、そういうものはしなくてもいいということですよ。

3点目は、何といたっても大きいのは保護者の安心感です。こういうところを鑑みますと、やはり業務改善につながっていくのかなというふうに思っています。

これからも働き方改革も意識しながら、よりよりGIGAスクール構想を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○池山節夫議員 ありがとうございます。終わります。

○議長（川越信男） 以上で、令和4年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△議案第18号～議案第28号予算特別委員会設置、付託

○議長（川越信男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号中耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会へ付託することとし、これ以外の予算及び議案第19号から議案第28号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第18号中耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会へ付託することとし、これ以外の予算及び議案第19号から議案第28号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました
予算特別委員会の委員の選任については、委員
会条例第8条の第1項の規定により、新原勇議
員、森武一議員、前田隆議員、池田みすず議員、
梅木勇議員、堀内貴志議員、感王寺耕造議員、
持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、
徳留邦治議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、
以上の13名を指名いたしたいと思ひます。これ
に御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。よ
つて、ただいま指名いたしました13名を予算特
別委員会委員に選任することに決定いたしました。
ただいま選任いたしました予算特別委員会
委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、
正副委員長の内選を行い、その結果を報告願
ひます。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を
開きます。

△予算特別委員会正・副委員長内選結果
報告

○議長(川越信男) 予算特別委員会における
正副委員長の内選の結果について報告がありま
したので、お知らせいたします。

予算特別委員会委員長感王寺耕造議員、副委
員長池山節夫議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長(川越信男) 明5日から17日までは、
議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月18日午前10時から開きま
す。

△散 会

○議長(川越信男) 本日は、これをもちまし

て散会いたします。

午後3時24分散会

令和 4 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 4 年 3 月 1 8 日

本会議第4号（3月18日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	森 秀和
副市長	益山 純徳	併任	
総務課長	和泉 洋一	農業委員会	
企画政策課長	二川 隆志	事務局長	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	土木課長	東 弘幸
財政課長	濱 久志	水道課長	森 永公洋
税務課長	橘 圭一郎	会計課長	港 耕作
市民課長	松尾 智信	監査事務局長	福島 哲朗
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		次長兼消防署長	才原 一生
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	
生活環境課長	紺屋 昭男		

議会議務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年3月18日午前10時開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和4年1月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第3号、議案第12号～議案第23号、請願第7号、陳情第13号一括上程

○議長（川越信男） 日程第2、議案第1号から日程第4、議案第3号までの議案及び日程第5、議案第12号から日程第16、議案第23号までの議案15件並びに日程第17、請願第7号の請願1件及び日程第18、陳情第13号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市消防団条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 令和4年度垂水市一般会計予算案

議案第13号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第14号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第15号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第16号 令和4年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第17号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第18号 令和4年度垂水市病院事業会計予算案

議案第19号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第20号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第21号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第22号 令和4年度垂水市水道事業会計予算案

議案第23号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

請願第7号 補聴器購入費用の助成を求める請願

陳情第13号 安心安全が担保され、将来負担の少ない庁舎等の耐震補強工事の実施についての陳情

○議長（川越信男） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。

去る2月21日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、3月7日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。当日は、請願第7号補聴器購入費用の助成を求める請願の取扱いについて審査が行われました。

審査に入り委員からは、高齢者の生活の質を維持し、ひいては市民の福祉の増進にもつながるので賛成。また、難聴により認知症の危険性を高める可能性もあることと、令和2年3月議会で同様の難聴者補聴器購入補助制度の創設を求める意見書案が可決されているので賛成とした意見が出され、採決の結果、請願第7号は採択となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。

去る2月21日、3月3日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、3月8日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第1号垂水市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、押印関係の改正はこれで終わったかとの質問があり、改正が必要な条例は今回の4件で、そのほかの規則等は総務課で一括して改正を行っているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案では、育児休業の対象者数や取得期間について質疑が交わされたほか、休業補償について質問があり、現在はハローワークの雇用保険等で休業補償が出ており無給だが、令和4年度から育児休業期間中は有給となるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号垂水市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例案では、資産割額の廃止に伴う税率改定が与える市民生活への影響について質疑が交わされたほか、本市の応能・応益割合について質問があり、県の運営方針に基づき地域の実情や所得水準を踏まえ、4対6に設定しているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第3号垂水市消防団条例の一部を改正する条例案では、災害による支給単位の考え方と財源について質問があり、出勤報酬の支給単位1日とは、災害による出勤出勤であれば1時間でも同額であり、これまでどおり普通交付税措置されるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、庁舎整備検討特別委員長、感王寺耕造議員。

[庁舎整備検討特別委員長感王寺耕造議員登壇]

○庁舎整備検討特別委員長（感王寺耕造） 去る2月21日及び3月4日の本会議において、庁舎整備検討特別委員会付託となりました案件について、3月9日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、陳情第13号安心安全が担保され、将来負担の少ない庁舎等の耐震補強工事の実施についての陳情について協議がなされました。

審査の中では、本庁舎の設計図が存在し閲覧できる状況ながら閲覧されてないことが見受けられること。外部検討委員会に委員参加の行動をされていない中で陳情を行うことは陳情の本質から逸脱してゐるのではないか。また、既に議会として早急に耐震化を進めると一定の結論を出している等の意見がありました。

審査の後、本件の採決を行ったところ、不採択となりました。

次に、議案第12号令和4年度垂水市一般会計予算案中の企画政策課所管費目についての説明の後、入札について質問があり、これまで他の公共施設においては、耐震診断を行った事業者以外の事業者が耐震補強計画を作成する場合には、改めて耐震診断の内容把握や現地調査等の業務が必要となることから、随意契約を行っているが、予算が可決されたなら、土木課建築係と入札方法について協議していきたいとの回答がありました。また、委託費の内訳やその根拠、指名の周知方法、視察先など、様々な質問がなされました。

次に、消防本部の所管費目については、本庁舎と構造が違うが、特別な耐震を考えていないのかとの質問に対し、耐震補強計画においては、耐震補強は基準によって行われるため、施設の用途の違いによって特別な耐震補強を行うことはないとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、予算特別委員長、感王寺耕造議員。

[予算特別委員長感王寺耕造議員登壇]

○予算特別委員長（感王寺耕造） 去る、3月4日の本会議において、予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました令和3年度各会計予算案について、3月9日及び10日の議案に対する質疑、14日には市長への総括質疑の計3日間にわたり委員会を開き審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第12号令和4年度垂水市一般会計予算案につきましては、ふるさと納税制度事業費の入札の在り方及び小中学校教育振興費に対する総括質疑がなされ、ふるさと納税制度事業費では、コールセンター業務事業において1社の見積りによる随意契約であるが、競争性の担保はどこでなされているのかとの質問に対し、

幅広い実務的な知識と組織体制の保有が必須であることから、安定的な履行が可能な事業者が特定される業務であると判断し、関係法令に基づき総合的に鑑み、市内企業である株式会社垂水未来創造商社と随意契約を締結しているとの回答がありました。

また、小中学校教育振興費では、コロナ禍における小中学校教育における就学援助費の認定基準の引上げや、補助対象の拡大が必要ではないかとの質問に対し、要保護者に準ずる制度に困窮していると認められる準要保護者に対する就学援助については、認定基準所得額を生活保護基準に基づき算出される額の1.3倍と緩和することにより、より多くの子供たちの就学援助の機会の提供ができていたとの回答がありました。

審査の結果、挙手による採決を行い、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第14号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第15号令和4年度垂水市交通災害共済特別会計予算案、議案第16号令和4年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第17号令和4年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第18号令和4年度垂水市病院事業会計予算案、議案第19号令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第20号令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第21号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第22号令和4年度垂水市水道事業会計予算案につきましては、いずれも異議はなく、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、討論を行いたいと思います。

まず、議案第12号令和4年度垂水市一般会計予算案と議案第14号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の討論を行います。

最初に、議案第12号令和4年度垂水市一般会計予算案について行います。

総括質疑で市長は、歳入の関係では来年度の市の予算は、施政方針でも示されたように、当初予算と22年度補正予算、さらに地方創生臨時交付金などを加えると、自治体でのコロナ禍における財源は一定程度確保されていると認識も示されました。また、コロナ禍の下で財政の困難を乗り越えるために、具体的かつ建設的な提案を行いました。そして、対策提案として市民の暮らし・命を守る施策、新型コロナ対策と支援、感染防止と社会的弱者支援を優先し福祉施設を充実させる、地元中小零細企業・地場産業を中心として、地域内経済循環の確立を目指すことが重要だということでした。この点では、共通の認識、方向が確認されたものと考えます。

ただ、歳入の課題は、市政とは厳しいにはありますが、基金の取崩しはなく、政策的経費かかる財源である市債も懸念はあるものの、地方債残高は、来年末では対前年度の関係でも減額の方向が示されました。

問題は歳出です。以下、主な点について述べて反対の理由といたします。

1点目は、農業政策です。農業問題は今大きな岐路に差しかかっていると考えます。そのために自治体として何が求められているかということです。それは、人材育成、担い手確保だと

考えます。特に農家減少が進む中、必要な施策として新規就農支援事業や市独自の支援策の充実策が提案されました。市独自の施策については大変評価できるものです。しかし定着してもらうには、生産を継続できる所得の補償が最も必要ではなかったでしょうか。これらは国への支援を求めることも重要と考えます。また、経営の安定ということで収入保険があり、市が一定の負担をしています。これも大変評価できるものですが、掛金の負担が重たく加入が伸び悩んでいます。国への保険料負担の軽減の要望、そして市としての負担の増額、長期の支援を必要と考えます。

2点目は、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた社会的経済活動の活性化の問題です。新型コロナ感染は、まだ厳しい状況の中にあります。そんな中、ワクチン3回接種、子供たちへの接種が始まりました。問題は、事業者支援で切れ目のない対策と支援で市民の暮らしと生業を守ることです。事業復活支援金などの申請受付や支給が始まりました。県もまん延防止等の関係で始めています。この支援金等の対象外で困っている関連業者もあり、また問題点もあります。市として国や県など、救済できない事業者への支援が必要です。このことが、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた社会経済活動の活性化と存続の推進になっていくのではないのでしょうか。

3点目は、未来への挑戦の問題です。子育て環境の充実、周産期及び子供の発達において、また妊産婦に対する医療費等の切れ目のない支援は大いに評価できるものです。しかし、デジタル化、オンライン化の推進が提案されました。デジタル技術は人類が生み出した最新の技術です。地方自治においてこの技術を有効に活用し、住民の福祉の増進を図ることが求められています。しかし、デジタルの技術は未完であり、セキュリティも万全ではありません。誤った使

い方をすれば住民に重大な被害をもたらします。個人情報追跡等による人権侵害や峻別、差別、集積された個人情報の大量漏えい、なりすまし犯罪などによる財産被害、国による個人情報の一元管理の危険性もあります。これは政府も認めています。また、コンビニで住民票の発行が今回の予算で可能になっていきます。予算審査でも明らかになったように、初期投資や今後の財政負担の問題も懸念材料があります。全国ではこのことで支所等の廃止が行われています。窓口での個別の相談業務は、多面的な住民の要望に応える仕事です。デジタル化によって窓口対面のサービスを縮小させていくことは認められません。

4点目は、ふるさと納税事業費の入札問題です。随意契約には競争性の確保は重要であるという事は共通の認識であり、国も随意契約について競争性の確保を強く自治体に求めています。ではなぜ、随意契約が問題になるのか。それは法律に基づいて強制的に徴収される税金の運営については、公平性、公正性、競争性が確保される必要があるからです。これを担保するには、関係法令が存在し、官公庁の契約方式は一般競争入札が原則となっています。一般競争入札は、金額の大きな契約が対象ですが、事務的に時間がかかる問題や事務の簡素化のため、少額の契約等をはじめ随意契約が認められています。しかし、少額の契約の場合は、同一の会社と繰り返す経緯があったり、業者との癒着が疑われるリスクが高く、同一の会社との随意契約を繰り返すのは好ましくないという指摘もあります。それは特定の民間企業との随意契約を繰り返せば、市民の税金が特定の企業へ流れてしまう懸念、恣意的な随意契約は公平性、公正性が阻害される手続になるという問題があると言われています。

そこで随意契約は、次の点を重視しています。

1つは、価格競争を実施した結果として同一

の会社と随意契約を繰り返す場合は問題ないということです。契約の獲得する機会を十分に確保しているということです。この競争性を確保した手続が存在していることが重要だということです。結果的に同じ会社と随意契約を繰り返すことになっても問題なく、同じであれば癒着と疑われることがないからです。疑われることのないようにすることが基本ではないでしょうか。

2点目は、内容が特殊で同じ会社しか対応できない場合は、競争性のない随意契約は問題ないという指摘です。要は、特殊性の判断と公開して入札すれば、競争性の機会が確保され、官公庁の契約手続として適正になるという考えです。これから検討し実行されていけば、随意契約については、疑義は生まれまいというふうに思います。本市の契約規則の第24条第3項にもそのことが、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとするというようなことも書かれています。大崎町は、来年度のふるさと納税業務委託を公平性、公正性、競争性を確保するための方法として、プロポーザル方式で契約の相手方を選定するということになりました。

最後の点は5点目、小中学校教育振興費、扶助費、就学援助費については、保護者を巡る生活実態はコロナ禍の中、厳しい状況にあることが令和3年度の県の所得推計の結果からも明らかです。また、国による初の全国調査、子供の生活状況調査分析報告書が行われ、分析結果の概要で収入基準が低い世帯や独り世帯では、新型コロナウイルスの影響を受け生活水準の状況がさらに厳しくなっている可能性があるという指摘をしています。特に貧困層への支援制度の活用が就学援助では58%、児童扶養手当では46%、生活保護は6%に過ぎず、特にシングルマザーの多くは生活保護の受給経験がなく、コロナ禍でも求職活動していると述べています。

また、財務省が発表した2021年度の見通しで、

国民負担率は過去最高46.1%となり、その背景として消費税率引上げや社会保障の負担があると見ています。このような背景の中、国はコロナ対策支援、子育て世帯や非課税世帯への給付金など十分ではないと思いますが、国の責任で生活支援を行っています。

そこで、学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村は、必要な援助を与えなければならないと。また子供の貧困対策に関する大綱では、教育の支援、6番目に教育負担の軽減で就学援助が必要な世帯に活用、充実を図るとなっています。この点からも、他の地域と比較することなく、準要保護世帯の認定基準の引上げや支給の拡大、クラブ活動、PTA、生徒会費、オンライン学習費も教育費の負担に悩む家庭の子供たちを制度の運用で応援できたはずです。今、大事なのは、子供たちに寄り添った施策の実行が求められているはずであります。

以上、5点を上げて、議案第12号令和4年度垂水市一般会計予算案に反対いたします。（発言する者あり）議長。

○議長（川越信男） 静かにしてください。

○持留良一議員 次に、議案第14号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について討論いたします。

政府は、令和4年10月1日より75歳以上の医療費窓口負担を現行の1割から2割にするとし、その対象は、単身者で年収200万円以上、2人以上世帯の場合は320万円以上としています。国は2割負担による受診抑制で医療費給付を公費負担分1,140億円減ると試算をしています。

そこで反対する第1の理由は、高齢者の医療費負担がさらに重たくのしかかることです。この10年間で公的年金額は実質6.7%も削減され続け、新年度はさらに0.4%減額される見込みです。後期高齢者医療制度は低年金、無年金の高齢者からも保険料を徴収しており、多くの方

からの保険料の負担が重いという声が上がっています。加えて、消費税の増税に物価高、介護保険料値上げなど支出は増えるばかりで頼りの年金がさらに減り続け、怒りの声も寄せられています。財務省の発表でも、先ほど言いましたとおり、国民の負担率は最高の46%となっています。そもそも国の責任で国民の医療を支える税制度を構築すべきであり、この間に肥大してきた高齢者の医療の国庫負担を元に戻すことこそ急務ではないでしょうか。現役世代と高齢者世代に対立があること自体は大きな問題であります。

反対する第2の理由は、窓口負担の2倍化はさらなる受診抑制につながるからです。コロナの影響で2020年度の医療費は前年度と比較してかなり落ち込み、感染を恐れて高齢者の外出抑制と広範な受診控えが発生しました。年を重ねれば体のあちこちに症状が出るのは当然であり、通院や薬を減らすことは病状悪化に直結します。むしろ悪化してからの受診では手遅れになりかねない上、かえって医療費の増大を招きかねません。コロナ禍の下、本来の政治でやることは思い切った負担軽減であり、公的責任で安心して医療を受けられる体制の拡充が必要です。

以上の理由から、議案第14号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案には反対をいたします。

○議長（川越信男） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

御異議がありますので、議案第12号及び議案第14号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第14号を除き各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立多数でございます。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立多数です。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第7号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第13号に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

陳情第13号を採択される方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立少数です。

よって陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。

△議案第24号～議案第27号一括上程

○議長（川越信男） 日程第19、議案第24号から日程第22、議案第27号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

議案第24号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第25号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第26号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第27号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。

議案第24号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改定されることに伴い、垂水市議会議員の期末手当の年間支給月数を現在の3.35月分から3.25月分へ0.1月分引下げようとするものでございます。

また、併せて令和3年12月期末手当での引下げ相当分を令和4年6月期末手当で調整しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

期末手当の支給月数を年間0.1月分引下げるために、第5条第2項中、100分の167.5を100分の162.5に改正するものでございます。

附則としまして、附則第1項はこの条例を公

布の日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項で令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年度の引下げ相当分として令和3年12月支給時に減額される予定であった相当額を調整額として167.5分の10を減額することを定めるものでございます。

附則第3項は、規則への委任について定めたものであり、この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定めようとするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第25号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、議案第24号同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の3.35月から3.25月へ0.1月分引下げようとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第24号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第26号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

令和3年8月10日に人事院が国家公務員の給与に関する勧告を公表し、これに基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正する法律案が現在国会で審議中でございます。

本議案は、この人事院勧告に基づき改正しようとするものでございます。

人事院勧告への対応は、例年12月に改正しておりましたが、令和3年11月24日に公務員の給与改定に関する取扱いについてが閣議決定され、総務副大臣より令和3年度の引下げ相当額については、令和4年6月の期末手当から減額する

ことで調整するよう地方公務員についても求められたことにより、今回改正を行うものでございます。

なお、令和3年の給与改定は、民間の賃金状況を反映し、賞与は引き下げる見直しとなっており、給与については改定の必要なしとなっております。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第16条第2項において、今回、人事院勧告に基づき期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げることから、100分の127.5を100分の120に改めるものでございます。

また、同条第3項において、再任用職員に対する期末手当の支給について規定しており、第2項を読み替えていることから、関連して改めようとするものでございます。

附則としまして、附則第1項でこの条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

附則第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年度の引下げ相当分として、令和3年12月支給時に減額される予定であった相当額を調整額として、正規職員127.5分の15、再任用職員72.5分の10を減額することを定めるものでございます。

附則第3項は、規則への委任について定めたものであり、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めようとするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第27号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、議案第26号同様、人事院勧告に基づくもので、第2号会計年度任用職員の期末手当については、職員の給与条例を読み替えていることから関連して改正しようとするものでございます。

それでは、添付しております新旧対照表で御

説明いたします。

改正の内容につきましては、議案第26号で説明しましたとおり、100分の127.5を100分の120に改めようとするものでございます。

なお、本市の会計年度任用職員については、人事院勧告に基づく期末手当の引下げ及び特例措置は行いません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時38分休憩

午前10時55分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほどの議論の中で、確かに民間企業は4.32、公務員が4.45ということで、こういう背景を考えながら減額になったというふうに思います。

しかし、一方では先ほど言われた2年連続の一時金の減額になっているというのもありますし、また、給与は公務員全体、民間よりも19円低いというようなデータも示されています。特に、私は問題だったのは、このコロナ禍で公務労働の本当に、しっかり応え切っていないんじゃないかと。地域の経済活性化に背を向けた中身じゃないかというふうに思うんです。こういうことが指摘されてもおかしくないというふうに思いますが、市長はこの辺りどのようにお考えでゴーサインを出されたのか聞きたいと思います。

あと、会計年度任用職員は先ほどお聞きしたとおり、該当ないということで安堵いたしましたところでもありますけど、その点について市長のほう、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 詳細の中身は先ほど御説明したとおりであります。持留議員の今の、とは言うもののというこのコロナ禍の中で落とさせていただいていると。基本的には同感です。大変な業務がプラスアルファ増えて、本来であればそういう形での対応というのものもあるわけですが、社会情勢もろもろ見ても人事院の勧告ということを守りながら、今回はこのような決断をさせていただきました。

また、もう一点が会計年度任用職員に関しては、先ほど説明があったように、短時間の労働の皆さんは対象とならないということで、そこに影響がなかったことはよかったというふうに思っております。

いずれにしても、皆さんがやりがいを持ってよい環境の下で、給与も含めて、していくことが今後の課題でもありますので、そういうような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川越信男） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号から議案第27号までの議案4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第27号までの議案4件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号から議案第27号までの議案4件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（川越信男） 何号ですか。（「26、27」の声あり）26、27。（「はい」の声あり）

御異議がありますので、議案第26号及び議案第27号を除き、各議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号を除く各議案は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第26号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川越信男） 起立多数です。

よって、議案第26号は可決することに決定しました。

次に、議案第27号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川越信男） 起立多数です。

よって、議案第27号は可決することに決定しました。

△意見書案第17号上程

○議長（川越信男） 次に、日程第23、意見書

案第17号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第17号 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入の延期・中止を求める意見書 案

○議長（川越信男） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 すみません。お伺いします。

この提出のここに、中段辺りに「仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ」ってあるんですけど、価格や単価に転嫁しないといけないもんだと思うんですよ。それを今はそれがしなくてもいいという状態なんですけど、ここをそういうふうに変えていかないと、税の公平性が保たれないということでこのインボイス制度が導入されるんじゃないかと思っているんですけど、この辺のその転嫁できなければと言われるその、転嫁できている人も、できる人もいると思うんですよ。だからこの辺のことをちょっと、まず質問してもいいですか。

○持留良一議員 そもそもが、インボイス制度という制度が、インボイスいわゆる適格請求書等と呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みだということですよ。インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りをする伝票、いわゆる請求書だったり領収書、送り状など、このことで8%、10%ごとにまとめた金額を記載すると。いわゆ

る仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げにかかる消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまうという。今までそういうのがなかった人たちが、そういう形で今度すると当然増えるという仕組みになるということで、これはやはり経営の危機に大きな影響を与えるんじゃないかということで、例えば、全国青色申告会総連合はこんなことを言っています。免税事業者が取引から排除されることが想定されると。小規模事業者の納税に関わる税負担、事務負担に多大な影響もあると。現行の区分記載請求書等があれば、適正申告を行うことができるということを言っています。全国青年税理士連盟の方は、免税事業者が取引先から排除または仕入れ税額控除ができない金額に相当する額の値引きを求められる事態が想定もされると。公平性を欠くし、免税事業者が課税事業者を選択しなければ不利な状況に陥ってしまうと。だからシステム費用だとか、経理処理の複雑化など事業者に多大な負担を押し付けられてしまうということです。

それからあと、日本商工会議所の方ですけども、生産向上に逆行すると。免税事業者約500万人いると言われてらっしゃいますけど、対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念があると。中小企業はコロナ対応に追われ、インボイス制度の準備に取りかかれる状況じゃない。こういったことを言われています。

それと、例えばシルバー人材センター、前議論させていただいたんですけども、この負担が増えることを紹介しています。鹿児島県のセンターでは、インボイスで約15万円の消費税額が1,034万円になると。今15万円なんですけど1,030万円になるとセンターの存続の危機を招くと述べていらっしゃいます。年金で生活できず働く高齢者がたくさんいるセンターの会員の負担増を発生させずに補償をすべきだというようなことも言われています。

農家のほうでも大きな問題が出てくるというのが指摘を、仮に農家が簡易課税制度を適用しても税込みの年間売上が900万円の事業者では利益180万円で年間13万円の事業消費税負担になるということで、こういう形で以上のことが心配、懸念されるということも言われています。

そういう意味で、私は今回2つのことで目的を持って提案させていただいたんですけども、1つはみんなで考えましょうよと。行って、このやっぱり税制度、活用、勉強しようということも含めて提案させていただいていますので、その辺りもぜひ御理解いただければというふうに思います。

○池山節夫議員 いい説明でよく分かりますよ。だけど、じゃあ今小規模事業者で仕入れの部分売上げになった、その差額の部分の消費税を免れている、1,000万以上の人は全額払っている、この辺の税の公平性ということはどう考えられますか。

○持留良一議員 消費税というのは一般的に預り金ではないかというのが一般論ですよ。ところがこれはやっぱり預り金ではなく対価の一部だと。（「ん」の声あり）対価の一部。（「おお」の声あり）事業の。例えば、事業者が付加価値にかかる税、立場が弱い事業者への過重な負担の問題、今実態としてあるんですけども、そういうことを考えると、やはりこれは単純な預り金ではなくて、対価に対する一部だという見方が大きな議論にもなってるし、私もそうだなというふうに思います。（「私は思いません」の声あり）

○議長（川越信男） よろしいですか。

○池山節夫議員 よろしいですよ。

○議長（川越信男） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第17号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

○議長(川越信男) 異議がありますので、意見書案第17号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(川越信男) 起立多数です。

よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

△決議案第2号上程

○議長(川越信男) 次に、日程第24、決議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○持留良一議員 今回、皆さんも御存じのとおり様々な状況が日々テレビで映し出されています。子供たちへの影響、そして世界が懸念する平和、そのことが大変私たちも心配であります。であるならば、やはりしっかりと私たちも市民の代表として議会として、その決議を上げていくと、世論を大きくしていくと、その一助と

してこの決議案を提案するものです。

ロシアは一方的にウクライナへの軍事侵攻を開始し、既に多数の民間人を含む人々の命が奪われています。そしてまた各施設への攻撃、病院への攻撃、本当に無差別的な攻撃が始まっています。このことはウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であることから断じて容認することができない。そういうことを理由として提案いたしました。

以上です。

○議長(川越信男) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

決議案第2号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長(川越信男) 次に、日程第25、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

議長において1名を指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議長において1名を指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、前田隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました前田隆議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました前田隆議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました前田隆議員が議場におられますので、この席から議会規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 次に、日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 次に、日程第27、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

各委員長から所掌事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和4年第1回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員